

地方名	第一審訴訟受理件數	第一控訴受理件數	第二控訴受理件數	計
浙江	二、七七六	三、五七四	一、四八二	七、八三二
福建	一、六三五	一、七一七	四〇九	三、七六一
江西	八八四	四四五	六八	一、三九七
安徽	八八四	三三一	七一	一、二八六
山東	二八三	一七〇	—	四五三
河南	—	—	—	—
湖北	—	—	—	—
湖南	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—
四川	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—
廣西	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—
貴州	—	—	—	—
熱河	—	—	—	—
察哈爾	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—
綏寧	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—
青海	—	—	—	—
新疆	—	—	—	—
西藏	—	—	—	—
蒙古	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—
台灣	—	—	—	—
總計	三、七八四	二、七三六	六、八九三	一三、二一三

地方名	第一審訴訟受理件數	第一控訴受理件數	第二控訴受理件數	計
浙江	一、八三九	一、七七三	三一五	三、九二七
福建	七四二	四五七	六二	一、二六一
江西	四九四	三一八	五四	八六六
安徽	—	—	—	—
山東	—	—	—	—
河南	—	—	—	—
湖北	—	—	—	—
湖南	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—
四川	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—
廣西	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—
貴州	—	—	—	—
熱河	—	—	—	—
察哈爾	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—
綏寧	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—
青海	—	—	—	—
新疆	—	—	—	—
西藏	—	—	—	—
蒙古	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—
台灣	—	—	—	—
總計	三、〇〇二	二、五二二	七、一九三	一三、五二七

地方名	第一審訴訟受理件數	第一控訴受理件數	第二控訴受理件數	計
浙江	一、九〇六	一、八一九	三七七	四、一〇二
福建	一、〇四三	七五	—	一一〇八
江西	六五八	三五九	—	一、〇一七
安徽	—	—	—	—
山東	—	—	—	—
河南	—	—	—	—
湖北	—	—	—	—
湖南	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—
四川	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—
廣西	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—
貴州	—	—	—	—
熱河	—	—	—	—
察哈爾	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—
綏寧	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—
青海	—	—	—	—
新疆	—	—	—	—
西藏	—	—	—	—
蒙古	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—
台灣	—	—	—	—
總計	三、三三〇	二、六六六	六、七一九	一三、〇一五

地方名	第一審訴訟受理件數	第一控訴受理件數	第二控訴受理件數	計
浙江	—	—	—	—
福建	—	—	—	—
江西	—	—	—	—
安徽	—	—	—	—
山東	—	—	—	—
河南	—	—	—	—
湖北	—	—	—	—
湖南	—	—	—	—
陝西	—	—	—	—
甘肅	—	—	—	—
四川	—	—	—	—
廣東	—	—	—	—
廣西	—	—	—	—
雲南	—	—	—	—
貴州	—	—	—	—
熱河	—	—	—	—
察哈爾	—	—	—	—
綏遠	—	—	—	—
綏寧	—	—	—	—
寧夏	—	—	—	—
青海	—	—	—	—
新疆	—	—	—	—
西藏	—	—	—	—
蒙古	—	—	—	—
朝鮮	—	—	—	—
台灣	—	—	—	—
總計	三、三三〇	二、六六六	六、七一九	一三、〇一五

〔丙〕在支外國關係の諸法制

現在中華民國にある外國關係の法制として挙ぐべき重要なものは先づ公法よりすれば(一)領事裁判權及び(二)其延長たる會審裁判制度並に(三)居留地行政に關する法規(四)租界行政に關する法規等にして私法に屬するものは外國人土地所有權、商租權、租權、典權、押權、商標權等なるが、今右の内在支領事裁判權並に其延長に關するもの、要項を示せば左の如し。

在支領事裁判權

在支領事裁判權に關しては今井法學博士始め多くの専門學者研究家の發表する所尠なからざるが、茲には支那政府が領事裁判權撤廢國際調査委員會召集の爲め、特に組織せる法權討論會に於て研究發表せる所を掲げ、以て其内容並に支那側の主張を明にせんとす。從つて其引用往々にして支那側に有利に解釋せる點あるは已むを得ざる所、特に讀者の考慮を要す。



列國の在支領事裁判權の沿革

列國が支那に領事裁判權を有するに至りたるのは蓋し英國を以て其嚆矢となす。其根據は即ち前清道光二十三年(西曆一八四三)七月の支英五港通商章程是なり。而して右條約締結以前に在りては外國は支那に領事官を設けたりと雖、尙ほ在留民の訴訟事件を受理せしこと無く且一に支那官吏の裁判に聽きたり。茲に其沿革及事實を記述すれば次の如し。

條約締結以前

明末外國人の支那に來りて貿易せし者は何れも支那の法律賦課々税に遵服し來れるが清朝の初めに至り北方の露西亞と特殊の條約を結びたるを除く以外、其の他の諸國は依然として完全に支那の主權に服従しつゝありたり、之を文書に徴するも其例に乏しからざるも今其の極めに顯著なるものゝみを列舉せんか、略下の如し。

- (一) 佛國水夫の殺人事件、乾隆四十五年(西曆一七八〇)英船 *Stoughton* 及び *Stomont* 共に廣東に碇泊したる處甲船の佛國水夫乙船の葡國水夫と争鬪をなし葡國水夫は遂に佛國水夫の爲に殺害せられ加害者は佛國領事館に潜伏したり支那は其犯人引渡方を要求したるに佛國は乾隆十九年(西曆一七五四)佛人支那に於て英人を殺害したる際、加害者を引渡さざりしが爲通商を停止せられ損失頗る大なりしに懲り直に之を引渡したり、依て支那政府は遂に之を死刑に處したり、是れ支那の刑罰の西人に及びたる例なり。
- (二) 英艦誤つて支那人を死に至らしめたる事件、乾隆四十九年(西曆一七八四)英船 *Lady Hughes* 廣州灣に於て砲を放ちたる際砲手砲中に實彈の殘留せしに氣付かず誤つて支那人を傷けたり、十一月十一日の上諭に兩廣總督孫士毅外國船砲を放ち誤つて内地の水夫吳亞科等三名を傷けたり、依て該本國に返還し自ら處罰を行はんことを要求すと奏上す、殊批に曰く誤てりと、寄諭に曰く舒常孫士毅、噲廉船砲を放ち誤て人を斃したるに之を該本國に返還して自ら處罰せられたしと要求したり、其の處分甚だ誤てり依て此の旨を傳へて戒飭す十二月十八日舒常、孫士毅旨に違ひ砲を放ちて人を斃したるの些革を處罰せりと奏上せり。
- (三) 米軍艦誤つて支那婦人を傷害したる事件、道光元年(西曆一八二一)米艦

那も敢て力争せざりしことあり。此より以後外人の犯罪は外人自辦するの慣例生じ、支那の法權漸く外人の手に移るに至れり。

締約の沿革 道光七年以後外人は支那の法權に服せざるの慣習漸く生じたるも明文の約束なかりし爲常に争議を生じ易かりしが、阿片戦争後に及び外人の氣勢頓に昂り、乃ち領事裁判權を商約中に明定せり。其の最初に規定せられたるものは道光二十三年(西曆一八四三)の支英五港通商章程是なり。即ち其の第十三條に左の如く規定せり。

英商支那人を告訴せんとする時は、必ず先づ領事館署に赴き其の被害を申立つべし、領事官は先づ兩者の是非を調査し訴訟を成立せしめざらんが爲極力之が調停に力むべし、又支那人英國領事官署に赴き英人を告訴する者あるときは領事官は同様訴旨を聽き調停に力めて小事をして大事を醸すに至らしめざるやう力むべし、英商上級官廳に訴願せんとする場合には又領事官を経て之が申立をなすべく書狀内に不當の語ある時は領事官は之が訂正を要求して取次をなきざるべし若し訴訟事件あり領事官に於て之を調停し能はざる時は支那官憲に請ひ共同して事件を調査し事情を明かにして公平に裁斷すべく以て訴訟事件を多からざらしむべし英人被告の科罪に付ては英國領事官英國の法律に依りて之を處罰し支那人の科罪に付ては支那の法律に依るべく共に前の江南善後條款によりて辦理すべし。

是れ領事裁判が正式に條約中に規定せられたる初めなり。但し其の語意に稍判然せざる處ありしが、次で米(西曆一八四四)佛(西曆一八四四)伊(西曆一八四四)瑞(西曆一八四七)等締約するに及び、其の意義漸く詳細明晰となれり。茲に支米、支佛五港通商章程に規定せる所を示せば左の如し。

(一) 支外混合の民事に關しては支外の官吏各自調停をなすべく調停ならざる時は始めて會同して辦理すべし、支米五港通商章程第二十四條の規定に「合衆國人民支那地方官に告訴を提起せんとする時は先づ領事に其の被害を申立つべく領事查明の結果書狀の字句明白にして理由あるものと認むる時は即ち之を地方官に取次ぐべし支那商民領事等の官吏に向つて告訴を提起せんとする時は先づ地方官に之が申立をなすべく地方官查明の結果書狀の字句明白にして理由あり

「Ready」號の水兵德拉諾華なる者船中より土器を投じたるに偶々傍に支那の小舟あり誤つて民婦の頭上に落ち遂に之を死に至らしめたり、支那官吏該水兵の引渡方を要求したるに米人應ぜざりし爲遂に其の貿易を停止せり、米人即ち支那官吏に米船に於て會同審理せん事を請ひ以て讓歩を示したり、然して審理の結果水兵有罪を宣告せられたりしも米人は僅に之を船中に幽置したるに止り支那側に引渡さざりし爲め、支那は大に怒り終に禁を解かず、米商は其煩に堪へずして遂に該水兵を支那に引渡したり支那は即ち城内に於いて之を處刑し其の遺骸を米艦に返し漸く通商再開せらるゝに至れり、此の事件に關し米國當局は「支那の海内に於ては支那の法律に従ふべく假令不正なることあるも亦反抗せざらん」(We are bound to submit to your laws while we are in your waters, be they ever so unjust, we will not resist them.) と宣言せり、是れ亦領事裁判權なかりし明證なり。

(四) 外人の支那人傷害事件、道光六年(西曆一八二六)三月十九日阮元、成格より外人囑咐阿爾人民を殺害したる事件を審判せりと奏上す、殊批に曰く刑部承知す。

(五) 外人口論して死に至らしめたる事件、道光十年(西曆一八三〇)十月二十四日李鴻賓外人と口論の末争闘し相手死に至らしめたり依て法に依り處罰せりと奏上す、殊批に曰く承知す。

以上刑事事件の外民事事件に付きて外人が支那法權に服せし事例なし民事例へば賣買金錢貸借等の紛糾事件に關しては當時多く支外人の商人團體自ら和解を計り、官を経て審判せし者極めて稀なりしなり。只當時刑律甚だ厳しく即ち前に挙げたる二三の各例の如く僅に過失殺傷の爲めにも一律斬に處せられし爲、外人は頗る之を不平とし事々に支那の管轄を脱せん事を謀り、支那官憲が嚴重交渉するときは、勉めて之に服従せしも、然らざれば即ち其の管轄より離れんとするに至れり。道光七年(西曆一八二七)澳門に於て葡萄牙の黒奴支那人を殺害したるが、葡萄牙國は之を支那側に引渡すことを肯せずして自ら處罰を行へり、次で道光十年(西曆一八三〇)英國の保護民三名和蘭船長を殺害したる事件あり、支那側之を支那の處罰に移さんことを要求したりしも英國は承諾せず、支

るものと認むる時は之を領事等の官吏に取次ぐべし若し支那人と合衆國人と相争ひ和平を以て調停し能はざるものあるときは兩國官吏公平に查明して之を決定すべし」とあり支英五港通商章程第十三條と前略相同じ支佛五港通商章程第二十五條の規定に「佛人の支那人に對し怨を懷くものあるときは先づ之を領事官に申立つべく領事官は充分事件を調査して極力調停に力むべし若し支那人の佛人に對し怨を懷くものあるときは領事官は又公平に調査して之が調停を試むべし若し訴訟事件生じ領事館に於て之を調停し能はざる時は支那官憲に請ひて協力辦理し事情を明かにして公平に裁斷すべし」とあり字句異なる所あるも其の主義固より一致するものなり。

(二) 支外混合の刑事に關しては則ち支那人の地方官支那の法律によりて審斷すべく外國人は外國領事該外國の法律に依りて之を審斷すべし之れ支米、支佛兩章程中に極めて明かなる所なり支米通商章程第二十一條に曰く「爾後支那人民合衆國人民と争闘して訴訟交渉の事件ある場合は支那人民は支那地方官之を捕へて審斷し支那の法律に照して處罰すべく合衆國人民は領事等の官吏之を捕へて審斷し本國の法律に照して處罰すべし但兩者共公平なる裁斷を得せしむべく偏護のことありて争闘を開かしむるが如きことあるべからず」云々

支佛通商條約は更に一般的通例を定む其の第二十七條の規定左の如し。「凡そ佛蘭西人と支那人との争闘事件あり或は争闘中一二名のもの又は多數のもの銃器又は他の器械に依りて傷害せられ死を致したるものあるときは支那人は支那官憲嚴重之が逮捕に力め支那の法律に照して處罰し佛蘭西人は領事官之を逮捕し佛蘭西の法律に照して迅速に處罰すべし其の如何に處罰すべきは將來佛蘭西之が規則を定むべく若し別個の状況により本條に於て明かならざるものあるときは俱に此に照して辦理すべし所定の法例に依り佛蘭西人五港地方に於て罪を犯したるものある場合は均しく佛蘭西の法例に照して辦理すべし」

(三) 純然たる外人間の事件に關しては支那は均しく之に容喙することを得ず而して此種の事件に又二種類あり一は同國籍外人間の事件にして他は異國籍外人間の事件なり前者に關しては支佛章程は只支那は之に容喙することを得ずと定められ後者に關しては支佛章程は只支那は之に容喙することを得ずと言ひ支米章程は猶本國間の條約に照して辦理すべしと定めたり茲に其條文を掲ぐれば支佛五港通商章程第二十八條の規定に「佛蘭西人五港地方に於て訴訟の事



あるときは均しく佛蘭西官吏の辦理に歸し又若し佛蘭西人と外國人との緊争事件ある場合は支那官吏は之に容喙するを要せず」とあり支米五港通商章程第二十五條の規定には「合衆國人民支那の各港に於て財産の事に關し訴訟を起したる者あるときは本國領事等の官吏之を調査辦理す若し合衆國人民の支那に於て異國の商人と争論するものある時は原被告に聽き各本國間に締結せられたる條約に照して辦理し支那官吏は均しく之に容喙することを不得」とあり此に看るときは定められたるものは則ち民事に關するもののみならずしを知るべし其の純然たる外人間の刑事事件に關しては特に明文なしと雖之を支佛章程第二十七條に徴するに「佛蘭西人五港地方に於て若し大小の犯罪ある時は佛蘭西の法則に照して辦理す」との一語あり更に支外混合刑事事件の外人被告は外國領事の審問處に歸すとあり當然支那の容喙し得る所に非ざるなり。

以上述べたる所に依りて之を看るに、領事裁判制度は己に此時に於て燦然として備はり、支那は己に全く其の外人管轄の權を失ひ且外國領事は支那人の被告たる民事事件に迄も容喙する事を得るに至り、支那の完全且自由なるものは只僅に被告支那人たる刑事事件のみとなれり。但し此時尙支外混合民事事件に關しては如何に會同審斷すべきや、何種の法律に依り審斷すべきや、又其の審斷機關は何國の法廷たるべきや未だ明瞭の觀念無かりしなり。

太平天國の亂に各地の避難民上海に集合せる處、咸豐三年（西曆一八五三）廣東の奸民劉麗川上海を陥れ避難民は悉く租界に入りたり。此時上海地方の官吏は盡く逃亡し、租界の支那人甚だ多きも之を管理する者なかりしに依り、外國領事起つて警察及司法の權を執行せり、是れ外國法權の支那人民に及びたる始めなり。當時大亂方に熾にして支那政府之に干渉する暇無く、而して租界の支那人は日に増加し其裁判執行の方法又日に備はりたり。亂稍平かなるに及び支那國官吏其の善後會議に出席し、同治七年（西曆一八六八）年來の事例を參酌して章程を改定し（即ち洋濱濱設官會審章程）會審公堂を設立せり。然して之を當時の一般條約に按ずるに支那の失ひし所に甚だ多かりしなり。蓋し上海は支那の法權喪失史中最も顯れし所なりと云ふべし。

理處罰し何等の制限なしと明定しあるを除くの外、其餘の處罰は財産刑を以て限度とし其沒收物は支那の國庫に歸す又其處罰執行者は多く海關の吏員とす。海關は外人の參與する者ありと雖固より支那の官廳なり。支米、支英、支佛天津條約後相次で支那と通商修好條約を訂したるもの同治十三年（西曆一八七四）迄に獨逸、葡萄牙、丁抹、和蘭、西班牙、波斯、奧地利、日本、秘露の九箇國あり、又其の前約を修補せるものには咸豐十年（西曆一八六〇）の支露續約、同治五年（西曆一八六六）の支伊續約等あり、此等新約及續約の領事裁判權に關する規定は大約支米支佛天津條約と異なる所なし。只支葡條約のみは支英の夫に相似て刑事に關しても亦會同なる字句あり、又注意に値するものなり。此時の支日條約の規定は雙務的にして我國亦日本に對し裁判權を有したりき。

支英天津條約後領事裁判制度大いに定りたるも、只約中の所謂會同審斷なる一語重大問題となり紛糾久しきに及びて解決せられざりしが、光緒二年（西曆一八七六）支英煙臺條約締結せらるゝに及び遂に詳細なる規定を設くるに至れり。該條約第三條に、

「内地各省地方或は開港場に於て英人に關係ある殺人強盜の事件ありたる時は英國公使は其地に官吏を派遣して觀審せしむべし此の事は先に明白に聲明して後日の異議を除かんが爲め公使（英國公使威妥瑪）より上述の趣旨の公信を發すべく總理衙門は之に答へて右が將來取るべき手續方法なることを確認すべし支那の各開港場に於ける審判交渉事件は兩國の法律相互に差異あるを以て只被告の本國の官署に赴き告訴すべく原告の本國官吏は裁判所に赴き之が觀審をなし得べし若し觀審員裁判手續に不滿の點あるときは詳細に辯論することを得べく以て雙方に不公平なること無からしむ其の適用すべき法律は被告の本國の法律たるべし此れ即ち天津條約第十六條所載の會同なる兩文字の意義にして以上は兩國官吏の均しく遵守すべき所なり、此の約文に據り所謂會同事件は何處の審判によるべきや何れの法に據り審判すべきや並に如何に會同すべきや（即ち一方は承審一方は觀審）漸く明瞭となりたり其の文中に指したるものは天津條約第十六條なりと雖民事に關しては各條約中に早くより會同審斷等の字句あり故に外人亦此を觀て民刑兩者に共通なりと解釋し之を實行せり只觀審の權限如

咸豐六年（西曆一八五六）の頃英米佛各國の五港章程均しく改約の期に達し屢支那政府に之が要求をなしたるも應ぜられず、英佛は遂に他の口實に藉りて支那に宣戰し、米は陰に之に應じ陽に調停を試みたり。咸豐八年（一八五八）英佛の聯合軍入京し、前後して支米、支英、支佛の天津條約締結せられ、以前の五港通商章程は遂に之が廢止を宣言せられたり。其領事裁判に關する事項は支米條約は第十一、二十七、二十八の各條に於て規定せしが前約大と異なく、只支英條約は前と規定せる所同じからざりき。茲に該條約第十五、十六、十七の各條の全文を録すれば左の如し。

第十五條 英國臣民間に起りたる事件は身分に關するものと財産に關するものとに論無く皆英國の裁判管理に屬すべし  
第十六條 英國臣民にして罪を犯したるものある時は皆英國之を處罰すべく支那人の英國臣民に對し罪を犯したるものある時は皆支那の地方官之を處罰すべく兩國の交渉事件は彼此會同して公平に審斷し以て至當なることを明にすべし  
第十七條 英國臣民にして支那人を告訴せんとするものは先づ領事官署に赴き其の被告を申立つべし領事は事件の真相を調査し極力調停を試み訴訟を成立せしめざるやう力むべし支那人にして領事官署に赴き英國臣民を告訴せんとするものあるときは領事は同様に和解せしむる權力を備へし萬一和解し能はざるものあるときは支那官吏と領事官會同審査し公平に之を處理すべし

右第十五、第十七の兩條は均しく米佛と締結せしものと異なる所無し。只第十六條に規定せる支外混合刑事事件は會同して公平に之を審斷すべしとの語は、全く以前の各條約に無かりしものにして、刑事觀審の問題は實に此の處に起りたるものなり。然して當然英文の原約には更に會同なる字句無かりしも翻譯者民刑の區別に明かならざりし爲、第十七條に會同審斷すとありしを以て遂に之を同様の語句に翻譯せしものにして、支那の刑事審判の全權此數字の内に破壊せられたるを知らざりしなり。英、佛、米、の天津條約には尙記すべき事あり。外人の海關輸出入等の事に關し禁を犯したる者ある時は其の處罰の權は依然支那に在りて該外國領事に屬せざることは是にして、即ち領事裁判權の一制限たり。只此種の處罰は脱稅及禁輸出品携帶入境に關し支米條約に支那地方官自ら辦

何は此の條約に於ては尙未だ明瞭ならざりしなり  
と規定せり。次で光緒六年（西曆一八八〇年）の支米續補條約第四條には更に詳細なる規定あり。其の文に

「支那人と米國人との間に紛争を生じたる場合は兩國官吏之を會同判決すべく支那と米國とは此等の事件に付被告が何國の人たるに依り其國の官吏之を審理するものなることに同意すべし又原告の國の官吏は審判の際自由に往いて觀審することを得べく承審官は觀審の禮を以て之を待遇すべし該原告の國の官吏若し證人を増し或は證人に對し訊問及反對訊問をなさんと欲する場合には更に證人を出頭せしむることを得べく尙ほ觀審員辦理を不公平なりとする場合には之に對し詳細辯論し且上級官吏に報告することを得べし尙ほ總ての事件に對し其の審判員は各本國法律に依りて之を辦理すべし」

判權亦其の固有の範圍を超ゆるに至れり。  
日清戰爭後、日支間に通商航海條約を締結し、光緒二十三年（西曆一八九六）従前の雙務的規定を撤去し改めて日本は支那に對し領事裁判權を有することとせり。其の内容は各國の夫と略相同じく、只支外混合の民刑事件に關しては各本國官吏の審問判決に歸すべしとのみあり、會同なる字句なく語意極めて明瞭あり。故に此の條約に基き日本は原告外人被告支那人の事件に對し確實に觀審の權無く、只最惠國條款あることを主張して觀審を實行し來れること他國と異なる所なし。

庚子の變後（西曆一九〇〇）國人漸く目覺むる所あり、漸次法權回收を提唱する者現はるゝに至れり。故に光緒二十八年（一九〇二）の支英改訂通商航海條約第十二條に、「支那に於ける法律の情況及審判の方法其他にして満足なりと認めらるゝに至る時は英國は其の治外法權を廢棄すべし」との語あり其後支米通商航海條約（光緒二十九年一九〇三）支日通商航海條約（光緒二十九年一九〇三）支葡通商條約（光緒三十年一九〇四）にも同様の規定あり、然して續約例へば瑞典通商條約の如きも亦此の意味を規定せしが、然も此は甚だ空漠たる望に過ぎざりしなり。  
民國六年（西曆一九一七）支那は獨逸に宣戰し、戰終りて民國十年（西



曆一九二二)五月支獨條約を締結せり。其の第三條に曰く「兩國人民は生命財産のことに關し均しく所在地法廷の管轄の下に在るべし」と。又曰く「兩國人民は其の所在國の法律を遵守すべし」と。同時に兩國代表は「支那に於ける獨逸人の訴訟事件は全部新設の法廷に於て新法律に依り審理せらるべく上訴の權を有し並に正式の訴訟手續に依り審理せらるべし」と照會聲明せり。是れ乃ち支那に於ける領事裁判權撤去の始なりとす。次で露國は民國六年(西曆一九一七)以來國內分裂し政權に統一無く其駐外公使領事等は實際上己に代表の能力なかりしを以て、支那は即ち九年九月其の公使領事の待遇を取消し且在支露人は悉く之を支那法權の下に置くに至れり。此の事は條約上に根據なしと雖支露の條約關係已に消滅せるを以て領土主權の本質に準じ當然斯の如くなるべきなりしが、民國十二年露支條約締結せらるゝや、領事裁判權は完全に撤去せられ兩國平等となるに至れり。

列國の在支領事裁判權の内容

管轄範圍 列國の在支領事裁判權は純然たる被告主義を採るを以て其の管轄範圍亦此に依つて定まる。今此の標準を按ずるに支那に於て發生せる一切の司法事件中領事裁判權の下に屬すべしと決せらるゝものに左の六種あり。

- 一、民事の原告支那人にして被告外人たるもの
  - 二、刑事の被告支那人にして被告外人たるもの
  - 三、民事の原告支那人にして被告外人たるもの
  - 四、刑事の原告支那人にして被告外人たるもの
  - 五、民事の原告支那人にして被告外人たるもの
  - 六、刑事の原告支那人にして被告外人たるもの
- 此の六項は又之を三者に區別すべし。一、二は支外混合事件三、四は外國單純事件五、六は外國混合事件とす其の被告皆外人なるが故に、支那法權の及ぶ能はざるものにして、領事裁判の本質に屬するものたるこ

と支外條約に明瞭なる規定あり。

在支各外國彼此の裁判範圍即ち前述の外國混合事件は何國の審判に依るべきや特に約束なしと雖、亦被告所屬國の審判に依るを以て慣例とす若し被告多數にして國籍同一ならざる場合或は刑事の共犯にして國籍同一なるざるものゝ場合も亦被告の國により分つて之を取調をなすべく、假令科罪同一ならずとするも亦之に聽かざるべからざるなり。

裁判の管轄は被告に依りて定まり被告が何國人たるかは當然各國の國籍法に依りて定まる。只支那人にして歸化して各國の國籍を取得したるものゝ裁判管轄範圍如何に付ては昔時頗る紛糾を生じたりしが今日は支那亦其の所得の國籍を認むるに至れり。又支那に來りたる外人にして未だ本國官吏署に登記せざるが故に其の國籍を確證し難きものは其の本國の保護を受ける能はざること亦一慣例たり。

凡そ權利國人にして支那に來れるものは固より其の領事裁判を受く然れども亦例外あり。其一是治外法權を有するものとす。治外法權あるものは其の身他國に在るも在來其國の裁判權に服することなし、即ち領事裁判制度に依り其の原則を變更すること能はざるものなり、且領事は公使の監督を受けるものなるを以て公使の裁判は之を領事に託すること能はざるなり。其二是領事とす。領事は國際法上治外法權無く理論上當然領事裁判權の支配に歸すべきものなるも、領事は裁判權を行使するものなるを以て法により宜しく迴避をなすべきものにして自ら裁判をなすこと能はず、近く在る同僚の領事之を裁判する管轄も亦便ならず、故に本國之を處理す。其三是軍人とす。領事裁判權は軍事裁判權を變更することを得ず、故に現役軍人の刑事事件に付きては概ね軍事裁判に服すべきものとす。此の三者は即ち領事裁判權の例外なり、昔時獨逸には皆明文の規定あり、只英國の制度に在つては公使領事の二者は之を本國に委ぬるを要せずとなす、蓋し支那に正式法院を有するが故なり。

此外權利國人にして支那に於て職務に服する者が領事裁判を受くるや否やは實に問題なり。英國の國際法學者ホールの説に依れば凡そ英人

にして義務國に服務するものは理として義務國の裁判に服すべし、但し

文官の行政法の範圍内に於いて義務國の治下に屬するに過ぎざるものは依然本國法權の支配を脱すること能はざるなり。武官は即ち職務の性質同じからざるものなるに依り義務國の法權に服すべきものなりと。支那の現行制度は即ち此の語に基き税關に使用する外人犯罪あるときは此を解職して該外國に引渡し審判せしむるが如き即ち是なり。武官は多く顧問教師等なるが軍隊に服務するもの尠きを以て其の管轄の前例も亦甚だ尠きものとす。

凡そ支那と條約の取極めなき國の外人或は條約上領事裁判權無き外人は完全に服すべきこと當然にして絕對に例外なし。只此に説明すべきものあり、往々被保護國の人民未だ其國が支那と締約せざるに而も支那の法權に服せずして領事裁判權の支配を受くるものあり、支那に於ける安南人印度人等の如き即ち是なり、此れ無條約國人は支那の法權を脱し得べしと云ふに非ずして、支那と其の保護國との間に締結せられたる條約の効力が該被保護國に及ぶに由るもののみ、之を例ふれば支那條約の効力安南人に及び支那條約の効力印度人に及びしのみ、此種効力の及ぶ道に二あり一は某國支那と締約し該被保護國も同様其の領事裁判權の支配を受くべしと明定せるものにして(佛の安南の如し)、他は某國支那との締約に先立ち己に該被保護國を設定し締約の際其の保護を默認したるもの(英の印度の如し)なり。此の以外は支那との締約國假令被保護國を設定するも、其の被保護國人民は領事裁判權の保護を受くることを主張する能はざるなり、無條約國人無權利國人或は權利國の官署に服務する者或は權利國の私人に服役する者或は租界に居住するもの或は權利國船舶の船員たる者等も亦均しく完全に支那の法權に服従すべく、權利國の權利と同様なること能はざるなり、蓋し領事裁判權は條約以外には存在の餘地なきを以てなり。

法人の訴訟に關しては若し其の設立者悉く同一國籍の者たる場合は其の國籍國の領事裁判に依り、若し設立者の國籍同一ならざる場合は其の

自ら定むる所に聽き登記を以て標準となすべし、是れ亦慣例なり。

茲に上述せる所を綜合して左に列舉し其の概略を明にすべし。

- 甲、權利國人にして領事裁判を受くるもの
  - 一、支那に於て商業を營むもの或は支那に居留するもの
  - 二、支那に於て職務に服するもの
  - 三、同一國籍の法人
  - 乙、非權利國人にして領事裁判を受くるもの
    - 一、權利國の保護する國の人民にして條約に明定せられたるもの或は默認せられたるもの
    - 丙、權利國人にして領事裁判を受けざるもの
      - 一、大使公使及治外法權を有するもの(英米を除く)
      - 二、領事(英米を除く)
      - 三、軍人
      - 四、支那の軍隊に服務するもの
- 以上述べたる所は對人的管轄範圍にして、其の對地域的管轄は現在條約の定むる所に依れば支那全土を以て其の範圍となし別に例外なし。次に對事物的管轄は民事に於ては一切を包括すと雖、刑事に於ては尙ほ一二の例外あり。即ち
  - 一、脱税或は禁制品を携帯して支那に入るもの
  - 二、各海關の行政規則に違反するもの
- 以上の二項は皆支那官廳の處罰に歸し領事裁判權の管轄範圍内に在らず、其第一項の事件に對しては支那條約中に支那官吏自ら處罰すべしと明定し別に制限無し、故に其審判及處刑は自ら悉く支那法律の辦理に依る尙前述の第一項第二項の事件に對しては條約上多く財産刑を以て限度とす、故に支那が條約により處罰を行ひたる後各國が該犯人に對し法に依り再び處罰を行ふや否やは各該國の法律に依り定まるものとす。



三、公使或は公使館員に依りて法院を組織するもの  
以上の三種に區別すると雖、實際は領事の法院組織が依然今日用ひらるゝ所の制度にして、領事裁判法院を有するものを除く外、其の特に正式法院を設くるものも亦領事法院を廢せず依然一部分の審判權を與ふるものにして、只特に正式法院に重きを置くに過ぎざるのみ。公使或は公使館員に依りて組織せられるものも、亦領事法院と並び行はるゝものなる處現今此を行へるもの甚だ少し。

茲に佛、英、米、日四國の制度を左に分述すべし。

佛國 佛國の在支裁判制度は三審制にして在支領事法院、佛領越南西貢法院、巴里の大審院の三段に分たる領事法院は支那の重なる開港場に設けられ一切の民事訴訟を管轄す但し刑事の重大事件即ち豫審を要するものに付きては其の公判審理は西貢の第一審法院に屬し在支領事は只其の豫審をなすのみ領事法院の審判は豫審及違警罪の如きは領事單獨にて之に當るも他は皆合議制を採り領事が裁判長となり人民中より二名を選定して陪審者たらしめ以て領事裁判の不足を補ひ且亦商事を重んずるものなり西貢法院は第一審と第二審とに分たれ第一審は在支豫審事件の公判にして三名の専門裁判官と陪審者二名とを以て之を組織し第二審は在支領事裁判所の民事裁判に對する不服申立及前述の豫審事件に付き西貢法院の第一審判決に對し不服申立をなすものを裁判す此の法院は裁判長及二名の人民代表者及び七名の専門陪審員とを以て組織す其の判決に對し不服ある場合は更に巴里の大審院に上訴することを得。

英國 英國は領事に依りて地方法院を組織し一部分の裁判權を執行せしむる外上海に正式高等法院を設く、其の終審機關は即ち本國樞密院なり。

一、地方法院 (Provincial Court) 各領事の管轄區域内(上海は高等法院の直轄なるを以て之を除く)に各地方法院を設け該地の領事を以て之を組織す民事に關しては法律上高等法院に專屬すと定められたるものを除くの外皆之を受理するを得刑事に關しては僅に一年以下の自由刑拘留或は百磅以下の罰金を宣告し得るのみ審理は領事單獨にて之に當る但し訴訟物價百五十磅以上の民事及自由刑三ヶ月以上罰金二十磅以上の刑事には必ず參審員 (Assessors) を用ふ參審員は専門の知識を以て判事を補助するを目的とし判決に參與することを得ず其の人員は二名乃至四名にして領事隨意之を定む

二、高等法院 (Supreme court for China) 高等法院は之を上海に設く其の管轄範圍は支那の全境に及び第一審にありては地方法院の管轄事件に就き共同管轄權あるを除くの外地方法院の管轄に屬せざる一切の民事訴訟を受理す第二審に在りては地方法院の判決或は本高等法院の第一審判決に對する上訴を受理す故に高等法院は實に第一審第二審の兩級を兼ねるものなり高等法院には正判事一名補助判事若干名を置き其の法廷組織には獨任、合議の二種あり第一審に在りては獨任制を用ひ第二審にありては刑事は合議制を用ひ民事は兩者何れにても可にして隨意法院に於て之を定む凡そ事件の重大なるものは必ず陪審員或は參審員を用ひ陪審員は五名以上十二名迄とし參審員は一名より三名迄とす高等法院の管轄は支那全土に及ぶを以て其の判事或は補助判事は隨時各地方法院の管轄區域を巡廻し一切の民事事件を審判することを得其の巡廻の時期及回数に付ては何等定期無く只必要に應じて始めて之を行ふものなり

三、英本國樞密院 高等法院の下したる第二審判決に對し不服あるものは英本國樞密院に上訴することを得但し其の上訴には若干の制限あり

米國 當初米國の制度は二級制にして凡そ輕微なる事件は各地方領事之を裁判し不服ある者は公使に依りて其の第二審をなしたりしが其後此の制度を以てしては充分なること能はずと遂に英制に倣ひて在支米國地方法院を設けたり、其の後も従前の領事法院は依然之を存したりしも其の權限は大いに削減せられたり

米國の在支領事法院は上海領事に裁判權無きを除くの外民事に關しては米金五百弗以下の事件を受理することを得刑事に關しては拘留二ヶ月以下或は罰金百弗以下の事件を受理することを得米國の在支地方法院は第一審として上海に於ける一切の民事事件及各領事法院の管轄に屬せざる一切の民事事件を管轄し且第二審として各領事法院の判決に對する上訴を管轄す本地方法院の判決に對し不服ある場合は米國桑港の高等法院に上訴すべく更に不服ある時は中央大審院に上訴す、地方法院は現に上海に設けられ居り其の管轄範圍は支那全土に及び毎年數回とも廣東、漢口、天津に赴きて一回開廷す其他尙必要ある場合は隨所に開廷することを得現に正判事一名を置く其の任期は十年とす

多く其の設け無し、只領事が事件の大小に依り館員をして之に當らしむることあり。

適用の法律 領事裁判所適用の法律は領事の本國の法律たり、此れ支外條約に明に規定する所なり。然して該本國の法律如何に至つては該國の國際法上の問題にして各國皆特に法令を以て之を定む、其定むる所各詳略ありと雖も實體法及手續法に關しては多く國內法を準用し、只國外に於ける事情異なる所よりして之に相當の變更を加ふるに過ぎざるのみ。其の援用する所のもの凡そ左の如し。

- 一、本國法律 民法刑法訴訟法の如し
- 二、國際私法 兩國の混合事件に關し
- 三、支那の慣習法 商業事件に關しては支那の慣習法を準用す
- 四、土地法 租界外に在つては支那の法規を援用す

訴訟手續 民事訴訟の手續は各國の領事裁判法規に據りて定まり又國內法を準用すること前節に述べたるが如し。茲に支那に於ける特異の點に付左に分述すべし。

民事訴訟 領事裁判の民事訴訟手續は大體國內法を標準として左の變更を加へたるものなり此の變更は支那に於ける裁判にのみ限るものにして之を分述すれば左の如し。  
口頭審理主義は最近に於ける訴訟法の原則なりと領事裁判に於ては往々にして之に依ること能はざる場合あり蓋し當事者が裁判所より遠隔せる地方に在る場合に於ては若し之を出廷せしめんとせば費用及日子を要し而も其の職業を妨ぐることを恐らざるが故なり依て慣習上多く書面審理を用ひ原告が支那人たる混合事件に於ても支那官憲を介し書面を以て陳述をなすことを得べく裁判所は只被告たる自國人のみを呼出して審理す

缺席裁判制度は領事裁判に於ては之を用ふるもの極めて尠し證人訊問は本來法に依り其の出廷を強制すべきものなるも領事裁判制度に於ては事情の異なるに依り變更する所あり通常領事は其の管轄區域内居住の外人に對してのみ召喚訊問をなし得べしとせり民事訴訟中人事訴訟或は法人訴訟の檢事を必要とするものに關しては領事裁判制度に於ては未だ檢事の設けなきに依り多く辯護士

日本 日本の在支領事裁判權は各地の領事獨任制を以て之を行ひ一切の民事事件の第一審に専任す但刑事の豫審を要するものは只豫審のみをなすことを得其の公判は之を長崎地方裁判所に移送す又外務大臣に於て必要なりと認めたる事件は領事の管轄を禁止し内地裁判所或は殖民地裁判所をして之を辦理せしむることを得凡そ領事の爲せし判決に對し不服あるものは事件の輕重に應じて地方裁判所或は長崎控訴院に上訴すべく第三審は則ち東京大審院に於て之を行ふ但東三省内(間島を除く)に於ける領事の判決に對する上訴は事件の輕重に應じて關東州高等法院或は地方法院に向つて之を爲す且此を以て終審となし大審院に上訴することを得ず

審判官及法院の職員 領事裁判制度は既に領事を以て主とするが故に、其の裁判官は當然領事たり然れども領事は商業保護の機關たるのみならず、尙ほ外交上の職務を有し併も支那に於ては又租界行政の職責を有す、一人を以てしては此の繁衝に當るの難きこと知るべきなり。故に各國は毎に領事の外に更に官吏を置いて之が補佐たらしむ。即ち英米の如きは正式裁判官の設けあり、又佛國の如き法律専門の副領事を置きて裁判を專掌せしむるものあり。

領事裁判制度に於て領事或は其他の裁判官と共に重要な地位を占むるものは陪審なり。陪審は元來人民中より五選すべきものなるも、支那に於ては多く領事之を選任す、陪審は事實の判斷及意見の陳述をなし得るに止まり、裁判官と同一に判決に參與するの權を有する能はず、陪審制度は日本を除く外殆ど行はれ居り只輕小なる事件には多く省略して用ひず、而して人數も亦事件の狀況に依りて異なり民事は二名を普通とするも刑事は二名四名の場合等一樣ならず。陪審の資格は多く之を本國に商店を有する在留民に限り英の制度に於ては公使館員、領事館員、陸海軍軍人、僧侶、辯護士、醫士等は皆此の任に充つるを得ずとせり。

各國の領事裁判には皆檢事の設け無く特に重大事件あるときは領事より館中の相當の人物を委任して之に當らしむ。英國は支那に完全なる法院を有すと雖元來檢事の制度を採用せざるが故に、此處にも亦其の制度なし。書記、執達吏等は英國の如く特別の法廷を有するものを除くの外



或は裁判所職員又は其の區域に住する居留民を以て之に代らしむ民事訴訟中  
は元來強制辯護士制度を取るものあるも領事裁判制度に於ては亦之を適用せず  
蓋し各地に辯護士少きが故を以てなり  
上訴手續も亦大體國內法と同様なり然れども領事裁判の上訴機關は多く本國  
或は殖民地の法院にして其の距離遠隔せるを以て勢ひ之に制限を加へざるを得  
ず例へば英國は五百磅以上のものにのみ始めて極密院に上訴することを許し佛  
國は三千法以上のもののみ始めて西貢法院に上訴することを得せしむる等の  
如し

訴訟判決の執行或は破産手續は皆内地法と同じく強制することを得べし但し  
領事裁判は屬人的觀念に基づくものなるが故に自國人に對する破産宣告或は其  
他の強制執行も其の効力を他國人に及ぼさんとする場合には其の所屬國の官憲  
に向つて共助を求めざるべからず

此外和解仲裁及遺産登記公證等に關する事件も亦皆領事之を管轄す  
刑事訴訟 列國の在支領事裁判制度刑事訴訟手續の最も内地法と異なる所は檢  
事の制度無くして領事は裁判官たると同時に檢事の職務をも兼ねる點なり犯罪  
の捜査及審理裁判も領事自ら之を行ひ刑の執行も亦自ら指揮する所にして捜査及  
執行に付領事或は警察を用ふるも是れ亦領事の代表たるに過ぎざるのみ故に領  
事は自ら檢事自ら之を裁判するものにして司法の精神より言ふ時は甚だ妥當  
ならざるものあり犯罪の捜査は元來司法警察の職務に屬し唯行政關係あるのみ  
なり故に權利國人の犯罪事件に付ても義務國は依然其の捜査權を失はず外國行  
政地域に於ては外國警察に依りて捜査せられ支那の行政領土内に於ては支那の  
警察に依りて捜査せられ若し犯人及證據支那領土内に潜匿せられ居る場合に於  
ても亦同じ又犯罪行為ありたることを發見するときは訴追を要求することを  
凡て刑事事件には皆上訴を許し制限を加へざること民事と異れり但違背罪の如  
き最も輕微なるものは此の限りに在らず領事は檢事の職務をも行ふが故に若し  
上訴を要すと認むるものは之を上訴すべく時に領事自ら判決せし所の事件に付  
自ら上訴をなすことあるは此の異例の甚しきものなり

刑事の判決は即刻之を執行するものにして支那に監獄を設くるもの及内地或  
は殖民地に送還執行するもの等其の例一ならず英國の制度に於ては死刑に處す  
るには必ず公使の認可を経るを要す故に公使は亦特赦の權あり是れ他國に其の  
常に動搖す

三、支那人民の權利を輕視す 領事は元來外國が在支商民を保護せんが爲  
に設けたる官なるを以て一旦之をして審判を掌らしめんか本國人を擁護せん  
とするの習性あるは當然なり故に支外混同事件に於ては支を抑へ外を揚げんとせ  
ざるものなく刑事事件の被害者支那人たるものゝ如く加害者たる外人は常に其  
の受刑甚た輕く民事事件に付支那人外人を訴ふるも領事多く之を放擲して處理  
せざるが如き即ち是なり且亦判決公平ならずして支那人民の權利を損失せし例  
甚だ多し其の結果は外尊支卑の風習を醸成し外人の氣勢は日に昂り爲に支那人  
の對外感情日に險惡となり遂に排外の虞あるに至る

四、經濟及一切の文明事業の發達を妨害す 現今國は之を開放すべく閉  
拒すべからざるは此れ普く人の知る所なり支那は特に外國人より支那の主權に  
服従せざるの故を以て開放を喜ばざるにあらざり一旦開放せんか未だ利を見ざる  
に其の弊害愈々甚し故に内地雜居の如き外資利用の如き或は外人雇傭の如き明  
に其の爲すべきを知るも顧慮する所ありて敢て爲さざるなり

外人に對する弊害 領事裁判權は權利國に於ても亦數多不利の點  
あり、其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一、適用法律の差異 領事裁判權の管轄は被告の國籍に依つて定まるを通  
例とし英人を訴へんとする者は英國領事館に赴き佛人を訴へんとする者は佛國  
領事館に赴き又米人を訴へんとする者は米國領事館に赴く故に同一事件にして  
多數の異國籍被告人ある場合は皆各其の本國領事館の審判を受く然るに各國の  
法律は全然同様の能はず審判官の意見亦差異なき能はざるを以て同一事件の  
被告或は有罪となり或は無罪となり刑を受くること或は輕く或は重く或は履行  
の責を負ひ或は履行の負を免る

二、訴訟進行の困難 事件中證人を要する場合該證人の國籍が被告の國籍  
と異なる場合は特別の場合に非ざれば強制的に之が出廷證言を爲さしむること能

例を見ざる所なり  
監獄 支那既に外人に領事裁判權を許すを以て刑の執行も亦自ら其  
の内に含まる。今日支那に正式の法廷を有するものは僅に英米のみにし  
て監獄の完備せるもの亦只英國あるのみ。其他各國は多く本國或は殖民  
地に於て之を執行す、茲に簡單に支那に於ける監獄に付記述すべし。

英人は上海廈門路に監獄一個所を設く専ら西人收容の用に充て英租界工部局  
之を管轄し其の經費も亦該局之を支出す該監獄は一千八百七七年に設置せられた  
るものにして合計七十二個の監房あり七十人を收容し得べし昔時に在つては凡  
そ刑期六ヶ月以上のものは全部之を香港に送ることを要したりしが其後各通商  
の大都會に小規模の監獄設置せられたるを以て今日に於ては長期の受獄者及死  
刑囚等も均しく此處に於て執行す獄内收容の人数極めて少きため工作せしむる  
にも便ならず只僅に獄内の掃除等をなさしむるのみなり教誨には牧師之に當り  
且獄中に於て圖書の閱覽を許す等則ち其の概略なり

領事裁判權の弊害及撤廢必要の根據

片務的領事裁判權は一方は獨り制限を受け、一方は獨り權利を受く、  
是れ國際平等の原則に背馳するものなること明にして理論上決して正當  
なる制度に非ざること言を俟たざるなり。更に一步を進めて其の實際を  
研究せんか即ち只に義務國のみが禍を受くること甚しき止らず、權利  
國も亦其の害を蒙ること尠からざるものあり、今之を左に分述すべし。

支那に對する弊害 列國が支那に領事裁判權を有するがために支  
那の蒙むる弊害實に窮り無し、其大なるものを擧ぐれば約數項あり。

一、支那主權の侵略 獨立の國家は其の領土に對し無上の權威を有し國境  
内の一切の人民財物は本國に屬するものたる他國に屬するものたるの論無く  
均しく此の最高權力の下に置かるべし此の最高主權とは所謂領土主權是なり  
今外人支那に於て領事裁判を適用し全く支那の法律に服せず其の約を違へ義に  
負く者あるも而も之を管轄すること能はず其の殺戮掠奪を見るも而も之を罰す  
ること能はず領土主權は蕩然として行はれず而して國家の獨立亦其の半を喪ふ  
此れ支那の蒙むる弊害の最も大なるものなり

はす又右證人自ら證言を爲さむことを願ひ而して其の證言事實ならずとするも  
領事館署は之に罰金を科すること能はざるなり此は異國籍の原告に對しても亦  
同様なり且假に被告が原告の要求に對し抗辯すること能はずとするも反訴を提  
起して原告の請求を消滅せしむることを得る場合に於て該領事館署既に原告を  
管轄するの權限無きに顧み該反訴の理由極めて充分なりとするも亦之を審理す  
るに由なきなり

三、外人の支那内地に於て爲せる犯罪に對する證據搜索の困難 外人  
内地を旅行し若し犯罪あるときは條約に「最寄の領事館に送りて處罰せしむべ  
く途上拘禁すべきも凌辱すべからず」とあり前の駐支米國公使黎德曾て明言し  
て曰く此の條文は之を直言すれば内地を旅行する外國人は強姦又は故意の殺人  
等を犯したる場合と雖亦之を千里の外の通商港に在る領事館署にまで送付して  
處罰すべく途上は之を看視し得るのみとなすものにして然るときは日久之きに  
及び路遠くして其の證據搜索の困難なるべきこと問はずして知るべきなり

四、外人裁判上公平なる待遇を受け難し 領事裁判は自國人を庇護する  
の傾向を生じ易きこと既に前述の如くなる處此は只に支那人に不利なるのみな  
らず在支外人に均しく不利なるものなり蓋し在支各外國人間の訴訟事件も亦被  
告の國の領事裁判なればなり甲國人乙國の領事裁判を受け乙國人亦甲丙國の領  
事裁判を受く之れ不公平なる待遇を受け易き一なり且領事は元來行政官にして  
法典も亦完備せられず甲國人甲國の領事裁判を受くるも其の公平の保障固より  
鞏固ならざるなり

領事裁判權撤廢の理由 領事裁判權は其の支外に對する弊害既に  
斯の如く當然更に存在せしむべからざるものなり。然るに昔より領事裁  
判權を主張するもの種々の説明をなして之を辯護せり。今特に逐次調査  
して之を反駁せん。(支那官邊の發表に據る)

一、宗教說 此説は古く源を土耳其に發し歐人回教と耶蘇教との精神の相異  
に藉口して領事裁判權を取得したるものなり然れども現今は已に此を主張する  
ものなく支那人民の信教の自由は上古より既に然りしものなるを以て此説は全  
く支那に於て行はること能はざるものなり

二、文明說 此説は東西文明の根本異なるの故を以て領事裁判權あるべし  
となすものなり然るに支那と日本とは文明の根本同じく而も日本亦支那に於



て此の權あり即ち此説も亦完全なるものと云ひ難きなり  
 三、法律説 此説は東西法律の根本不同を以て理由とす然れども歐米各國亦其の刑、民、商、訴の各法律字々相同じにあらざるも均しく此の制度無し假令其の説通すべしとなすも亦必ず支那と歐米相互に此の制度を用ひて然る後始めて可なるものなり

四、支那法律の不備 此説も亦是に似て非なるものなり支那の法律完備せるや否やは姑く擱き現今の領事裁判制度の下 完全なる法律なく只徒に複雑にして人をして其の從ふべき所ならしむ、支那の法律未だ完備せずとするも之を此の複雑なるに比すれば其の弊害寧ろ甚だ輕きものなり

五、支那の刑罰は殘忍にして其の監獄又腐敗し之を文明國人に用ふること能はず 此説は二十年前の支那に在りては誠に辯解に難き所なりしも支那酷刑の廢止及監獄の改良を實行してより既に十餘年を経、現行刑罰は歐米各國の夫れと全然異なるところなし則ち此説も亦既に其の根據を失ひたるものなり

六、支那の法廷組織は完備せず且裁判官の知識足らず道徳亦備らず 此説も亦十餘年前の昔に立論せるものにして現今は情況變易し支那の現行法院組織法は歐米の制度と何等異なる所無く又司法官は皆學校を卒業し試験を経て任用したるものにして法官保障法亦切實に實行せられり司法官の收賄等も亦多く之を見ず偶一二之有りとするも歐米各國亦何ぞ嘗て之れ無かりしと言はんか一二の例を以てして之を全體に及ぼすこと能はざるなり

以上論じ來りし如く今日領事裁判權を支那に設くることは既に全く其の根據を失へるものにして、速に廢止すべきこと更に疑ひ無し。然して其の理由尙ほ是に止らず。即ち國際の全局より打算するも亦速に廢止するを以て種々の利益あるものとす。試みに之を左に述べん。

一、此の制度を廢止せば東洋の禍根を除き得べし 昔時は支那人民世界の大勢に暗く愕然として覺むる所無かりしも近時民智大に啓け此の橫暴無理なる制度に對しては一人として憤慨せざる者無く國際感情常に障礙を生ず且領事裁判の支外人に對する判決常に不公平なるに依り支外人間の貿易往來頗慮すべきもの甚だ多く爲に進行は滯滞し國民間の交際亦圓滿ならず若し速に廢止せば支那人と歐米諸國とは必ず益々親睦を増し得べく小にしては東洋の一禍根を除き得べしと云ふべく大にしては世界の平和を増進せしむべしと云ひ得べき

律の狀況其の審斷の方法及其他の要件にして皆満足なるに至る時は英國は其の治外法權を撤去するに躊躇せざらべし

此れ支那の領事裁判權撤廢要求の最初の成績なり、但し當時は徹底的の要求及大規模の運動無く、只纔に外交上の概括的聲明に過ぎざりき。

歐洲平和會議に於ける撤廢運動の狀況 支那の領事裁判權撤廢に對する正式運動は蓋し民國八年(西曆一九一九)に始まる。時に歐洲の大戦漸く終りを告げ講和會議巴里に開かる。支那は參戰したるの故を以て會議に參與することを得、乃ち正式に領事裁判權撤廢の建議案を提出せり。支那は建議案に先ち締約の沿革と列國の廢棄に同意せる情況とを述べ、併せて左の如き支那司法の成績を列挙せり。

- 一、支那の臨時約法は三權分立の制を採り人民の生命財產保護の根本權利及司法官の審判獨立を保障して立法行政兩權の干渉を受けしめざること等悉く憲法に明文の規定あり
- 二、支那は既に刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法の法典草案五種を編纂し各種の法律法典には暫行新刑法及民刑訴訟法中の管轄再審理の各節の如く已に其の一時の施行を許可せられたるものあり亦法院編制法、高等審判廳以下各審判廳試辦章程の如く既に正式に公布せられたるものあり此等の諸法典法律は多く材を先進諸國に取り調和折衷して支那の社會制度に適合せしめたるものなり
- 三、正式法院は之を大審院、高等審判廳及地方審判廳の三級に分ち且檢察制度を採用し各法院には均しく檢察廳を設けたり
- 四、訴訟法律の改良に關し其の顯著なるものとして民刑事件を區別すること審判を公にしたること刑事事件の證據を重視したること刑事事件の訊問に早くより自白の強制を廢止したること等を挙げ得べく且辯護制度も既に之を實行し辯護士は正規の試験を通過するか或は相當の資格有るを要すとせり
- 五、各級法院の判事檢察官は皆相當の法律教育を受けたるものにして外國の專門大學を卒業せる者亦頗る多し
- 六、監獄警察の諸制度は均しく整頓改善せられ其の成績昭々として人の耳目にあり

なり

二、此の制度の廢止に依り國際正義を實現し得べし 此の制度が公法平等の原則に合せざること自ら首を俟たざるも若し一面に於て國際正義を唱道し一面に於て支那に此の制度を存留せしめんか自ら相矛盾する所あるのみならず誠に國際上汚點を残すものたるを覺ゆ

三、此の制度を廢止し然して後始めて支外人聯合して文明的生活を發展せしめ得べし 此の制度既に除かれんか支那は全部開放の實行を敢てし外人は任意に其の經濟資能を輸入し其の文藝理想を傳播し得べく支那又其の數千年來積蓄せし物質文化を以て相互に迎合融和し一の支外共同の新生活を形成して全世界に一異彩を放ち得べきなり

上述せる各種の理由を綜合し、更らに之れを國際現狀に據り之れを支那人の心理に證するときは、領事裁判權は既に全く存在の必要無きこと明かなりと云ふべし。

在支領事裁判權撤廢運動の經過

清代に於ける領事裁判權撤廢の希望 列國初めて支那と領事裁判の約を結びたる時固より支那は其の國權に損害あるべきを知らず、只之を行ふこと久しきに及びて漸く其の弊害を覺へたり。當初は領事の庇護枉法に因るものなるべしとなし、是に於て領事は必ず官更たることを要すると共に貿易を兼ね營むことを得ざるべしとの約を結び、貿易を兼ねしめざれば即ち食安營私の弊無く、身官更たれば乃ち群商を指揮するに效あるべしと思ひたるに、之を行ふこと久しきに及ぶも其の弊害依然たり。是に於て始めて此が制度の不良に基因するものにして領事の商を營むと否に關係無きことを知りたりしも亦既に及ばざりき。庚子の後各國辛丑和約第十一條の規定に依り重ねて商約を改訂したる際、支那は之に領事裁判權撤廢の一條を列入せんことを要求せり。故に支英、支米、支日、支葡、支瑞等の各通商航海條約には皆左の意味の規定あり。

支那其の司法制度を改善し西歐諸國の夫れと適合せしむべき熱烈なる希望を表明するを以て英國は斯かる改善に對しあらゆる助力を與ふるに同意し且支那の法

次に領事裁判權を撤廢すべき理由及支那の撤廢要求の希望並に條件に就きては次の如く述べたり。

- 甲、支那は締約各國が一定期間内に支那が左記の兩條件を實行するを俟つて現に支那の國境内に於て行はれつゝある此種惡制度の撤廢實行に同意せられんことを要求す
- 一、刑法、民法、商法及刑事訴訟法を公布すること
- 二、各舊府治所在地(事實上外國人の普通居住せる地方)凡てに裁判所を設立すること
- 乙、領事裁判撤廢の實行に先ち支那は締約諸國に對し左記兩項の許可を與へられむことを要求す
- 一、支那人を被告とする支外民刑訴訟は支那の法院自ら之を審問判決すべく外國領事の觀審參與を要せざること
- 二、支那の法院が法に依りて發行し或は與へたる逮捕狀及判決書は租界内或は外國人の住居内に於ても豫め外國領事或は司法官の検査を受けることなかくして執行することを得べきこと

此の建議案會議に提出せられたるも、同會議に於ては日時に制限あるを以て單に對敵條件のみを議することとなり、協約國間の相互條件は之を國際聯盟會議に俟つこととなりたるを以て、右は終に何等結果を得ることなくして終れり。

華盛頓會議に於ける撤廢運動 民國十年(西曆一九二一)十一月米國太平洋會議を華盛頓に招集し是に於て支那代表は再び領事裁判權撤廢案を提出せり。支那の議案提出後十一月二十五日之を極東問題委員會の討論に附し、領事裁判權分科委員會を設けて詳細研究すべしとの決議を経、十一月二十八日領事裁判權分科委員會開會せられ左記の決議案議決せられたり。

軍備制限會議に参加し太平洋及極東の問題を討論したる下列の諸國即ち亞米



利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及荷  
牙國の各代表は一九〇二年九月五日の支英條約、一九〇三年十月八日の支米條  
約及一九〇三年十月八日の支日條約に於て各該國が支那政府が其の司法制度を  
改善し泰西各國の夫に適合せしむることに付表示したる希望を同國政府に於て  
實現することに對し援助を與ふることと約し且支那の法律狀況其の施行の方法  
及其他の要件にして當該國が満足するに至る時は其の治外法權を撤去するに躊  
躇せざるべきことを宣言したることを認むるに因り

又右に關し一九二一年十一月十六日支那代表團が表示したる支那の政治上、  
司法上及行政上の自由行動に對する現存の各種制限は即時或は事情の許す限り  
速に廢止せらるべきものなりとの願望を達成せしむることに付同情を有するに  
因り

又此の目的を達成せしむべき適當なる措置に關し如何なる決定をなすべきや  
は支那の法律司法制度及司法行政手續の複雑なる實狀の詳細なる考察を前提と  
すべき處此は本會議に於て決定し能はざる所なるに因り

茲に左の如く決議す  
上記の各國政府は一委員會を組織し(各該政府より各委員一名を任命す)支  
那に於ける領事裁判權の現狀及支那の法律司法制度並に司法行政手續を調査せ  
しめ依て以て該事項に關する事實の調査書並に支那の法律運用の現狀を改善す  
る爲及各該國の領事裁判權を漸次又は他の方法に依り撤廢せしむることに付各  
國を首肯せしむるに足るべき法律の編纂又は司法の改善を實行せんとする支那  
政府の努力を援助し又は促進せしむる爲適當と思惟する方法を上記各國政府に  
建議せしむべし本決議案に依りて設置せらるべき委員會は本會議終了後三ヶ月  
内に今後上記各國政府に依りて協定せらるべき詳細の辦法に基きて組織せらる  
べく該委員會は第一次の集會後一ヶ年内に其の報告及建議を提出すべきことを  
命ぜらるべし上列の各國は該委員會の建議の全部或は一部を受諾し又は拒絶す  
るの自由を有すべし但し如何なる場合と雖各該國中の一國が該建議の全部或は  
一部の受諾に依り支那國より政治上或は經濟上何等かの特殊讓與、恩惠、利益  
又は免除を直接間接に許與せらるべきことを條件となすを得ざるべし

追加決議案の一  
非署名國にして條約に依り支那國に領事裁判權を有するものは本會議の終了

十時二十分北京居仁堂に於て其發會式を擧げたるが、同會議に列席せる  
支那及各國委員の氏名左の如し。

- 白國、ルール氏△佛國、ツサン氏△丹マーク、カウフマン氏△スエーデン、  
レージョンプッド氏△米國、ストロロン氏△ポルトガル、ヒアンチ氏△英國、  
ターナー氏△スペイン、マリオン氏△オランダ、アンチエイン氏△伊國、ロ  
ツァ氏△ノールウェー、ミチエレット氏△ベル、カンチス氏△日本、日置氏  
△支那、王寵惠氏

爾來約九ヶ月に亘り各國委員は約八ヶ月の間、支那各種諸法典を審査  
し、次で支那各地の實狀を視察したる上、同會議の報告書を起草中なり  
しが、九月上旬漸く完全したるを以て同年九月十六日午前十時より居仁  
堂に於て本會議を開き、起草委員の提案に係る報告書を上提せり。其結  
果起草委員報告書の第一第二兩項は異議なく承認せられ、第三項司法運  
用手續の項に就いては字句の修正を行ひ、第四項對支勸告に關しては

治外法權は支那の希望する如く、今俄に撤廢する可きものに非ず、現狀に於て  
は先づ支那の法律制度の完備を第一とし、進んで裁判制度の改善を要す、支那  
政府は速かにそれ等司法運用の現狀を改善し、治外法權撤去に就き各國を首肯  
せしむ可き立法上の改正を實行せざるべからず、列國は支那の此正當なる目的  
達成に就ては援助を惜まず(概要)

といふ決議を承認し、茲に參加十三ヶ國委員は何れも其署名調印を了  
せり。依て議長ストロロン氏は全委員の一致協力が今日の結果に到達せ  
る事並に支那側の與へたる便宜、事務局の精勵等につき深甚なる感謝の  
辭を述べ、次いで副議長フランス委員ツサン氏は熱心に議長に謝辭を  
述べ、支那側は王寵惠氏簡單な挨拶で感謝の意を表せり。斯くて同委員  
會は閉會せられ、同會議の結果たる報告書と勸告書全部は各委員の手に  
依り各自國政府に送達せられたる上、各國政府間の協議を経て同年十一  
月二十九日發表せられたること別項の如し。

### 在支領事裁判權の延長

後三ヶ月内に文書に依る加入の通告を米國政府に寄託して支那に於ける領事裁  
判權及施行法律に關する決議案に加入することを得右聲明は米國政府より各署  
名國に通知せらるべし

#### 追加決議案の二

支那政府は同國に於ける領事裁判權及法律運用の調査及報告に當るべき委員  
會の設置に關する決議案を了承したるに依り支那政府の同國に於ける領事裁判  
權撤廢を期せむとする願望に對する上記各國の同情ある意嚮に深く満足する  
の意あることを聲明す尤も支那國は該委員會の建議の全部或は一部を受諾し又  
は拒絶するの自由を有するものとす支那國は該委員會を援助し其の任務を満足  
に完了せしめむが爲一切の便宜を之に供與せんとす

此の決議案は十一月二十九日之を分科委員會より極東問題委員會に報  
告し滿場一致を以て通過し、遂に十二月十日委員會より之を軍備制限會  
議第四回總會に提出し再び滿場一致を以て通過したり。左の如く領事  
裁判撤廢に對する支那の正式運動は歐洲講和會議に其端を發し、太平洋  
會議に於て遂に其効を奏したり。然れども國際調査委員の派遣は單に領  
事裁判撤廢に對して確實なる端緒を開きたりと云ひ得るに過ぎざりき。  
依て支那政府は華府會議終了後法權討論會を組織し聽て開催せらるべき  
治外法權撤廢國際調査委員會に應對せしむべく諸般の準備を整へつゝあ  
りたるが、支那政府は同會召集の規定期日に至り準備整はざるを口實と  
して同會の召集延期を提議し、終に三ヶ年を経過せり。

支那に於ける裁判權撤廢國際調査委員會 民國十四年五月三  
十日上海に於て南京路事件起るや、支那民論大に沸騰し、其結果不平等  
條約撤廢の聲全支に瀰漫するに至れり。一方支那政府に於ては澎湃たる  
此民論に刺戟せられ同年九月十六日關係各國に向け同年十二月十八日よ  
り同會を召集する旨を通告せり。斯くて列國の承認を得たるも適々支那  
時局動搖の爲め、同會の召集は一時延期せられ翌十五年一月十二日午前

領事裁判權は本國の法權が他國の國境内に侵入して本國人民を支配す  
るものなり。其の管轄範圍は屬地的にして屬地的に非ざるが故に、其の  
本質よりして之を論ずる時は本國人が被告たる事件を除くの外、他の事  
件に付ては何等の權力有るべからざるものなり。

顧みるに外國の支那に對する態度は常に侵犯して飽くこと無きもの  
如く、支英天津條約より始まり(第十六條十七條)芝罘條約(第二款第  
三)支米通商條約(第四條)を経て逐次觀審の權を獲得せり。凡そ被告  
支那人なりとするも原告或は被害者外國人たる場合は該外國領事は出廷  
して觀審することを得、是に於て領事裁判權は本國の被告を審判する外  
更に外人と關係ある支那人被告の事件にも關與するの權あるに至れり。  
又支外人雜居の地に於ては支外訴訟特別に繁多なるを以て支那は之が處  
理に便ならしめんが爲特に機關を設けて原告外人被告支那人たる事件を  
取扱はしめたるに、外人は觀審の權あるの故を以て竟に觀審より漸次進  
んで會審をも行ふに至れり。而して其の會審の範圍亦原告外人被告支那  
人の限界を超へ或は擴張せられて純然たる無條約國人の訴訟に迄及び或  
は擴張せられて外人の使用する支那人間の訴訟事件に迄及び、甚だしき  
に至つては地域の關係より總て該地域内に於ける純然たる支那人間の訴  
訟も亦外人に依りて會審せらるるに至れり。是に於て外人には毫も直接  
に關係無き支那人間の事件に迄外人容喙するの權あることとなれり。洋  
涇濱設官章程制定の當初に於ける上海會審公堂の如き前清光緒年間吉林  
哈爾濱鐵路交涉總局章程所定の支露會審制度の今日の漢口洋務公所又は  
廈門鼓浪嶼會審公堂の如き即ち之にして皆我國に設けたる機關に外人の  
藉つて以て會審するものなり。純然たる支那人間の事件の觀審及び會審  
は決して領事裁判權の本質の許す所にあらず只其の端緒之を領事裁判權  
に發したるものなるを以て姑く名付けて是を領事裁判權の延長と云ふ。  
然れども此種の延長は條約に根據するものか或は支那政府より正式の同  
意ありたるものに限るべく、然らざれば即ち領事裁判權の延長には非ず  
して只強制的の侵犯に過ぎざるのみ。依て茲に只觀審及上海會審公堂(回



收決定) 哈爾濱會審制度(此の制度は今日已に廢止せられて無し) 漢口洋務公所及鼓浪嶼會審公堂に付き分述すべし。

觀審

各國が支那と領事裁判權條約を結びたる當初は僅に民事に關してのみ兩國會同調査して決定を爲すとの語あり。是れ或は觀審の發端なるべきか。支英天津條約成るに及び(咸豐八年) 翻譯者誤つて刑事の項をも亦同様會同審斷す等の言葉に翻譯し、茲に於て遂に混合事件にも亦觀審の問題を生ずるに至れり。然れども其の會同方法は均しく明瞭ならずして爭議多かりしため、光緒二年支英煙臺條約成るに及び會同の意義を明にして一方は審判し、一方は觀審することと定めたり。

光緒六年支米北京條約成るに及び詳細に觀審の權限を定め、是に於て觀審の制度漸く完備せらるゝに至れり。其沿革及條文は已に詳述したるを以て茲には各項の條文に基きて觀審制度を詳説すべし。

- 一、凡そ支外混合事件に屬するものは民事刑事たるの論無く均しく觀審することを得
- 二、觀審は原告國の官吏、被告國の裁判所に赴きて之を行ふ
- 三、觀審員は其の地位相當の禮遇を受くべし
- 四、觀審員若し證人を増さんことを願ひ又は證人に對し訊問或は反對訊問を爲さんと欲する場合には更に證人を出頭せしむることを得
- 五、觀審員審理に不満足なる場合には逐一辯論し且之が詳細を上官に報告することを得

觀審制度は相互的權利たるの一點に最も注意すべく、只原告外人被告支那人の事件に付外人支那裁判所に赴きて觀審するを得るのみならず、其の原告支那人被告外人たる事件に付きても支那官吏外國領事官署に赴きて觀審するを得ること條約に明かなり、故に往時支那官吏外國領事裁判所に赴きて觀審したる事例甚だ多し。同治三年湖北億生洋行の英人爐禮士なるもの銃を以て支那人彭尙會を殺害したる事件に付き、漢陽縣知縣孫福祥の江關監督に對する報告文中に英國領事衛達士と會同して犯人

外人は陳總督の述べたる所を以て條約に違背し且定めたるが如き席次に依らんか、外人の觀審は傍聽と何等異なる所無しとの理由を以て更に外交部に嚴重交渉せしむ、司法當局は新式法廷は絕對に外人の觀審を許さざることを主張し、仍つて觀審せんとする事件は依然縣署に於て處理せられたり、陳總督の行はんとせる法院觀審席の辦法に付ては未だ尙ほ同意を得ること能はずして内外均しく争ひたりし其の結果無く、其後幾何も無く武昌に革命起り遂に暫く之を放擲し置きたり。民國成立するに及び司法又整頓せられ凡て新式法院に於ては絕對に觀審を禁止し、今日に至る迄混合事件に付き外人の觀審を要求するものは各縣署に於て之が訊問を行ひたり。而して若し之を新式法廷に訴ふるときは法廷訴訟手續に依り外人は之に參與することを得ざりしも、而も外人我が法院の辦理及審判が遙に縣公署の夫に勝るを見觀審の權利を拋棄して法院に告訴する者日に多きを加ふるに至れり。

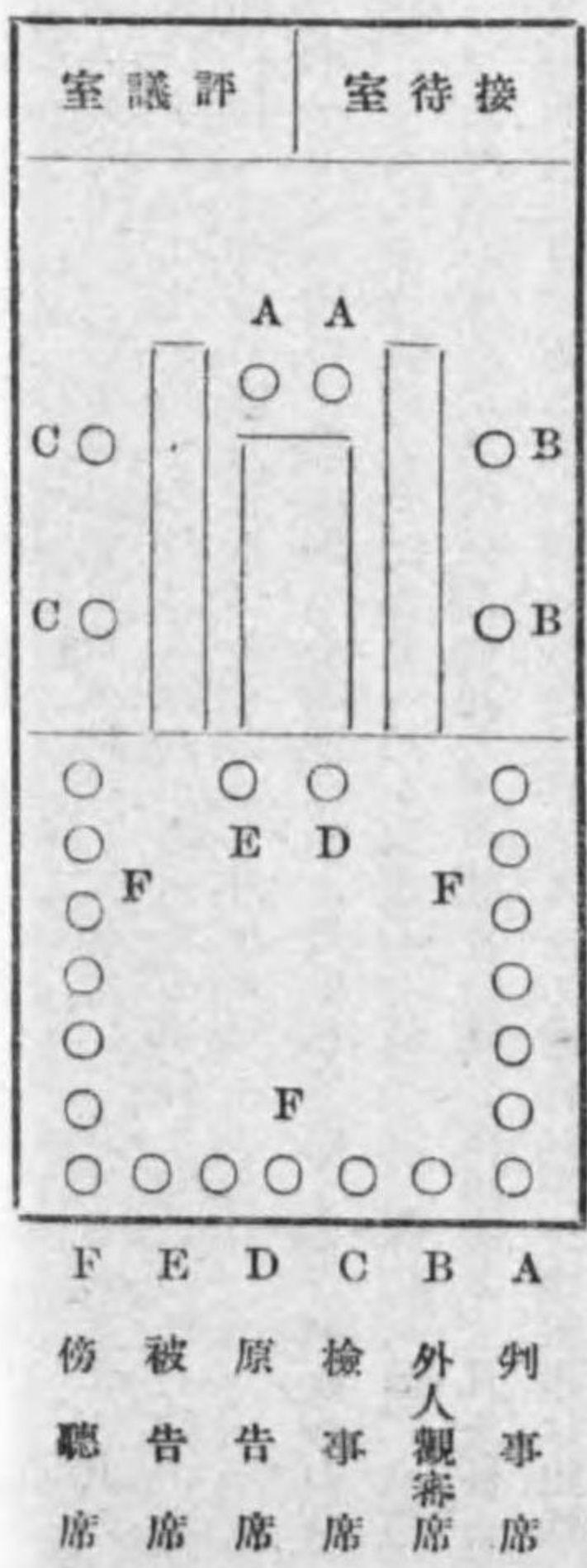
上海會審公堂(回收決定)

上海會審公堂の由來及性質 領事裁判權の延長は領事裁判權の本質の許す所に非ずと雖、然も我國の形式的同意を以て其の根據となすが故に法律上之を違法なりと謂ふこと能はざるなり。然れども若し條約或は其他公文上の根據無くして併も其の裁判權の行使大に領事裁判權の範圍を超へんか、是れ我國の司法を侵害する一事實にして法律上全然主張すること能はざるものなり。辛亥以來の上海會審公堂の如きは既に支那に依つて組織せらるるものに非ず、其の權限も亦國法及條約上更に根據とする所なし、此れ誠に司法侵害の事實なりと謂はざるを得ず。從て支那が其回收を希望せる事一再に止まらざりしが、上海五卅事件の結果民國十五年九月二十七日漸く回收する事に決定せり。

顧みるに前清道光廿三年(西曆一八四三) 五港通商の約成り上海は開かれて租界となり、江蘇督撫は道光二十六年(西曆一八四六) 蘇松同知を上海に移駐せしめて専ら支外の事柄を管轄せしめられんことを奏上せ

爐禮士を訊問したるに其の罪狀明なりしを以て同人を犯罪地に於て重く處罰すべし等の語あるが如く、又同治八年上海の英人卓爾哲銃を以て職工王阿然を殺害したる事件に付き上海縣知縣より南洋大臣に報告したる文中に被害者の家族を連れ往いて英領事並に英の刑官と會同し外人卓爾哲を訊問せり某々國人等の中立に據り云々英領事と再三辯論せり等の語あり、皆其の顯著なる例なり。然るに其後支那政治日に腐敗し地方官は往いて觀審すべき事件をも屢々無視し久しく積りては遂に例となり、今日に至りては一二の地方を除くの外原告支那人被告外人の事件には民事刑事の論無く支那官吏は均しく觀審することなし。

我國の舊制度に於ては知縣初級司法官たりしを以て外人の觀審は均しく縣署に於て行はれたり。光緒三十四年(西曆一九〇八) 新式法院成り法院編制法定められ司法も獨立して他の干渉を受けず、其訴訟手續は支那人間の事件たる混合事件たるの論無く總て之を辨理せんとせり。列國外交團は條約に依つて之に抗議し其の修正を求めたりしも應ぜられず、遂に法院編制法不承認の通告をなし依然舊の如く觀審せり。宣統元年(一九〇九) 天津の馬歌漢公司と楊友芳との訴訟事件に付き英國領事官吏を審判廳に派遣して觀審せしめたりしに、廳中に同座することを許されざりし爲憤慨して歸り、遂に英國公使に之が詳細を報告し外交部と交渉せしめたり。直隸總督陳夔龍理を以て之を反駁し且觀審の席次を左の如く定めたり。



り。太平天國の亂に及び各地の避難民上海に集り租界の支那人日に多きを加へたる處、咸豐三年(西曆一八五三) 上海縣城奸民劉麗川の爲に陥られ支那官吏は悉く逃走し租界の支那人は遂に之を管轄する者なきに至り。是に於て英、米、佛の三國領事租界内の支那人に對し裁判權を行使し總て輕微なる犯罪及違警罪は皆外國領事之を處罰せり。時に大亂熾にして國人は之に干渉するの暇なく同治七年(西曆一八六八) に至り始めて上海道臺英、米、佛の三國領事と協議し年來の慣例を根據とし上海洋涇濱設官會審章程十箇條を定め上海會審公堂を設立せり。是れ即ち上海會審公堂の始なり、茲に洋涇濱設官會審章程を録すれば左の如し

- 一、同知一名を選任して洋涇濱に駐在せしめ各國租界に於ける負債争鬭竊盜訴訟等の各種の事件を管轄せしむ尙ほ一公館を設け枷杖等の刑罰の器具を備へ且食料及居所の支給を爲す凡そ支那人間の訴訟及外商支那人を訴ふるものは其の金錢負債に關するものたるは貿易等に關するものたるの論無く均しく該官吏支那國法に照して之を審問す又支那人を審問し監禁し之に首枷を科し管刑を加へ尙ほ其他の刑罰を科するの權能を有す
- 一、凡そ事件外人に關係あるときは領事官委員と會同して審問し或は外人官吏を派して會審せしむるを要す若し事件支那人のみに關するものなる場合には支那委員單獨にて之を審判し各國領事は之に干與するを要せず
- 一、凡そ外人の雇傭或は招聘したる支那人被告たる場合には該委員は先づ該人の犯罪事實を關係領事に通知す然るときは該領事は直に該人を引渡し之を庇護隠匿することを得ず該領事或は其の派遣官吏は之が審問に立會ふことを得ず若し事件外人に關係あるものに非ざるときは之に干與することを得ず商人に非ざる領事官に服役するもの並に雇用せらるるものも使用領事の許諾無き限り之を逮捕することを得ず
- 一、支那人が死刑又は流刑等を科せらるべき重罪を犯したるときは支那國法に依り地方正印官より公文を以て高等審判廳に審判を求め高等審判廳より督撫に報告し督撫之を酌定して上奏す此の場合にも依然上海縣之を審判すべく尙殺人事件あるときは上海縣亦之が驗屍をなす委員は專横なることを得ず
- 一、支那人犯人が外國租界に逃入したるときは該委員は即決處分に依りて之を



逮捕し地方裁判所長官の逮捕状又は工部局巡捕の援助を俟たざるものとす  
 一、支外人間の訴訟事件に付ては双方に公平を得せしむるやう條約に依つて辨  
 理し各人各自の意見あることを得ず該外國人を管轄すべき領事無き場合には委員  
 條約の規定に基づきて辦理し若し該外國人を管轄すべき領事無き場合には委員  
 一外國陪審員と共に之を審判し且之が詳細を上海道臺に報告して其の考量に  
 付す若し原被兩造委員の判決に不服なる場合には上海道臺又は領事官署に向  
 つて新に訴訟を提起することを得

一、領事を有する外國人の犯罪は條約に照して領事之を處罰し領事を有せざる  
 外國人の犯罪は委員に於て之を審問處罰す但し其の詳細を上海道臺に報告し  
 て其の承諾を経べく道臺は之に關し一條約國領事と協議を爲すものとす犯罪  
 人支那人たる場合には該委員に於て本國法律に照し之が處罰を爲す  
 一、委員は通譯、翻譯者、書記等を使用すべく該委員自ら之を募集す尚ほ一二  
 名の外人を雇備して一切を處理せしむ犯罪者領事を有せざる外國人なるとき  
 は該委員雇備の外人に命じて隨時之を召喚留置せしむ一切の經費は毎月道臺  
 より之を受取る若し書記等に於て詐偽又は他に迷惑を及ぼすが如き行爲あり  
 たるときは嚴重之處分す

一、委員は審理及逮捕に關し一の日記を備へ置き逮捕の理由及判決等を逐一詳  
 細に記入し以て上級官憲の考査に便ならしむ若し委員の辦理善からざるか又  
 は惡評ある等の場合には道臺隨時之を免職し他の者を任命して之に代らしむ  
 一、委員が事件を審理する場合に於て若し原告訴旨を捏造して被告を誣告した  
 るものあるときは支外人の論無く該委員嚴重に之を處罰す其の處分規則は先  
 づ該委員領事官と會同して之を定め道臺に送りて其の許可を受くるものとす  
 總して支外一律なることを期し更に偏頗のことあるべからず以て公平を昭に  
 す

右章程訂定の翌年佛國領事其の拘束を受くるを欲せずして抗議を提起  
 し、別に佛租界會審公堂を領事官署に設け、上海は遂に二個の會審公堂  
 あるに至れり。

設官會審章程を綜觀するに租界内に在りては外國領事は直接外人と關  
 係有る支那人被告の事件に付會審の權あるのみならず、尙之を無條約國  
 人間の訴訟(章程第六條)及外人雇備支那人間の訴訟(章程第三條)に迄擴

張し外國領事は均しく人を派して會審せしむることを得るに至れり。此  
 れ實に領事裁判權の擴張なり。只茲に注意すべきものは即ち當時純然た  
 る支那人間の訴訟には民事たると刑事たるとを論ぜず、外人未だ會審の  
 權なかりしことにして、此れ章程第二條第七條に於て明なる所なり。  
 又該章程に據り公堂の性質に關し注意すべきもの二あり。

一、公堂は支那自ら之を設立したるものなるに依り其の職員は上海道  
 臺之を任命し其の經費亦上海道臺之を支給す。而して堂内一切の編  
 制及形式も亦支那官署に準じて辦理す。  
 二、公堂は審判機關たりと雖其の權限は刑事事件に在りては僅に首  
 枷、答刑以下の科罪に限らる。又租界内に逃亡したる支那人犯人に  
 對し官員を派して之が逮捕をなし得るの權能有り。

以上述べたる處は皆設官章程訂定の當初に於ける上海會審公堂の情況  
 にして、其後年を経ること久しく租界の居留民は日に増加し實際上の辦  
 法亦日に變化し、外國領事の權限は日に増加せらるるに至れり。

光緒二十四年(西曆一八九八)上海の租界擴張せらるるや居住するもの  
 愈多く範圍愈廣きに及び光緒二十八年(西曆一九〇二年)に至り、佛租界  
 會審公堂と共同租界(即ち英米租界)會審公堂との權限の關係上更に會  
 審公堂追加章程なるものを定めて會審事務を執行せり。其後光緒三十  
 一年(西曆一九〇五)上海領事團會審章程の修改を要求し公使團に於て續訂  
 十一箇條を議決せしも、但し支那の反對に遇ひ未だ之を實行する事能は  
 ざりき。茲に其條文を擧ぐれば左の如し。

第一、(甲)上海會審公堂は其の一切の訴訟事件に關し支那人の帳簿を設け事件  
 別に順次番號を附し訴訟受理期日、原被兩造の姓名、原籍、何事を訴へたる  
 や、開審後の審判日時、堂官の言葉、堂官の斷定及再審、上訴、訊問等の各  
 事項を記入し一々其の詳細を附記し且事件終了の際に於ける堂官の言葉を詳  
 細記入し置くものとす(乙)總ての刑事事件に關しても亦支那人の帳簿を備へ  
 各條項を明細記入すること前文と同じ(丙)以上の兩帳簿は事件と確實に關係  
 ある者には皆隨時之が閱覽を許す

第二、會審公堂の事件審判は支外會審官協議の結果風教に害ありと認めたるも  
 のを除くの外全部之を公開す

第三、會審公堂の支那官吏は正通知を以て正堂となし凡て洋涇濱北租界内に於  
 ける如何なる階級の支那人を訴へたるものをも一律に審斷す又一二名の支那  
 人を任命して副堂となし正堂の引渡したる事件を裁判せしむ其の地位は略候  
 補同知と相等しく其の任免の權は全部上海道臺に在るものとす

第四、(甲)純然たる支那人間の事件を除くの外其餘の各事件には總て外國官吏  
 會審すべく此の外國官吏は各國商民が條約に照して得べき所の利權を見て各  
 國領事區別して之を任命す(乙)若し支外堂官の意見合致せざる爲事件を終了  
 し能はざるときは上海道臺及事件内外國人の本國總領事官或は領事官の再審  
 理を請ふものとす

第五、會審公堂の監獄は洋涇濱北租界工部局止疫章程に照して處理し且工部局  
 の醫官之を檢査す

第六、凡そ洋涇濱北租界内に居住する支那人は何事件に關するものたるを問は  
 ず會審公堂之を召喚檢査訊問す其の發する所の召喚狀等は首席總領事の署名  
 捺印を得て始めて之を執行することを得若し被告が外國商民の雇備するもの  
 なる場合には其の召喚狀は尙ほ該使用主の本國領事官の署名捺印をも經るに  
 非ざれば此を執行すること能はざるものとす

第七、凡そ刑事事件の訴訟に付外國會審官座に在るときは原被兩造は辯護士を  
 備ふことを得但辯護士は先に上海駐在の本國領事の許可を得たることを申述べ  
 然る後始めて公堂に於て辯護に當ることを得るものとす

第八、凡そ事件の審理に際し若し辯護士命令に従はざるときは支外堂官は同人  
 が本堂に於て辯護に當ることを禁止し得べく其の禁止期間は一箇月を越へざ  
 るものとす但し該辯護士の本國領事官承諾したるときは其の期間を六箇月迄  
 延長することを得

第九、凡そ事件の審理に際し若し支那法律に成文の法規なき場合には會審公堂  
 は商民の慣習法に照して公平に之を審斷す

第十、凡そ事件關係者は會審同知が隨時定めて各國領事の同意を経たる處の斷  
 定に服すべきものとす

第十一、凡そ原存章程各條の本續改章程と抵觸せざるものは依然舊に照して施

行するものとす

此の改正章程は未だ支那の同意を得ずと雖然も當時事實上大體此に依  
 りて辦理せられたり、而して此外此時代に於て事實上慣行せられたる一  
 の大事項あり、即ち凡て租界内の支那人刑事事件は其の被害者假令外人  
 と關係なき場合にも亦外國領事官を派して會審せしめたること之れな  
 り、從前の判決事項は只枷杖以下の罰に限られしが刑律改訂せらるるに  
 及び之を禁錮五年以下となし、然して禁錮五年以上の罰も亦公堂に於て  
 之が豫審をなし其の引渡すべしと認めたるもののみ始めて之を支那官廳  
 に引渡したり。是に於て會審の屬人的性質に始りたるもの遂に漸く屬地  
 的性質を帯ぶるに至れり。只辛亥に至る迄純然たる支那人間の民事事件  
 に對しては外國領事依然之に干與すること無かりしも辛亥の革命に(西  
 曆一九一一)上海道臺逃亡し、公堂の會審官寶頤亦逃去りたるに依り各  
 國領事遂に會同して公堂を引繼ぎ一切は皆外人に依りて處理せられ、行  
 政組織之が爲に一變せしのみならず、其の權限範圍亦縦に擴張せられ是  
 より遂に上海會審公堂は支那の機關たらざるに至れり。尤も未だ支那が  
 何等正式の同意を與へたるものにはあらざるを以て純然たる外人の支那  
 司法侵害たるは言を俟たざるなり。茲に辛亥後變動せる所の最も大なる  
 ものを擧ぐれば左の如し。

一、外人の官吏任命 會審官は本來上海道臺之を任命したるものな  
 る處辛亥以後は領事に於て之を任用せり、

二、越權陪審 租界内に於ける純然たる支那人間の民事訴訟は本來  
 専ら支那官吏之が審問に當りたる處辛亥以後は領事派員して交互  
 に陪審せしめたり。

三、逾權判決 公堂の判決は本來枷杖以下の罰に限られ其後改めて  
 五年の徒刑を限度となしたりしが、辛亥以後は即ち十年二十年の  
 徒刑をも判決することありたり、

四、上訴の途無し 清の制度に於ては上海道臺を以て會審公堂の上  
 訴機關と定めたりしが、辛亥以後上海道臺廢止せられて上訴の途



絶へ後上海道尹及交渉員設けられたりと雖も上訴の法は依然回復せられざりしなり

五、經費は外人管轄す 辛亥の年上海道臺逃亡してより公堂の殘金十五萬圓は遂に外人之を管轄するに至り之を以て堂員の俸給支拂に供したり

以上は其最も顯著なるものなるが其の内部の組織訴訟の手續等に至りても更改せられたる者多く、總じて辛亥以後の公堂は悉く外人の掌握する所となり、遂に外人の設置せる一種の支那人審判の機關たるに至れり。

上海會審公堂の組織 洋涇濱設官會審章程に依り、會審委員には蘇松道臺同知を選任して之に充てたりしが、其後事件日に多く組織亦變更せられ辛亥以後共同租界會審公堂には支那正審官一名、副會審官四名を設け皆各國領事團會同して之を招聘せり。會審官は専ら各國領事館の任命したる外國官吏と會同して民刑各事件の審理を掌る、各國領事館の任命せる外國官吏も亦之を會審官と稱し一人或は二人等一様ならず、其の資格又一様ならずして或は副領事を以てし或は通譯官を以てし或は書記を以てす、但し其の權力には何等の差異なし。辛亥の革命に支那會審官は職を棄てて逃亡し是に於て租界警察署は檢察員を派遣して會審公堂内に檢察處 (Resident's Office) なるものを設け公文の收受、定期審問及會計等のことを掌らしめたり。其後之は成例となり遂に會審公堂の主要なる官職となるに至れり。其の下に交保 (Security Office) 收支 (Account Office) の兩處を設け各事務を分掌せしめ、又總寫字間 (General Office) を置きて専ら刑事事件を司らしめ、洋務案處 (Office for Foreign Civil Cases) 華務案處 (Office of Chinese Civil Cases) をして文書の發送を掌らしむ。以上の各官吏は皆外國人官吏にして支那人官吏に屬するものには即ち辦公處あり、其下に祕書、文牘の兩處を設く、只僅に翻譯及漢文判決書の謄寫等を掌るのみにして之を檢察の權に比すれば相距ること誠に遠し。佛租界の會審公堂は其の組織共同租界會審公堂の夫れと略相同じく只規模稍小なるのみなり、支那人會審官一名佛人會審官一名を置く。

凡そ土地管轄は皆被告の住所を以て標準とし被告現に管轄地域外に在るときは原告管轄地域内に在ると雖其の事件は依然被告所在地の法院に於て管轄するものにして所謂原告を以て被に就かしむとは斯の如きものを云ふなり然るに今乙項を見るに上海公堂獨り此の通例を破り原告を以て被に就かしむるの外兼ねて被告を以て原に就かしむ其の權限の縦に擴張せられたる誠に驚くべきなり且外人と關係あるものは事件が租界外に發生したるものと雖公堂又之を喚問することを得即ち又屬地的を越へて屬人的となり屬人屬地同時に併び行はるものにして誠に自己の便のみ圖りて他は之を問はざるの類なり

共同租界公堂及佛租界公堂は裁判管轄に關し勢ひ抵觸する所無き能はず、彼此の間如何に區別すべきやに關しては、光緒二十八年(西曆一九〇二)の會審衙門追加章程に於て之を規定す。茲に其の要領を記すれば左の如し。  
一、刑事事件の被害者外人なるも佛人にあらざるものは共同租界會審公堂之を審理し若し被害者佛人なるときは佛租界の會審公堂之を審理す  
二、刑事事件の原被告均しく支那人なるときは犯罪地の會審公堂之を審理す  
三、原告支那人被告外人たる民事事件に其の例二あり(甲)若し原告佛人に非らずして被告共同租界或は佛租界に住むものなるときは原告國領事より共同租界會審公堂に告訴して之を審理を受く(乙)若し原告佛人にして被告共同租界或は佛租界に住むものなるときは佛租界の會審公堂之を審理す  
四、民事事件の原被告均しく支那人なる場合には原告は被告所在地の會審公堂に訴ふるものとす

會審適用の法律 會審公堂は支那の法律慣例を適用すべしと規定すと雖、昔時支那の法律慣例は外人の夫と同じからざりしを以て、審判に際し外國會審官は多く外國の法理慣例を參酌せり。是を以て修改會審衙門章程第九條に「凡そ事件の審判に當り若し支那の法例に照すも成文の法例無き場合は商民の慣習法に照して公平に審斷す」との規定あり。則ち此の意なり。宣統年間支那の新法律漸次公布せられたるも、會審公堂は依然之を用ひず、只僅に會審官が事件の内容と兩國の慣習とを參酌して之を定めたり。即ち所謂適用の法律なるもの無く事件の判決は輕重

公堂の經費は清末は上海道臺衙門より之を支給し又は公堂の罰金中より支拂ひたりしが、辛亥革命の際支那の會審官實領職を棄てて遁走したる爲公堂は遂に外人の手に移り、依て堂中の殘金も亦均しく外人の管轄に歸し、今日に至る迄公堂職員の俸給は首席領事上海道臺の預金中より之を支拂ひ、辦事員の手當及堂内の雜費は之を罰金中より支出し居れり。此の點は共同租界會審公堂も佛租界會審公堂も一様なりとす。

上海會審公堂の管轄範圍 今日の上海會審公堂の管轄範圍は之を當事者、事物及土地の三項に分つべく分述すれば左の如し。

- 一、當事者管轄 今日上海共同租界公堂及佛租界公堂は人的管轄範圍に對し左記の各項を包含す  
甲、被告支那人たる刑事事件(其の被害者の何國に屬するやを論ぜず)  
乙、被告支那人たる民事事件(其の原告何國人たるやを論ぜず)  
丙、被告無條約國人たる民事事件(原告或は被害者何國人たるやを論ぜず)  
二、事物管轄 共同租界公堂は民事に關しては何程の價格の訴訟たるを論ぜず均しく其の管轄權あり刑事に關しては辛亥以前は僅に禁錮五年以下の罰に限りしが今日は十五年二十年の徒刑をも判決することあり其の死刑或は無期徒刑に處すべき重大事件も公堂先づ之が豫審をなし然る後始めて支那官廳に引渡す  
三、土地管轄 共同租界佛租界兩公堂の土地管轄は各該租界を以て其の限界とし上海旋泊中の外國船内に於ける犯罪も犯人若し支那人なるときは亦公堂の管轄に歸す尙公堂の租界外に對する關係に至つては極めて注意すべきものあり  
甲、支那人の刑事事件に關し若し租界に於て罪を犯し租界外に逃れたるものは支那より之を會審公堂に引渡す(但し引渡さざるものもあり)若し犯罪租界外に於て行はれ租界内に進入したるものは會審公堂先づ之を審理し特別の理由あるものは之を支那官廳に引渡す  
乙、支那人民事事件の被告たる支那人租界外に居住するか或は事件租界外に發生したるものにして外人に關係あるものは會審公堂或は該國領事より支那地方官廳の援助を求め會審公堂に於て之を喚問す

意の儘にして世人の稱して恥辱久しとなすものなり。近時刑事に關しては暫行刑律を援用するもの多しと雖、然も亦時に適用の差異あるなり。

會審の訟訴手續 上海會審公堂の判決は刑事事件に在りては從來上訴するを得ざるを例とせり。蓋し當時は枷杖を以つて最も輕微なる罰となしたるが故に、上訴を許さずして繁鎖を省きたるものにして、其後禁錮五年と改められしが、而も上訴の制度は依然未だ設けられざりしなり。民事事件に在りては、若し原被告共に支那人なる場合は上海道臺を以て上訴受理機關となし、一度上訴したるときは外人は全く之に干渉するの餘地なかりき。其の原告外人被告支那人の事件も亦上海道臺を以て法定の上訴受理署となし、原告國領事は法廷に臨みて之が觀審をなすことを得たり。此れ即ち清の制度なり。民國成立するに及び、公堂外人の手に歸し、同時に上海道臺亦廢止せられ、遂に上訴の途絶ゆるに至り、其後支那道尹及交渉員を設けたりしが、公堂は返還せられず外人は依然上訴することを許さざりしなり。是に於て所謂會審なるものは一審即ち終審となりたるものにして、誠に世界に其の例を見ざる制度たるに至れり。茲に公堂の訟訴手續を略述すれば左の如し。

刑事 刑事事件は之を三項に分つべし甲は租界警察署を經る刑事事件、乙は各國領事館を經る刑事事件、丙は租界内支那人に係る刑事事件にして之を詳述すれば左の如し。  
甲、租界警察署を經由する刑事事件 總て刑事事件は被害者より租界警察署に起訴し警察署之を逮捕し取調の上之を會審公堂に引渡す若し證據充分なるときは二十四時間以内に之が引渡をなすべく事件の内容にして外人に關係あるものは當該國領事會同して之を審理す支那人にして外人に服役するものゝ場合亦同じ其の原被告兩造共に支那人たる事件は英米領事(昔時は獨領事をも含みたり)交互に之を觀審す  
乙、各國領事館を經由する事件 凡そ外人の刑事事件にして租界警察署を經由せざる事件又は經由するも警察に於て其の真相不明か若くは刑事事件たるの要素を具備せず認めめて之を會審公堂に送付せざる事件は本國領事に要求し會審公堂に轉送して審理することを得



丙、租界内支那人に係る刑事事件 租界内の現行犯は巡捕直ちに之を拘引すべしと雖事件の輕微なるもの或は嫌疑犯は會審公堂の拘引狀を得て始めて之を逮捕拘引することを得るものとす此の場合拘引狀は必ず首席領事の署名を必要とす事件稍重大なるものは一方に於て之を逮捕拘引し一方に於て拘引狀の發給を請求することを得逮捕の上は二十四時間以内之を會審公堂に引渡す殺人放火等の重大犯人は前清時代に在つては上海縣に引渡し審判せしめたりしが辛亥以後は次第に之に引渡さざるに至れり

民事 民事事件の訴訟手續は原被告兩造支那人たる事件と原告外人被告支那人たる事件と場合に依り各一様ならず

甲、原告外人被告支那人たる事件 凡そ外人租界内に住居或は商店を有する支那人を訴ふる場合は會審公堂全部之を審理す然して訴訟を提起せんとする場合には先づ原告本人又は代理の辯護士訴狀を本國領事に提出し領事之を公堂の檢察員及會審官に通知して開廷の期を定む民事の被告人召喚を受けたる場合若し確實の保證人あるときは之が保證を請求することを得但右は原告國會審官の承諾を経ざるべからず若し起訴したる後被告に逃走を企つるが如き形跡或は其他の理由あり又は三度召喚するも應ぜざるときは會審公堂は之を拘引して留置することを得但亦保釋することを得

乙、原被告兩造支那人たる民事事件 租界内に於て支那人支那人を訴ふるものは前清時代に在りては單に訴狀に相當の手續料を附して支那會審官に提出せしが革命後は各國の會審官華案訴訟法なるものを改訂し民國元年(西曆一九一二年)一月三日之を公布せり其の概要左の如し

- 一、訴狀は會審衙門内なる華務案處に提出す檢察員は之を訴訟簿に記入し直に支那會審官に送附して召喚又は拘引の準備たらしむ
- 一、召喚狀及拘引狀は會審衙門の名を以て發するものにして首席領事之に署名捺印し共同租界警察署の巡捕をして之を執行せしむ
- 一、原告は訴狀提出と同時に收支處に訴狀提出手数料(Filing Fee)として訴訟額の一分半を納め會審の判決ありたる時更に審理手数料(Hearing Fee)として訴訟額の一分半を納む
- 一、貧困者にして訴訟手数料の支拂をなし能はざるものは辦事員に其の實狀を述べ法廷に於て之が調査を爲し至當と認めたる時は訴訟費用を免す

頭せず又は保釋後租界を逃出したるが如き場合には原告は缺席裁判を申請することを得然るときは判決後一定期間内に會審公堂より該判決文を一ヶ月間上海新聞に掲載し若し被告が依然出頭せざるときは即ち此の判決を以て有効とす

上海會審公堂の開廷日 上海共同租界會審公堂には三の法廷あり  
 一、樓下公堂 (Lower Court) 二、樓上公堂 (Upper Court) 三、特別公堂 (Small Court) 是にして日曜日を除く外は各法廷共毎日開廷す。普通刑事は概ね午前樓上樓下兩公堂に於て訊問し、之を早堂と稱し、又外國人に關する刑事事件は當該國會審官と支那會審官特別法廷を開廷して之が審理をなし、是を會堂と稱し、更に被告支那人原告外國人の民事事件及支那人相互間の事件は午後三時或は夜間之が訊問をなし、名付けて之を晚堂と稱す。開廷の際には支那會審官と外國會審官並び坐し支那會審官を主席とし外國會審官を陪席とす。佛租界の會審公堂は規模稍小にして毎週三度會審し月曜、水曜、金曜に之を行ふ。多くは午前にして先に刑事を審理し、次に民事を行ふ。

上海の外國監獄 上海既に會審機關を設立し、是に於て監獄を附設して以て其の判決を執行せり。茲に之を略述すれば左の如し。

- 甲、共同租界外國監獄
- 一、管轄 該監獄は共同租界工部局の管轄に屬し華德路に在り専ら支那人收容の用に充つ
  - 二、構造 該監獄には四階建の建物九あり皆鐵骨煉瓦造にして窓には鐵柵あり且鐵網を以て之を覆ふ構造極めて堅固にして警戒の設備亦頗る周到なり總計五百の監房あり三千人を收容し得
  - 三、勞役 該監獄には數ヶ所の工場あり其の作業は之を鐵工、木工、印刷、裁縫、藤竹等の各科に分ち毎月製品より得る收入純益約四千元あり獄内の雜役も亦囚人之に當る
  - 四、給養 衣服、寢具、食料等は全部監獄より之を支給す囚人服の襟下に紅黃の標あり標の大小に依て刑期の長短を區別す食料は一人月三元餘なり

除することを

- 一、訴訟費用は判決の際何等の明定をなき限り常に敗訴者の負擔に歸するものとす
- 一、帳簿には訴狀簿 (List of Petitions)、審理簿 (Hearing List) の二種あり當初訴訟提出せられたる時は訴狀簿に記入し會審せらるゝに至りたる時之を審理簿に轉載す
- 一、事件の審理は審理簿の番號順によりて行ふ
- 一、事件に外國人の利害關係ある場合は前記の方法に依り當該國會審官出庭陪審す
- 一、事件の審理に際し其の當番外國會審官は審理に注意すべきも審理に干渉すべからざるものとす但説明を求め且つ書類の調査を求むることを得
- 一、判決は會審衙門之行ひ出廷したる外國會審官之に署名す
- 一、原被告兩造又は其の一方は代理人として辯護士を雇ふことを得るも若し被告が豫め辯護士を雇ふ資力なきことを申立つるときは法廷より原被告兩造共辯護士を雇ひて代理人となすべからざる旨命ずることを得
- 一、同年八月十六日更に追加訴訟手續を規定して檢察員より告示せり、即ち左の如し。

- 一、代理人は願書英文二通漢文一通を提出する外該事件に關係ある各被告に對し英文及漢文の承認願書各一通を要す
- 一、訴訟提出手数料は直に納付すべきものにして之に違ふ者は訴訟を受理せず
- 一、審理手数料は審理の期日確定と同時に納付するものとす
- 一、被告が辯護士を以て代理人とする事件に於ては被告の答辯書を提出することを要す其の提出期日は審理期日確定後二日を越ゆることを得ず
- 一、本法廷の事件を依頼せられたる辯護士は誤解を避くる爲め右依頼を受けたる後直に書面を以て其の旨檢察員に通知するものとす
- 一、本法廷に於ける各事件の願書通信等は總て檢察員宛に提出し支那會審官又は外國會審官宛には提出せざるものとす檢察員は外界並に支外會審官の間在りて通信應接の任に當るものとす

判決 會審の判決は其の輕重に依り公堂之を執行す被告屢々呼出をなすも出

五、賞罰 囚人の作業振動勉なるものに對しては典獄長より減刑を言渡すことを得其の標準は刑期十八ヶ月以上のものは五十日を減ずることを得刑期十八ヶ月以下一年以上のものは三十日を減ずることを得尙意情なるものに對しては典獄長に於て作業點數を差引く

六、經費 該監獄の經費は共同租界工部局之を支出す毎月二萬餘元なり  
 七、感化院 該監獄には別に感化院あり専ら幼年犯人を收容す運動場教室及工場の設備あり其の教育係は我國の國民小學讀本を使用し兼ねて英語を教ふ

- 乙、佛租界外國監獄
- 一、管轄 佛租界外國監獄は佛租界工部局之を管轄す其の經費も亦該局之を支出す
  - 二、構造 該監獄は民國七年に建造せるものなり三階建にして頗る堅固階上の廊下は皆網を以て覆ひ警戒の設備亦頗る周到なり合計四百の監房あり一千人を收容し得
  - 三、作業 該監獄には工場三四ヶ所あり作業は「セメント」、裁縫、洗濯、藤竹等に分たれ「セメント」が主たる工作なり
  - 四、給養 囚人の衣服、寢具、食料等は全部監獄より之を支給す毎日の食費は一人約洋銀一角二分なり

上海會審公堂回收迄の交渉經過 辛亥の政變以後上海の會審公堂は悉く外人の掌中に歸し其の各種の權利侵害の情況は已に上述せるが如し。故に國內の識者憂憤せざる者無く、民國元年(西曆一九一二年)條約研究會は從來の上海會審章程を改訂し、藉りて以て公堂の回收を圖らんとし、是に於て上海會審公堂章程十七箇條を立案し、設官觀審等の事項に對し條約に準據して詳細の區別をなしたり。只當時民國政府は未だ列國の承認する所たざりしを以て遂に之が提言をなすに由なかりき。民國二年の冬(西曆一九一三年)政府上海會審公堂の回收を劃し、是に於て外交部は外交團首席公使たる英國公使 Sir John Jordan に對し左記の覺書を手交せり。

前清同治七年洋滬設官會審章程定められ、上海共同租界に會審公堂を設けたり該章程の第一條に規定する所に據れば堂員は上海道臺同知一名を選任し



て租界内に於ける負債、争闘、竊盜、訴訟等の事項を管理せしむとあり、此の規定は數十年間通行せられ一切公堂の支那會審員は均しく上海道臺之を任命したり、然るに辛亥の政變に及び上海道臺廢止せらるゝや、領事團は關炯王嘉熙、譚秀義の三名を公選して該公堂の承審員となせり、其後江蘇の程都督より委任狀の送付ありしも之れ畢竟事後承認に外ならずして誠に設官章程に相合せざるものなり、査するに領事團は該堂員を任命する際於て左の如き通告をなせり。

上海駐在各國領事團通告 上海の租界は通商の大埠にして居民四方に踞居するに顧み民刑事訴訟は特に會審公堂を設けて之を辦理せり茲に本領事團は地方の治安を維持するの見地より該公堂の職權を繼續執行し且地位の關係より暫く前の公堂支那官關炯、王嘉熙、譚秀義をして陪審外人官吏と會同し一切を辦理せしむ依て通告をなし之を支外人一般に知らしむ。一千九百十一年十一月十日附

此に見るも領事團の審判官任命は實に暫時地方の秩序を維持せんとする見地に於てたるものにして、支那の正式政府已に成立し各國又已に之れを承認せる今日一切の共同租界公堂の承審員は當然舊制に復して支那自ら之を任命し以て原定章程に符合せしむべきなり且堂員は從來上海道臺之を任命せしが然るときは其の階級低く亦自ら其の責に任ずることを得ず又現に上海道臺は既に廢止せられたるを以て若し交渉員に於て之を任命するとせんか依然權能獨任的ならざるの弊を踏襲するものにして人材亦上乘たるを期し難し依て今後は外交部に於て歐米の法律に精通し歐洲語を好くする人格學識共に優秀なる司法官を慎重に選定し其の任命方を大總統に稟請すべく且外交部に於て直接之が監督をなすべし若し交渉事件ある時は特派交渉員と會同して辦理せらるべく何等干渉を受けず以て系統を明にし其の責に任ぜしむるなり。

此の覺書を公使に手交したる後、公使は公使團會議を招集したる所公使團の意見は辛亥後の上海會審公堂は外人に依つて改良せられたる點甚だ多きを以て、支那若し之を回收せんと欲せば須らく先づ左記の五條件を承認するを要すと云ふに決せり。

一、會審公堂の状態 會審公堂の承審員四名は當番の外國會審員又は某國領事と共に先づ此の事件は本國人の利益に關するものなるを以て派遣せられたる陪審員

て修改を要すべしと認めたる點のみを左に開示すべし  
一、支那政府は會審公堂の承審員四名が當番の外國陪審員又は某國領事と共に先づ此の事件は本國人の利益に關するものなるを以て派遣せられたる陪審員等と會同辦理すべき旨書面を以て公堂に通知すべきことを承認す公堂の堂員は支那政府之を任命し其の人員姓名を領事團に通知すべし公堂長は外交部と司法部との共同推薦に依り大總統之を任命し其の職權は地方審判廳廳長と相同じく公堂の人員全部を監督指揮するの權能を有すべし純然たる支那人の民事事件は公堂の堂員支那の現行法律及訴訟法に照して之を審判すべく外國陪審員は出廷するを要せざるべし

二、租界内の刑事事件は公堂全部之を受理すべく五年以上の有期徒刑に處すべし事件も亦其内に含まるべし只支那の法律並に從來の規定に照して十年以上の禁錮に處すべき事件及殺人又は強盜事件にして死刑を宣告すべきものに付ては公堂より之が詳細を司法部に報告して其の許可を求むべく若し許可し難き事件あるときは司法部より其の不許可の理由を公堂に回答して更に審理を行はしめ改めて其の許可を求めしむべし其の許可ありたる死刑囚は内地の支那官憲に引渡して刑を執行せしむべく總て檢屍は堂員と外國陪審員會同して之を行ふべし

三、公堂附屬の監獄は工部局巡警之が管理の責に任ずべく公堂の發する一切の命令、召喚狀及逮捕狀も亦工部局巡警之が執行の責に任ずべし從前の差役の制度は斷然之を廢止すべし

四、道尹が關係領事官と共に支外民事事件の上訴を審理するの舊制度は依然之を存続せしむべく若し道尹と領事官との意見合致せざるときは道尹及該領事官の合意に依り上海駐在第三國領事一名を選び之と會同して公平に審斷すべし原被兩造は之が判決に服すべし

五、公堂の庶務及出納等のことは會計課長及其の所屬書記之が管理の責に任ずべく會計課長は公堂所屬の總ての人員を管理し且堂内の會計を監督すべし該會計課長、書記等は領事團の推薦に基き支那政府之を任命すべし  
以上の各項は公使團提示の各項と相異する所あるも、其の第一項内の純然たる支那人の民事事件に關しては同治七年上海會審公堂設立の洋溼濱章程に示されたる辦法に依れば此等の事件は支那官吏自ら之が審理を行ふべきものとせられ居

會審員等と會同審理すべき旨書面を以て公堂に通知すべし該四名の承審員は支那政府之を任命し領事團の同意を経べし該承審員長は高等審判廳長の資格を有し夫と同等の權利を享有すべし純然たる支那人の民事事件に關し外國會審員堂に在るときは支那政府は之を以て領事團の會審員と認むべし

二、刑事事件に對する公堂の資格 租界内に於て行はれたる一切の刑事犯罪其の内五年以上の禁錮に處すべきものも全部公堂之を辦理すべし公堂は又殺人事件に付死刑の宣告をなすの權能を有すべく其の處刑場(原文にては執行と譯すべし)は租界外に在り支那官憲監視して之を執行すべく檢屍は總て公堂の承審員會審員と共同して之を行ふべし

三、會審公堂の事務取扱方法 公堂附屬の監獄は工部局の巡警之を管理すべく總て公堂の發する命令及召喚狀、逮捕狀等も亦工部局巡警の管理に歸すべし昔日の差役の制度は斷然之を廢止すべし只支那人の民事事件に關しては辯護士の堂に至りて辯論をなすことを許すべく其の辯論の方法は民國元年四月の規則に遵つて行ふべし

四、公堂の控訴手續 凡そ支外民事事件に於て觀察使及關係領事に上告するの制度は依然之を存続すべく若し觀察使と領事との意見合致せざるときは原審公堂の會同判決の語句に依つて之を定むべし其の支那人上告の事件(原文は支那人民事の控訴と譯すべし)は交渉員及原審會審員の米國領事を以て控訴の地となすべく若し交渉員と領事との意見合致せざるときは原審公堂の會同判決の語句に依つて之を定むべし

五、公堂の公務處理及會計監督 總て公務處理及會計等の事務は外國の檢察員及其の所屬の書記之を擔任すべく該檢察員は堂内全部の者を管理し且堂内の會計を監督すべし該該檢察員及各事務員は領事團の推薦に基き支那政府之を任用すべし

此等の條件は民國三年(西曆一九一四)六月十一日英國公使より支那に照會せられ、次で支那政府より七月二十二日左の如く回答し來れり。

査するに公堂は積弊多端にして其の改善に對しては本國政府亦豫て計畫する所ありたり茲に公使團提示の各項を見るに從來の規定及辦法と符合せざる所あるも貴首席公使並に駐京各國公使の公堂還付に對する好意を察し且は上海租界内の公共の利便を増進せんとするの見地より只提示の各項に付き本國政府に於

るを以て當然支那堂員の審理に歸し外國陪審員の出廷を要せざるべく以て始めて從來の規定に合するものなり其の第二項の租界内の刑事事件に關しては公堂は本來只五年以下の有期徒刑のみを判決せしが現在既に公堂租界内一切の刑事事件を受理す則凡て十年以上の禁錮に當る事件の判決及死刑に處すべき事件の判決は當然司法部の許可を受くべく偶許可せざる事件ありたる時は公堂より更に堂員一名を任命し陪審員及原審會審員と會同して更に審理をなさしめ以て事件の終了を期すべく斯くするも公堂の事件審理には何等の障礙なかるべきなり其の第四項支外民事の上訴事件に關しては照會には道尹と領事官との意見合致せざるときは公堂の原判決に依つて定むべしとあり此れ「交渉を以て最後の解決方法たらしむるを免れしむ」の見地に基くものなりと雖結果よりする時は上訴せざると何等異る所無く上訴制度本來の意義に合せざるものなり依て本部は此等意見の一致を見ざる上訴事件は道尹と領事との合意に依り一名の第三國領事を選定し之と會同公平に審理せしめ依て以て原被兩造をして上訴の利益を得せしむると共に事件滯留の弊をも無からしめむとするものなり其餘の各項は公使團の提示と些異なる所あるべきも亦甚だしき差異なく只修改せる所は大部分純然たる支那人の民事訴訟手續にして支外の訴訟審判には關係する所なきを以て之を述ぶるの要なかるべし本國政府は以上の各項が堂務の進行上必ず大なる効果を齎し且共同租界の利便を増進せしむるものなるを以て貴首席公使並に駐京各國公使の必ず賛同せらるゝ所なるべしと思考し茲に特に眞實に以て之を聲明す辛亥陽曆十一月以後上海會審公堂に於ける一切の改良すべき點は提示せられたる五項と本國修正の各項とを相照し之が實施をなすことを承認すべし同治七年の洋溼濱設官章程にして以上の各項と抵觸せざるものは當然存続し有効なるべし

北京公使團は此の回答に對し大體同意を表せしが、只會審公堂承審官を支那政府に於て任命するに際し、其の姓名のみを領事團に通知せんとすること、及び上訴の會審に第三國領事を參加せしめむとする兩事項に對しては賛意を表せず、屢商議を繰返したる結果、上訴方法の變更のみは支那之を承諾したるも承審官を外人の同意を得て任命することには全然同意する能はずとなし、雙方持すること久しきに及び更に屢會商したり



しも、遂に之が結果を得ることなかりき。民國四年（西曆一九一五）十一月二十三日公使團より租界の擴張を以て會審公堂還付の交換條件たらしめんことを提議せしが、支那之れに應ぜず、交渉再び停頓し民國八年（西曆一九一九）一月二十三日、二月十日外交部は首席英國公使に書面を送り公使團に轉達して屢次の照會證議の上至會審公堂還付方取計はれたしと要求したりしも、英公使は租界の擴張を行はば公使團は何時にても之が還付に應ずべしと回答し、斯くて事件は依然未だ解決せらるるに至らざりき。

民國十年二月（西曆一九二一）法權討論委員會は上海會審公堂を回收し改めて特別法院を設けんことを議し、之を上海租界特別法院と名付け上海租界民刑訴訟審理辦法四十一ヶ條を定めたり。其の要領左の如し。

- 一、特別法院は支那之を組織し専ら上海租界の民刑訴訟を審理すべく當事者或は關係者は其の國籍の如何を問はず總て其の管轄に歸すべし
- 二、特別法院の院長判事檢察等は全部支那之を任命すべし
- 三、凡そ外國人に關係ある事件審判の際に顧問一名を以て之を補佐せしむべく（檢察の場合亦同じ）該顧問は司法總長に於て現任或は曾て任に在りたる外國人法官及辯護士を以て之に充つべし
- 四、特別法院の判決に對し不服あるものは大審院に上訴することを得べし
- 五、特別法院の判決は支那法院租界外に於て之を執行することを得べく其の自由刑を受けたる外國人は新監獄或は司法部指定の箇所にて之を執行すべし
- 六、特別法院は特に規則を設くる外均しく支那の訴訟法を適用すべし

此の上海租界民刑訴訟審理辦法の議案は討論委員會の議決を経て外交部より外交團に照會せられたりしが、外交團は其の民國三年（西曆一九一四）外交團より提議したる五項の辦法と差異餘りに甚しきの故を以て之に従つて辦理することを肯ぜず遂に又結果なきに終り。民國十一年（西曆一九二二）七月に至り外交部は先づ駐京公使團に對し曩に英國公使と協定したる所の各辦法に照し至急公堂を還付せんことを督促せんとし、未決事項ある時は回收後之を再議せんことを企劃せり。此の事は法權討論委員會に於て幾度か討論せられたる結果、曩に定めたる辦法なる

ものも亦未だ充分善からずとなし、遂に司法部に對し外交部に協議して先づ租界内に於ける支那人間の訴訟事件を全部支那法院の辦理に歸せしめられ度き旨を要求せり。其の概略に曰く

外交部が最後に英國公使と協定したる所の會審公堂回收に關する各辦法は獨り最初の條約と相去ること甚しきのみならず辛亥以前の狀況とも相合せざるものなり領事裁判權を對酌撤廢すべく已に華府會議に於て各國の同意ありたる今日斯かる強制的の協商あるは特に將來の交渉に障礙を來すべし只曩の書面に所謂此の事久しく解決せざるに於ては領事裁判權を有せざる國の商民の訴訟辦理上支障甚だ多かるべしとの言は自ら事實なり但支那人間の民事事件及加害者被害者共に支那人たる刑事事件は本來領事裁判權と何等の交渉なきものにして當初會審公堂が之を受理審判したるは明に約に違ひ我國の主權を侵害するものなり願はくば貴部より外交部に交渉せられ外交部をして先づ此の部分に就き交渉せしめ此等の事件を我國法院の辦理に歸せしむる機せられては如何

此の公文書は九月に至り司法部より外交部に移牒せられたりしが、外交部は外人の意見と相去ること甚だ遠しとの故を以て、未だ之を提出交渉せず其後外交、司法兩部協議の結果、民國三年英國公使より提議したる五項に少しく修正を加へたる辦法六ヶ條を改定せり。其の條文及理由左の如し。

- 一、支那政府は會審公堂の承審員四名が當番の外國陪審員及某國領事と共に先づ本事件は本國人の利益に關するものなるを以て派遣せられたる陪審員と會同辦理すべき旨を以て公堂に通知すべきことを承認す公堂の堂員は支那政府之を任命し其の人員及姓名を領事團に通知すべし公堂長は外交部と司法部との共同推薦に依り大總統之を任命し其の資格は地方審判廳廳長と同等なり
- 二、支那人間の民事事件は公堂堂員の審判に歸し支那の現行法律及訴訟法に照して辦理せらるべく外國陪審員は出廷するを要せざるべし
- 三、本條末項の「支那人間の民事事件」を純然たる支那人間の民事事件と改むべし
- 理由 辛亥以前に在ては純然たる支那人間の民事事件及支那人の刑事事件にして有期刑五年以下に處すべきものは殆んど皆監獄に於て審理せられ五

年以上の事件は上海縣署に於て審判せられたり現在の辦法第二條にも既に租界内一切の刑事事件は完全に公堂の審理に歸すべしとの定めあり即ち純然たる支那人の刑事事件も亦自ら純然たる支那人間の民事事件と同様支那官員の審判に歸し外國陪審員の出廷を要せざるべきなり

- 二、租界内の刑事事件は公堂全部之を受理すべく五年以上の有期刑に處すべき事件も亦其の内に含まるべし只支那の法律並に從來の規定に照して十年以上の禁錮に處すべき一切の事件及殺人又は強盜事件にして死刑を宣告すべきものに付ては公堂より之が詳細を司法部に報告して其の許可を求むべく若し許可し難き事件あるときは司法部より其の不許可の理由を公堂に回答して更に審理を行はしめ改めて其の許可を求めしむべし許可ありたる死刑囚は内地の支那官憲に引渡して刑を執行せしむべく總て檢屍は堂員と外國陪審員會同して之を行ふべし

本條には修正する處無なし  
三、公堂附屬の監獄は工部局巡警之が管理の責に任すべく公堂の發する一切の命令、召喚狀及逮捕狀も亦工部局巡警之が執行の責に任すべし從前の差役の制度は廢止すべし  
本條の工部局巡警之が管理の責に任すべしとの句の後に「但し公堂吏員を派して絶へず之を監督せしむることを得べし」の語を加ふべし

理由 辛亥以前に於ては刑事の重大犯罪に付既に判決を受けたるものは外國監獄に拘禁せられ輕微なる犯罪及未決刑事犯は警察署に拘禁せられ又民事事件の拘留者及婦女犯罪者（民事刑事及未決判決を問はず）は公堂に拘禁せられたり現在既に公堂の監獄は工部局の管理に屬すべしと規定せられたる以上公堂より吏員を派し絶へず監督せしむべきなり

四、「道尹」關係領事と共に「支外民事事件」の上訴の審理をなすの舊制度は依然之を存續せしむべし但公堂に於て委員を換へて再審せしむることを得外國陪審員も亦「特別の事情に依り事實人を換ふること能はざる場合を除くの外」一律に更替することを要すべし若し「道尹」と領事此の上訴に對し意見合致せざるときは原審判決の語句に依つて之を定むべし  
本條の支外民事事件を支外民事事件と改むべし「道尹」關係領事と共に「道尹」なる語は之を交渉員署と改むべく若し「道尹」の道尹なる字句を交渉

員と改むべし「特別の事情に依り事實人を換ふること能はざる場合を除くの外」なる語を削除すべし

- 理由 (一)道尹の二字 民國四年には未だ道尹と交渉員署との區別なかりしに依り道尹なる語を用ひたりしが現在上海道尹は訴訟事件を取扱はず且又一般支外訴訟の上訴事件は各省交渉員署之を辦理す故に交渉員署と改むべきなり
- (二)再審に於ける官吏の變更 原案には外國陪審員は若し特別の事情よりして人を換ふること能はざる場合には之を變更するの要なしとある處若し原審再審とも同一人なるときは既に外國官員は必ず人を代ふるを要すとの趣意に一致せず且又人を換へて再審せしむべしとの趣旨にも符合せざるものなり若し事實該國領事館に代ふべき人無きときは該國領事該國の公正なる商人を擇びて陪審せしむべきなり
- (三)支外刑事の上訴 各國立法の通例を見るに何れにも刑事に上訴を許さざるが如き規定は無し且刑事事件は人の生命財產に大なる關係を有するものなるを以て支外刑事事件に於ても亦當然一律上訴を許し以て公平を昭にし偏頗のことが免れしむべきなり
- 五、公堂の庶務及出納等のことは會計課長及其の所屬書記之が管理の責に任すべく會計課長は公堂所屬の總ての人員を管理し且堂内の會計を監督すべし該會計課長、「書記」等は領事團の推薦に基き支那政府之を任命すべし
- 本條末項の書記の二字を削除すべし
- 理由 公堂所屬の書記は一人に限らざるを以て若し其の全部を會計課長同様領事團より推薦せんか誠に其の煩に勝へず依て書記の二字は之を削除すべきなり
- 六、前記の五ヶ條は還附の辦法にして將來支那政府が各國と領事裁判權の撤廢を協議する際此に依つて何等の拘束を受くるものにあらざるべし
- 理由 華府會議の決議に依り該會議終了後締約各國より委員を派して支那の司法状況を考察せしむることに決定せり支那政府は此の調査を終りたる後若し各國政府と領事裁判權の撤廢に關する協議をな 或は其他の辦法を定むること有る場合當然前記の辦法に依り拘束を受くること無かるべし故に特に聲明して誤解を免れんとす



此の六ヶ條は十一年（西曆一九二二）十月二十六日外交部より公使團首席公使和蘭國公使フレイタス（J. Buitluis de Freitas）に照會せられたりしが、公使團は之に回答を與へざりしが、其後も支那政府は機會ある毎に其回收を希望して已まざりしが、民國十四年五月三十日上海事件起りたる結果、北京公使團に於ては支那政府の希望を容れ本問題の解決を急ぐこととなり、北京政府及北京公使團は其交渉を上海總領事團と江蘇當局とに命ぜり。依て民國十五年春以來右兩者間に交渉を開始したるが、同年七月十六日兩者の意見一致し假章程を作成し、支那政府及北京公使團の承認を認めたり。然るに之れに對し夫々指示される事項あり、爲めに同年八月六日以來再び兩當事者の討議を行ひたる結果、八月二十三日愈々日英米三國代表者並に支那側代表間の調印を了し、九月二十七日正午同協定全文を左の如く發表し、茲に本問題の解決を見るに至れり。

上海會審衙門回收暫行章程

- 一、(甲) 江蘇省政府は上海共同租界原有の會審衙門の代りに臨時法廷を設け條約により各國領事裁判權に屬する以外の租界内民事刑事事件は總て右臨時法廷に於て審理す
- (乙) 凡そ現在支那法廷に適用する一切の法律（訴訟法を含む）及び條例及び今後制定公布せらるる法律條例は悉く臨時法廷に適用す、但し本章程の規定及び將來の協議により承認せらるる會審衙門の訴訟慣例を考慮するを要す
- (丙) 凡そ租界の治安と直接關係ある刑事事件及び共同租界土地章程並に附則違反事件及び領事裁判權を有する國の人民の雇傭する支那人を被告とする刑事事件に就ては悉く領事官より委員一人を派し觀審せしむる事を得、右委員は審判官と並坐す
- 凡そ審判官の判決は右委員の同意を要せずして効力を生ず、但し右委員は其不同意なる點を記録に登載するの權を有す、審判官の許可無きときは右委員は證人及び被告人を訊問するを得ず
- (丁) 凡ゆる法廷の召喚狀逮捕狀及び命令は審判官の署名により効力を生ず、此等召喚狀逮捕狀及び命令は其執行前書記官長に於て番號を附し記録

は工部局警務處は充分且つ迅速なる援助を爲すべし又工部局警察が逮捕せる犯人は休日を除き二十四時間以内に臨時法廷に送りにて審斷せしむべく右時間を經過したるときは之れを釋放すべし

- 五、凡そ領事官が派し審判官と會同出廷せしめたる外交人間の民事事件にして初審の判決に不服なる時は特派交渉員署に上訴を提起すべく交渉員は條約に依り關係領事と共に審理す
- 但し原審法廷をして判事を易へ再審せしむる事を得、此場合には領事の派遣の官吏も亦更迭すべし、若し交渉員と領事とが再審を経たる事件の上訴に對し意見一致せざる時は再審の判決を有効と爲す
- 六、法廷の出納及び共同委員會の規定する事務は書記官長をして管理せしむべく、右書記官長は領事官之れを推薦したる後臨時法廷より省政府に報告し省政府より之れを任命し臨時法廷々長の監督を受け屬員を指揮管理し、且つ法廷の出納を監督す、若し右書記官長にして職務に不適當なるか又は怠慢あるときは臨時法廷々長は懲戒を加ふる事を得、尙必要ある時は領事官の同意を経て之を免職せしむることを得
- 七、以上の六條は江蘇省政府の會審衙門回收に関する暫行章程にして其施行期限を三年と爲し會審衙門引渡の日より起算す、右期間内中央政府は隨時關係各國公使に向け最終協定に就き交渉するを得、右協定成立せる時は本暫行章程は直ちに廢止せらるべし、若し三年満期となるも北京に於て尙最終協定成立せざる時は本暫行章程は更に引續き三箇年間効力を有す、但し最初の三年満期の際省政府は滿六箇月前の通告を以て修正を提議するを得
- 八、將來何時にても支那中央政府は各國政府と領事裁判權の撤廢方法を交渉するに際し本暫行章程に依り何等の拘束を受くることなし
- 九、本暫行章程に規定する會審衙門回收履行期日は江蘇省政府代表と領事官と別に公文の交換を爲し以て之を決定す

哈爾濱鐵路交涉總局の會審（現在は支那に回收）

露支條約成立する迄露國の滿洲に於ける裁判制度は分つて三となすべし。一は正式法院と稱し専ら露人間の事項を管轄し、二は領事裁判法院と稱し被告露人原告支那人たる事件を處理し、三は則ち我國の鐵路交

す。領事裁判權ある國の人民居用の場所（プレミセス）内に於て執行する召喚狀逮捕狀及び命令は該關係國領事或は當該官吏其送達を受けたる際遲滞なく署名するを要す

(戊) 凡そ領事裁判權ある國の人民或は工部局の原告たる民事事件及び領事裁判權ある國の人民が告訴人たる刑事事件は該關係國領事或は領事官に於て條約の規定に照し官吏一名を派し審判官と會同出廷せしむる事を得

(己) 臨時法廷の外別に上訴法廷を設け専ら租界の治安と直接關係ある刑事の上訴事件及び外交人間の刑事上訴事件を審理す其延長は臨時法廷々長兼任す但し五等有期徒刑以下共同租界土地章程及附則の違反事件は上訴するを得ず

凡そ初審の時領事官に於て員を派し觀審せしめたる事件に就ては上訴の時領事官は別に委員を派して觀審せしむることを得其權限及び派遣の手續は初審時の委員と相同じ外交人間の刑事上訴事件も亦同様方法に依り領事に於て委員を易へて出廷せしむ

- (庚) 臨時法廷の延長判事及び上訴廷の判事は省政府之を任命す
- 二、臨時法廷が十年以上の徒刑及び死刑の判決を下したる事件に就いては同法廷より省政府に報告し其承認を請ふべし其承認せざる事件に就いては省政府は不承認の理由を法廷に知らしめ更に審理判決の上再度承認を求めしむべし凡そ死刑を承認したる事件は租界外の官憲に引渡して執行す租界内檢驗事項は臨時法廷の判事領事官派遺の委員と會同執行す
- 三、凡そ臨時法廷に附屬する監獄は別に規定すべし民事拘留所及び女監以外は工部局警務處をして員を派して專管せしむ但し一切の管理方法は實行出來得る範圍内に於て支那監獄管理章程に依り處理し且つ臨時法廷の監督を受くべし法廷々長は視察委員團を派し隨時調査せしむべし右委員團には領事官の派する委員中より一人を加入せしむ若し囚人管理の妥當ならざる點ある時は直ちに法廷に報告すべく法廷は工務局をして右妥當ならざる點を改良せしむ工部局警務處は遲滞なく之を實行すべし
- 四、臨時法廷の召喚狀逮捕狀命令は司法警察官に於て執行す、右司法警察官は工部局警務處より選任す但し其の司法警察上の職務執行には直接法廷に對し責任を負ふ、凡そ臨時法廷が工部局警務處に要求又は委囑する事件に對して

涉局を以て彼の會審機關となし専ら東清鐵道區域内に於ける一切の支那人に關する訴訟事件を管轄するものなりしが、露國革命後支那に法權を回收し更に露支條約の成立露國は右措置を承認し平等關係となれるを以て、今日は其事なきも左に其回收に至る迄の經過を述ぶべし

- 光緒二十七年（西曆一九〇一）露國我と吉林哈爾濱鐵路交涉局章程なるものを協定せり、其の第二條に曰く
- (上略) 直接又は間接に鐵路会社に關係ある事件或は直接又は間接に東省鐵路作工に關係ある人及び各種材料の請負人及各種工及鐵路區域内に暫時又は永久に居住する支那人即ち商人職人或は役務に従事し或は閑居する各種の人は鐵道事務に關係せると雖均しく哈爾濱總局の管理に歸す目下各區に皆交渉員あり哈爾濱總局は該員に命じ若し事件にして支那の法律及鐵路章程に違反するに至らざるものなるときは便宜上各區の監工と商議して辦理せしめ若し支那の法律及鐵路章程に違反する重大事件例へば殺人事件、結社、上官に對する反抗、強姦、強盜、吉林鐵道三百串を越へたる竊盜及收賄等の事件並に此に類似する事件なるときは犯罪地の遠近如何を問はず均しく哈爾濱總局に於て之を審理判決す（下略）
- 又第五條に曰く
- 凡そ告訴或は請願にして第二條所載の事件なるときは總て哈爾濱總局の官吏と東省鐵路会社の總監工或は全權代理人との會同審理に歸し更に一切の事件を如何に辦理すべきやも亦總監工或は代理人と彼此共同して辦理す
- 此の規則に據れば鐵路交涉總局と公司總監工との會同管轄の範圍下の如し
- 一、被告支那人たる民事事件にして其の事物鐵路と關係あるもの
- 二、被告たる支那人が鐵路区域内に居住するもの
- 三、被告たる支那人が鐵路区域内に居住するもの
- 其の會審權限の廣き之を上海の會審に較ぶるも或は猶過ぎたるものあり蓋し其の管轄區域内に及ぶこと上海公堂の全租界に及ぶものと相同じと雖而も上海公堂は刑事に對し尙一定の制限あるに此は何種たるの論なく全部管轄するを以てなり
- 鐵路交涉總局は之を哈爾濱に設け各地に分局を設け又奉天、黑龍江兩省にも交涉總局を設け兩省内に於ける事件を掌らしむ其の會審を掌りたるものは當初



は露國の東清鐵道長官なりしが次で露國滿洲に領事を派駐せしむるに及び明も領事之に當りたり其の訴訟法及實體法は略上海會審公堂の夫と異なる所無く會審の時第一審は副領事と交渉局員之に當り第二審は交渉局總辦と露國總領事會同して之を審斷せり

民國九年(西曆一九二〇)九月我國は露國國內の不統一久しきに亘りしを以て遂にその駐支公使及領事の待遇を停止し司法部亦法院の回收を劃し遂に九年の十月露國の法院監獄全部を回收し收めて東三省特別區域審判廳を組織せり是に於て此の鐵路交涉局の支露會審制度も亦當然消滅に歸したり

漢口洋務公所の會審

漢口洋務公所は前清光緒二十年(西曆一八九四)江漢關が湖北督撫の許可を得て設置したるものにして、本來専ら領事官署の觀審、租界内犯人の逮捕拘引等の如き租界の交渉事件を辦理せんが爲に設けられたるものにして訴訟を受理するの權限無し。故に舊時は沿洋衙委員と稱し民國成立し上海洋涇濱章程に倣ひて辦理するに至り、改めて之を漢口洋務會審公所と稱し、湖北交涉員公署の命令を受けて一切の支外訴訟を審理し併せて漢口租界の治安に關すること及交渉の事件を辦理したり。是に於て其の權限始めて擴張せらるるに至れり。

漢口洋務公所には正式裁判官一名會辦一名補助裁判委員二名及文牘書記執達吏警官探偵等を置き皆支那之を任命し經費としては省庫より毎月湖北官票四百五十串を支出す。洋務公所の職權は分つて左の三項とす。

- 一、觀審 原告支那人被告外人の事件は公所より補助裁判委員が各領事官署に赴きて觀審す各領事官署の法廷は佛國は火曜、金曜、日本は月曜、英國は日曜を除くの外毎日開廷す觀審の際是我國委員と外國委員並坐し與へんとする判決妥當ならずとむ認るときは辯論して更改を要求することを得
- 二、訴訟の審判 原告外人被告支那人の民事事件或は事領裁判權を有せざる外國人の民を被告とする事件にして若し被告租界内に居住し或は財産租界内に在る場合は均しく湖北交涉署より(或は領事より送致或は原告より訴ふ)洋務公所に引渡して審判せしめ外國領事は之に官員を派して觀審せしむ刑事事件は

英米の租界に發生したるものは依然領事之が審理をなし日租界に發生したるものは之を洋務公所に引渡す支那人相互間の民事事件は本來正式法院に歸すべきものとなるも洋務公所其の權限を越へて之を受理すること亦尠しとせず

三、犯人の逮捕 凡そ法院縣公署及軍警の各機關が租界内の支那人を逮捕せんとする場合には皆公所より派遣する警官逮捕狀を持して各領事官署に赴き領事の署名を得て始めて之を行ふ

鼓浪嶼會審公堂の會審

前清光緒二十八年(西曆一九〇二)支那は鼓浪嶼を以て同居居留地となし、厦門鼓浪嶼同居居留地章程を定めたり。其の第十二條に曰く、

支那は上海に於ける規定に照し居留地内に會審公堂を設け經驗ある専門家を任命して駐在辦理せしむると共に書記等を置きて之が公務の處理を助けしむ該官員は厦門道台及總辦福建省洋務總局より之を任命す若し居留地内に支那人の訴へられたるもの及警察法を犯したる者ある場合は則ち該官吏之を審斷す若し重大なる犯罪事件ある場合は該官吏先づ之が訊問を爲し然る後一件書類と共に之を地方官に送りて審理す居留地内に於ける負債不動産等に關する訴訟にして被告支那人たる場合は亦該公堂之を審判す事件該公堂の斷定を經たる後は須らく内地及厦門地方官をして被告の違ふべき處を命令せしむべく該地方官は之を拒絶することを得ず

凡そ事件外人に關係あるものは輕小なる訴訟たる或は有罪の事件たるに論なく該管轄領事は自ら來り或は官吏を派して公堂の委員と會同審問をなすべく若し會審員と該堂承審員との意見一致せずして事件を終了し能はざるときは該事件は之を上訴すべく然るときは厦門道台該領事と會同して改めて之が審理をなすべし

凡そ事件の證人現に外人に雇傭せられ居り或は外人の住居内に居住するものなる場合は其の召喚狀は先づ之を管轄領事に送り其の署名を得て後始めて之を執行することを得べし此の外支那人にして罪を犯し居留地内に逃亡したるもの

を以て、上海の辦法に照して新章を改定し且條約に依り會審章程を設くべく提議せんことを領事團に要求したりしが、司法部は外交部に照會し厦門交渉員に命令して嚴重之を拒絶せしめ、遂に其の儘に終りたり。

支那法權調查報告書

支那に於ける治外法權に關する國際調查委員會は一九二六年九月十六日北京に於て日(佐分利)英(スキナー、ターナー)米(ストローン)佛(ツウサン)伊(ロツシー)白(ヴァン、クツツエム)蘭(アンヂエリーノ)丁(テイリツツ)瑞典(レージョフド)西(アカル、イ、マリン)葡(ヴァイアンキ)及支(王寵惠)の各委員間に署名調印を了せること既述の如し。然るに當時右報告書の内容に就きては支那側の希望に依り秘密に附せられ判明せざりしが、同年十一月二十五日關係各國外務省より一齊に同報告書全文を發表せり。而して同報告書の緒言に於ては委員會が華府會議に於て採擇せられたる支那に於ける治外法權に關する決議に基づき北京に開催せられたる次第及其の開會式以後の活動を略説し、報告の第一部に於ては治外法權實施の現狀、第二部に於ては支那の法規並裁判及監獄の組織、第三部に於ては支那に於ける司法運用手續を敘し、最後の第四部に於て對支勸告の意志を明せり。今第四部勸告の全文を掲記すれば左の如し。尙華府會議主催國たる米國側に於ては對支勸告の趣旨に基き目下之れが對案を研究中なり。(外務省公表要旨)

報告第四部對支勸告 勸告は治外法權撤廢の能否、條件、時期及方法に關する委員會の建議を掲ぐるものにして前文以下五項に分たる、其全文左の如し。委員は其の審査を完了し且本報告の第一部、第二部及第三部に掲ぐる事實を認定し茲に左の勸告を爲す

委員は本勸告事項が相當に實行せらるるに至らば諸國に於て其の各自の治外法權に關する權利を拋棄することを得べきものと認む、治外法權拋棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に従ひ及び公正且衡平なる基礎に依り居住及營業

に付ては上海章程に照し委員即決處分によりて之を逮捕し領事に照會し又は居留地警察の援助を俟つことを要せざるべし支那人にして單に外人に雇傭せられ居るのみにて外人の住居内に居住せざるものは之が逮捕狀は先に領事官に送ることとを要せず只逮捕の日に之を送るべく該領事は逮捕の理由如何により或は署名し或は事情を斟酌して之が取消をなさしむべし其他の該公堂の聽理訴訟詳細章程は厦門道台之を規定すべし

是れ鼓浪嶼會審公堂設立の由來にして、詳細に觀察すれば其の規定辛亥以前の上海會審公堂の夫れと異なる所なし。今其の性質及管轄の範圍を述べれば左の如し。

- 一、會審公堂は洋涇濱設官章程に倣ひ支那之を設立す
- 二、公堂の委員書記等は厦門道台及福建洋務總局之を任命す
- 三、居留地内に於ける支那人の民事事件及違警事件は委員之を審理し外人の會審することを許さず刑事事件は委員先に之が訊問をなし然る後之が地方官に送致す
- 四、民事事件の外人に關係あるものは各領事或は其の派員之に會審す
- 五、公堂に於て終了せざる事件は之を厦門道台上訴することを得
- 六、事件の證人にして外人に雇傭せられ或は外人の住居内に居住するものゝ召喚には必ず該管轄領事の署名を要す
- 七、支那人犯人居留地内に逃亡したるときは委員は即決處分に依り之が逮捕をなすべく領事に照會するを要す

鼓浪嶼會審公堂の詳細章程は未だ訂定せられずと雖、然も多年同居居留地章程に依つて之れを行ひ變更せられたる所少し。只支那人の違警事件は清末偶外人陪審したることあり、後遂に成例となり、民國三年(西曆一九一四)支那委員領事團と會同して警察事件陪審辦法なるものを定め、會審を工部局より起訴したるものみに限るべきことを規定せり。此外同居居留地内に逃入したる支那人の逮捕狀にも領事亦署名することとを要したり。此れ蓋し外人事に遇ふ毎に其の權利を伸張し、併かも支那委員條約に依りて之と力爭すること能はざりしに因るものなり。民國七年(西曆一九一八)鼓浪嶼工部局は居留地章程の制限甚だ嚴重なるの故



の自由並私權を支那國の一切の部分に於て享すべきものとす

(一) 支那國に在る一般人民に關する司法の運用は之を裁判所關に委すること  
を要す、裁判所は政府の行政其の他一切の文官憲の不當なる干渉に對し有効  
に保護せらるべし。

(二) 支那國政府は支那國の現存の法制並司法及監獄の制度改良の爲左の計畫  
を採用すべし。

イ、同政府は法規並司法、警察及監獄の制度に關する本報告第二部及第三部  
記載の意見に適應するに必要なるべき改正及措置を爲すの目的を以て右第  
二部及第三部に付考慮すべし。

ロ、同政府は左の法規を完成し且之を實施すべし。

(一) 民法典 (二) 商法典(手形法、海法及保險法を含む) (三) 改正刑法典  
(四) 銀行法 (五) 破産法 (六) 特許法 (七) 土地收用法 (八) 公證人法

ハ、同政府は支那國法規に付不確實なる所なからしむる爲其の合式なる制定  
公布及廢止に關する統一的制度を設定し且維持すべし。

ニ、同政府は縣知事衙門並舊式の監獄及看守所は廢止の目的を以て新式裁判  
所、新式監獄及新式看守所の制度を擴張すべし。

ホ、同政府は裁判所、監守及監獄並其の職員の維持の爲に相當なる財政上の  
施設を爲すべし。

(三) 前記勸告事項の全部が相當に實行せらるる時期前に在りても其主要なる  
事項にして實行せられたる後は關係國は支那國政府が希望するに於ては其の際  
協定せらるべき漸進的計畫(地理的、部分的又は其の他)に従ひ治外法權の  
撤廢を考慮するを妨げざるべし。

(四) 治外法權の撤廢に至る迄關係國政府は本報告第一部記載の意見に適應す  
るの目的を以て右第一部に付考慮すべく且治外法權の現在の制度及行使に對  
し必要あらば支那國政府の協力を得て左の變更を加ふべし。

イ、支那國法規の適用關係國は其の採用することを適當と認むる支那國の法  
規を自國の在正式裁判所又は領事裁判所に於て成るべく適用すべし。

ロ、混合事件及會審衙門 關係國の國民を原告とし支那國法規の下に在る者  
を被告とする混合事件は通則として外國會審官が審理の監視又は其の他の  
方法に依る干與の爲臨席することなく支那國新式裁判所(審判廳)に於て

裁判せらるべし。現存の特別混合裁判所に關しては其の構成及び訴訟手續  
は租界の特殊事情の許す限り支那國新式裁判制度に依る構成及訴訟手續に  
一層適合せしむべし。治外法權國の人民にして在支外國正式裁判所又は領  
事裁判所に出廷する資格を有する辯護士は支那國辯護士を律する法令に従  
ふに於ては一切の混合事件に付外國人又は支那人の訴訟代理人たることを  
許さるべし。右事件に付業務に従事する爲の資格として何等の試験を必要  
とせざるべし。

ハ、治外法權國の國民

(一) 治外法權國は支那人並事實上全部又は大部分支那人の所有に屬する  
營業及船舶業に對し外國の保護を及ぼす事に依り生じたる濫用を匡正す

(二) 支那國に於ける自國民に對し現に強制的定期登録を命ぜざる治外法  
權國は右定期登録の施設を爲すべし。

ニ、司法上の協力 支那國官憲と治外法權國官憲の間及び治外法權國官憲相  
互間の司法上の協力(司法共助を含む)に關する必要なる取極を爲すべし、  
例へば

(一) 外國人と支那國法規の下に在る者との間に於て仲裁手續に依り民事  
事件を解決すべき旨を定むる一切の約定は其の當事者が治外法權國在支正  
式裁判所又は領事裁判所の管轄下に在る場合に於ては右正式裁判所又は領  
事裁判所に依り、支那國裁判所の管轄下に在る場合に於ては右支那國裁判所  
に依り承認せらるべく、且右約定に従ひ爲されたる仲裁判斷は執行せらる  
べし但し管轄裁判所が右判斷を公の秩序又は善良の風俗に反すと認むると  
きは此の限りに在らず

(二) 支那裁判所に依り正當に發せられ且權限ある支那國官憲に依り證明  
せられたる支那法權の下に在る者に關する判決、呼出狀及逮捕又は捜査の  
令狀の迅速なる執行に付支那國政府と關係國との間に満足なる取極を爲す  
べし治外法權國人民に關する同様の事項に付亦同じ。

(五) 課税 治外法權の撤廢に至る迄、關係國の人民は支那國政府の權限ある官  
憲に依り正當に公布せられたる法令に規定せられ且關係國に依り自國民に適用  
せらるべきものと承認せられたる課税を納付することを要す。

(松井等稿)

# 政治

## 中華民國政治組織

民國十二年公布の中華民國憲法の根本的原則は、(一)三權分立主義  
(二)地方自治主義及(三)民主主義に準據する事を明にし、各機關の權力  
濫用を防止せん事を期しをれるが、右の三主義は何れも先進立憲國の認  
むる所にして、敢へて中華民國のみの特色に非ずと雖も、依然其根柢を形  
成するものたるを失はず。而して右の如く三權分立、即ち立法權、行政權  
及司法權の獨立を認むと雖も、此等の各機關は決して全然沒交渉の者に  
非ずして、或程度まで相互に多少の連絡關係を有する事勿論なりとす。

## 中央行政機關の組織

立法組織 中華民國の立法權は二院制度より成る國會に於て行はる  
こととなり居れるも、段祺瑞氏の執政々府成立後國會は無視せられ、更  
に執政々府瓦解後法統の恢復を見たるも、尙事實上の存在を疑はるゝ狀  
態にあり。然れども民國十二年制定公布の憲法(法制欄参照)に準據して  
其組織の概要を示せば左の如し。(以下括弧内日本數字は憲法の條項を示す)

(一) 二院制度(特に參衆兩院議員の選舉) 立法權は參議院及衆議院の二院より  
成る國會に依つて行はれる(三九、四〇)參議院は法定最高の地方議會及其他の  
選舉團體より選出せられる議員に依つて組織せられる(四一)議員の任期は六年  
にして總議員を三分し二年毎に三分の一宛改選せらる(四七)衆議院は之に反し  
人口に比例して各選舉區より選出せられたる議員に依り組織せられ(四二)議員  
の任期は三年とし(四八)兩院議員の選舉に關して憲法の規定する處は右の諸項  
に止り兩院議員の選舉は法律を以て之を定む(四三)と規定し、詳細は之を法律

に委し居れり、而して憲法第四十三條に法律と云ふのは民國元年八月十一日公  
布の中華民國國會組織法參議院議員選舉法及び衆議院議員選舉法を指すものな  
るべく、國會組織法の規定する處に依れば參議院は各省省議會、蒙古選舉會、  
西藏選舉會、青海選舉會、中央學會選舉會及び華僑(在外居留支那人)選舉會の  
選出する議員を以て組織せられ、衆議院議員は人口八十萬毎に一名選出せらる  
ゝも人口八百萬に滿たざる省も亦議員十名を選出することを得、兩院議員の數  
に關しては國會組織法第二條及第四條に規定す、衆議院議員は人口に比例して  
各選舉區より選出せられると云ふも、衆議院議員選舉法の規定する處に依れ  
ば、間接選舉にして先づ縣を選舉區とする初選舉に於て選出せられたる者が、  
覆選舉區(初選舉區若干を併せたるもの)毎に相集合して議員を選挙することゝ  
なり居れるが、覆選舉第二次選舉の當選人は必ずしも初選舉第一次選舉の當選  
人たるを要せず。

參議院議員の選舉並被選舉資格 參議院議員の被選舉資格は衆議院議員被選舉  
資格を具備する者にして年齢滿三十歳以上(衆議院議員は滿二十五歳以上)なる  
を要す、而して同議員は前述各種の團體より選出せらるゝ結果自ら其の選舉資  
格に大なる制限を加へられ居れり。

衆議院議員の選舉並被選舉資格 年齢滿二十一歳以上の中華民國人民たる男子  
にして選舉人名簿作成前に選舉區に滿二年以上住居し左に列舉する資格の一を  
具備する者はすべて衆議院議員選舉の資格を有す。

(一) 直接國稅年額二元以上を納むる者(二) 五百元以上の價値を有する不動産  
所有者但し蒙古、西藏、青海の右價額は動産に付て之を算定す(三) 小學校以  
上の學校卒業者(四) 小學校以上の學校卒業に相當する資格を有する者  
但右の例外として左に列舉する者の中(一)乃至(五)の者は選舉權を有せず(六)  
乃至(八)の者は在職中選舉權の行使を停止せらる。

(一) 公權剝奪は未だ復權せざる者(二) 破産宣告後未だ之が取消なき者(三) 精  
神病者(四) 阿片吸煙者(五) 文字を識らざる者(六) 現役陸海軍々人及徵集期間  
中の豫後備軍人(七) 現任行政司法官吏及巡警(八) 僧侶、道師及其他の宗教師  
但(七)及(八)の規定は蒙古、西藏及青海に於ては適用せず。

次に年齢滿二十五歳以上の中華民國人たる男子は、總て衆議院議員被選舉資格  
を有するも、選舉資格の例外として列舉せる(一)乃至(五)の者は又被選舉權を



享有せず、(六)乃至(八)の者及小學校教員並各學校の在學者は被選舉權を停止せらる。

參衆兩院議員の任期は前述の通り夫々六年又は三年なるも、憲法は議員の職務は次期選舉完成し法に依り閉會する前一日を以て解除す(四九)と規定し居れるを以て、何等かの事情に依り次期選舉の完成せられざる場合に付て任期の延長を豫想し居れるものゝ如し。

(2)國會の閉會、閉會、停會及び解散、國會の閉會、集會、閉會は原則として國會自ら之を行ひ(五一)大總統は單に臨時議會を召集し得るに止る(五一ノ二號)通常議會は毎年八月一日に開會し(五二)會期は四ヶ月を原則とするも四ヶ月の期間内に於ては之を延期するを得(五三)而して臨時議會の開會は(一)兩院議員各三分の一以上の聯名通告あるとき及(二)大總統の召集通告ある時に限らる(五一)

國會の閉會閉會は兩院同時に之を行ひ一院停會する時は他院も同時に停會し(五四ノ一號)衆議院解散の時は參議院は同時に休會す(五四ノ二號)大總統は各院に停會を命ずるの權限を有するも停會は十日を逾ゆることを得ず、又一會期に二回以上停會を命ずることを得ず(八八)衆議院に對する解散權は大總統に所屬し居れるが他國の憲法に於けると大いに其の面目を異にし極端なる制限を受く、即大總統が解散を命じ得るは單に國務員が不信任の決議を受けたるにも拘らず大總統が之を罷免するを欲せざる場合に限らる(八九)右の點は解散權に關する條項を設くるに至れる從來の行態のみならず、現に第八十九條は特に「國務員不信任を受け」云々と明記し同條が解散に關する一般の規定たらざるに徴し明なり、更に衆議院の解散は參議院の同意を條件とし原國務員の在職中又は同一會期中に二回解散を命ずる事を得ず(八九ノ一、二)會期不繼續の原則を採用せる我日本に於ては同一會期中に二回の解散を爲すこと不可能なるも中華民國憲法に於ては解散後の議會は繼續開會するものとなし居れるを以て(八九ノ三)會期は解散前後の議會を通じて原則として四ヶ月を原則とするものと解すべきものゝ如し、從て同一會期中に二回解散を命ずるを得ずと謂ふは四ヶ月に二回解散し得ざる意なりと解せられる、衆議院が解散せられたる時は大總統は直に選舉を行はしめ、五ヶ月以内に期日を定めて開會せしむるを要す、尙解散後の國會は前國會を繼續するものなるを以て其の會期も前國會の未了期間を繼續するも

のと解すべきこと前述の如し。(八九ノ三)

(3)議事規則 議事の開始に必要な定足数は大總統及び副總統彈劾の場合に總議員の三分の二の出席を必要とする外(六〇)すべて過半数を以て足り(五六)議決の成立も亦出席議員過半数の同意を原則とし(五七)唯大總統、副總統及國務員の彈劾の場合に限り出席議員の三分の二の多数を必要とす(六〇)其他議事は兩院各別に之を行ひ同一議案は同時に兩院に提出するを得ず(五五)國會の議定は兩院の一致を以て決すること(五八)議事の公開(五九)議長の互選及「キヤスタイング、ヴォート」(五〇、五七)國務員の出席發言權(九六)等に付ては別段に説明を必要とせず。

(4)國會の權限 國會の權限には參衆兩院共通のもの、各院に特有のものあり。

(イ)兩院に共通の權限は(一)法律制定權(三九、一〇四、一〇五)(二)官吏の遣法又は失職行為に對し懲戒を政府に請請するの權(六四)(三)宣戰に同意又は追認を與ふるの權(八四)(四)特定の條約に同意を與ふるの權(八五)(五)豫算を審議するの權(一一)(六)戒嚴宣告に同意を與ふるの權(八六)の如き實質的權限の外に通常形式的權限と稱せらるる建議權(六五)及請願受理權(六六)なり、宣戰、條約、豫算に關する權限は別項記述の如し。

法律制定權 法律案は原則として兩院の議決を経たる後大總統の公布を得て確定の法律となる(一〇四)併しながら大總統の公布は法律の絕對的成立要件には非ず、若し大總統に送達せる後十五日以内に大總統が之を公布せず又其間に國會が閉會し又は衆議院が解散せられざりしならば法律案は大總統の公布なくして當然に法律となる(一〇五ノ二)唯大總統は何等かの理由に依り其の法律案に異議ある場合は十五日以内に反對の理由を附して國會に再議を求めめることを得るも、若し再議の結果兩院が依然前議を執る時は大總統は之を公布するを要す(一〇五)此點は米國大統領の「ヴィート」の權限を採用せるものといふべく、尙再議請求に關する規定は國會の決議案にも適用せらるゝが故に(一〇七)豫算案も同一取扱を受くるものと解せらる。

(ロ)參議院に特有の權限は(一)衆議院の解散に同意を與ふるの權(八九ノ一但書)(二)最高法院院長の任命に同意を與ふるの權(九八ノ二)(三)審計院長を選擧するの權(一一ノ一)(四)彈劾事件の判決に基き公權を剝奪せられ

たる者に對し大總統が復權の宣告を爲すに當り之に同意を與ふるの權(八七但書)及び(五)彈劾せられたる大總統副總統及國務員を審判するの權(六三)とす。

(ハ)衆議院に特有なる權限として第一に擧ぐべきは大總統、副總統及び國務員の彈劾權である彈劾權の行使は大總統及副總統に對しては單に謀叛の行爲ありと認むる場合に限り且其行使には總議員三分の二以上の出席並出席議員三分の二以上の同意を必要とす(六〇)之に反し國務員に對しては彈劾權行使の制限は適に緩かにして國務員に違法行為ありと認むる時は何時にても出席議員の三分の二の同意を以て之を彈劾するを得(六)即議事の開始に必要な定足数が單に總議員の過半数を以て足るは通常の議事に於けると異ならず、而して彈劾せられたる大總統副總統及國務員を審判するの權限參議院に所屬する事前述の如し、參議院が大總統、副總統に對し有罪の判決を爲し又は國務員に對して違法の判決を爲すが爲には出席議員三分の二以上の同意を必要とし(六三ノ二)大總統、副總統又は國務員に對して不利の判決ありたる場合には其の職を免じ(六三ノ三、四)國務員は尙場合に依り公權をも剝奪せられる(六三ノ四)大總統及副總統の罪の處刑は最高法院に於て之を決定し(六三ノ三)國務員に餘罪ある時は法院に於て之を審判す(六三ノ四)國務員の罪の處刑を單に餘罪ある時に限れるは大總統及副總統の彈劾が常に國憲に違反する謀叛行為の場合たるに反し國務員の彈劾は違法行為に對するものにして必ずしも刑法上の罪を構成する場合に限らざるを以てなり、衆議院に特有の權限の二は國務員に對する不信任決議權(六二)なり、不信任決議成立の場合には大總統は其の國務員を罷免するか又は衆議院を解散するを要す(八九)、第三に擧ぐべきは豫算に關する衆議院の權限なり(一一)尙其の他に衆議院に特有なものは大總統の任命に同意を與ふる權(九四)財政上の緊急處分に對し追認を與ふる權(一一八)を有す。

(五)兩院議員の憲法上の地位 兩院議員は各自法律案提出權(一〇三)質問權(六七)及歳費を受くるの權(七〇)を有し議會に於ける言論表決の自由(六八)及身體の自由(六九)を享有する點及び兩院議員の兼職を許さざる點(四四)議員の文武官兼職を禁止する點(四五)は諸國の憲法に於けると大同小異なるが二個の特色を有する一は政務官たると事務官たると將又文官たると武官たるを問はず、兩院議員の官吏兼任を絕對に禁止し立法部と行政部とを劃然區別するの主義を採用し乍ら、國務員に對し兩院に列席し及び發言するの權利を賦與し、且

政府の提案を説明する場合には國務員は委員を以て代理せしむるを得ることとせる點にあり(九六)前半は米國憲法に倣へるものなるが、現に同國議會に經驗せられつゝある不便を除く爲後半の規定を設け以て國務進行の円滑を期せるものゝ如し、其の二は議員が現行犯に依り逮捕せらるゝことあるも各本院は院議に依り會期中當分訴訟の進行を停止し逮捕せられたる議員を各本院に引渡すことを要求し得る點なり(六九)

尙兩院議員の資格に付て疑議ある時には各院に於て自ら之を審定す(四六)併し第四十六條は「各院自ら之を審定する事を得」と規定するに止り、更に法院は原則として憲法及び法律に特別の規定あるものを除き一切の訴訟を受理するものなるが故に(九九)右各院の審査權は各院に專屬するものなりや否や、即右は第九十九條に所謂「憲法に特別の規定あるもの」の中に包含せらるゝや疑を挾むの餘地あるも立法者の意思は恐らく各院に專屬せしむるの趣旨ならん。

**行政組織** 中華民國の行政權は大總統に歸屬し、大總統は國務院の贊襄を以て之を行ふことと規定せられ居れるが、憲法に明示せる大總統に關する立法上の諸規定を掲ぐれば左の如し。

(一)大總統の資格及び選舉方法 中華民國人にして安全に公權を享有し、年齢滿四十歳以上にして國內に滿十年以上居住する者は大總統たる資格を有す(七二)大總統の任期は五年を限り一回連任して再選せらるゝ事を得るも(七四)一回以上大總統となり又は中途に年月に置いて二回大總統たる事は憲法の禁止する處なり。

大總統の選舉は間接選舉に依る、即國會議員は大總統の任期満了の三ヶ月前自ら集會し總統選舉會を組織して大總統の選舉を行ふ(七三、七四ノ二)選舉は總選舉人即參衆兩院議員總數の三分の二以上の出席を要し、投票數の四分の三以上を得た者を以て當選者とす、若し二回以上投票して尙當選者なき場合には第二次の投票に於て得票の最も多き者二名に付て決選し、投票數の過半数を得た者を當選者とす(七三)尙選舉は無記名投票に依る。(七三ノ二)

(2)大總統の權限 大總統の權限左の如し。

(一)法律を公布し並に其執行を監督確保するの權(七九) 大總統は法律制定に關し裁可權を有する事なく單に之を公布するの權を有するに過ぎず、若し法律案に異議ある場合は單に再議を國會に求め得るに止る(一〇四、一〇五)



(二) 副立法權(八〇) 中華民國憲法には緊急命令又は獨立命令の觀念なく、單に執行命令即法律を執行する爲に發する命令及委任命令即法律の委任に依りて發し得るに止る。

(三) 文武官任免權(八一) 文武官の任免には二個の制限を受く、即(一)憲法に規定せらるるもの即國務總理、最高法院院長、及審計院院長に付ては大總統に於て絕對的任免權を有するものに非ず(八一但書)憲法の規定に従ひ國務總理の任命には衆議院の同意を(九四)又最高法院院長の任命には參議院の同意を條件とし(九八ノ二)更に審計院院長は參議院の選舉せる者を任命すべき義務を負ふ(一二二)又(二)法律に依りて資格を定むる法官及審計官の任免は法律の規定に依る。(九八、一二二)

(四) 大元帥權(八二) 大總統は陸海軍の大元帥として軍帥權を有す、尙行政權の總攬者として軍政權を有する事は別段憲法に規定なきも理論上當然なりとす、但し軍政權は廣汎なる制限を受く。

(五) 外國に對し民國を代表する權(八三)

(六) 宣戰權(八四) 宣戰には原則として豫め國會の同意を経る事を要し、唯外國の攻撃を防禦する場合に限り追認を求むることを得。

(七) 條約締結權(八五) 媾和及立法事項に關する條約は國會の同意を経るに非ざれば効力を生ぜず從て憲法に於て法律を以て定むべき事を明記しある諸事項、即國土の變更(三)歸化、國籍の離脫等の如き國籍に關する事項(四)の外、國家に於て立法すべき諸事項等に付條約を締結する場合には國會の同意を要す、以上列舉の諸事項は其の範圍甚だ廣汎に亘るが故に條約は大體に於て國會の同意を経べきものと謂ふを得べく、唯豫算は法律の形式を採らざる結果、媾和に依るに非ずして金圓の支出を必要とする場合は國會の同意を必要とせざる事あり得べきものとす。

(八) 戒嚴宣告權(八六) 戒嚴の宣告は法律の規定する所に從ふを要し、其の宣告後國會に於いて其の必要なしと認むる時は撤廢の宣告を爲すを要す。

(九) 免刑、減刑及復權宣告權(八七) 免刑減刑及復權の宣告には最高法院の同意を要し、彈劾事件の判決に對し復權の宣告を爲す場合に限り參議院の同意を要す。

(十) 衆議院に解散を命じ又は參議院又は衆議院に停會を命ずる權(八八、八九)

九前掲)

(十一) 法律案提出權(一〇三) 兩院議員の中央政府も法律案提出權を有し居れるも、一院に於て否決せられたものは同會期中再び提出することを得ず。

(十二) 財政上の緊急處分を爲すの權(一一八) 右の權限を行使し得る場合は日本憲法に比し大に制限せらる、即(一)右處分を爲すには國會の召集不可能なること(二)時機緊急なること(三)條件の外に對防禦戰爭又は内亂鎮定、非常變災救濟の爲なることを要し、次期國會開會後七日以内に衆議院の追認を求むるを要す、即日本憲法の規定に比し同權行使の場合及び追認請求の期間に關し二重の制限を受け居れり、大總統就任の際に於ける宣誓(七五)及歳俸(九一)に付ては別段説明の要を見ず、大總統は叛逆罪を除くの外辭職後に非ざれば刑事上の訴追を受けず(九〇)單に刑事上の訴追手續を停止せらるるに止り、刑事上の責任を免除せらるる譯に非ざるを以て解職後其訴追を受くるは當然なり、尙衆議院は大總統を彈劾するの權限を有するに止り彈劾するの義務を負ふものに非ざるを以てて叛逆罪の場合には衆議院の彈劾を受けざるも法院は獨立に之に訴追し得るものと解すべきものとす。

(三) 副總統及大總統の地位及職務執行不能の場合 副總統の選舉も大總統と同方法に依り同時に行はる(七八)副總統は大總統缺位の時其の未了の任期中之を繼承し(七六)大總統が事故の爲め職務執行不能の場合之を代理し、大總統副總統同時に缺位の時は國務院に於て其の職務を執行し、國會議員は三ヶ月内に次任大總統を選舉するを要す(七六)大總統缺位の場合には副總統繼任するを以て、別段補選の必要を見ずと雖も副總統缺位の場合之を補選すべきものとす(七八、但書)大總統の任期満了の日に尙次任大總統が未だ選出せられず又は選出後未だ就任せざる場合に依り副總統に於て代理するものなるも、此場合若し副總統も亦代理する能はざる時は國務院に於て其の職務を攝行す(七七)

(四) 國務院 國務院は大總統の行政權行使を贊襄する機關にして(七一)國務院に依て組織せられ(九三)國務總理及行政各部の總長は行政官廳の首腦たると同時に國務員たり(九三)國務總理の任命には前述の通り衆議院の同意を要し、總理が國會の閉會期内に缺員となる時は大總統は署理を任命し得るも繼任の國務總理を任命せる場合には次期國會開會後七日以内に之を衆議院に提出し同意を

得るを要す(九四)國務員は大總統を贊襄する結果大總統の命令其他國務に關する文書(國務總理の任免を除く)には國務員の副署を要し、副署なきに於ては効力を生ぜず(九五)國務員の責任に關し第九十五條は衆議院に對してのみ責任を負ふものとす、國會に對し責任を負ふと規定せざるは衆議院のみが不信任決議權を有する結果と思はる、是れ中國憲法の特色と云はざるを得ず、國務員が兩院に列席發言するの權を有する事は前述の通りなるが、政府の提案を説明する場面に限り委員を以て代理せしめる事を得。(九六)

(備考) 本稿の法理論は外務省事務官森島守人氏著『中華民國憲法』に據る。

**司法組織** 中華民國の司法權は法院獨立して之を行ひ、憲法及法律に特別の規定あるもの、即ち彈劾せられたる大總統、副總統及國務員の審判又は議員の資格に關する審定等を除き民事訴訟の行政訴訟たるを將又其他の訴訟たるを問はず、一切の訴訟を法律に依り受理す法院の編制及法官の資格は法律を以て定めらるるも、最高法院々長の任命には法律所定の資格の他に、參議院の同意を必要とす、其他審判の公開、法官の地位の保障等は我日本憲法と大差なし。司法組織其他は法制欄を参照すべし。

中央行政官廳

中華民國の中央行政官廳は國務院を以て主體となす。國務院は民國元年六月二十六日附を以つて公布せられたる國務院組織法に依り内閣制を採用せしが、民國三年五月三日大總統府政事堂組織令發布に伴ひ總統制に改められ、國務院の名稱廢せられたるも、民國五年五月四日政事堂組織令の修正發布に依り國務院の名稱は再び恢復せられたり、然れども總統制たる事には更に變化なかりき。然るに袁世凱の帝制失敗し共和政體復活するや、再び内閣制を恢復し、以て今日に至れり。而して國務院の下に各部を置き中央行政一切を總轄す。國務院並に各行政機關の内容左の如し。

**國務院** 國務院の組織は國務總理及外交、内務、財政、陸軍、海軍、司法、

教育、農商、交通の各部總長を國務員とし、國務總理を首班とし、國務會議を開き國務總理を議長とす。國務院に參議若干(現在八名)秘書廳(秘書長一、秘書一〇、倉事二十、主事若干)を置く。

**國務員の直屬機關**は法制局、銓叙局、統計局、印鑄局、全國水利局、僑務局、幣制局、全國菸酒事務署、航空署、國史編纂處、政治討論會、全國財政討論委員會とす。

**外交部** 外交部は大總統に直隸し、國際交渉及居留外人並在外僑民に關する事務を管理し、對外商業を保護す、本部に總長一、次長一、參事四、司長四、秘書八、倉事四十、主事六十、雇員若干を置く。

其組織は總務廳、政務司、通商司、交際司、條約司を置き其下に科處を置く。外交部直屬機關は駐外各使館領事館各省交涉署にして、何れも外交總長の指揮命令を受く。各省交涉署は當該省の外交行政事務を掌る、其所在地次の如し。

(○印は稅關監督又は道尹の兼官に係るものなり)

直隸省	天津	黑龍江	龍江	奉天省	瀋陽	吉林省	吉林
江蘇省	上海	浙江省	杭州	福建省	福州	湖北省	武昌
湖南省	長沙	山東省	濟南	河南省	開封	四川省	成都
新疆省	迪化	廣東省	廣州	廣西省	梧州	雲南省	雲南
熱河	承德	察哈爾	張北	安徽省	蕪湖	陝西省	長安
各省各埠交涉分署所在地次の如し。(○印は稅關監督又は道員の兼官とす)							
奉天省	營口、安東、遼源	福建省	廈門				
吉林省	長春、哈爾濱、延吉、依蘭	湖北省	宜昌、沙市				
黑龍江	愛輝、呼倫貝爾	山東省	煙臺				
江蘇省	江寧、蘇州、鎮江	四川省	重慶				
江西省	九江	廣東省	汕頭、瓊州、北海				
浙江省	寧波、温州	新疆省	阿山、伊犁、喀什噶爾				

尙此外外交部所管の下に清華學校、俄文專修館あり。

**内務部** 内務部は大總統に直隸し、地方行政、選舉、賑卹、救濟、慈善感化、戸口、土地、警察、著作、出版、土木、工程、禮俗、宗教及衛生等の行政事務を管理し、所轄各官署及地方長官を監督す、本部の官制は總長一、次長一、秘書八、參事四、司長六、倉事五十六、主事七十、技正四、技士十、雇員若干名にして其



組織は總務廳、民治司、警政司、土木司、禮俗司、衛生司にして其下に科處を置く。

内務部直屬機關は京師警察廳、護軍管理處、衛生司檢所、豫算委員會、衛生陳列所、警官高等學校、各特派員(職務處以下約十數)等とす。

財政部 財政部は大總統に直轄し、會計、出納、租稅、公債、貨幣、政府專賣、儲蓄、保管物、及銀行其他一切の財政を管轄し並に地方公共團體の財務を監督す。本部に總長一、次長一、參事四、司長五、秘書八、僉事四十八、主事一二〇、編纂八、技正三、技士六、雇員置若干名を置く。其組織は總務廳、賦稅司、會計司、泉幣司、公債司、庫藏司にして其下に科處を置く。

陸軍部 陸軍部は大總統に直轄し、陸軍軍政を管理す、本部に總長一、次長一、參事四、秘書四、副官六、纂譯官四、司長八、科長二十五、科員一五六、司副官六、一等法官三、二等法官六、三等法官三、初級法官一、技正四、技士八、雇員若干名あり。其の組織は總務廳、軍務司、軍械司、軍學司、軍需司、軍醫司、軍法司、軍牧司を置く。

海軍部 海軍部は大總統に直轄し、海軍軍政を管理す、本部に總長一、次長一、參事四、秘書八、副官十、視察八、司長六、科長五十、科員一〇〇、司副官六、技正四、技士八あり。其組織は參事廳、總務廳、軍械司、軍務司、軍械司、軍學司、軍需司、軍法司より成り、其下に科處を置く。

陸軍部直屬機關には陸軍附屬監獄、陸海軍會計審查處、陸軍第一豫備學校、軍醫學校、軍官學校、軍需學校、獸醫學校、憲兵學校、北京軍實庫、保定軍械局、三家店軍械局、上海製造局、漢陽兵工廠、同分廠、德縣兵工廠、鞏縣兵工廠、四川兵工廠、廣東兵工廠、陸軍衛生材料廠、陸軍呢革廠、製革廠、陸軍被服廠、模範牧場等あり。

海軍部直屬機關は海軍總司令公署、海軍第一艦隊司令處、第二艦隊司令處、練習艦隊司令處、吉黑江防司令處公署、江南造船所、大沽造船所、福州船政局、海道測量局、吳淞海軍醫院、南京海軍參病院、煙台海軍練習營、南京魚雷營、煙台

六、調査員七十七を置く。其組織は第一、第二科、第一、第二、第三、第四、第五、第六より成る。

參謀本部直屬機關には製圖局、北京陸軍測量局、水路測量局、各省陸軍測量局、陸軍大學校、中央陸軍測量學校あり。

蒙藏院 大總統に直轄し、蒙古西藏の事務を監督す。本院に總裁一、副總裁二、參事二、司長二、秘書二、僉事十二、編纂四、翻譯官十、主事二十四を置く。其分課は參事室、秘書室、總務廳、第一司、第二司にして其下に科處を置く。

平政院 大總統に直轄し、法令を以て特別機關の管轄に委託したる以外の行政官吏の違法不法行為を審理す、但し平政院の審理料の件は司法官署の職權行使を妨げざるものとす。本院に院長一、評事十五、書記官若干を置く、其分課は第一、第二、第三庭、記録科、文牘科、會計科、庶務科、收發科等あり。

審計院 大總統に直轄し、審定法に依り國家の歲出入の決算を審定す。本院に院長一、副院長一、審計官十五、廳長三、協審官二十七、書記官長一、書記官五、核算官八十を置く。其分科は第一廳、第二廳、第三廳(各廳の下に科を置く)及び書記室、機要科、會計課、庶務科、編譯科、外債室、審查決算委員會を置く。

京畿衛戍總司令部 大總統に直轄し、京畿衛戍事宜を管理するものとす。本部に總司令一、處長六、參謀秘書、副官、執法官、軍需、軍醫各若干名を置く。將軍府 大總統に直轄し、軍事上の最高顧問機關たり、本府に上將軍一、將軍參軍各若干、參謀四、秘書二、副官四、事務廳長一、事務員四あり。

文官高等懲戒委員會 本會の職權は高等官の懲戒を決議するものとす、其職員は委員長一、委員十、事務長一、事務員五あり。

司法官懲戒委員會 全國司法官の懲戒事件を議決す、委員長一、委員九、事務員六あり。

大總統並内閣更迭表

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

中華民國は成立以來、十有五年の間其の政情安定せず、動亂に次ぐに擾亂を以てし、之に關聯して國家元首の更改、内閣の變動甚だしきものあり。民國十五年九月末迄に元首の地位更改十六回、其の人を代ふること十人、内閣の變動四十六回の多數に上れり。今之等を表示すれば左の如し。

及上海高昌廟海軍醫院、南京海軍魚雷、海軍學校、煙台海軍學校、福州海軍學校、福州海軍製造學校、吳淞海軍學校、天津海軍醫學校等とす。

司法部 司法部は大總統に直轄し、民事、刑事、訴訟事件、戶籍登記、監獄出獄人保護事務及其他一切の司法行政を管理するものとす、本部に總長一、次長一、參事四、司長三、秘書八、僉事十九、主事六十、技正一、技士二、雇員若干を置く。其組織は總務廳、民事司、刑事司、監獄司より成り其下に科處あり。

直屬機關は北京大理院、總檢察廳、全國高等審判檢察各廳、監獄、修訂法律館等とす。

教育部 教育部は大總統に直轄し、教育、學藝及曆象事務を管掌す、本部に總長一、次長一、參事四、司長三、秘書八、視學十六、僉事二十四、主事四十二、技正一、技士二、雇員若干名を置く。其組織は總務廳、普通教育司、專門教育司、社會教育司にして其下に科處を置く。

直屬機關としては教育部編審處、中央觀象台、各省教育廳、北京大學を始め各官立學校、圖書館、教育研究會、歷史博物館、京師模範講義所等あり。

農商部 農商部は大總統に直轄し、農林、水産、牧畜、工商、鑛務を管理す、本部に總長一、次長一、參事四、司長四、秘書八、僉事三十二、主事五十、技正二、技士十六、技士三十二、雇員若干名を置く。其分科は總務廳、鑛政司、地質調査所、農林司、工商司、漁牧司にして其下に科處を置く。

直屬機關としては觀測所、奉天、吉林、黑龍江各林務局、梧桐河金鑛局、林務研究所、棉業所、糖業改良委員會、農事、林業、棉業、茶業、糖業、工業、種考等の各試驗場、權度製造及檢定所、商品陳列所、農林傳習所とす。

交通部 交通部は大總統に直轄し、路政、郵政、電政、航路を管理し、所轄各官署及全國の交通電氣事業を監督す、本部に總長一、次長一、參事四、司長四、秘書四、僉事四十、主事百十、視察四、技監二、技正四、技士二十八、雇員若干を置く。其分課は總務廳、路政司、郵政司、電政司、航政司とし其下に科處を置く。

直屬機關には技術官室、各國有鐵路の鐵路局所、郵政總局及各省郵務管理局、各電報局、各電話局、駐滬電報轉運處、上海及唐山工業專門學校、鐵路管理學校、郵電學校、交通博物館等あり。

參謀本部 參謀本部は大總統に直轄し、全國を防用兵事宜を管掌す、本部に總長一、次長一、局長六、高級副官二、科長三十四、科員一百四十一、局副官

(甲) 歷代元首更改一覽表

(一) 臨時大總統孫文 民國元年一月一日より一月三十日に至る

(二) 臨時大總統袁世凱 民國元年一月三十日より民國二年十月十日に至る

(三) 大總統袁世凱 民國二年十月十日より民國四年十二月十二日に至る

(四) 洪憲皇帝袁世凱 民國四年十二月十二日より民國五年三月廿二日に至る

(五) 大總統袁世凱 民國五年三月廿二日より民國六年六月六日に至る

(六) 大總統黎元洪 民國六年六月六日より民國六年七月一日に至る

(七) 宣統皇帝溥儀 民國六年七月一日より七月七日に至る

(八) 國務總理攝政政段祺瑞 民國六年七月十一日より九月十八日に至る

(九) 大總統馮國璋 民國六年七月三十日より民國七年十月十日に至る

(一〇) 大總統徐世昌 民國七年十月十日より民國十一年六月二日に至る

(一一) 大總統黎元洪 民國十一年六月二日より民國十二年六月十二日に至る

(一二) 國務總理攝政政高凌霨 民國十二年六月十二日より十月十日に至る

(一三) 大總統曹錕 民國十二年十月十日より十三年十月二十三日に至る

(一四) 國務總理攝政政黃郛 民國十三年十月二十三日より十一月二十三日に至る

(一五) 臨時執政段祺瑞 民國十三年十一月二十四日より十五年四月廿日に至る

(一六) 顏惠慶氏の復任 民國十五年五月十三日より六月二十二日に至る

(一七) 杜代理總理の攝行 民國十五年六月二十三日より九月三十日に至り、十月一日を以て後顧代理總理に讓る。

(乙) 歷代内閣更迭一覽表

中華民國に於て唐紹儀氏が正式に第一回の内閣を組織して以來、十有五年間に内閣を更迭すること四十六回に達し、短きは數日、長きも二年一ヶ月にして、平均約數ヶ月の生命を保つに過ぎず。其變動の甚だしき驚くに堪へたり。即ち其概要を表示すれば左の如し。

(中國年鑑、燕廬社職員録、滿鐵調査時報に據る)



Table of political figures and their terms from 1906 to 1911. Columns include names, positions (e.g., 內閣總理, 國務總理), and dates. Includes names like 伍廷芳, 唐紹儀, 陸徵祥, etc.

Table of political figures and their terms from 1900 to 1905. Columns include names, positions, and dates. Includes names like 唐紹儀, 陸徵祥, 梁如浩, etc.



年度	大總統	內閣	國務總理	期	年限	外務總長	內務總長	財政總長	陸軍總長	海軍總長	司法總長	教育總長	農商總長	交通總長	備考
二十一年	曹錕	王揖唐	王揖唐	自二十一年一月一日起至二十一年六月五日	一年	王揖唐	高凌霨	汪大燮	張紹曾	李鼎新	許世英	彭允彝	李根源	高恩洪	(1)兼代(2)署
二十二年	曹錕	張紹曾	張紹曾	自二十二年一月一日起至二十二年六月五日	一年	張紹曾	高凌霨	張英華	張紹曾	李鼎新	王揖唐	彭允彝	李根源	高恩洪	(1)署(2)署(3)署(4)署
二十三年	曹錕	顧維鈞	顧維鈞	自二十三年一月一日起至二十三年六月五日	一年	顧維鈞	高凌霨	張英華	張紹曾	李鼎新	程克	彭允彝	李根源	高恩洪	(1)署(2)署(3)署(4)署
二十四年	曹錕	顧維鈞	顧維鈞	自二十四年一月一日起至二十四年六月五日	一年	顧維鈞	高凌霨	張英華	張紹曾	李鼎新	程克	彭允彝	李根源	高恩洪	(1)署(2)署(3)署(4)署
二十五年	曹錕	顧維鈞	顧維鈞	自二十五年一月一日起至二十五年六月五日	一年	顧維鈞	高凌霨	張英華	張紹曾	李鼎新	程克	彭允彝	李根源	高恩洪	(1)署(2)署(3)署(4)署

### 地方行政機關の組織

民國十二年新憲法制定せらるゝ迄地方行政の組織は省及特別行政區に分ち、二十二行省には各省に督軍一名を置き、全省の軍務を總攬し、參謀長之を補佐す、督軍は又護軍使、鎮守使を指揮す、民政に就いては督軍の下に省長一名を置き、全省の民政各官及巡防警備隊等を管轄し、並に政府の特別委任を受けて財政、司法行政及び其他特別官署の行政事務

を監督す、省長公署内には政務廳、教育廳、實業廳、交渉署あるも政務廳を除く三廳は中央の内務、教育、農商部に直隸し省長の意を秉承して當該行政事務を執行す、又内外交渉事務多き各省及開港場には外交部より特派員を派遣す、又各省の地方行政は従来の道臺廢せられて道尹置かれ府、廳、州廢せられて縣となり縣知事設けらるゝ、此外應運使署、稽核分所、海關監督署、高等及地方審判廳を置けり、又邊疆の特別行政區には前清時代の如く熱河、察哈爾、綏遠に都統を置き所部の軍隊を統轄し該管區域内の軍政民政事務を管理せしめ庫倫、科布多、烏里雅蘇臺、恰克圖、

阿爾泰、西藏等の西北路には各辦事大員及佐理員を置き八旗には都統、副都統、各地方には副都統、城守尉を置けり。  
然るに民國十二年發布の新憲法の規定に據れば地方自治主義を採用し、地方を省縣の二級に劃分し、地方政治は原則として之に委することゝ規定し居れり、但し右規定は米國又は獨逸に於けるが如き聯邦主義には非ずして、單に憲法の許容する範圍内に於て統治權及び立法權の一部を地方自治團體に委任せるに過ぎざるなり、蓋し此は地方政治の基礎法を省憲法と稱せず、省自治法と稱したる點及び省自治行政機關は國家の行政を執行し、法令に違反するものある時は國家が法律の規定に依り之を懲戒し得との規定に鑑み明白なりとす。今新憲法に従ひ地方行政の概要を示せば左の如し。

#### 國家と各省との間に於ける權限の分配

概論、憲法第二十二條に據れば國家に屬する事項と地方に屬する事項とを區別し、前者は憲法の條規に依り國家即中央政府に於て之を行ひ、後者は憲法及憲法の下に各省の制定すべき省自治法の條規に依り地方自治團體に於て行ふべきものと規定し、第二十三、二十四及二十五條の諸條に右の諸事項を列舉し居れり、若し右列舉事項以外の事項發生せる時は其の性質上國家に關係するものは國家に屬せしめ、各省に關係するものは各省に屬せしむ、若し爭議あれば最高法院に於て之を裁決す、(第二十六條、以下單に「二六」の如き數字を以て示す)尙第三十八條には國權に關する諸規定中省に關するものは、未だ省を設けざるも縣を設けたる地方に之を適用する旨の規定あり、然れども右は法律用語としては準用すといふを適當とす。

#### 一、國家に於て立法執行する事項 (一三三)

- (1) 外交 (八三、八五) (2) 國防 (三二、八四) (3) 國籍法 (四) (4) 刑事民事及商事に關する法律 (5) 監獄制度 (6) 度量衡 (7) 貨幣制度及國立銀行 (8) 關稅、鹽稅、印紙稅、烟酒稅、其の他の消費稅及全國の稅率を劃一すべき租稅 (9) 郵便、電信及航空 (10) 國有鐵道及國道 (11) 國有財產 (12) 國債 (13) 專賣特許 (14) 國家文武官の監衛試驗任用監察及保障 (15) 其の他同國憲法に定むる所に從ひ國家に屬する事項

#### 二、省に於て立法執行する事項 (二五)

- (1) 省教育實業及交通 (2) 省財産の經營處分 (3) 省市政 (4) 省水利及工事 (5) 田賦稅及其他の省稅 (6) 省債 (7) 省銀行 (8) 省警察及保安に關する事項 (9) 省の慈善及公益に關する事項 (10) 下級自治 (11) 其の他國家の法律に依り賦與せられたる事項

上記の諸事項に付ては各省は事宜に依り其の執行のみは之を下級自治體たる縣に委する事を得 (二五の後段) 又二省以上に涉る時は法律に特別の規定なき限り之を共同辦理する事を得、經費不足の場合に國家の議決を経て國庫の補助を受くることを得 (二五)

- 三、國家に於て立法執行し又は地方をして執行せしめ得る事項 (二四) 右(一)及(二)に列舉せる諸事項は國家及省に於て夫々立法及執行すべき事項にして、兩者の間に截然たる界限存在し相互に侵犯するを許さざる處なるも、次に列舉する諸事項に付ては立法權は原則として國家に屬するも之が執行のみは國家自ら之を行ひ又は事宜に依り地方をして執行せしむるを得 (二四の一後段)

- (1) 農、工、礦業及森林 (2) 學制 (3) 銀行及取引所制度 (4) 航政及沿海漁業 (5) 二省以上に涉る水利及河道 (6) 市制通則 (7) 公用徵收 (8) 全國戶籍調査及統計 (9) 移民及開墾殖民 (10) 警察制度 (11) 公共衛生 (12) 救恤及浮浪者の管理 (13) 文化に關する古書古物及古蹟の保存

#### 地方の政治組織

一、概論、地方の政治組織即地方制度に關しては特に規定を設けあるも以外



は、劃分して省縣の二級とす(一二四)即支那全土を一定数の省に劃分し、省は一定数の縣に劃分せらる、省縣共に自治體とし省は其の基礎法として憲法及國家の法律に抵觸せざる範圍に於いて自治法を制定するを得(一二五)地域の區劃は從來の二十二省を存置するものなるや否や未だ不明なるも、第一三四條に未だ省を設けざるも既に縣を設けたる地方には地方制度に關する諸規定を適用すと謂ふは、恐らく熱河、察哈爾、綏遠の三特別區域を指すものと解して差支なからん、又内外蒙古、西藏、青海は地方人民の公意を基礎として省縣の二級に劃分して地方制度に關する諸規定を適用することを得るも省縣の設けなき場合には別に法律を以て行政制度を定むることとなり居れり(一三五)

二、省自治法 地方制度に付き憲法の規定し居れる處は極めて大綱に止り詳細は之を地方に委す、即憲法及國家の法律に抵觸せざる範圍に於ては各省の制定すべき省自治法は地方政治の基礎たるべきものとし(一二五)省自治法は省議會、縣議會及全省各法定職團體選出の代表より組織せらるる省自治法會議に於て制定するを要す、縣議會選出の代表は各縣一人とし、省議會並に各法定職團體選出の代表は夫々縣議會選出の代表總數の半數即各省に屬する縣の總數の半を越ゆるを得ず(一二六)又省議會又は縣議會の代表は省法律の定むべき選舉法に基いて選出せられるものにして、必ずしも省議會又は縣議會議員たるを要せず(一二六の二但書)

三、省縣に於ける政治機關 省には立法機關として省議會を設け、行政機關として省務院を設け、省議會は一院制の代議機關にして其の議員は直接選舉に依り選出せらる(一二七)一省の省務院は直接選舉に依り省民より選出せらるる省務員五人乃至九人により組織せられ中一名は互選に依り院長となる(一二七の三號)省務員の任期は四年にして之が選出の爲直接選舉を行ふを得ざる時は自治法會議と同一の組織に依り選舉會を組織し之を選出する事を得、但現役軍人のみは解職後一年を経過せざれば省務員に選舉せらるるを得ず(一二七の二號)第一二七條の四號に「省内に一年以上住居する中華民國人民は省の法律上平等にして完全に公民の權利を享有す」との規定を設けたるは省議會議員及省務員選舉の資格を規定したものと解する外なし。

縣には立法機關として縣議會あり、行政機關としては縣民の直接選舉に依り選出せらるる縣長あり(一二八ノ一、二號)縣長が縣の自治行政を行ふには縣參經費不足する場合は國庫の補助を受けるを得(二五ノ二)而して前述の場合にはすべて國會議の議決を経るを要す(二五、二九、三〇)

各省相互間の關係

一、數省間の爭議事件 若し數省間に爭議事件發生せる時には參議院に於いて之を裁決す(三一)然し前述の如く國家と省との間に於ける權限の爭議は最高法院に於て裁決せらるるものなるを以て(二六)此場合に於て最高法院が省に歸屬すと決定するも、尙ほ何れの省に歸屬せしむべきや不明なる場合には第三十一條の適用を受け參議院之を決定するや、又は第二十六條の適用を受け最高法院に於て之を決するや不明なり、右に關し第二十六條は權限に關する爭議の裁決に關するものにして第三十一條は權限爭議以外の爭議裁決に適用せらるるものかとも思はるれども、國家省間爭議の延長として數省間に權限爭議ある場合には依然第二十六條の適用を受け最高法院に於て裁決するものと解するに至當とするものゝ如し。

二、數省間の共同辦理 省の權限に屬する事項にして二省以上に亘るものある時は法律に別段の規定なき限り共同辦理するを得、若し此場合其經費不足する時は國會議の議決に依り國庫の補助を受ける事を得(二五ノ二)

三、不侵犯の義務 省は武力を以て相侵犯するを得ざるは勿論(三六)他省又は其の他の地方の利益を妨害する行爲を爲すことを得ず(三三ノ二)

四、政治的盟約、締結の義務 省は政治に關する盟約を締結するを得ず(三三ノ一)各省が他國と政治に關する盟約を締結し得ざる事は外交權が國家に專屬するに鑑み明白なるも、前記の規定は各省相互間の盟約を意味するものと解せざるを得ず、此の點は第三十三條第二項「省は他省又は其の他の地方の利益を妨害する行爲をなす事を得ず」との規定が各省間の關係を規定するに鑑みて明らかなりと云ふを得べきか、然し規定の配列より見る時は本條の前後數條の規定は何れも國家と省との關係を規律し居れる點に於いて或は各省と外國との關係に關し當然の規定を設けたものとも解することを得るも暫く疑問とするの外なし。

省と縣との關係

一、省縣權限の區劃 縣は省の下に於ける自治體なるを以て省法令を遵奉施行

事實の贊襄に依るを要す(一二八ノ二號)尙省及縣以下の國家の行政は中央政府が官吏を分置して執行せしむる事項を除きては原則として省縣自治行政機關に委任せらる(一三二)

中央政府と各省との關係

一、中央政府に對する省の服從義務 省が中央政府に服從すべきは勿論なり、從て省法律及び省自治法は憲法は固より國家の法律に抵觸することを得ず(二八ノ一、一二五)若し右に關して疑義ある時は最高法院の解釋に依る(二八ノ二、三)又省に於て國法上の義務を履行せず政府の警告にも服從せざる場合には國家は權力を以て之を強制するを得(三五)省縣自治行政機關が國家の行政を執行するに當り法令に違反する時は國家は法律の規定に依り之を懲戒するを得(一三三)又省にして武力を以て相侵犯するものある時は政府は國家の權力を以て之を制止するを得(三六)尙各省は國體に變動を發生し、又は憲法上の根本組織が破壊せらるる時は聯合して憲法上の組織を維持すべき義務を負ふものとす(三七)

二、軍事に關する省の義務 省は自ら常備軍を置き又は軍官學校及兵器製造廠を設立するを得ず(三四)即軍事に關しては各省は兵役法所定の事項を執行する外平時に於ては何等軍事上の義務を負はず(三二ノ一後段)

三、各省の課税に對する中央政府の權限 國家は又各省の課税に對しても一定の權限を有す、即中央政府は左記列舉の弊害を避けんが爲又は公益を維持する爲、必要ある時は法律を以て各省課税の種類及び其の徵收方法に對し制限を設くるを得(二七)

(一)國家の收入又は通商を妨害するもの(二)二重課税(三)公共道路又は其の他交通施設利用に對し過重の税金又は交通を妨碍する手数料を課するもの(四)各省及各地方に於て其の物産を保護する爲輸入商品に對し不利益の課税をなすもの(五)各省及各地方間の物品通過に對する課税

四、其の他の國家及省間の財政關係 國家の豫算が不足し又は財政上の緊急處分を爲す場合には國家は各省に對し其の歲入に應じ果實的負擔を命ずるを得、(二九)併し他方に於て財力不足なる地方又は非常の變災に遭遇せる地方は國庫より補助を受ける事を得るのみならず(三〇)數省に於て共同辦理する事項に付

するの義務を負ひ(一二八ノ六號)又省は其の權限に屬する事項の執行を縣に委任する場合あり(二五)然し他方に於て縣は縣の自治事項に付ては完全なる執行權を有し省法律に懲戒處分を規定するもの、外省は之れに干渉するを得ず(三一)更に省は省の共同利害に關係あるものに非ざれば一縣又は數縣に對して特別の法律を施行するを得ず(一三〇)

二、省縣間の財政關係 省税と縣税の劃分は省議會之を議決するも(一二九)省は徒に縣の財政に干渉するを得ず即ち省政府は縣有財産及自治經費を處分するを得ず(一二八ノ四號)縣は負擔省稅總額内に於て總額の十分の四を充てざる範圍内に於て保留權を有す(一二八ノ三號)但し他方縣は天災事變に因るときは自治經費不足なるときは省務院に請求し省議會の議決を経て省庫の補助を受ける事を得。

(備考)本稿中の法理論は外務省事務官森島守人氏著「中華民國憲法」に據る。

主なる現行官制諸法規

現行の主要官制諸法規左の如し。

中央官制	
修正中央政府組織令	(七ヶ條) 民國五年四月二十一日公布
修正外交部官制	(十七ヶ條) 同 三年七月十一日公布
修正內務部官制	(十八ヶ條) 同 五年三月二日公布
修正財政部官制	(二十ヶ條) 同 三年七月十一日公布
修正陸軍部官制	(二十三ヶ條) 同 三年七月十一日公布
修正海軍部官制	(二十一ヶ條) 同 三年七月十一日公布
海軍總司令公署編制令	(十六ヶ條) 同 七年七月廿三日公布
海軍總司令公署辦事細則	(二十三ヶ條) 同 七年九月廿三日公布
海軍艦隊司令處編制令	(十三ヶ條) 同 七年九月廿三日公布
海軍艦隊司令處辦事細則	(十八ヶ條) 同 八年七月十四日公布
修正參謀本部官制	(十ヶ條) 同 元年十月三十一日公布
修正司法部官制	(十八ヶ條) 同 三年七月十一日公布



修正教育部官制	(十九ヶ條)	民國三年七月十一日公布
改訂教育部分科規定	(五ヶ條)	同 七年十二月七日公布
修正農商部官制	(二十ヶ條)	同 三年七月十一日公布
會計師暫行章程	(十一ヶ條)	同 七年九月七日公布
修正交通部官制	(二十二ヶ條)	同 三年七月十一日公布
地方官制	(十六ヶ條)	民國三年五月廿三日公布
修正省官制	(十ヶ條)	同 三年九月十二日公布
財政廳官制	(九ヶ條)	同 六年九月六日公布
教育廳暫行條例	(十二ヶ條)	同 三年八月三十日公布
地方警察廳官制	(十一ヶ條)	同 八年十月十三日公布
地方警察組織章程	(十一ヶ條)	同 四年三月卅日公布
水上警察廳官制	(十六ヶ條)	同 四年十月四日公布
各省鹽運使副暨私營辦事權限章程	(十四ヶ條)	同 三年五月廿三日公布
修正道官制	(九ヶ條)	同 三年五月廿三日公布
修正縣官制	(七ヶ條)	同 八年十一月十九日公布
京畿衛戍總司令部組織令	(七ヶ條)	同 三年八月三十日公布
縣警察所官制	(七ヶ條)	同 三年八月三十日公布
特別行政區域官制	(十四ヶ條)	民國三年十月五日公布
京兆尹官制	(廿五ヶ條)	同 三年七月六日公布
都統署官制	(十三ヶ條)	同 四年七月二十二日公布
烏里雅蘇台 恰克圖 佐理專員公署章程	(六ヶ條)	同 八年八月十五日公布
科 布 多	(七ヶ條)	同 八年七月十九日公布
督辦邊防事務組織令	(十五ヶ條)	民國三年七月十九日公布
西北籌邊使官制	(五ヶ條)	同 二年十二月二十一日公布
軍政各官署官制	(十一ヶ條)	同 二年十二月二十一日公布

### 廣東政府の變遷略史

民國元年中華民國の統一政府組織せられたるも、動もすれば大總統府と國務院の兩者互に相争ひ、元年の如きは一年内に内閣の交迭を見ることと三度に及ぶより、袁大總統は臨時約法を無視し、國務院制を廢して專制的政事堂制度を創設し、國會を解散し、外債を濫借する等横暴の極を盡し、民國四年後末期に至りては終に帝制の野心を發露し、十二月十三日には令を下して帝と稱するに至れり。茲に於て南方の人心極度に昂憤し、十二月二十三日を以て雲南の唐繼堯氏は蔡鍔其他の武將と謀り、武力に訴へて之に反抗するの氣勢を示すに至れり。之れ南北對峙運動の第一期と爲す。

**護國軍政府の成立** (民國五年四月十八日) 護國軍は唐繼堯、劉顯世、陸榮廷、龍濟先、梁啓超、蔡鍔、任可澄、李烈鈞、陳炳焜、張鳴岐、戴戡等の顔觸にて雲南、貴州、廣西、廣東四省の連結を保ち、軍事行動に訴へて國體の擁護を爲すべきことを標榜し、同年五月八日其統一機關として軍務院を組織したり。

軍 長 唐繼堯、副軍長岑春煊、撫軍兼政務委員長梁啓超  
 參 謀 長 龍濟先、陸榮廷、陳炳焜、呂公望、龍濟光、湯炳銘、蔡鍔、李烈鈞、戴戡、羅佩金、李鼎新、劉存厚  
 秘書 長 章士釗、特任外交專使唐紹儀、同副使王龍惠、溫宗堯、駐滬委員 范源廉、谷鑑秀

同軍事委員 鈕永建、駐日委員王侃、張仲、張孝準  
 滇桂粵聯合軍都參謀 梁啓超、同副都參謀 李根源  
 以上の形式を以て内政、外交、軍事諸問題を處理し、黎元洪氏の正式大總統就任と國會の恢復を主張せり。然るに幾もなく黎氏の就任と國會の恢復實現せる爲め、七月十四日自ら之を解散する旨を中外に宣言し、北京政府の統一を謳歌せり。

### 廣東護法軍政府

(民國六年七月三十一日正式成立) 民國六年段

内閣の武斷政策に對し、豫て段氏に不快を感じつゝありたる南方政客は支那の對獨斷交に反對し、相互の感情極度に乖離したるに拘はらず、段氏は專斷的に對獨斷交を執行したるを以つて、南方系の關員は連袂南下し、在滬艦隊も亦孫文を擁して廣東に走り、護法軍政府を樹立し、同年九月十日孫文を大元帥と仰ぎ、其下に護法内閣を組織せり。

(大元帥) 孫文 (内閣) 外交 伍廷芳、財政 唐紹儀、海軍 程璧光、内務 孫洪伊、陸軍 張開儒、交通 胡漢民

之を段氏の不法に對する約法擁護運動の第二回分裂となす。

### 護法各省聯合會議

(民國七年一月二十四日成立) 右の如くにして

孫文大元帥の下に護法運動を開始するや、孫文は段氏以上の孫文式專制を行はんとするの傾きありしを以て聯合各省間の不一致を來せり、茲に於て左記の如き聯合會議を開き其間を調和せんとしたるが成らず、遂に孫氏は自ら廣東を退去するに至れり、即ち同會議は議和總代表、岑春煊、軍事總代表陸榮廷、唐繼堯、程璧光、財政唐紹儀、外交伍廷芳の諸氏より成り對内閣には一時間の協調を保ち、對北方策としては孫文を除外せる南北和議を策せんとせり。

### 中華民國聯合軍政府

(民國七年五月二十日) 然るに幾許もなく

前記の會議制は一變して政務總裁制と爲り七人の總裁を擧げ、其主席に岑氏を擧げたるが、其結果は明に孫文派を除外したるものなりき。故に主席總裁制は即ち岑内閣の實現なりとて、孫派の純民黨は岑派の政學會系を惡むこと仇敵の如く、南方護法派の内閣は此時に於て全く精神的に解體せり。其名義上の總裁は岑春煊、唐紹儀、唐繼堯、伍廷芳、孫文、林葆懌、陸榮廷の七氏と爲す、是より先き大元帥時代より廣東に召集せる非常國會(即ち舊國會議員)は、此時漸次各地より來集して法定數に達し廣東國會を以て民國の正統なる國會と稱するに至りしかば、右國會の承認を得て新内閣を組織し、七年七月六日左の如く閣員を任命せり。

内務 岑春煊 外交 伍廷芳 財政 唐紹儀 海軍 林葆懌 陸軍 莫榮新

交通 孫文 參謀總長 李烈鈞

爾後北方政局の變化と共に、南方も亦内部の紛糾愈熾烈となり、八年後半期より九年上半年期に於ては孫、岑兩系は遂に名義上の協調すら保ち能はざるに至り、九年六月孫文、伍廷芳、唐紹儀、唐繼堯は連袂して軍政府を脱退し、孫派は北方の段祺瑞と握手し、岑派は直隸系と提携し國會議員の一部は雲南、四川に轉々し、軍政府は其與黨議員及陸榮廷一派と共に其殘壘を固守せるも、幾許もなく陳炯明は福建督軍李厚基の援助に依りて廣東人の廣東主義を高唱し、廣東の政權を恢復したるを以て、遂に岑氏を中心とする軍政府は北京政府に歸屬するの宣言を發して消滅せり。因に此機に際し北京政府は南北統一令を發布し、新舊兩國會を消滅せしめんとしたるも其効果なかりき。

### 廣東正式政府

(民國十年五月五日成立) 民國九年十月下旬陳炯

明軍の廣東入城と共に、四川に移轉せる一部議員の復歸と、孫氏等の南下に依り廣東政府は茲に新なる粧ひを以て再興せられ、護法云々の文字を用ひず、直に廣東政府は中華民國の正式政府なりと稱し、勢に乗じて廣西を討伐し、更に雲南、貴州、江西、廣東、廣西の六省聯合軍を率ひて北京の偽政府を討伐する旨の大々的宣傳を爲し、偶々開かれたる華府會議にも我正式政府を無視して偽政府代表を迎ふるに於ては、其決議は全然民國に對しては無効なりとの旨を中外に宣言して氣勢を揚げたるが、十年五月五日成立せる政府の幹部を示せば左の如し。

(大總統) 孫文 (内閣) 外交 伍廷芳 内務 陳炯明 財政 唐紹儀 海軍 湯廷光 參謀總長 李烈鈞 大理院長 徐謙

然るに民國十一年四月孫文と陳炯明との間に衝突起り、遂に孫文は再び廣東を去り、政治の實權は陳炯明の掌握する所となれり。

### 廣東大元帥府の組織

(民國十二年三月三日) 民國十二年二月陳

炯明失脚し、再び孫文の歸粵を見、三月三日大元帥府を組織し、同七日左の如く新政府を組織せり。斯くて其後各部長の交迭再三行はれたるも孫氏の逝去まで大元帥府を維持せり。(以下廣東國民政府の項參照)



△大本營秘書長 楊庶堪△大本營內務部長 譚延闓△軍政部長 程潛△財政部長 廖仲愷(廖仲愷前任是鄧澤如兼任) △建設部長 鄧澤如△拱衛軍司令 朱培德△大本營法制局長 古應芬△審計局長 劉紀文△金庫長 林雲陔(林着前任是劉紀文兼任) △瓊海關監督兼海口北海交涉員 黃建勳(以上三月三日附) △政務廳長 謝良牧△高等審判廳長 陳融△地方審判廳長 陸嗣曾△中央銀行籌備委員兼廣東銀行整理委員程天斗(以上三月七日附)

### 廣東國民政府の政治組織

#### 中央行政官制

廣東政府の組織は、中央政府と省政府とに區別せらるること、北京政府の組織と殆んど相同じ。始め孫文氏在世當時は大元帥府と稱し、大元帥の下の部を置き内閣を組織し居たるが、孫文氏の逝去後は、一時左記の如く漢胡氏を部務大元帥に推挙し一切の政務を總攬せしめつゝありたり。

部 長	次 長
部務大元帥 胡 漢 民	軍政 程 潛 (代部務) 胡 謙
副 元 帥 唐 繼 堯	財政 廖 仲 愷
	建設 林 森
	內政 徐 紹 楨
	外交 伍 朝 樞
	伍 學 晃
	楊 西 巖
	郭 泰 祺

斯くて胡漢民氏代理大元帥として政務を總攬し來れるが、其後國民黨内の内訌熾烈なる爲め統一的活動を爲す能はず、加ふるに在粵雲南軍の敗退以來愈々政權を統一するの必要を感じつゝありたるに、偶々民國十四年六月二十三日沙面事件起りし結果、速かに統一計劃を斷行するに非ずんば到底廣東政權の確立を期すべからずとの議論有力となり、遂に六月三十日の國民中央執行委員會の決議に依り七月一日より廣東政府を改組して、中華民國々々政府と改むること、國民政府委員と

嚴懲し全省の商旅をして水陸通行を無事ならしむ(一)工業を發展し商業の進行を保護し、裁厘加税以て商民の困苦を救ふ(二)農工工人の利益を保護し、その團體組織を援助し以てその發展を謀る(三)教育經費は獨立し、教育生活保障を謀る外失業兒童を救濟す。

尙中華民國々々政府政務執行機關として外交、財政、軍事の三補助機關を設けたるが、同政府の首腦者の顔禍は七月一日左の如く發表された。

特任國民政府軍事部長	許 崇 智	廣東市政委員長	伍 朝 樞
特任同外交部長	胡 漢 民	廣東市財局長	譚 兆 槐
特任同財政部長	廖 仲 愷	廣東工務局長	林 逸 林
大理院長兼管司法行政	徐 謙	廣東公安局長	吳 鐵 城
徐謙兼任代理	林 秉 翔	廣東衛生局長	司徒 朝
海關監督兼交涉員	鄧 澤 如	廣東教育局長	王 仁 康

右の如くして、國民政府の基礎確立したるが、其後國民黨の左右兩黨分裂に關聯して部内の勢力暗闘熾烈となり、廖仲愷の暗殺後胡漢民、許崇智等も相嗣で廣東を去るに至れり。其結果財政府は廖の死後古應芬之に代り、次で宋子文となり、外交は胡漢民逐はれて傅秉常の代理を経て陳友仁に代り、軍事は許の逃亡後譚延闓となれり。尙孫科、林森、張繼、戴傳賢等も左派と合はず一時廣東を去り、國民政府の委員は僅かに數名を残すのみとなれり。尙民國十五年七月北伐決行に關聯して北伐軍總司令部(軍事欄參照)を置くこととなり、總司令に蔣介石就任せり。今廣東國民政府の組織法其他重要事項を示せば左の如し。

#### 國民政府の組織

- 一、國民政府は中國々々民黨の指導及監督を受け、全國政務を掌理す
- 二、國民政府は委員若干人を以て組織し、委員中一人を推して主席となす
- 三、國民政府には常務委員五人を設け、日常の政務を處理す、常務委員は委員中より之を推舉す。

して委員長に汪精衛、常務委員に胡漢民、譚延闓、許崇智、林森、張人傑、干右仁、張繼、徐謙、廖仲愷、戴天仇、伍朝樞、古應芬、朱培德、孫科、程潛等十五名、秘書長に李文範を擧げ七月三日左の宣言を發せり。

大元帥孫文氏逝去後全國の政治軍事は凡れも其は統一者を失へり、併し乍ら中國々々民黨は孫大元帥の遺囑に依り國民革命を斷行し以て政治軍事の統一を謀らんと努力しつゝあり、此目的の爲に茲に國民政府を組織せるが、政府組織の初めに當りて我が同志の意見を國民に告げんと欲す、國民革命の最大目的は中國の自由平等に依る獨立を得んとすることを大眼目とす、而して其の手段として不平等條約を廢止し、帝國主義を打破せんとするにあり、此れが爲め帝國主義と苟合する國內の各黨派を絶滅する爲めに努力し來れるに、偶々五月三十日以來漢口上海等に於て排外運動起りたるを以て、我々は更に對外的にも此の目的を達成せんと努力するに至れり、即ち六月二十三日不平等條約即時撤廢の宣言を發したる所以なり、而して此れ即ち我國民政府の對外方針とす、次に對内的方針としては國民會議を召集して帝國主義的軍閥の手に收められたる主權を國民の手に歸さん事を期す。我等は以上の二大目的達成の爲め飽く迄も勇往邁進して眞に國民の利益を代表せんことを期す云々。

次で七月三日省政府組織法を發布し、許崇智を廣東軍事廳長に、廖仲愷を財政廳長に、孫科を建設廳長に、古應芬を民政廳長に、宗子文を商務廳長に、許宗清を教育廳長に、陳公博を農工廳長に、露人ボロヂンを高等顧問に新任し、同時に前記七名の職名を以て廣東省政府宣言を發表せり。同宣言は先づ國民黨と廣東の歴史を述べ、次で國民黨と廣東の關係を説き、終りに省政府今後の施政方針の最低限度を標出せるが、其要旨左の如し。

- (一)軍隊をして人民保護の責を負はしめ、地方を平和にし、匪患を肅清す(二)財政原理の稅則を新訂し以て政費に充足し、而して人民の負擔を輕減せしむ(三)一切の賭博を禁止し且つ禁煙條例を頒布して切實に遵奉す(四)吏治を整頓し中國々々民黨試驗監察の制を適用し以て地方にて人を得ることを期す(五)地方自治を扶植し以て民權の基礎を樹立す(六)交通を整頓し、騷擾を嚴禁し搶掠を行ふ。
- 四、法令の公布及其他國務に關する文書は、主席及主管部々長署名す、其各部に屬せざるものは常務委員の大部が之に署名し、國民政府の名義を以て之を行ふ。
- 五、國務は委員會議により之を執行す、委員會議出席委員半數に充たざる時は常務委員之を行ふ、國民政府委員會議は國民政府所在地に於て之を行ふ。
- 六、國民政府には軍事、外交、財政各部を設け、各部に部長一人を置き、委員を以て之を兼ねしむ、尙部を増設する必要あらば委員會に於て之を決定す
- 七、各部長は其職權により命令を發することを得。
- 八、國民政府所屬各機關の官制は別に之を定む。
- 九、國民政府には秘書廳を設け、常務委員の指揮を受けしむ。其規則は別に之を定む。
- 十、本法は公布の日より之を施行す。

#### 國民政府軍事委員會組織

- 一、軍事委員會は中國々々民黨の指導及監督を受け、國民政府所轄内の陸海軍、航空隊を統率し、軍事に關する一切の機關を管理す。
- 二、軍事委員會は委員若干人を以て組織し、委員中より一人を擧げて主席とす
- 三、軍事委員會の一人を國民政府は軍事部長に特任す。
- 四、軍事委員會には政治訓練部、參謀團、海軍局、航空局、軍需局、秘書廳、兵工廠等の機關を設け、事務を分掌す、其組織及規則は別に之を定む。
- 五、軍事委員會内の各重要機關は各委員分任し、直接監督の責に任す。
- 六、軍事委員會にて決議せる件は主席之に署名し、軍事委員會の名義を以て命令により之を行ふ、但し政治訓練部及び軍需局に關するものは主席署名の外、該管機關長官の副署を要す。
- 七、國防計畫、軍事動員の実施、軍制改革、高級軍官及同相當官の任免、陸海軍駐在地の變更、豫算決算、及高等裁判所、其他國民政府の政策と關係ある事項は、其文告と命令は軍事委員會主席及軍事部長の署名により之を行ふ。
- 八、軍事委員會の決議事項は出席委員の三分の二以上の賛成により始めて効力を生ず、若し多數委員が軍事委員會の所在地に在らざる時は、主席と委員



- 一名にて決定處置するの権を有す。
- 九、軍事委員會は國民政府の所轄地に設け、必要に際しては決議を以て之を移轉す。
- 十、本會々職規則は別に之を定む。
- 十一、本法は公布の日より之を施行す。

國民政府外交部組織法

- 一、國民政府外交部は國民政府に直隸し、國際交渉、居留外人に關する件、在外居留民事務を管理し、在外商業を保護す。
- 二、國民政府外交部に第一局、第二局を置く。
- 三、第一局に外政科、調査科を置き事務を分掌すること左の如し。
  - (外政科) 政治交渉事項、領土交渉事項、外交訴訟交渉事項、禁令交渉事項、外人布教保護事項、外交人民出籍入籍交渉事項、開港場開設領事館設置及河道工事に關する交渉、商船の航行に關する件、關稅外債に關する交渉、鐵道、鑛山郵便電信に關する交渉事項、在外居留民の保護。
  - (調査科) 各國の政治經濟社會狀況、各國の外交政策、國際聯盟及平和條約、赤十字各種條約の訂結及修正に關する審査、各種條約の解釋、各種條約各國法律書籍及交渉書類の蒐集、外交事件の調査。
- 四、第二局には翻譯科、交際科を置き、左の如く事務を分掌せしむ。
  - (翻譯科) 外國文件、外國言語の翻譯。
  - (交際科) 外賓の接待、國際禮儀、聘問、駐外委員の派遣。
- 五、國民政府外交部に部長一名を置き、國民政府の命を受け、本部事務を管理し、所屬職員を監督す。
- 六、外交部長は各地方最高級行政長官の本部主管事務の執行に就いて監察指示の責あり。
- 七、外交部長は主管事務に關し各地方最高級行政長官の命令或は處分が法令に違反し、又は越權を認むるときは國民政府に報告して之を取消さしむ。
- 八、國民政府外交部に秘書長一人を置き、部長の命を受けて事務を整理す。
- 九、國民政府外交部に局長二人を置き、局長の命を受け各局の事務を分掌す。
- 十、國民政府外交部に秘書若干人を置き、局長の命を受け機務を掌理す。

- 十一、國民外交部に科長四人を置き、長官の命を受けて各事務を分掌す。
- 十二、國民政府外交部に科員若干人を置き長官の命を受け各局事務を助理す。
- 十三、國民政府外交部は文件の書寫其他特別事務のため必要なる職員を使用す。
- 十四、本部文書の發收保管及會計庶務等は辦事員をして之を行はしむ、其規定は別に之を定む。
- 十五、本法は公布の日より之を施行す。

軍事部組織法

- 一、國民政府の組織法に據り、國民政府内に軍事部を設く。
- 二、軍事部長一人を置き、國民政府委員又は軍事委員會委員中より選定し、國民政府之を特任す。
- 三、軍事部長は國民政府の對外的軍事關係に於ては國民政府を代表し、又國民政府の各種軍事問題決議案の代表説明者となる。
- 四、國民政府の一切の軍事文件は、國民政府委員會主席と軍事部長の共同署名により始めて効力を發生す。
- 五、國民政府委員會内に於て、軍需豫算案の如き軍事の範圍に屬する事業、及軍事方面と政府其他の各部との業務關係上の聯絡問題は、軍事部長代表して發言す。
- 六、軍事部長は軍事委員會内に於ては、軍事委員の資格を以て服務するのみならず、軍事委員會の國防計畫、軍事動員の實施、軍制改革、高級軍官同相當官の任免、陸軍の移駐、豫算決算及高等軍事裁判其他國民政府の政策と關係ある事項の文告及命令には、軍事委員會主席及軍事部長共同して署名す。
- 七、軍事部長は軍事委員會内に於て參謀團の作業監督に就て責に任じ、各種作戰計畫は定時に起草せしめ機宜の指示を與へ、軍隊の教育及組織に關しては適時之を監督指導すべし。
- 八、軍事部長の職時に於ける職權及任務は別に之を定む。
- 九、省政府軍事廳は軍事部長の指揮を受く。
- 十、軍事部長は民間に軍事教育を普及するの責を有す、例へば各學校に於て專

- 門の軍事訓練を施すを得ざる期間は、體育を提唱し、軍事訓練の最低限度の準備をなすべし、この種最低限度の準備は各高等小學、中學、大學に於て實施し、以て一般青年の軍人精神を養ひ、將來専門の軍事教育を行ふ際に於ける困難を減少すべし。
  - 十一、軍事部長は參謀副官秘書若干人を置き、以て部務を處理す、其服務人員及職責は軍事部長實際の必要を按じて之を規定す。
  - 十二、軍事部事務規則は別に之を定む。
  - 十三、本法は公布の日より之を施行す。
- 然るに民國十五年八月外交部は改正理由書を附し、外交部組織の修正を政府に求め、既に其認可を得たるが其修正組織法左の如し。

國民政府外交部組織法修正案

- 一、國民政府外交部は國民政府に直隸し、國際交渉及居留外人並に在外居留民在外商業の保護に關する事項を管理す。
- 二、國民政府外交部に部長一人を置き、國民政府の命を受け、本部事務を管理し所屬職員を監督す。
- 三、外交部長は各地方行政長官の本部主管事務の執行に對し監督指示の責あり
- 四、外交部長は主管事務に關し、各地方最高行政長官の命令或は處分が法令に違反するか、又は職權を越ゆるものと認むる時は、國民政府に呈請して之を取消さしむ。
- 五、外交部に秘書長一人を置き、部長の命を受け部務を整理す。
- 六、國民政府外交部には秘書若干人を置き、長官の命を受け、機務を掌理す。
- 七、國民政府外交部の事務は次の五科に分ちて之を辦理す。
  - (公法交渉科) 政治交渉事項、領土交渉、通商課稅、航海、其他一切の公法上に關する交渉事項。
  - (私法交渉科) 外交訴訟事項、國籍問題、在外支那人の保護、支那に於て營業する外人の登記事項、其他私法に關する交渉事項。
  - (翻譯科) 外國の文件言語の翻譯に關する事項を掌る。
  - (調査科) 外交事件及外交政策の調査、條約及外交に關する書籍の編纂、外

交統計の編輯。

- (總務科) 文書の發收、印信、會計、護照の發給、其他各科の事務に屬せざるもの。
  - 以上五科には各科に科長一、科員若干人を置く、科長は秘書之を兼任す。
  - 八、國民政府外交部に宣傳局を附設し、政府の外交政策を宣傳し、革命事業を補助す。宣傳局には局長一名を置き事務を總理す。其他宣傳局の詳細なる組織は別に之を定む。
  - 九、國民政府外交部に參事會を設け、常任參事若干人を置き、外交部長之を聘任す。外交上條約上の各難問題を討論す、外交部長は要すれば其他の官廳の職員に乞ふて外交部參事會に出席し討論に参加せしむ。參事會の詳細なる組織は外交部別に之を定む。
  - 十、國民政府外交部は文件の筆寫其他特別事務のため職員を用ふるを得。
  - 十一、本法は公布の日より之を施行す。
- 尙國民政府は國民黨中央執行委員の指導下にあり、國民黨中央執行委員會は中國共產黨により動かさるゝ所尠ならず。(國民黨の項參照)

地方行政制官

國民政府の地方官制は省政府と縣務會議とに分ち、即ち省政府は廣東、廣西、湖南の三省に置き、縣務會議は各縣に置き地方政治の基幹とす。

**省政府の組織** 共產黨が國民黨に加入以來各部の組織は漸次勞農露國に倣ひ廣東政府の大元帥府制を改めて、委員制の國民政府に改め、更に省長公署の下に各廳を有せし省政府を委員制化したるのみならず、地方各縣の組織にまで之れを及ぼすに至れり。而して廣東省政府の組織を見るに財政、軍事、民政、商務、教育、農工の七廳を設け、各廳に廳長一人を置き、凡ての政務各廳職員の任免、各縣縣長の任命は何れも共同會議、即ち省務會議に於て決定せしが、其の後其の組織を改正し、省務會議を改めて省政府最高行政會議とし、其下に財政、民政、農工、教育、實業、交通、土地の七廳を置き、省務會議の下には舊縣公署の代り



に縣務會議及び特別市に市政會議を置くこととせり。各廳の組織は各廳に秘書一人乃至二人、廳の下に兩科ありて科長を置く。省務會議の下に秘書處を設け秘書を置く。

廣東政府の管轄範圍は廣東一省に限られ居るため、廣東政府の首腦部と省政府の首腦部とは、略同一なること既述の如くするが、左に省政府の組織を表示すれば次の如し。

- 省務會議に左の七廳を置く
- 一、(財政)省庫、貨幣、審計、秘書、租税の五處。
  - 二、(民政)民事、公安、秘書、尙民政廳の下に民政區視察員を設く。
  - 三、(農工)農民、労働者、秘書、尙農工分處長を設く。
  - 四、(教育)學校教育、社會教育、秘書。
  - 五、(交通)道路、航政、電政、治河、鐵道、秘書、尙各種分處長を設く。
  - 六、(土地)土地登記、沙田整理、秘書、其他分處長及視察員を設く。
  - 七、(實業)工商、農務、秘書、尙視察員を設く。

斯くて廣東省政府は爾來前記の組織を以て廣東省一切の政務を實行し來れる所、其後北伐軍の長江侵出に伴ひ省政府組織法を改正することとなり、民國十五年十一月十日廣東省政府組織改正法を公布し、既設の七廳以外に民事、司法の二廳を増加し、李濟を軍事廳長に、徐權伯を司法廳長に任命せり。

然るに其後國民軍の長江各省占有に依り、其の勢力廣西、湖南、江西に伸ぶるに及ぶや、廣西、湖南にも省政府の組織を見るに至れり。即ち廣西省に於ては李宗仁、黃紹雄等協議の結果、國民政府と協同する事となり、兩廣統一會議を開き、兩廣の政治軍事財政の統一委員會を組織し、廣西の行政制度は國民政府に於いて規定せる組織法により、又廣東より露人の政治、軍事の顧問を聘して廣西省政府の組織改正に着手すると共に、在來の省議會、縣議會は撤廢せられ、省黨部、市黨部成立せり。斯くて民國十五年六月一日廣西省政府の組織成り民政、財政、教育、建設の各廳を設けたり。又湖南に於ては前敵總指揮唐生智が、最初衡州に臨時

省政府を組織せるも、民國十五年七月廣西省政府組織法に準據して省政府に改組し、軍事、民政、財政、教育、建設の五廳を設けたり。

縣市の組織 地方政治の單位は縣市に置き、各縣に縣務會議を設く。

縣務會議の下に縣長を置き、民政、財政、土地、教育、公路の五局及秘書處を設く、各局の管理事項は左の如し。

- (民政)警察、鄉團、行政、訴訟、緩靖、消防、衛生等。
- (財政)租税、公債、公債、豫算決算會計等。
- (土地)土地登記、沙田整理、地利振興、官荒調査及利用等。
- (教育局)學校教育、社會教育、慈善事業、社會事業等。
- (公路局)公路建築、公路管理、道路橋梁河堤及其他公共事業等。

次に市には市政府を置き其組織法左の如し。

- 總綱 第一條 凡そ人口一萬以上の地方にして省政府より市として指定されたるものには本法を適用す。但し特別の規定あるものは此の限りにあらず。
- 第二條 市は地方行政區域として省政府の直轄とす。其區域は省政府之を定む
- 第三條 市政府は市政發展のため省政府の許可を得て、各種の補助機關を設く。(例へば、堤防、道路及公共事業の幹事會の如きもの)

- (市行政範圍) 第四條 市行政の範圍は次の事項を含む。一、國民政府、省縣政府委員辦理事項。二、市戸口調査。三、市財政及市公債。四、市街道路、河川、堤防、溝渠、橋梁建築及其他の土木工事。五、市公安及消防水患。六、市公共衛生及公共娛樂等。七、市教育風紀及慈善事業。八、市交通電力電話水道瓦斯及其他の公共事業の經營及取締。九、市公産の管理及處分。
- (市政府組織及其職權) 第五條 市政府には市長の下に民政局、財政局、工務局を置く。
- 第六條 市の立法及行政事務は市長及局長により組織されたる市務會議の決議により之を處理す。
- 第七條 市長は市政府の代表として、省政府及主管各廳の指揮監督を受け、全市の事務を總理す。
- 第八條 市長は民政廳より省政府に提出して任命す、市長は民政局長を兼任す

第九條 各局に局長一人を置き、市長の命を受け各該局一切の事務を掌理す。

第十條 局長は市長の推薦により省政府之を任命す。

第十一條 局長以下の各職員は事務の繁閑により各該長官之を任命す、但し技術員は市長之を推薦し、省政府の認可を要す。

(市務會議) 第十二條 下記事項は市務會議の議決により之を處理す。

市立法事項、市行政々策及計畫、市政軍行條例、各局の内部組織及其組織の變更、各局豫算決算及臨時豫算、市政の各種統計、各局職務範圍の疑點及統屬不明の事項、各局間の執事事項、各局利害の指陳及條議、各局職員の作弊及職務懈怠、各局長の請暇に關する件、各局の訂結する契約及五千元を超過する購買事項、各局職員の俸給及事務費用、各局の建設事業、各局執務章程細則の修訂、其他未だ規定なき事項。

第十三條 市務會議には秘書一人を置き、會議の事務を處理せしむ。秘書は民政廳の認可を経て市長之を任命す。

第十四條 會議の際には市長局長は全部出席す、會議の時期は市長之を定む。

第十五條 會議の経過は市長の名義を以て之を發表す。

第十六條 會議の順序は通常會議の方法により之を行ふ。

(各局の事項) 第十七條 民政局の權限下の如し。

市警察行政の管理、市消防隊の編練、市保安隊の編練、不規則營業の取締及市民風紀の維持、市街の清潔掃除、公立市場、屠場、浴場の管理、及酒樓、食館、便所の取締、市民の生死婚嫁の註冊、及び戸口調査、醫師及藥店の營業並に私立病院の監督、市立検疫所、衛生試驗所、各種傳染病院、瘋狂院の管理、市立各學校及感化院の管理、市内開設の私立學校及私塾の監督、各種劇場及公共娛樂場、市立慈善事業の經營及各私立慈善機關の監督、其他市の警察衛生教育等に關する件。

第十八條 財政局の權限の如し。

各種市稅捐款の施行及徵收に關する件、家屋稅の徵收に關する件、地價徵收に關する件、契稅の代理徵收に關する件、市公債の募集、及元金償還及利息に關する件、市有財産の清查保管及處理事項、市内有稅家屋地產價格の評價に關する件、國內外市場金融狀況に關する件、工商經濟發展の計畫に關する件、各種經濟事業の取締に關する件、豫算の編製及審査、款項の收支及保

管事項、徵收關票簿據の編發及保管、簿記の登錄及保存の管理、核接送交代に關する件、其他市財政に關する件。

第十九條 工部局の職權下の如し。

新市街の計畫及境界の測量、道路橋梁溝渠水道の建築及修理、各種家屋建築の取締、全市公有及私有土地の測量、公園並に各種公共建築の經營、全市電話電力水道瓦斯電車自動車馬車人力車肩輿船船等公有事業の經營監督の取締、現有商辦公共事業の回收及其管理、其他市立土木工事にして公共的性質を帯ぶる各種の事業。

(市財政) 第二十條 市は下記各種租稅を徵收することを得。家屋稅、營業稅及各種牌照執照費、埠頭稅、船牌稅、車牌稅、省政府にて特に許可せる附加稅、及其他の稅項。

第二十一條 市は省政府の許可を得て市公債を募集することを得。

第二十二條 市にして市政發展のため新市稅を徵收し、市民の負擔を増加する際には、市長は省政府に上申し其認可を受くべし。

第二十三條 市の財政は完全に獨立す。

(附則) 第二十四條 本法を修正する必要がある時は、省政府は國民政府に呈請して其許可を得べし。

第二十五條 本法は公布の日より之を施行す。(民國十五年五月改正法規)

### 外蒙古國民政府の成立と其組織

民國十年二月、反過激派の猛將ウングレンの軍隊外蒙古に進入し庫倫を占領するや、蒙古國民黨は果敢第一回大會を庫倫に開催し、「露蒙同盟萬歲」を標語として蒙古革命の決議を爲し、中華民國より獨立して臨時革命政府を樹立し、首領チャゴルヂヤフ、内務兼司法大臣ベリクサイハン、陸相兼總司令官スーヘ、バトルル、大藏大臣ラソロ等にて新内閣を組織し、當時の勞農極東共和國に對してウングレン軍驅逐援助方を要請し、且つ住民の封建主義的天帝崇拜の習慣を打破し、一方産業の發達と文化の向上を圖らんとする旨の宣言を發せり。次で同年七月六日新たに



人民革命政府に改組し、總理兼外相にボド、財政にダンザン、軍務スーヘ、パトールを任命し、其後更に外相にツエーレントルヂを挙げ、實際政治の運用に關しては各行政区に委員會を設け、最高機關として中央委員會を設けたるが、同會は國民黨總會に於いて選出されたる五名の代表より成り、蒙古國民黨を指導する一方、政府官衙其他の各機關に至るまで指示を與ふることとし、別に同會より月刊雜誌「國民黨」を發行し、國民黨は其の機關紙「國民の權利」と相俟つて蒙古人民革命政府の基礎を強固ならしむるに努力する所ありたり。右の如くして革命政府の組織漸く成りたれども、政府と蒙古國民黨との關係は殆んど異名同體の状態にして、其の間に確然たる區別なく政府即ち國民黨なるかの觀あり、従つて國民黨の爲す所は直ちに政府の施設となれる所尠なからざりき。試みに其一例を示さんか、先づ國民黨は天下掌握と共に、

- 一、速に國民を封建制度より解放すること、之が爲左の事項に就き實現を期す
    - イ、一般人民は勿論、寺院に關係なき喇嘛も兵役の義務を有す
    - ロ、各階級に悉く司法上の權利を適用すること
  - 二、各階級の納税負擔を平等ならしむること
  - 三、寺院維持の爲め徵收せる財産に對する課税法を速かに定むること
  - 四、奴隸使役權を廢し舊奴隸を以て國營牧場を作ること
  - 五、政府と民衆とを接近せしむる爲及び廣く労働階級を國政に參與せしむる目的を以て小議會を召集、次で大議會を召集すること
  - 六、汗の自治を行ふこと
  - 七、君主は認むるも何等實權は與へず大小議會に實權を附與すること
- の宣言を發し、次で此宣言に基き國民代表機關を設置すべく凡ゆる手段を盡せるが、其の第一歩として民國十年十月庫倫に小議會を開けるが如きは實に其適例なりとす。而して同會議は、
- 一、蒙古支那間の問題に就ては露國に調停方を依頼すること
  - 二、國民臨時政府の採れる内治外交を是認すること
  - 三、萬難を排し獨立を擁護すること
  - 四、貴族喇嘛が人民に課税せる舊法律の廢棄

五、大議會の召集等の諸項を決議せるが、是れ蒙古有史以來最初の國民各階級の代表機關と爲す。尙右小議會の議員は旗及びシャビン廳(活佛の直轄地)職員中より選定されたる者にして、其數は貴族中より一名、各旗、各シャビンより平民階級五名、其他蒙古國民黨中央委員會及外務省より各一名、革命青年同盟より三名、各軍隊より各一名と定め、總數三十名に限らる。次で大正十年九月蒙古國民黨代表はモスコに於て十二條より成る露蒙親善條約を締結し、之に依り露蒙兩國は互に其の代表を交換し、露蒙境界の劃定、郵便電信特別協定其他安全保障等を約束せるが、幾許もな露國共產黨は外蒙に對し、

- 一、外蒙の土地森林礦區を國營とすること
  - 二、公有土地を外蒙に於ける貧苦なる労働者に分配す
  - 三、外蒙の天然富源は私有財産となす事を得ず
  - 四、外蒙の礦産物は蒙古労働者と露國企業家共同して開發す
  - 五、外蒙の金銀は労働工會に讓渡し露國労働組合之を管理す
  - 六、土地の分配は労働露國の比例に準すべきこと
  - 七、私有財産を保留し以て供給物品を製造す、但し壟斷的事業と特別權利事業は例外とす。
- の七ヶ條を要求すると共に、労働政府は此の要求を爲す代償として同政府の成立補助條件として左の十一ヶ條を挙げたり。
- 一、地方行政は民治的執權者により統轄し先づ活佛、王侯の尊稱を廢すること
  - 二、重大責任を負ふ地位の者は之を蒙古人より推薦任命す、但し貴族は不可
  - 三、蒙古に憲法會議を促成し左記任務を完成す
    - A、憲法起草
    - B、労働階級の利益擁護
    - C、外蒙労働國家の最高執權を建立す
  - 四、正式陸軍を組織し労働露國の代表を派し之を訓練す
  - 五、法を設けて外蒙政府を協助し反共產黨派の宣傳事業を阻止す
  - 六、労働政府は人を特派し軍事委員、革命委員會を設立し軍事共產主義を教育

**勤勞國民の權利に關する基礎法規**

- 一、蒙古獨立人民共和國主權は勤勞國民に屬す
  - 二、蒙古共和國の目的は根本的に封建的神權制度を除去し民主共和政體の基礎を鞏固ならしむるに在り
  - 三、蒙古共和國内の土地、地下富源、山林湖川及其他一切の天然資源は悉く公共の所有とし此等に對する私有權を禁止す
  - 四、蒙古政權が一九二一年革命以前に於て外國と締結せる一切の國際協約並義務規約及外債等は強制的に外國より締結を餘儀なくせしめられたるものとす一律破棄を宣言す
  - 五、統治の全權を勤勞國民の手に確保せんが爲蒙古國民革命軍を編成し以て勤勞國民の武装を實行し并に一般勤勞青年に對し必要なる軍事教育を施與す
  - 六、宗教寺院は之を國家より分離せしむ、但し信教は人民各自の私事なることを國民全體に宣言す
  - 七、勤勞國民の言論の自由を確保する目的を以て國家出版事業を組織し之を勤勞國民に提供す
  - 八、勤勞國民の集會の自由を確保する目的を以て國家は適當なる場所を集會場として勤勞國民に提供す
  - 九、勤勞國民の結社の自由を確保する目的を以て國家は貧窮の勤勞國民に有ゆる援助を與ふ
  - 一〇、貧民子弟の爲め并に一般國民をして容易に智識を得せしむる爲め勤勞子弟の無料教育制度を實施す
  - 一一、人種宗教及性の區別を問はず一切の共和國民は平等なる權利を有す
  - 一二、舊領主及勤勞者たる王公貴族の位階稱號を廢止し且活佛及ヒビルガン等の所有權を撤廢す
  - 一三、共和國の外交政策は世界各國の勤勞民衆が資本主義の轉覆及共產主義の實現に向つて奮進しつゝあるの事實に鑑み専ら被壓迫弱小民族及全世界の革命的勤勞民衆と一致の行務を執り共同の目的を達せむことを期す
- (附則) 共和國は國際形勢の要求に應じて資本主義外國との間に親交關係を結ぶの可能を保留す、但如何なる場合に於ても共和國の獨立と主權を侵害せむとするものに對しては斷乎たる武力抵抗を爲すべし

然るに蒙古國民黨は右労働露國の要求に對し異議なく之を承認せり。其結果政府の閣員は表面何れも蒙古人なるも、彼等には各二名宛の露人顧問を附せられ、政令律令の發布は悉く之等顧問の方寸より出で、内閣とは單なる名目に過ぎず、殆んど労働露國の制節下にあるの状態を示すに至れり。斯くの如くにして露國共產黨員は所謂蒙古新人を懐柔し外蒙の政治を壟斷して實勢力の扶植に努めたり。然れども一般蒙古人の活佛に對する信仰心は依然熾烈にして、王侯僧侶達は新制度に慄らず稍もすれば不穩の行動に出でんとする兆あるを以て、政府は己むなく宗教及び王侯を無視する施政を避け、先づ活佛を迎へて國務總理と爲し、又王侯中の最有力者車臣汗を擧げて内務大臣に任命し、國民政府と労働政權に對する反感の緩和に努力せしが、民國十三年活佛の逝去するや、國民黨は好機力逸すべからずとなし、國民政府は國民黨中央執行委員會をして、

- 一、活佛の印璽は政府に移し之を保管す
  - 二、蒙古に共和政體を布く、但し大統領は設けず、國家の最高權は國民大會及び之に據て選ばれたる政府總攬す
  - 三、蒙古共和制施行記念日を國家創立記念日とし毎年六月六日祝賀式を行ふ
  - 四、年號を改め蒙古第何年と呼び今年六月六日を第十四年六月六日と爲す
- の決議をなさしめ、之に基き同年秋第一回大フレラダンを開き、左記憲法を制定し、共和制を採用するに至り、赤色地に紋章として蒙古解放の記章を附し、其下にバリマリナホフの花を描けるものを以て國旗を制定し、茲に外蒙古國民政府の基礎漸く安定し、蒙古の政權を完全に掌握するに至れり。



政 治

- 一、現在の陸軍編制を適當と認め且現行の陸軍組織法を永久の法則と定む
- 二、政府並特に軍事會議は軍隊の文化政治的教育に對し特別の注意を拂ふべし
- 三、軍隊の税關警護の任務を撤廢し別に特別税關警護隊を組織し該部隊の政治的進歩上の教育は軍事官憲に於て之に任ず
- 四、國民革命軍兵士の家族扶助方法を改善すべし
- 五、軍事會議は陸軍指揮權に付漸次委員制を廢して政治指導者制に改め斯くして該指揮權の單一化を實現すべし但し委員制の廢止に當りては小部隊より漸次大部隊に及ぼすべきものとす

前記憲法並軍事基礎法規は中央及地方行政機關に依り全國國民に布告すべく、又憲法の基礎的條規の研究を全國の學校及軍隊に課すべし

現在外蒙古の政治は勞農露國の組織と略同様にして、政治の最高權力は國民大議會(露國のソヴェート大會)にあり、大議會の閉會中は小議會(中央執行委員會に相當する)に在りて、小議會閉會中は幹部會及び政府に屬す。其の行政權を例ふれば國民代表の派遣、外交通商其他條約の締結、國境の變更、宣戰講和、内外債の募集、外國貿易の指導、國內商業の規定、國民經濟の計畫、利權の提供及沒收、軍備の建設並に指導、金融度量衡に關する規定、豫算の査定、土地利用に關する一般原則の規定等とす、又共和國憲法の制定及び變更權は特に大議會に在りと定めらる。而して大議會は旗及び都會住民並に軍隊の代表を以て組織せられ、議員は比例代表法に據り選出され任期は一箇年にして例會は年少くも一回小議會に據り召集する、議員三分の一乃至これ以上の旗選舉民の要求あらば特に開會せらる。次に小議會は政府の最高政策を監督し之に一般の憑據を與へ憲法及び大議會の決議事項實施の監督に任ず。尙小議會は大議會により選出さるゝものにして大議會に對する全責任を負ひ年二回召集され、定員は四十五名(最初は三十名)より成り、常置幹部會を置く。而して小議會の特に注目すべき權限は政府を選出するにあり。次に政府は一般國務を掌り、ソヴェート議長(總理)、軍事ソヴェート議長、經濟

ソヴェート議長及び内務、外務、大藏、司法、文部、經濟、陸軍、國家檢察院の諸大臣並に次官より組織せらる。而して第二回大フラルダン(民國十四年一月)によりて決定せられたる現閣員を擧ぐれば左の如し。

- ソヴェート議長 ツエーレチンドルチ
- 同副議長 アモール
- 國民經濟大臣 同 上
- 軍務大臣 マルセルジャブ
- 總司令官 チャイバルサン
- 軍事ソヴェート リンチン
- 參謀長 リチキン
- 内務大臣 ナイダンスールン
- 大フラルダン議長 ゲンチン
- 文部大臣 バツハン
- 經濟ソヴェート議長(露國無產黨員) フマガエフ

次に選舉權及び被選舉權を見るに、之れ亦勞農露國と全く同様にして滿十八歳以上にして自力勞動を以て生活する國民及び革命軍兵卒に對し附與せられ、商人、金貨、舊王侯及び寺院に居住し勞動に従事せざる所の喇嘛僧には之を與へずと規定せり。

尙國民政府に據り改廢せられたる政策を見るに略左の如し。

內政 從來王侯の專制政治下に置かれたる旗を自治體とす。  
 旗自治體の事務としては(一)國有財産の保護(二)軍事教育(三)裁判及び行政、(四)道路の修理、橋梁の建造、渡河設備(五)輸送其他行政經濟上の業務あり而して自治體の維持費は一般國稅に據り、國庫收入の二〇%を以て充當さる、又從來の行政機關に就職せる貴族は現政權に忠實なる者のみを殘し之を淘汰し旗の長官は旗民の選舉によらしむ。

文教 蒙古人教師の養成に努め之が爲短期講習會を開きたる結果民國十二年、全外蒙に設立されたる小學校十八、又庫倫に中學校開設され勞農露國式の課目を附して教育す、其他師範科、地方購買組合科の二つに分ち大學を設け、一方西歐文明を青年に注入する目的を以て科學協會を開き其の會長には蒙古の碩學

ジアマツカラノ氏を推せり、現在此の協會にて蒙古語に翻譯され出版されたるものの中にはプーシユキン、レルモントフゴリゴリ等の著書及びマルクスの資本論等あり。

財政 稅制を改革して國稅を設け二十頭以上の家畜を有する者には階級の如何を問はず納稅の義務を課し國內商業資本には六%以内を課稅し又關稅事務を整理せり(因に關稅收入は大正十二年二月より同六月までに六十六萬八千五百支非と稱せらる)次に國庫の増收を圖るため酒及びウオッカを政府の專賣とし銀行も國營とす、尙最近に於ける豫算を對照すれば左の如し。

民國十二年度豫算 歲入百五萬五千支非 支出略同  
 民國十三年度豫算 歲入二百六十萬支非 支出稍々超過  
 司法 司法に就きては(一)奴隸制度の廢止(二)西歐式法律の立案等なるが茲に特記すべきは從來外蒙に於て何等の權利をも有せざりしブリヤート族に對し蒙古人と同等の權利を附與せし事なりとす

國民黨が外蒙の赤化以來勞農露國の手足となり重大なる役目を演じつつあることは前述の如くなるが、茲に特に看過すべからざる團體あり。即ち青年革命聯盟(青年革命黨)にして、民國十年歐露より歸還せる青年等によりて創立せられ、上級官吏に不平を抱く下級官吏を中心として構成されたる左傾政治團體なりとす。而して勞農露國は此の青年革命聯盟に最も力瘠を入れ、之を通じ外蒙を彌々左傾せしむると共に、他方國民黨を監視せしめんとしつゝあり。聯盟加入者は民國十年僅かに三十名に過ぎざりしが十三年迄の三年間に約百三十倍の四千名に激増せるが、今之を階級別にすれば遊牧下層民九〇%、下層喇嘛八、五%、貴族子弟一、五%に達す。又露國は職業組合及び購買組合を通じ着々外蒙の赤化と經濟的地盤獲得の目的達成に努めつゝあり、即ち職業組合は特に庫倫に在住する労働階級を以て組織し、都市の赤化を目的とし、購買組合は地方赤化の役割を有す。殊に後者の如きは國民に生活必需品を供給する傍ら赤化の宣傳を行ふといふ極めて巧妙なる遺方なるが、蓋し此は外蒙人が遊牧の民であり、都市以外のものは牧畜以外に職業無く、其の關係上自然數十里を距て、散在生活し居れるを以て、職業同盟のみにては到底終局の

目的を達せられずと看取せるに依る。

現在外蒙に於ける兵數は赤軍騎兵十聯隊(約一萬人)全部露國の武器被服を有し宛然勞農赤衛軍の觀あり。又教官は全部露國人とブリヤート人にして、之等教官は軍職以外に露國のコムミサル同様、軍隊の目付役と政治的教育を兼任するものとす。尙庫倫には勞農露國の手に依り士官學校設立され、多數の將校を教育しつゝあり。又庫倫には警察あり軍隊同様警官は蒙古人なるも、指導者は何れも露國人にして、此の警察にも普通の警察と反革命運動を取締る赤露のゲーベール(國家保安部)に類するものとあり。後者は赤軍と共に現制度に不満を抱く貴族、喇嘛等の行動を嚴重監視しつゝありといふ。

(備考) 本稿は哈爾濱桑木一郎氏の「赤化せる外蒙」なる記事を主とし、之れに哈爾濱滿鐵事務所發表の現代蒙古政治組織、高烟國重氏の雜誌「支那」に發表せるもの並に外務省情報部發行の國際時報記事等より得たる資料を挿入せり。

支那政黨の變遷並に中國國民黨

一、清末より民國當初迄の政黨

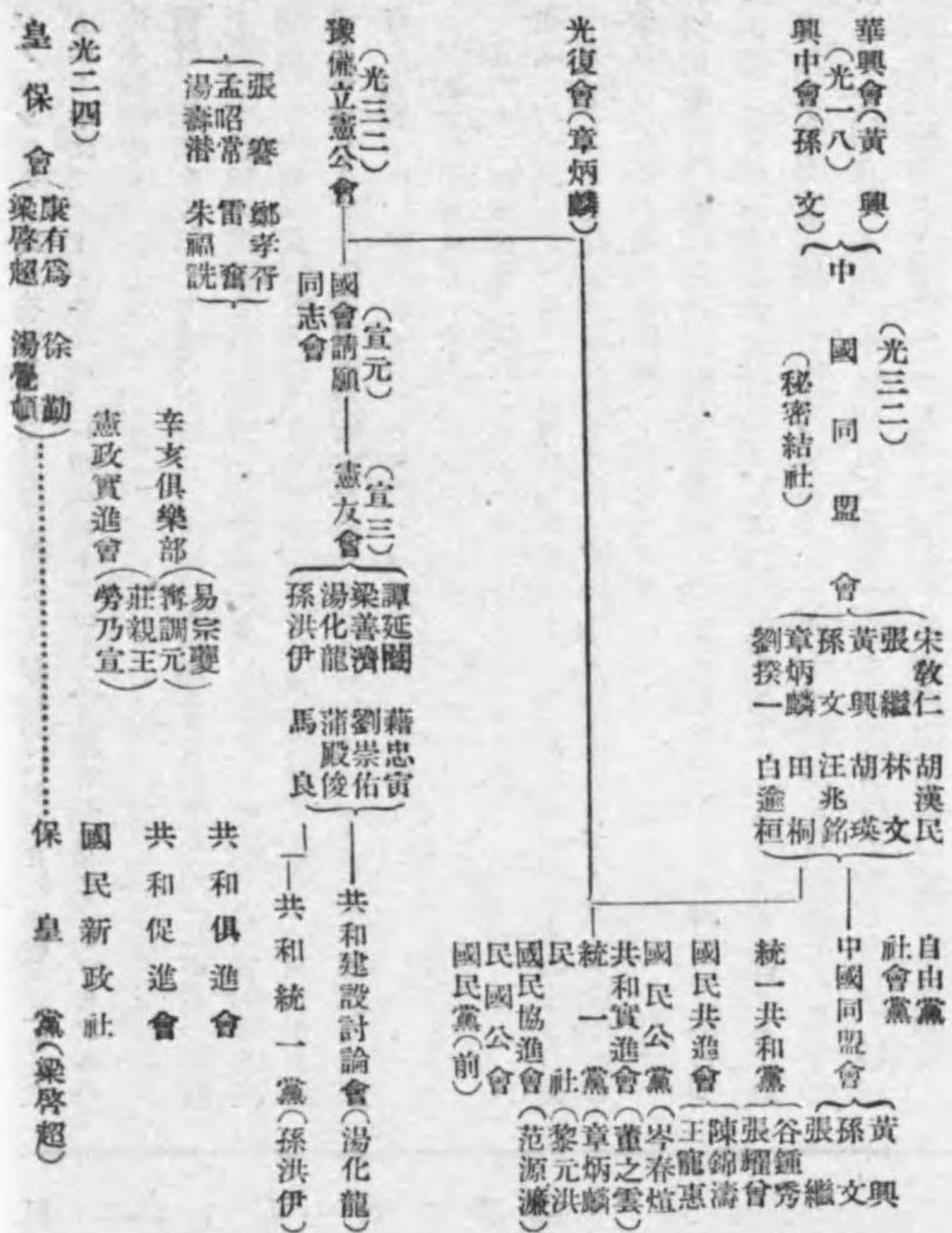
支那に於て公然たる政黨の組織せられたるは、前清資政院の民選議員に依りて組織せられたる憲友會を以て其の嚆矢となすも、秘密結社の政黨派の組織は遠く光緒十一年法支戰爭後に始まる。従つて嚴格なる意味を以て論ずれば支那の政黨は約三十年間の歴史を有し、憲友會の組織せらるゝ迄に孫文氏の創立したる興中會(中國同盟會の前身にして今日の國民黨は此正流たり)を始めとし、康有爲氏の強學會即ち光緒二十四年の戊戌政變後秘密結社となれる保皇會、張謇氏等の豫備立憲公會等ありたり。而して其内の有力なる二大政黨ともいふべきは興中會と保皇會にして、前者は民主革命思想を基調とし、後者は君主立憲思想を高調せり。斯くて辛亥革命は民主革命思想を基調とする急進派の新人に據りて、其目的を達成せられ、爾來十有五年の間に種々なる政黨の組織結黨を見た



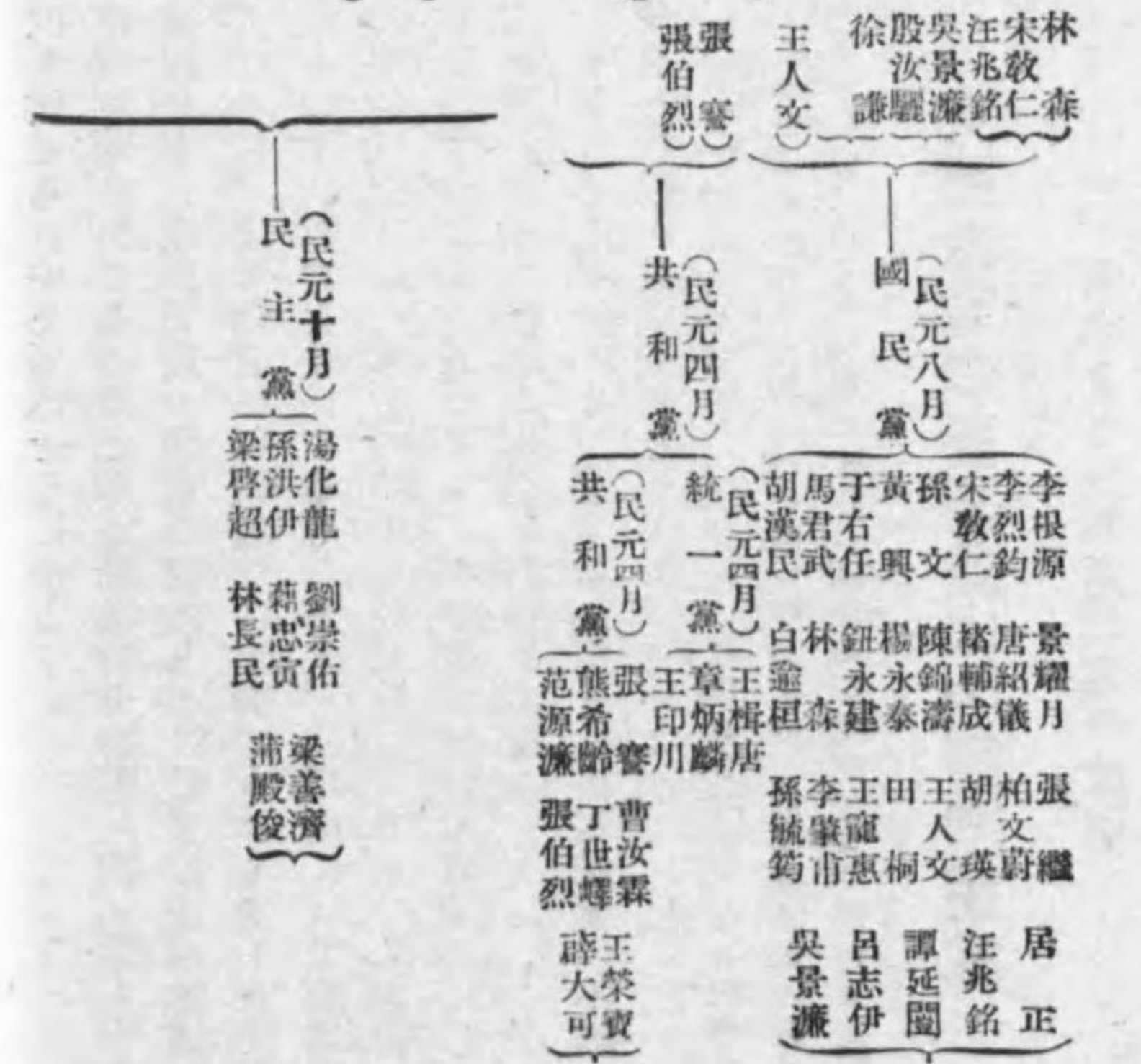
る次第なり。従つて卒然之を見る時は民國以後の政黨政治は、何れも急進革命思想を基調とするが如く考へらるゝも、實は然らずして保皇會の流れを汲む穩健なる思想を以て結黨組織せられたものも亦尠なからざるなり。然れども此等の事は暫らく措き、今民國創始以來の政黨政治を解剖せんに、略八期に分つを得べく、其各期の政情を靜思すれば政界移推の跡自ら判然たる者あり。其内前三期の概況を示せば左の如し。

第一期 清末時代（民國政黨の幼稚時代）光緒中葉より民國成立に至る約二十ヶ年にして、此間民主革命派と立憲君主派と各々一黨を組織し立憲政治を争へる結果、戊戌の政變より資議院の開會、國會速開運動と

第一期



第二期



第三期



なり、遂に辛亥革命を誘起したる時代之れなり。

第二期 南京政府時代（政黨群起時代）革命より南京臨時政府の解散即ち宣統三年十月より民國元年四月に至る約六ヶ月を指す。

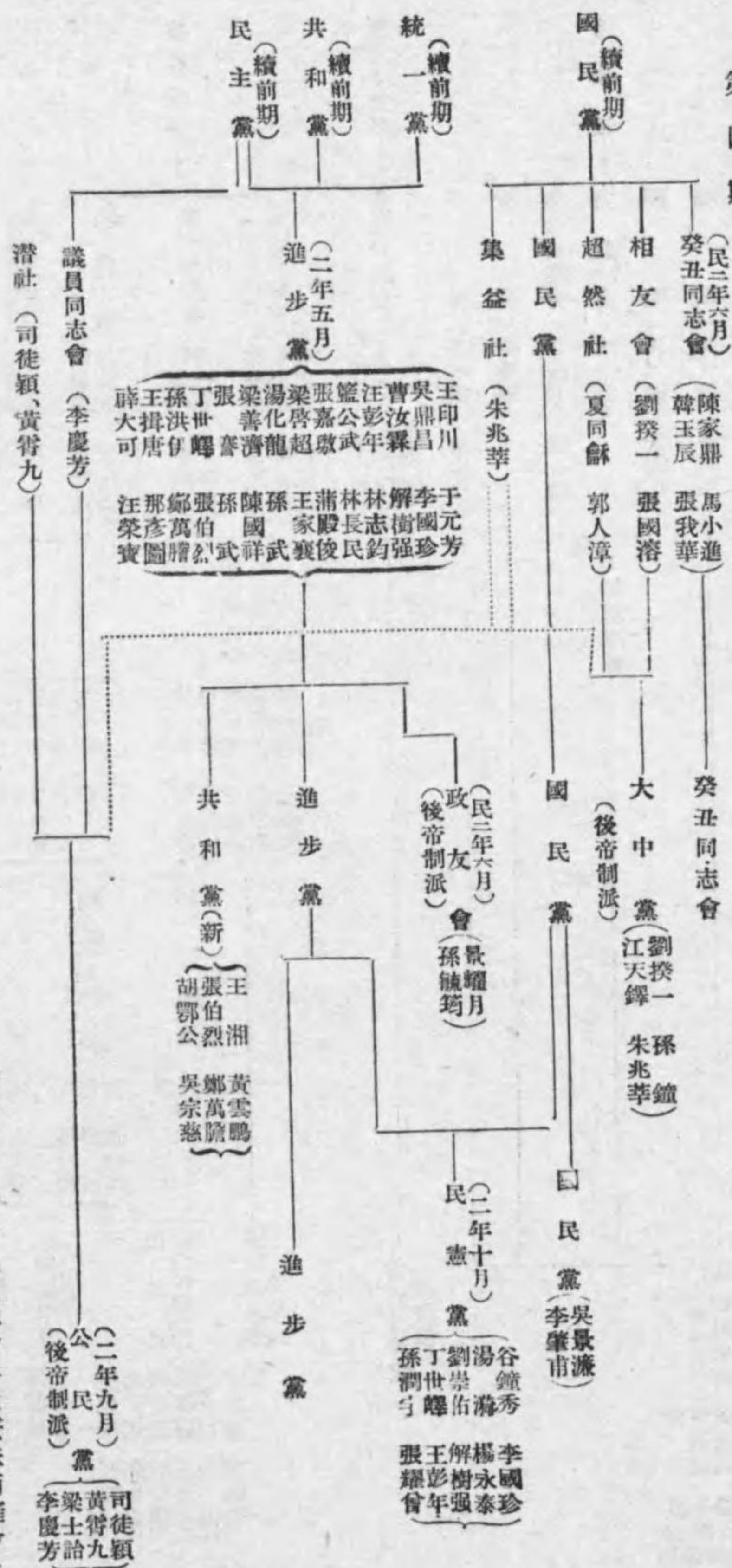
第三期 北京參議院時代（小黨分立時代）民國元年四月北京に參議院の開會せられしより同二年四月の正式國會成立に至る迄の約一ヶ年間に於て、國民、共和、統一、民主の四黨分立時代にして、其内最も有力なるもの國民、共和の二黨となす。

而して前記三時代の主なる政黨政治を瞥見的に表示せば略左の如し。但し本表は其概略を示すに止まる。

二、正式國會創設時代の政黨

民國二年四月正式國會成立するや、國民、進歩（民主共和、統一の三黨合併）兩黨對立の形勢となれるが、民國二年十一月袁世凱氏が國會に

第四期



對しクーデターを斷行するに及び、國民黨は忽ちにして失勢凋落且つ分裂し、新に袁氏の御用黨たる民憲公黨兩黨現出せり。然れども此は幾許くもなくして、袁氏の暴政により自然消滅を來たし、延ひて政黨なるもの勢力は一時其聲威を收むるに至れり。此間僅に七ヶ月に過ぎず。

三、第一次國會恢復時代

前項に示せる如く民國二年末袁世凱氏が國會を停止して、帝制を籌劃したるも事志と異り、其志を貫徹する能はずして民國五年六月逝去したる結果、副大統領黎元洪氏繼任し、嗣で國會は茲に復活せらるゝこととなり、政黨の活躍時代を演出せり。斯くて民國五年八月より翌六年六月

迄約十ヶ月繼續したるが、此間其前半は憲法商榷會と憲法研究會との二黨優勢にして、其後半は段氏の御用黨中和俱樂部成立し暴威を振へり。然るに幾許もなく政治上の紛糾に基き督軍連の反對に依り、黎元洪氏が又復國會を解散せる爲め、各政黨も亦消滅の状態に陥れり。而して此時代に於ける重なる政黨政治は左の如き分野を示せり。



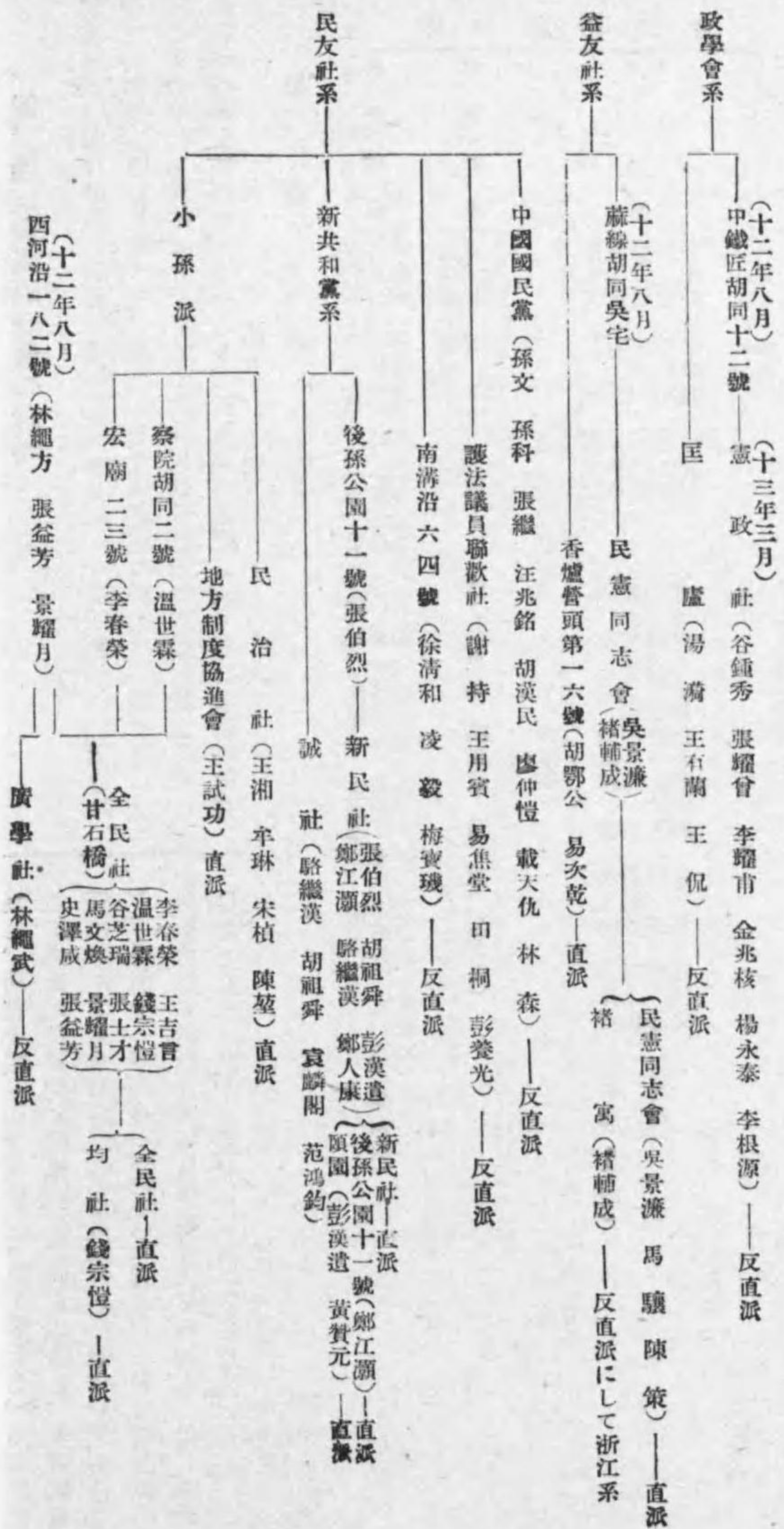




なくして黎元洪氏を追ふに至れり。其結果一部の國會議員は憤然として離京南下し上海に國會を移さんとせしも、絶對多數の議員は直隸派の買収を受け、遂に民國十二年十月新憲法を制定し、同時に曹錕氏を大總統に選舉せり。此の選舉が適法なりや否やは法理論として暫らく措くも、民論は之を以て國會の自殺として承認せず、議員を稱するに「猪仔」を

以てし、國會の權威地を拂ふに至れり。而して第二次國會恢復は民國十一年八月にして、翌十二年十月賄選まで約一年三ヶ月にして、此間小黨分立し離合集散實に甚だしきものありたるが、今賄選までの政黨政派を表示すれば左の如し。

第七期



然るに新憲法發布後、前記各政黨間に旺々なる離合集散行はれ、民國十三年初頭に於ける重なる政黨は當時の國務總理高凌霨氏の前に創立せる憲政黨以下主なるもの左の如き分野となれり。

△憲政黨 (高凌霨氏以下所屬議員三百有餘名) △頭愛胡同六號 (谷芝瑞、史澤感、葛莊、景耀月、馬小進の組織) △民憲同志會益有社の後身にして首領吳景濂氏以下百餘名) △法治共進會 (石駙馬大街四十二號組と稱し張英華の意を受く) △民治社 (孫洪伊を中心とし王湘、王乃昌、呂洋林、陳純修、張書元、牟琳、王樞) △均社 (錢宗愷) △石駙馬大街三號 (牟琳等の組織に依り政團協商會を地盤とす) △研究系 △全民社 (溫世霖以下李燮陽方震如、王傑、何弼盧、茶雲聲、主棟樹) △新民社 (張伯烈)

六、執政々府成立後の諸政黨

直隸派對反直隸派の總戰爭の結果、直隸派は失勢し天下は反直隸派の手に歸したるが、其の當然の結果として段祺瑞氏推されて臨時執政に就任せり。然るに段執政の就任を始めとし新政府の成立に至る迄で全く革命的手段により毫も國會其他合法手段に據らざりし結果國會は無視せられ、延いて各政黨も活躍するの餘地なく裏面に於て暗中飛躍せしも何等の効なかりき。従つて政黨の見るべきもなく、此間僅かに政黨としての組織を見るは民國十四年一月上海に於て發會せられたる中國社會民主黨 (從來の社會黨を改組せるものにして總理は江亢虎氏たり) のみなる



も、未だ有力と云ふべからず。

### 七、改組後の中國々民黨

若し夫れ此間に政黨として論すべきものあらば中國々民黨の活動ならんか。即ち國民黨は民國十二年一月一日上海民國日報紙上に於て中國々民黨の宣言を發表したるが、右宣言は孫文氏が其異分子を交へざる自己の國民黨を確實に其手中に掌握し、前清以來抱懐し來れる其の理想を始めて宣明したものと見るべく、其の概要を摘記すれば左の如し。

- 一、前清專制 前清政府は屢々我民族の權利を犧牲にし、各國と不平等の條約を結べり、今清廷覆へりたれども國は列強殖民地の地位に陥り居れるが故に、吾黨持する所の民族主義は消極的には民族間の不平等を除去し、積極的に國內各民族を團結し、一大中華民族を完成せんと期す、歐戰以來民族自決の議日に愈々盛さなり來れるが、吾人は此の精神に基づき内は全國民族の進歩を促し、外は世界民族の平等を謀らんと期す。即ち其の概要左の如し。
- (甲) 教育の普及を勵むる全國民族の文化を増進す
- (乙) 條約改正に力を注ぎ我國の國際上自由平等の地位を恢復せん事を期す
- 二、現行の代議制度は輻に民權の末裔階級選舉にして、少數の爲めに操縦せられつゝあるを以て、民權の直義を踐まんが爲め左記各項を主張す。
- (甲) 普選制度を實行し資産を以て標準とする階級制度を廢除す
- (乙) 人民の集會或は總投票の方式には創制復決罷免の各種を直接行使すること
- (丙) 人民には集會、結社、言論、出版、居住、信仰に就き絶對自由權あることを確認す
- 三、歐米經濟の憂ひとする缺點は不均等にあり、不均等は即ち争を生ず、中國の患は貧にあり、貧なれば即ち宜しく富源の開発に努め之を富さざるべからず然れども不均等ならば又争を免るること能はず、故に次の患を豫防せんが爲めには宜しく歐米に鑑み、務めて社會經濟の均等發展を謀り、又社會經濟一切の問題に關しても同時に適當の解決を圖らざるべからず、其の綱領左の如し。

### 二、五權憲法

甲、立法權 乙、司法權 丙、行政權 丁、監察權 戊、考試權

五權分立を以て原則とし、更に進歩せる憲法を民國に完成せしむ。

以上は孫文國民黨の政綱たり、孫文の理想たり、民國十二年間不満足なりし舊國民黨政綱の完成と見るべきものにして、三民主義五權憲法は實に孫文の革命六十年の苦き經驗の結晶と云ふべし。従つて此宣言に基く廣東政府は完全に孫文の政府と見られたりしが、其後中國共產黨を國民黨に加盟せしむべきや否やの問題、換言すれば露國との提携を爲すべきや否やの問題起り、延いて國民黨の改組問題に當面し、遂に民國十三年一月廣東に第一回國民黨大會を開き其可否を討議したる結果、遂に中國青年共產黨並に中國共產主義青年團の入黨を許し、國民黨の政綱に共產主義を加味するに至れり。従つて其政綱も亦自ら重大なる變更を加へ之れを發表せるが、其宣言の要旨は左の如し。

### 國民黨の主義

- 國民黨の主義は孫文提唱の三民主義にして、之を措いて外に救國の途なし、三民主義とは民族民權民生の三主義を云ふ、之を要約すれば次の如し。
  - (一) 民族主義 第一支那民族の解放を求むること、第二支那國內に於ける各民族の共に平等なること、要するに支那國內に於ける各民族の自決權を承認し帝國主義及軍閥に反對し各民族の自由聯合より成る自由統一的中華民國を組織すべしこと。
  - (二) 民權主義 國民黨の主張する民權主義は間接民權の外直接民權を賦與すべし、而して孫文の所謂立法、司法、行政、考試、監察の五權分立を原則となす各國の民權制度は往々資産階級の専有に屬するも、國民黨の民權主義は一般平民の共有とすること。
  - (三) 民生主義 國民黨の主張する民生主義の原則は、一、地權の平均 二、資本の節制とす。
- 少數者の莫大なる土地を私有することを防ぐ爲め國家に於て土地法、土地使用法、土地徵收法及地價稅法等を制定し、必要とする場合は國家に於て私人の所有土地を買収或は徵收し之を土地缺乏せる農民等に給すべし、又本國人又は外

- (甲) 國家に於て土地法、土地使用法及地價稅法の規定を設く、一定の時期以後私人の土地所有權は法定限度を超過する能はず、私人の所有土地は地主より其價值を見積り國家に報告し、國家は其價值に従ひ課稅す、又必要ある時は報告價值に依り之を買収することを得べし
- (乙) 鐵道、鑛山、森林、水利及び其の他大規模の商工業の人民に屬するものは國家に於て經營管理し且つ勞働者も一部分の管理權に參與することを得
- (丙) 戸口及び耕地を調査整理し食糧品の需給關係を明にして民食の均足を謀る。
- (丁) 幣制を改良し、實貨を以て交易の標準とす、並に稅法を訂正し國債を整理し全國經濟の安寧を保全する
- (戊) 勞働者保護法を制定し以て勞働者の生活狀況を改良し徐に勞資間地位の平等を謀る
- (己) 婦人と男子との地位の平等を確認し並に其均等的發展を助く
- (庚) 農村組織の改良、農人の生活を増進し、徐に地主と小作人間の地位の平等を謀る

尙同日別に左の如き「中國國民黨々綱」を發表せり。

- 一、三民主義
  - (甲) 民族主義 本國に於ける現在の民族を以て大中華民族を構成し民族的國家を實現す
  - (乙) 民權主義 直接民權の實現を計ると共に、男女平等の全民政治を完成す人民には左記の各權を有せしむ
    - 一、選舉權 二、創制權 三、複決權 四、罷免權
  - (丙) 民生主義 勞資階級の不平を防止し、社會經濟の調節を求め、全民の資力を以て全民の富源を開發す、其の概要實施左の如し。
    - (一) 實業の國營、國中大規模の實業は總て民間に屬し、政府に於て之を經營管理す
    - (二) 地權の平均 國家に於て土地法、土地使用法及地價稅法を規定し地權の平均を謀る
    - (三) 幣制の改革、貨幣制度を革新し國內經濟の進歩を謀る

國人の企業にして或は獨占的性質を有するか又は規模大にして私人の力にて辦理すること能はざるもの及鐵道航路等は國家に於て之を經營管理すること。以上三民主義は吾黨の極力全國々民に宣傳し、革命運動に加入し民敵を倒して民權を取得せしめんとするものなり。

### 國民黨の政綱

- (一) 總綱
  - 三民主義、五權憲法に基きて中華民國を建設し、先づ民生を謀り、次に民權を定め、更に民族主義を實行し同時に各國との條約を改修して國際平等國家の獨立を確立すること。
- (二) 對外政策
  - (一) 一切の不平等條約例へば領事裁判權、外國人の關稅管理權、及外國の支那國內に於ける一切の政治的權力にして支那の主權を侵害するものは皆之を取消し新たに雙方平等の條約を訂結すること。
  - (二) 自ら一切の特權を放棄せんとする國家及支那の主權を侵害する條約を廢止せんとする國家に對し支那は之を最惠國と認むること。
  - (三) 支那と列強との間に締結せる條約にして支那の利益を侵害するものは之を改訂すること。
  - (四) 外債は支那が政治上實業上損失を受けざる範圍内に於て保證し茲に償還すること。
  - (五) 支那國內に於ける責任を負はざる政府即ち助選に依る總統の下に在る北京政府の如きもの、借りたる外債に對して支那國民は償還の責任を負はざることを。
  - (六) 各省實業團體を召集して會議を組織し外債償還の方法を籌備すること。
- (三) 對內政策
  - (一) 中央及地方の權限に對しては均權主義を執ること。
  - (二) 各省人民は自ら省憲法を制定し省長を選挙することを得ること。
  - (三) 縣を自治の單位とすること。
  - (四) 普通選舉を施行すること。
  - (五) 人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由權を確定す



ること。

- (六) 徵兵制度を實施し軍隊教育の改善を圖ること。
- (七) 浮浪人、土匪を收容して、社會有益の工作に従事せしむること。
- (八) 地租の法定額を嚴定し額外の徵收を禁止し茲に釐金稅等を廢止すること。
- (九) 糧食の生産消費を調整し民食の充實を圖ること。
- (一〇) 農村の組織を改良し農民の生活を増進せしむること。
- (一一) 勞働法を制定し勞働者の生活状態を改良すること。
- (一二) 男女平等の原則を確立し女權の發展を助くること。
- (一三) 教育の普及を勵行し兒童本位の教育を發達せしめ並に高等教育費を増し其獨立を保障すること。
- (一四) 國家より土地法、土地使用法、土地徵收法及地價稅法を規定し私人所有の土地は地主より之を評價して政府に報告せしめ國家は其の價格に對して徵稅し並に必要と認むるときは其評價により買收し又は徵收することを得ること。
- (一五) 獨占的性質の企業及私人の力を以て辦理すること能はざるもの及鐵道航路等は國家に於て之を經營管理すること。

以上舉ぐる所の細目は最小限度にして、差當り支那を救済する第一の方法とす。

施行方法としては三期に分ち、一、軍政時期 二、訓政時期 三、憲政時期の三期に分ち最初先づ一切の制度を悉く軍政の下に隸屬せしめ政府は一面兵力を以て國內の障礙を艾除し、一面全國國民に宣傳し、次に各縣に於て自治の訓練及施行をなし、各縣の自治成るを俟ちて各省の自治を施行し憲政開始の時期となし五權分立を實施し國民大會を開きて憲法を決定宣布後、中央統治權は國民大會に歸し之と同時に全國國民は憲法に依つて總選舉を施行するものとす。

斯くて國民黨中央執行委員、監察委員を左の如く擧げたり。

(中央執行委員) 胡漢民、汪兆銘、張靜江、廖仲愷、李烈鈞、居正、戴傳賢、(天仇のこと)林森、柏文蔚、丁維芬、石瑛、鄒魯、譚延闓、賈振、譚平山、石青陽、熊克武、李守常(大劍のこと)、恩克巴圖、王法勤、于右任、葉楚傖、楊希閔、于樹德

(候補委員) 鄧元冲、鄧家彥、沈定一、林祖涵、林宗瑛、白雲梯、張知本、彭素民、毛澤東、傅如霖、于方舟、張草材、羅秋尹、韓麟符、張國壽

下級機關と爲す

- 第六條 各黨部は全國代表大會、地方代表大會、地方黨員大會を以て各該黨部の高級機關と爲す
- 第七條 地方黨員大會、地方代表大會及全國代表大會は須く各執行委員を選出し執行委員會を組織し黨務を執行す
- 第八條 本黨部は組織系統下の如し
  - (甲) 全國 全國代表大會—中央執行委員會
  - (乙) 全省 全省代表大會—全省執行委員會
  - (丙) 全縣 全縣代表大會—全縣執行委員會
  - (丁) 全區 全區黨員大會或は代表大會—全區執行委員會
  - (戊) 區分部 區分部黨員大會—區分部執行委員會—區分部は本黨基本組織を爲す
- 第九條 本黨の權力機關下の如し
  - (甲) 全國代表大會 但し閉會期間は中央執行委員と爲す
  - (乙) 全省代表大會 但し閉會期間は全省執行委員と爲す
  - (丙) 全縣代表大會 但し閉會期間は全縣執行委員と爲す
  - (丁) 全區黨員大會或は代表大會 但し閉會期間は全區執行委員と爲す
  - (戊) 區分部黨員大會 但し閉會期間は區分部執行委員と爲す
 各權力機關は其上級機關に對して黨の紀律及決議を執行すべし、但し抗議を提出することを得
- 第十條 執行委員會は各部を分設し本黨の通常或は非常黨務を執行する事を得、各部は中央執行委員會の管理を受け各部の職務及組織法は中央執行委員會に由り之を決定す
- 省及省と同等の黨部に於て應に各部を設け中央執行委員會に由りて之を決定すべし
- 第十一條 各下級黨部執行委員會は須く上級黨部執行委員會の管轄を受くべし
- 第十二條 各下級黨部の成立には印信を啓用し須く上級機關の核准を経べし
- 第十三條 熱河、察哈爾、綏遠三特別行政區域及蒙古、西藏、青海等の黨部組織は省と同じ

(監察委員) 鄧澤如、吳群暉(敬恒のこと)、李石曾、張繼、謝持(候補委員) 蔡元培、楊希閔、樊鍾秀、劉震寰、許崇智

然るに民國十四年春孫文氏北京に於て逝去するや、豫て黨内に於て暗中中なりし幹部派と非幹部派、換言すれば共產派と非共產派の争は如實に衝突し、遂に馮自由、張繼、謝持、居正、李烈鈞、馬君武等は廣東を去り別に國民黨同志俱樂部(實は馮自由、馬君武等は第一回國民黨大會後國民黨と絶縁し同年三月本黨を組織す)に據りて、國民黨左黨に對抗することとなり、國民黨の分裂に歸せり。茲に於て國民黨左黨は民國十五年一月第二回國民黨大會を開き、中國々民黨總章を規定し、更に中央執行委員等を左記の如く推舉し、所謂勞農化せる國民黨の現出を見るに至れり。

中國國民黨總章

(中華民國十三年一月二十八日第一次全國代表大會通過)  
(中華民國十五年一月十六日第二次全國代表大會修正)

中國々民黨第一次全國代表大會、三民主義の實現、五權憲法の創立を促進する爲に特に左の中國々民黨總章を制定す。

- 第一章 黨 員
  - 第一條 中國々民黨は性別を分たす凡そ本黨の黨綱を接受し本黨の議決を實行し本黨所轄の黨部に加入を志願し時に依り黨費を繳納する者は均しく本黨黨員と爲すことを得
  - 第二條 黨員入黨の時須く本黨黨員二人以上の介紹を要すべく入黨志願書を填具し向に請求する所の區分部黨員大會の通過せる區黨部執行委員會の認可を経るべし
  - 第三條 凡そ本黨黨員は須く所屬黨部に在りて黨員證書を領收すべく其證書は中央執行委員會に由りて之を制定す
  - 第四條 黨員轉居の場合には速に原住地方の區分部より報告すべし、而して轉住地方の區分部に之を登記すると同時に轉住地方の黨員と爲す
- 第二章 黨部組織
  - 第五條 一地方を包括する黨部は上級機關と爲し該地方一部分を包括する黨部は

第十四條

- 第十四條 各地黨務に關して特別區設置の必要ある場合は最高黨部に由り之を決定す
- 第十五條 特別區黨部及特別市黨部の組織は省黨部と同じく直接最高黨部の指揮監督を受く
- 第十六條 重要市鎮黨部の組織は縣黨部と同じく直接省黨部の指揮監督を受く
- 第十七條 重要市鎮黨部の設置は各該省黨部に由り開具計畫し中央執行委員會の許可を経て方に設立することを得
- 第十八條 國外黨部組織の總支部は省に等しく支部は縣に等しく分部は區に等しく通訊處は區分部に等しく
- 第四章 總 理
  - 第十九條 本黨は三民主義五權憲法を創行せる孫先生を以て總理と爲す
  - 第二十條 黨員は須く總理の指導に従ひて以て主義の進行に努力すべし
  - 第二十一條 總理は全國代表大會の主席と爲す
  - 第二十二條 總理は中央執行委員會の主席と爲す
  - 第二十三條 總理は全國代表大會の議決に對して覆議を交ゆるの權あり
  - 第二十四條 總理は中央執行委員會の議決に對して最後決定の權あり
- (附 註)
  - 總理は已に中華民國十四年三月十二日逝去す、十五年一月第二次全國代表大會は總理の遺囑を接受し並に之を努力實行し此章を保存し以て本黨永久の記念と爲す
  - 總理を記念するの儀式規定左の如し
    - (甲) 凡そ本黨海內外各級黨部會議場所は應に總理の遺像を懸掛すべし
    - (乙) 凡そ集會開會の時應に總理の遺囑を宣讀すべし
    - (丙) 凡そ本黨海內外各級黨部及國民政府所屬の各機關各軍隊は均しく應に毎週一回記念日を舉行すべし但し特別の事情有らば該地上級黨部の許可を経て改めて二週一回と爲すことを得
- 第五章 最高黨部
  - 第二十五條 本黨最高機關は全國代表大會と爲し常會は毎年一回舉行す但し中央執行委員會に於て必要と認めたる場合或は省黨部及省と同等の黨部の三分の一以上の請求ある場合は臨時全國代表大會を召集することを得



中央執行委員會に於て已むを得ざる事情に遭遇したる場合は全國代表大會常會の召集に對して延期を通告することを得但し一年を経過することを得ず

第二十六條 全國代表大會常會の閉會期日及重要議題は須く三箇月前に於て各黨員に通告すべし

第二十七條 全國代表大會の組織方、選舉法及各地方より派遣せらるべき代表の人数は中央委員會に由り之を規定することを得

第二十八條 全國代表大會の職權下の如し

(甲) 中央執行委員會及其他中央各部の報告を接納及採行すること

(乙) 本黨政綱及章程を修改すること

(丙) 時事問題に對し應に取るべき政策及政略を決定すること

(丁) 中央執行委員及候補執行委員並監察委員及候補監察委員を選挙すること

第二十九條 中央執行委員及監察委員の人数は全國代表大會に由り之を決定す

第三十條 中央執行委員會委員事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次其の任に充るものとす

第三十一條 中央執行委員會の職權下の如し

(甲) 本黨の對外關係を代表す

(乙) 各地黨部を組織し並に之を指揮す

(丙) 本黨中央機關報人員を委任す

(丁) 本黨の中央機關各部を組織す

(戊) 本黨黨費及財政を支配す

第三十二條 政府に在る機關、俱樂部、會社、工會、商會、市議會、縣議會、省議會、國議會等の内部特別組織の國民黨黨團は中央執行委員會之を指揮することを得

第三十三條 中央執行委員會全體會議は每半年少くとも一回開會し候補委員は列席會議することを得執行委員にして缺席したる場合は列席せる候補委員順次其の任を遞補し會議中臨時表決權を有す、餘は唯發言權を有するのみ但し候補委員にして表決權を有するものは出席執行委員人数の三分の一を超過することを得ず

第三十四條 中央執行委員會は常務委員九人を互選し常務委員會を組織し中央執行委員會全體會議閉會期間に在りて職務を執行し中央執行委員會に對して其の責任を負ふ

第三十五條 中央執行委員會は必要の場合特種委員會を設くることを得(政治委員會等の如し)

第三十六條 全國代表大會中央執行委員會全體會議及常務委員會は均しく須く本黨政府所在地に於て之を舉行すべし

第三十七條 中央執行委員會は須く其活動經過情況を各省執行委員會及其他直轄黨部に毎月一回通告すべし

第三十八條 中央執行委員會は中央執行委員候補中央執行委員を各地に分派し黨部を指導し黨務を執行せしむる事を得

第三十九條 中央監察委員會の職權下の如し

(甲) 中央執行委員會の財政收支を稽核す

(乙) 黨務の進行情況及部員の勤怠を審査し下級黨部を訓令し財政と黨務とを稽核す

(丙) 國民黨中央政府任職黨員の施政方針及政績の是否、本黨の根據政綱及本黨制定の政策を稽核す

第四十條 中央監察委員會は常務委員五人を互選し中央執行委員會所在地に在りて職務を執行し每半年に少くとも全體會議一回を開き候補監察委員は列席會議することを得、監察委員にして缺席したる場合は列席候補監察委員順次之を遞補し會議中臨時表決權を有す、餘は唯發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有する者は出席監察委員人数三分の一を超過することを得ず、中央監察委員會は中央監察委員候補監察委員を各地に分派し職務を執行せしむることを得

第四十一條 全省代表大會は毎年一回舉行す但し中央執行委員會の訓令或は縣執行委員會三分の一以上の請求ある場合は臨時全省代表大會を召集することを得

第四十二條 省執行委員會は全省代表大會閉會期間に在りて必ず須く縣黨部及直轄黨部聯合會議を少くとも一回召集すべし

第四十三條 省執行委員會が必要と認むる場合或は全省黨員半数の請求ある場合亦臨時全省代表大會を召集することを得

第四十三條 全省代表大會の組織法、選舉法及人数は省執行委員會に由り之を規定す

第四十四條 全省代表大會は省執行委員會及本黨省機關各部の報告を接納及採行し本黨黨務進行の方策を決定し省執行委員並監察委員を選出す

第四十五條 省執行委員會の職權下の如し

(甲) 常務委員三人を互選し秘書處を組織すること

(乙) 全省に各地方黨部を設立し並に其活動を指揮すること

(丙) 該省黨機關報人員を委任すること

(丁) 本省機關各部を組織すること

(戊) 黨費及財政を支配すること

第四十六條 省執行委員會は毎月須く其活動經過情況を中央執行委員會に一回報告すべし

第四十七條 省執行委員會は少くとも二週一回開會し候補委員は列席會議することを得、執行委員にして缺席したる場合は列席候補委員順次之を遞補し會議中に在りて臨時表決權を有す、餘は唯發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有する者は出席執行委員人数三分の一を超過することを得ず、省監察委員會亦之に同じ

第四十八條 省執行委員會委員にして事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次に充任す

第四十九條 省監察委員會は省執行委員會の財政、收支及執行委員會の黨務及部員の勤惰を審査し國民黨省政府任職黨員の施政方針及政績の是否、本黨の根據政綱及本黨制定の政策を稽核す

第五十條 縣代表大會は每六箇月に一回舉行す、但し省執行委員會の訓令に遇ひ及各區執行委員會三分の一の請求ある場合は臨時全縣代表大會を召集することを得、縣執行委員會は全縣代表大會閉會期間に在りて必ず須く各區黨部聯合會議を少くとも一回召集すべし

第五十一條 縣執行委員會が必要と認むる場合或は該黨員半数の請求ある場合は亦臨時全縣代表大會を召集することを得

第五十二條 縣代表大會の組織法、選舉法及人数は縣執行委員會に由りて審定後

第七章 縣黨部

第五十三條 縣代表大會は縣執行委員會及其他本黨縣機關各部の報告を接納及採行し本縣黨務進行の方策を決定し縣執行委員、候補執行委員及監察委員を選出す

第五十四條 縣執行委員會は常務委員一人を選挙し日當黨務を執行せしむ

第五十五條 縣執行委員會は全縣各地方黨部を設立し而して其活動を指揮し該縣黨部機關報職員を任命す、但し須く省執行委員會の核准を経全縣性質の事務各部を組織し縣内黨費及財政を支配すべし

第五十六條 縣執行委員會は須く每週一回其の活動經過情況を省執行委員會に報告すべし

第五十七條 縣執行委員は少くとも每週一回開會し候補委員は列席會議することを得、執行委員にして缺席ある場合は列席候補委員順次之を遞補し會議中に在りて臨時表決權を有す、餘は唯發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有する者は出席執行委員人数三分の一を超過することを得ず

第五十八條 縣執行委員會委員事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次に充任す

第五十九條 縣監察委員は縣執行委員會の財政の收支を稽核し及縣執行委員會の黨務を審査し國民黨縣政府任職黨員の政績を稽核す

第六十條 區の高級機關は全區黨員大會或は代表大會と爲し區以下は郷と爲し村と爲す、全區黨員大會は郷村黨員を包括す、但し郷村が區を離れ市甚だ遠く或は黨員甚だ多きに因り黨員を召集すること能はざる場合は全區代表大會を召集することを得、此全區代表大會は即ち該區の高級權力機關と爲す、但し可能の場合には須く全區黨員大會を召集すべし

第六十一條 區黨員大會或は代表大會は毎月一回舉行し黨務を討論し其範圍下の如し

(甲) 區執行委員會の報告を接納及採行すること

(乙) 代表大會の代表及黨員大會の黨員は會議内にありて區内黨務の進行を報告し黨務の困難を解決し及政治經濟に關する意見を發表すること

(丙) 黨員訓練問題 黨員補習教育問題



(丁) 黨費徵求問題 縣執行委員會決議案の實行方法を討論すること  
 (戊) 該區執行委員會委員及監察委員を選挙すること  
 第六十二條 區執行委員會の職權左の如し

(甲) 區内各區分部或は其下の各特別黨務機關の活動事宜を指揮すること  
 (乙) 全區黨員大會或は全區代表大會を召集すること  
 (丙) 區分部を組織すること但し須く縣執行委員會の核准を経べし  
 (丁) 黨費及財政を司配すること

第六十三條 區執行委員會は常務委員一人を互選し日常黨務を執行せしむ、二週一回須く活動經過状況を縣執行委員會に通告すべし  
 第六十四條 區監察委員は區執行委員會財政の收支を稽核し區執行委員會の黨務を審査し區黨部行政人員の成績を稽核す

第九章 區分部

第六十五條 區分部は本黨一基本組織を爲す、區執行委員會或は其他代理機關に由り之を組織し或は自ら之が組織を行ふ、但し須く縣執行委員會の核准を経べし、區分部人數定めなし、但し須く五人以上たるべし  
 第六十六條 區分部の業務は黨員間或は黨員と本黨主要機關間の聯絡に在り、但し區分部の成立ある地方は區分部其の主要機關と爲す其の職務下の如し

(甲) 黨の決議を執行すること  
 (乙) 黨費を徵求すること  
 (丙) 區執行委員會を補助し黨務を進行すること  
 (丁) 本黨宣傳品を分配すること  
 (戊) 黨捐收集し本黨の印花、本黨の記念寫眞、本黨の表記等を分配すること  
 (己) 區大會、縣大會の代表を選派出席せしめ省大會、全國大會の代表を初選すること

(庚) 上級機關の命を執行すること

第六十七條 區分部黨員大會は少くとも二週一回開會す

第六十八條 區分部は須く執行委員三人を選挙し區分部執行委員會を組織し執行委員會中より常務委員一名を互選し日常黨務を執行せしむ、二週一回須く其活動經過状況を區執行委員會に報告すべし

第十章 任期

第六十九條 代表は會期終了の時に於て其任務は即ち終了と爲す、但し須く代表する所の黨部に向ひて大會の經過及結果を報告すべし

第七十條 中央執行委員、省執行委員、縣執行委員、區執行委員の任期は一箇年と爲す、區分部執行委員の任期は六箇月と爲す

第七十一條 中央及各省、各縣、各區監察委員の任期は一箇年と爲す

第七十二條 各省、各區、各縣執行委員人數と各省、各縣監察委員人數とは中央執行委員會に由り之を規定す

第七十三條 各級黨部執行委員、監察委員は其他の黨部の執行委員監察委員を兼任することを得ず、但し中央執行委員、中央監察委員は各該委員會の許可を経て其他の黨部の執行委員、監察委員を兼任することを得べし

第十一章 紀律

第七十四條 凡そ黨員は須く紀律を恪守し入黨後は即ち須く黨章を遵守し黨義に服従し其本黨執政に在る地方及軍事に在る時期は須く尤も嚴行遵守すべし、黨内各問題は各自自由討論することを得、但し一度決議を経たる後は即ち須く一致進行すべし

(注意)本黨は歴史的使命有りて奮闘せり、我國領土の完全自由及平和は全く本黨奮闘の成功に頼み此成功を欲せば必ず紀律の森嚴を要す黨の成敗は全く此に繫ると共に之を努めむことを望む

第七十五條 凡そ本黨の決議を執行せず本黨章程を破壞し本黨の黨義及黨德に違反する者は須く以下の處分を受く、黨内の懲戒或は公開の懲戒に附して黨報上に詳細之を登出し並暫時或は永久に黨籍を解除す、已に黨籍を解除せられたる黨員は本黨執政地方の政府機關に在りて服務することを得ず、若し地方全部上述の行動ある者は須く以下の處分を受くべし

(甲) 黨員全部に對し再び登記を行ひ分別去取す  
 (乙) 全部解散し茲に黨報上に之を登出す

第七十六條 凡そ黨員の個人或は全部が彈劾を被りたる場合は須く該部監察委員會にて詳細に審査したる後該部執行委員會に由り判決處分すべし、執行委員會の處分に對し不服ある場合は上級執行委員會及全國代表大會に上控することを得、但し未だ全國代表大會の表示せる意見を得ざる以前は仍須く執行全國代表大會は個人或は全部を判決し黨籍を恢復すべし、但し中央執行委員會

は尙未だ執行せざる場合は此判決は仍効力を發生せず各級黨部に於て彈劾を被りたる場合は須く上級黨部監察委員會に於て詳細に審査の後該上級黨部執行委員之を判決處分すべし

第十二章 黨費

第七十七條 本黨黨員の納むる所の黨費は黨の高級機關の補助及其他の支出に之を充つ

第七十八條 黨費は毎月每人應に銀二角を繳納すべく黨員にして失業疾病等の事故に遇ふ場合所屬黨部に在りて登記の後黨費を免繳することを得、但し該部は須く上級執行委員會に由り報告すべし

第七十九條 黨員にして未だ允許を得ずして黨費を繳納せざることを三箇月に及ぶ者は即ち其黨員資格を停止す

第十三章 國民黨團

第八十條 秘密、公開或は半公開の非黨團體、工會俱樂部、會社、學校、議事會、縣議會、省議會、國議會内に在つては黨員は須く國民黨々團を組成し非黨團體中に在りて本黨勢力を擴大し並に其活動を指揮す

第八十一條 非黨團體中に在る本黨々團の行動は中央執行委員會に由り詳細に之を規定す

第八十二條 黨團は須く所屬黨部執行委員會の指揮及管轄を受け國會の黨團は中央執行委員會の指揮及管轄を受け俱樂部等團體内の黨團は該地黨部執行委員會の指揮及管轄を受けるが如し

第八十三條 執行委員會各黨團間の意見一致せざる場合は須く聯合會議を開きて之を解決すべし、解決し能はざる場合は上級執行委員會に報告して決定することを得、未だ上級委員會の決定を得ざる時は黨團は須く所屬黨部執行委員會の議決を執行すべし

第八十四條 黨團内黨員の個人にして黨團の允許を得たる場合は所在活動の團體内に於て職を受け他職を調任することを得國會内黨團の委員にして閣員を受

委したる場合は必ず須く先づ所屬黨團及中央執行委員會の允許を得べし  
 第八十五條 黨團内は須く職員を選挙し幹部を組織し黨務を執行すべし  
 第八十六條 活動團體の一切の議題は須く本黨政策略に基き先づ黨團體内に在りて討論し以て各問題に對する應に取るべき所謂所定の方法を決定し並に該

團體議場に在りて一致主張及表決すべし、黨團は活動團體内に在りて須く一致及秘密の組織有るべく各種意見は黨團秘密會議中に在りて發表すべし、但し外に對しては須く一致の意見行動有るべく若し違反ある場合は即ち黨の紀律を違反せるものと見做し黨より處分せらるべし

第八十七條 黨員にして議會に在る者は須く先づ自ら議會に對する辭職書を具し所屬黨部執行委員會處に附在し若し黨の紀律に甚しく違反したる場合は其辭職書は即ち黨報上に之を發表し並に本人は該議會を脱離せらるべし

附則

第八十八條 本章程解釋の權は最高黨部に在り

第八十九條 本章程は全國代表大會に由り議決し之を公布せる日より効力を發生す

國民政府建國大綱

一、國民政府は革命の三民主義、五權憲法に基き以て中華民國を建設す  
 二、建設の首要は民生に在り、故に全國人民の食、衣、住、交通の四大需要に對し政府は當に人民と協力し共に農業の發展を謀り以て民生を充足し、共に織造の發展を謀り以て民衣を裕にし、大計畫の各式屋舎を建築して以て民居を樂にし、道路運河を修治して以て民の交通を利すべし  
 三、其次は民權と爲す、故に人民の政治知識能力に對し政府は當に之を訓導し以て其選舉權、罷官權、創制權、複決權を行使すべし  
 四、其三是民族と爲す、故に國內の弱小民族に對し政府は當に之を扶掖し之を能く、自決自治を行はしむべく國外よりの侵略強權に對しては政府は當に之を抵禦し並に同時に各國條約を修改して以て我國際平等國家獨立を恢復すべし  
 五、建設の秩序は分ちて三期と爲す、軍政時期、訓政時期、憲政時期之なり  
 六、軍政時期に在りては一切の制度悉く軍政の下に直隸し、政府は一面兵力を用ゐて國內の障礙を掃除し、一面主義を宣傳して以て全國の人心を開化し國家の統一を促進す

七、凡そ一省完全に底定するの日は則ち訓政開始の時にして軍政停止の日と爲す  
 八、訓政時期に在りては政府は當に、曾て訓練を經、考試に合格したる員を派して各縣に到り人民を協助して自治を籌備すべし其程度は全縣の人口を調査清楚



し、全縣の土地を測量完竣し、全縣の警衛を妥善辦理し、四境縱横の道路を修築成功し、而して其人民は皆て四權使用の訓練を受けて其國民の義務を完畢し、革命の主義を實行する者が縣官を選擧し以て一縣の政事を執行することを得、議員を選擧し以て一縣の法律を議立することを始めて一完全の自治縣を形成す

九、一完全の自治縣に於ては其國民は直接官員を選擧する權を有し、直接官員を罷免する權を有し、直接法律を創制する權を有し、直接法律を復決する權を有す

一〇、每縣自治を開創する時は須く先づ全縣の私有地價を規定すべし、其法は地主より自ら之を報告せしめ地方政府は則ち地價に照して徵稅し並に隨時地價に照して買收すべし、地價報告の後若し土地が政治の改良、社會の進歩に因つて増額したる場合は則ち其利益は當に全縣人民の共に享くる所にして原地主は之を私することを不得す

一一、土地の歳收、地價の増益、公地の生産、山林川澤の收益、鑛産水力の利益皆之を地方政府の所有と爲し、而して之を用ひて地方人民の事業を經營し並に育幼、養老、濟貧、救災、醫病等諸種公共の需要に充つ

一二、各縣の天然資源と、該縣の實力を以て發展せしむること能はずして外資に由りはじめて經營し得る大規模の商工業は當に中央政府より之を協助し、獲る所の純利は中央及地方政府と各其半を占むべし

一三、各縣は中央政府の負擔に對し當に每縣の歳收百分の幾干を中央の歳費と爲し毎年國民代表より之を定む、其限度は少なくとも百分の十とし、多くも百分の五十を出づることを得ず

一四、每縣の地方自治政府成立の後國民代表一人を選出し以て代表會を組織し中央の政事に參預することを得

一五、凡官員を候選し又は任命する場合は中央と地方とに論無く皆須く中央の考試を経て資格を決定したる者たるべし

一六、凡一省内の全縣皆完全に自治を達成せば則ち憲政開始時期と爲し、國民代表は省長を選擧し該省自治の監督と爲すことを得、該省内の國家行政に至つては則ち省長は中央の指揮を受く

一七、此時期に在つては中央と省の權限と均權制度を採り、凡そ事務にして全國

一致の性質を有するものは中央に劃歸し、地に因り宜しきを制すべき性質を有するものは地方に劃歸し中央集權或は地方分權に偏せず

一八、縣は自治の單位と爲す省は中央と縣との中間に立ちて以て聯絡の効を收む

一九、憲政開始時期に在りては中央政府は當に五院の設立を完成し以て五權の治を試すべし序列下の如し

行政院 立法院 司法院 考試院 監察院

二〇、行政院には暫く下の各部を設く

内政部 外交部 軍政部 財政部 農礦部 工商部 教育部 交通部

二一、憲法未だ頒布せざる以前は各院長皆任命を總統し之を督率す

二二、憲法草案は當に建國大綱及訓政、憲政兩時期の成績に基き立法院より之を議訂し、隨時民衆に宣傳し以て時對つて採擇施行するに備ふ

二三、全國過半数の省に分達せば憲政開始時期則ち全省の地方自治完全に成立の時期に到達せば即ち國民大會を開き憲法を決定して之を頒布す

二四、憲法頒布の後中央統治權は則國民大會により之を行使す則ち國民大會は中央政府官員に對し選舉權、罷免權を有し中央の法律に對し創制權復決權を有す

二五、憲法頒布の日は即ち憲政告成の時と爲す、而して全國々民は則ち憲法に依て全國大選舉を行ひ國民政府は則ち選舉完畢の後三箇月にして解職し而して政府を民選の政府に授く、之れ建國の大功告成と爲す

民國十三年四月十二日

孫文

(中央執行委員) 汪兆銘(再)、蔣介石(軍人)、譚延闓(軍人再)、胡漢民(再)、譚平山(再)、宋慶齡(故孫夫人)、陳公博、恩克巴圖(再)、于右仁(再)、程潛(軍人)、朱培德(軍人)、徐謙、顧孟餘、經亨頤、宋子文、柏文蔚(再)、伍朝樞、何香凝(故廖仲愷夫人)、丁惟芬(再)、林祖涵、戴季陶(再)、李濟深(軍人)、李大釗(再)、于樹德(再)、甘乃光、吳玉章、李烈鈞(軍人再)、陳友仁、王法勤(再)、楊匏安、譚代英、彭澤民、朱季恂、劉守中、蕭佛成、(註) 再は再選、其の他は新順序は得票數に依る

(同右候補委員) 白雲梯(內蒙國民黨)、毛澤東(再)、許楚魂、周啓剛、夏義、鄧演達、韓麟符(再)、路友字、黃實、董用威、屈武、鄧超(廣東婦人運動家)、王樂平、陳嘉謨、朱青甫、丁超石、陳其瓊、何應欽、陳樹人、林民誼、譚

斌、吳鐵城、詹鐵忠、孫科  
(監察委員) 吳稚暉(再)、張靜江(前中央委員)、蔡元培(前候補委員)  
古應芬、王寵惠、李石曾(再)、邵力士、高語罕、柳亞子、陳果夫、陳璧君(汪

支那各種記念日一覽表

月 日	名 稱	由 來	目 的	運 動 狀 況
一月十七日	一月十七日記念日	民國十年一月十七日湖南勞工會會員無政府主義者黃愛、龍人證の二名が罷業運動の主謀者なりとて督軍趙恒惕の爲に長沙に於て銃殺せられたるに依る	労働者階級の國內軍閥に對する反抗	無政府主義系労働者同盟、工團聯合會を舉行す長沙の湖南勞工會、上海の工團聯合會主催に依るもの最も盛大なり北京にては特に紀念會舉行せられず京漢鐵道二七記念會と同時に天津に於ては京津湖南勞工會の主催にて小規模の追悼會行はるに於ては京津湖南勞工會の主催にて追悼會舉行せられたる國民黨左派、共產黨員及マルクス學徒の主催にて各地に紀念會舉行せられたる廣州及北京にては昨年、本年共に盛大に舉行せられたる、同時に「マルクス」リフレク「マルクス」リフレク「マルクス」リフレク等をも引出し附けたりとして追悼す
二月七日	二七記念會	民國十二年二月七日京漢鐵道同盟罷業主義者共産黨員林洋謙外四十五名が吳佩孚の爲に鄭州に於て銃殺せられたる記念日なり	軍閥に對する反抗及労働者の組合運動	北京安社廣東實社其他長沙、上海等の無政府主義者結社主催にて追悼會行はれ各地無政府主義團體は其の機關紙の「クロボトキン」に紀念號を出版配布するを恒例とす
三月一日	三一記念日	一九二二年二月八日無政府主義の巨頭「クロボトキン」の死を追悼記念す	無政府主義宣傳	北京、上海其他在留華人多き東三省各地に於て鮮人の主催にて追悼會舉行せられ各種不穩の出版物を刊行す
三月八日	三八記念日	大正八年三月一日京城に於て發生したる萬歲縣擾事件の記念日	朝鮮獨立の示威	支那に於ては民國十三年廣州に於て第一回追悼會舉行せられたるに始まる北京にては十四年國民大學に於て追悼會舉行せられたるに始まる廣州に於ては十五年國民大學に於て追悼會舉行せられたるに始まる
三月十二日	孫文記念日	民國十四年三月十二日當代支那の産みたる偉人國民黨の首領孫文が北京に於て死亡したる記念日なり	婦人解放示威	十五年は其一週年に於て北京に於ては左右兩派の各國民黨北京特別市黨部の主催にて二ヶ所に於て盛大なる追悼會執行せられたる日廣州は勿論各國民地に於ては追悼會執行せられたるに始まる
三月十八日	三一八記念日	大正十五年三月十八日學生團と政府當局の衝突死者四十六名負傷者百五十五名を出だせる事件	段執政の驅逐決議反帝國主義の宣傳	徐謙、顧孟餘、李大釗、李石曾、易培基等の民黨左派の煽動にて起ちたる學生青年團の不平等條約廢止、反帝國主義段政府倒運運動の衝突にて赤化宣傳なれば今後毎年繰返さるものと懸料さる



五月一日 五一記念日 (メーデー)

同 四日 五四記念日

同 七日 五七國恥記念日

同 九日 五九記念日

同 卅日 五卅記念日

六月一日 六一記念日

同 十二日 漢口事件記念日

同 廿三日 沙面事件記念日

八月二十九日 朝鮮國恥記念日

九月七日 九七國恥記念日

國際勞動運動記念日、一八八五年五月一日米國シカゴに於て労働者始めて八時間制を要求して罷業したり其後一八八九年國際労働黨が佛國パリに於て此の日を國際労働祭と決議したるに基く

民國八年五月四日巴里會議にて青島を日本に譲與すとの報傳は北京に於て反對の爲に行はれたる排日示威運動が暴動化し親日政治家を腐敗すべしとて時の交通總長曹汝霖邸を焼打し當時の駐日公使章宗祥に重傷を負はしめ親日派たる安福派を腐敗したるを記念す

民國四年二十一ヶ條に關し最後通牒を發せられたる日を記念す

二十一年簡條承認日  
民國十四年五月三十日上海南京路に於て發生せる工部局官憲と支那群衆との衝突事件記念日

民國十一年六月一日長沙に於て發生せる武陽丸事件に際し我が海軍陸戰隊が暴行團に發砲し一人の死者を出したるに由來す

民國十四年六月十二日漢口英國租界に於て英國陸戰隊が群衆に發砲し數名の死傷者を出したる事件

民國十四年六月二十三日廣州沙面に於て上海事件示威運動の群衆と英佛聯合の沙面警備と衝突し死者五十二名重傷者百十七名を出せり

明治四十三年八月二十九日朝鮮併合記念日  
明治三十三年九月七日北清事變に依る最終議定書の調印日を記念するもの

上労働階級の向

排日なるも兩排外を概括的排外を目標とする傾向あり

排日

排外と階級闘争と兩方面なるべし

排日

排英及反帝國主義

排英

排日及朝鮮獨立示威

支那に於ては一九二〇年(民國九年)以來示威運動行はれ廣州上海天津漢口其他各工場地、鐵山等に於ては特に盛大なり

支那各地に於て行はるゝも北京に於ては五七記念日より寧ろ盛大なり

當日は各地共學校を休業し殆んど全國に亘りて示威運動舉行せられ九年頃は學生に依り強制的日貨沒收等猛烈なる日貨排斥行はれ猶も兩三年前來は唯年中行事として形式的に行はるゝ觀あり目的も亦前記の如く排日より概括的排外に轉化せり長江蘇、廣東、福建、山東の各地天津北京最も盛大なり

五七記念運動の延長にして北京上海廣州等に於て盛大なり

五卅事件として昨年來排日英運動の中心を爲し居り恐らく例年當日記念示威運動行はるゝものと思惟せらる

主として長江各地に於て當日示威運動行はれ來り、附主たりとして漢口に於ける那人の支那人雇人殺害事件、太活に於ける本邦汽船乗組員の苦力毆打致死事件其他英米人支那人間に發生せる殺傷事件等も引合に出さる十四年五卅事件發生の爲十五年以降は是に吸せられ六一記念日なるものは自然消滅に歸すべしと思料せらる

將來排英及反帝國主義宣傳の爲に一部煽動者に利用せらるべし  
五卅事件、漢口事件と共に將來排英宣傳の爲に廣州其他に於て當日記念示威運動行はるべし  
上海、北京、東三省各地の鮮人に依り國恥記念示威運動行はる  
民國十三年胡鄂公等に依り組織せられたる反帝國主義運動聯盟の主張に依り同年九月始めて九七國恥記念日として示威運動行はれ昨年も各地反帝國主義運動聯盟の主張に依り示威運動行はれたり

十月十日 双十節 (國慶記念日)

十一月七日 勞農革命記念日

十二月十五日 「サメンホフ」記念日

同 廿五日 第三革命記念日

宣統三年八月十九日(一九一〇年十月十日)黎元洪が孫文、黃興と通じ武昌に於て民國革命(第一革命)の炬火を擧げたる記念日なり

勞農露國に於ける一九一七年十一月革命記念日

「エスベラント」の創始者「サメンホフ」の記念日

民國四年十二月二十五日祭錫、唐繼堯が雲南に於て袁世凱の帝政に反對して驟起したる共和擁護の記念日なり

(備考) 其他一月一日民國成立記念日、二月十二日南北統一記念日、四月八日國會成立記念日、七月三日張勳の復辟平定記念日、十月三日孔子誕生祭等あるも民衆運動に利用せらるゝこと少し

### 最近支那政治略史 (自民國九年三月至同十五年八月)

#### 安徽、直隸戰爭

政界分野の變移 民國九年三月廣東軍政府決裂の際伍廷芳及び林森、吳景濂等の聲明せる岑春煊が直隸系北京政府側と通謀せりと云ふ事實は、伍等の上海着後次第に表面に現はれ來れるが同時に上海に集合せる孫文、唐紹儀、伍廷芳等の民黨派は亦北方の段祺瑞と握手すること明白となれり。即ち北方に於て兼ねて南北實力派の間に内密に交渉を進め以て支那の統一を計りつゝありし直隸派、其反對勢力たる段派而して南方に於ては廣東を掌握せる政學會と上海に集まれる民黨系とが各其一方と聯合し、從來北方と西南とに二分せられたる横斷の形勢が茲に一變して南北縱斷の形勢を現出するに至れり。之を大別すれば左の如し。

直隸及政學派  
東三省巡閱使張作霖、吉林督軍鮑貴卿、黑龍江督軍孫烈臣(以上は從來中立の態度を執り居たるも新に直隸派に投じたり) 直隸督軍曹錕、河南督軍趙倜、江

革命事業の大なる政治的示威  
「ホルシエグイズム」の宣傳  
「エスベラント」(無國境主義)の宣傳  
共和擁護  
蘇督軍李純、江西督軍陳光遠、湖北督軍王占元、四川督軍熊克武、廣西陸榮廷並に岑春煊等政學派  
安徽派及民黨派  
段祺瑞及其部下、王揖唐徐樹錚等安福俱樂部一派、山東督軍田中玉、安徽督軍俱嗣冲、山西督軍閻錫山、陝西督軍陳樹藩、浙江督軍盧永祥、雲南督軍唐繼堯、貴州督軍劉顯世(劉は廣東軍政府政務總裁に擧げられたるも唐繼堯と行動を共にせり) 福建督軍李厚基、陳炯明、湖南督軍張敬堯、吳光新並に孫文、唐紹儀等民黨派  
當時北京政界に於ては安直兩派の對抗益險惡ならんとし波瀾を極めつゝあり。段祺瑞の安福派は靳雲鵬内閣を覆へし自派の内閣を組織せんとし、九年春先づ河南督軍趙倜を更迭して自派の吳光新を据へんとせる問題より延いて靳總理をして辭意を表明するに至らしめ、或は安福系の財政李思浩、交通曾毓雋、司法朱深の三總長辭職申出の如きあらゆる手段を用ゐて靳内閣破壊を企てつゝあり、之に對し一方に於ては南北妥協問題は實際解決の見込立たざるにより九年春以來北方實力派たる張作霖、曹錕、李純等は南方實力派たる廣西陸榮廷、雲南唐繼堯及び廣東岑春煊等と氣脈を通じ、左の五ヶ條を協定し、徐大總統の承認を求むる所ありた



り。

- 一、各省議會より代表を選出し議員選舉法を議定し同時に新舊國會を消滅せしめ新選舉法により新に國會を召集すること
- 二、郵政院を設け總裁及び參議を置き大總統の政務諮詢機關とす
- 三、軍政及軍隊の整理
- 四、各國との密約を公表し差支あるものは改訂若くは廢棄す
- 五、妥協成立の上は各省督軍等連名にて祝電を中央政府に發すること

右につき徐總統及び新總理は之に異議なきもの、如くなりしが安福派は大に之に反對し、當時安福派は新國會に於て大多數の議員を有し内閣には財政交通司法の三要路を占め居たるを以て前記の條件にして實行されんか同派としては極めて不利の地位に立たざるを得ず。是に於て安福派對直隸派の對抗は漸く深刻を加へ新總理は徐總統と段祺瑞の間に板挟みとなり到底辭意を酬へず能はず、遂に五月十四日請暇を許可せられ薩鎮冰臨時總理兼任を命ぜられ、以來後繼内閣問題に關し政局は益困難に陥れり。此政局危急の際に吳佩孚は突如湖南の防禦線より擅に撤兵して北上、京漢沿線に分駐せるなり。

**吳佩孚の湖南撤兵** 民國六年末湖南督軍傅良佐逃亡後長沙は南軍の爲に占領せられ湖南は全く南軍の手に歸せるが民國七年二月曹錕等兵を率ゐて南下し漸く湖南の北半を恢復せり、岳州占領の役に最も功を致せるは曹錕部下の第三師長吳佩孚なりしが湖南督軍の地位は安福派たる敬張堯に奪はれしを以て吳は大に憤り徒だ兵を擁して敢て進收せず、政府は其内情を察知し學威將軍を授けて督軍と同様の待遇をなすべきを表示して始めて進撃を續けたるが衡陽を占領するに及び馮國璋、曹錕の旨を受けて遽に南軍と和約を結び防區を劃定せり。それより湖南に兵を駐むること三年、その密に畫策しつゝありし戦備は機に乗じ戈を反して段派を覆滅せん計畫となりしなり。

既に西南分裂し北方亦安直の對峙益鮮明となり遂に南北互に相連鎖し支那縦斷の形勢を實現するや吳佩孚は北上を決行せり。吳は陸榮廷に屬する湖南軍の譚延闓と默契し政學會より六十萬元を得て其防禦線を譚に譲りたるが之を北方直隸派より見れば吳軍を招きて自派の力を増大すること、之を廣東軍政府側より見る時は吳の退去に伴ひ直に兩廣軍を共跡に入れ以て其勢力を湖南に擴張する結果となりしなり。

吳は九年五月二十六日衡州を出發二十七日長沙を通過して三十一日漢口に着し六月七日上せるが湖南督軍張敬堯(段派)は吳軍の撤退と同時に其守備を引繼ぐべきものなるに湖南軍の譚延闓及び兩廣軍は吳軍の撤退の後より急遽北軍を攻撃し張軍は之に堪へずして遂に長沙を撤退し同地は六月十四日南軍の趙恒惕の爲に占領せられ更に同月二十七日張敬堯は岳州をも退去し茲に湖南の要地は南軍の手中に歸するに至り、其結果張敬堯は督軍兼省長の職を褫奪せられ後任には同じ段派の吳光新任命されたり。

湖南を引揚げたる吳佩孚軍は京漢鐵道沿線に分駐すると共に安福派攻撃の通電を發し、次で又直隸系諸將と聯絡して安福派驅逐の宣言を發するあり。一方曹錕、張作霖、李純等も亦各省に通電して徐樹錚の罪狀を宣布する等危機愈迫せるの觀あり。茲に於て徐總統は之が調停の爲張作霖を招き、張は之に應じて九月十九日入京せるが張は一、安福俱樂部の解散、二、新總理の復任、斬若し出でずば周樹模内閣の組織、三、安徽直隸兩派の調和提携、四、兩派提携に基き中央の威信を維持する爲め湖南の南北軍を各原防狀態に復歸せしむること、五、新舊國會を同時に解散し議員を改選すること等の意見を述べ、又之と前後して江蘇督軍李純も安福派の解散、斬の復任、南北和議の促進等を要求し、吳佩孚も亦之と同様の通電を發せり。次で六月下旬曹錕、吳佩孚、張作霖等保定に會議の結果徐樹錚の驅逐を決議せるを以て徐總統も愈決心する所あり七月四日大總統令を以て徐樹錚の西北籌邊使を罷免し、且つ其指揮下の邊防軍を陸軍部の直轄に移管するの命令を發せり。

本已に搖き發號施令倒行逆施の舉に非るはなし、此の如きの專橫謬妄實に全國の公敵たり、夫れ元首は官吏を任免するの權あり乃ち一徐樹錚を免するに因り彼れ竟に敢て邊に反抗を行ひ之を武力に訴ふ、直軍を以て論ずれば湖南に久成し准を奉じて撤包してより藉りて休養に資し、國家禦侮の用に備ふるに非るはなし。既に軌外の行動なし何ぞ討伐の言ふべきあらんや。詎んぞや合肥其一網打盡の計を施さんと欲し、徐樹錚たるの故、安福系なるの故を以て乃ち元首を包圍するを惜まず直接曹錕等と宣戰す。錕等素と平和を以て職志と爲す、此輩起奮牆に對し挽救の術なく迫られて已むを得ず惟だ株馬厲兵共義憤を伸へ元首の坐困を紓うし、大局を瀕危に拯ひ彼の妖氛を掃ひ次で國難を靖ぜん

**戰爭經過** 段祺瑞は曹、吳免職下令後直に七月九日定國軍を組織し段自ら總司令に任じ徐樹錚を總參謀長、丁士源を交通處長、曲同豐を前衛司令、曾毓雋を參贊、傅良佐を總參議、段芝貴を前敵總司令に任じ、尙邊防軍第一師を第一路、三師を第二路、陸軍第十五師を第三路、陸軍九、十兩師を第四路とし琉璃河より高牌店に至る線を第一路防線、寶店を第二防線とし曲同豐を前敵指揮、徐樹錚を東路指揮、陳文運を中路指揮に任命せり。之に對する直軍方面は吳佩孚自ら直軍總司令に任じ王承斌副司令として中、西兩路を指揮し、曹錕東路を指揮し吳佩孚は部下第三師を率ゐて高牌店に司令部を設けたり。

かくて双方攻撃命令を發し、吳佩孚の率ゆる第三師及び三個混成旅は七月十四日午後八時涿縣に向ひ、曲同豐の率ある邊防軍第一師の攻撃を開始せるが敵せずして松林店に退却曲軍は追撃して十五日松林店を攻略し直軍は又潰敗、翌十六日午後曲軍は高牌店に迫れり。然るに安徽側にありし馮國璋の舊部下にして直隸軍の直系たる第十五師(師長劉詢)は俄に謀叛の志を起し曲同豐は之が牽制を受けて遂に猛進するを得ず。東路方面は曹錕の軍楊村より廊坊に進撃したるがこれ亦徐樹錚の指揮する西北軍の爲に擊破されて楊村、北倉相繼いで陥落し、天津附近に敗退曹錕は身を以て租界に逃るゝに至れるが、幸に直軍東路副指揮李景林は直に殘兵を收拾して隊伍を編成し自ら戰線に臨んで之を支へ得たり。



此時外交團は兩軍が天津を挟んで交戦せんとする形勢を觀て義和團事  
件議定書の支那武裝軍隊は天津の周圍二十里以内に入進入するを得ずとの  
規定に基き定國軍に條約を尊重し國信を維持すべきを要求する照會あり  
之が爲に徐樹錚は天津追撃の暫時停止を命じたり。

此時曹錕は東西兩路とも利あらず定國軍は將に保定に迫らんとせるを  
見て大に驚き、方に漢口に落ち延びんとせるが吳佩孚は極力之を阻止せ  
り、恰も當時鄭州に集中されありし奉天軍鄭芬等の二個旅は京漢線によ  
りて北上せんとし、保定に至れる時直軍に加擔するに決し、曹、吳は此新  
銳の援軍を得て十六日夜一時、張福來の第三混成旅、李榮典の第二補充旅  
に命じて西路安徵軍の正面攻撃を開始せしめ又彭壽莘の第三補充旅は右  
翼となり奉軍鄭芬等は左翼となり並に安徵軍第十五師の旅長齊寶善もこ  
れと聯絡し機を見て反旗を擧ぐることをなれり。此夜非常なる暴風雨に  
て河水氾濫し涿州の南部は地勢低く平地にて水深四尺以上に達し爲に安  
徵軍は後方との交通斷絶し糧秣の供給も杜絶するに至れり。而して此危  
急の時に第十五師は愈直軍に投降して全く潰散するあり、茲に於て曲同  
豐軍は全く直軍の爲に包圍せられ總司令段芝貴も逃走するに至れり。西  
路安徵軍失敗するや七月十九日徐總統は左の如き停戰命令を發せり。

前に各路軍隊誤會に因りて移調の情事あるを致すを以て常に一律原防に退駐し  
共に大局を維がんことを命令せり、乃ち近日の報告に據るに戰事今に至る迄未  
だ中止せず、群情惶惑、百業蕭條、我が蒸民何を以て之に堪へんや、況んや時  
方に盛暑、各將士射ら鋒鏑を冒す大に可憫と爲す、應に各路將領を責成して前  
方を退收し各防線を守り進攻を停止し解決を命令するを聽候せしむ

停戰命令に接するや曲同豐は直に停戰交渉の使者を吳佩孚の許に遣は  
したるが吳は曲と直接交渉を爲さんことを求め曲は之に應じて保定に至  
るや吳は直に之を俘虜として拘禁せり。又安徵派の湖南督軍吳光新も兵  
を率ゐて河南に出動の途武昌を通過する際湖北督軍署に於て直隸派の王  
占元の爲に拘留せられ、安徵派の勢力は大打擊を受くるに至れり。

奉直兩系の時局收拾 北京に在りし段祺瑞は西路安徵軍失敗の報

### 第一奉直戰爭

新内閣の動搖 徐世昌は靳雲鵬の第一次内閣組織(民國八年十二月  
三日成立)に際しては之を利用して段祺瑞及徐樹錚を倒さんと計りしもの  
なり。蓋し曹錕張作霖は双方とも靳と姻戚の關係にあり、曩に錢能訓  
辭職してより久しく關心湛總理を代理し屢辭意を洩らしたるも後繼者を  
得ざりし時曹、張一致して陸軍總長靳雲鵬をして正式に組閣せしむべく  
徐に請へるを以て徐は安徵派の排除のみならず靳の利用によりて曹、張  
との聯絡にも利せんとせるなり。然るに靳内閣成立後は倒段の目的に於  
てこそ曹、張は徐と一致したれ、徐の靳を藉りて此二者と聯絡せんとする  
望は殆ど達せられず、大總統と國務總理との關係は曩の黎元洪對段祺瑞  
程は甚しからざりしも尙徐靳の間は次第に疎隔を生じたり。故に安直戰  
争後第二次靳内閣の組織は徐の願ふ所にあらず、唯安直戰爭の結果新國  
會解散され自己の選舉母體の消滅は其地位を甚しく不安に導きたるを以  
て己むなく曹錕、吳佩孚の威力に懼伏し迎合するの外なかりしなり。而も  
府院は同床異夢、徐は機會あらば靳を倒さんとし、靳は二大軍閥共同承  
認の總理たるを笠にし、自らを措いて選に當るものなしと信するが故に  
一言でも合はざれば辭職を以て要挾と爲し兩者の惡感は愈深くなれり。  
元來第二次靳内閣(九年八月十一日成立)の顔禍れは大體靳直系、中  
立系及び舊交通系の三あり、内務張志潭、財政次長潘復等は靳直系の中  
中堅にして交通葉恭綽、財政周自齊は舊交通系の中心なり、最初内閣組  
織の際張志潭が交通總長たるに内定したるも其後舊交通系が財政上の援  
助を條件として曹錕、張作霖に運動し此二人の推薦に依つて葉の交通總  
長任命を見たるものなり、然るに其後曹、張の豫期せる如く軍費の調達成  
らざりしを以て兩者の葉、周兩總長に對する信用は漸く薄らぎつゝあり  
しが兩總長は曹、張の信用を失しては其地位を維持すること困難なるを  
以て借款其他の方法に依り頻りに軍費の調達に奔走する一方現内閣存続

に接するや廊坊の徐樹錚に電命して兵を通州に退かしめ、又徐總統に上  
書して咎を引いて白刃し職を辭して野に下るを乞ひ又各省に宛て國人に  
謝せんとするの通電を發せり。

徐總統は段の辭職を許し同時に命令を發して曹錕、吳佩孚の官職を恢  
復し次で靳雲鵬、姜桂題、傅良佐を派し中央政府の提出せる、一、徐樹錚  
の懲罰、二、邊防軍の解散、三、安福俱樂部の解散、四、新國會解散の四條件  
を齎らして天津に赴き曹錕、張作霖と會議せしめたり。然るに傅良佐は  
天津に到着するや否や直に拘禁され又曹、吳は頑として兵を罷めず、段  
及び徐樹錚を死地に陥らしめんとせるが、遂に張作霖の調停により曹錕  
等と會商し、八省會議の結果に基き吳佩孚より六項の條件を提出せり。

- 一、安福俱樂部の解決
- 二、罪魁十四人の懲罰
- 三、邊防軍、西北軍及び其他該軍に屬する一切の機關の取消
- 四、京畿の保衛を奉直兩軍に歸し永遠に京城以内に駐紮し衛戍司令王懷慶責任を負擔す
- 五、安福俱樂部包辦の和議機關を撤消し王揖唐の和議代表を驅逐し別に西南と直接交渉す
- 六、新舊兩國會を解散し別に新選舉を行ふ

以上の六項を主要條件とし尙次の二項を先決條件とせり。

- 一、民國三年以來借入れたる外債及び用途を速に全國に公布すること
  - 二、京師警察總監吳炳湘を更迭すること
- 徐總統は直に之を容れ徐樹錚、段芝貴、曾毓雋、丁士源、李思浩、朱深、姚國楨、王邦陸、姚震、梁鴻志等十八人の懲罰逮捕命令を發したるが彼等は既に段派敗北の時交民巷内に避難せる後なりき。  
かくて戰爭後の時局は全く直隸、奉天(張作霖)兩系に依りて收拾せられ内閣も右兩系の支持の下に成立せり。而して安徵派倒壞に對しては一致の態度に出たる奉直兩系も其後間もなく勢力争奪を始め茲に第一次奉直戰を見るに至れり。

中に其地位を利用して政府部内に同系の勢力を扶植し出来るだけ多くの  
利權と資金とを手に入れ置き一朝機會あらば徐總統と相應して靳總理を  
逐ひ梁士詒をして内閣を組織せしめんとする魂膽ありき。従つて内閣に  
於ける靳派と舊交通系とは常に相反目し靳は屢、辭意を表明し内閣は動  
搖絶えず、斯くて内閣の暗闘益激しく到底現狀を維持し難きに及びたる  
を以て靳總理は張作霖、曹錕、王占元等を時局協議の爲めに召集し十年  
四月十六日より四日間天津に於て曹、張並に靳總理會合し更に同月二十  
五日王占元も來會せり。席上靳は職を賭して舊交通系の葉、周兩總長驅  
逐を迫り、靳總理辭職せば後任に適任者なく政局愈混亂する虞ありしを  
以て結局曹、張、王三人共極力靳總理を擁護することとし、閣員の更迭に  
關しては靳の意思に任すこととして協議し、其結果靳の提案の如く葉、  
周二人を辭職せしめ、其後任として交通總長に張志潭、財政總長に張孤  
を任命することに決し且つ曹、張、王三巡閱使の名を以て靳總理擁護の  
通電を發するに至れり。

靳總理は五月五日歸京後内閣改造に着手したるも舊交通系の周自齊、  
葉恭綽等は辭表を提出せず又頻りに妨害運動を試み改造全く困難に陥り  
たるを以て、五月十四日一旦總辭職を發行し即日靳雲鵬の第三次靳内閣  
成立せり。

### 奉直の勢力均衡

靳雲鵬内閣を中心とする中央政府に於ては奉天、  
直隸の兩系は相一致せるの觀を呈し居たるが元來其立場と利害とは到底  
一致するものにあらず、兩系の暗闘は日に盛なるを免れざりき。

當時の形勢よりすれば奉天系は東三省及び蒙古を其勢力範圍とし直隸  
系は直隸河南を其勢力下に置き而して長江流域は湖北督軍王占元其勢力  
を代表せる姿なりしが直隸系は豫ねてより京漢線を掩有し、且つ湖北全  
省を其掌中に收めんとする野心あり、王占元は其地位の動搖を防ぐ爲に  
遠く張作霖と結託し自己の安全を圖るの策を執り居たり。之に由り直隸  
系は王占元の爲に背後を牽制せられ敢て難を奉天に構ふること能はざり  
しなり。同時に奉天系としても湘北を直派の手に收めしむることは奉直



の勢力均衡上由々しき大事なるを以て自己防衛上王占元と提携すること  
も當然なりき。然るに其後直隸派は着々地盤の開拓に成功し十年五月二  
十五日自派の閣相文を陝西督軍に任命し、次で間もなく湖北に兵變起る  
や王占元驅逐の聲高きに乗じ湖南軍の湖北に侵入するあり、直隸派に湖  
北進出の好機會を興へたり。

反直運動の擡頭

張作霖は曩に十年四月、新雲鵬内閣改造問題に  
關して開かれし天津會議の結果蒙藏經略使に任ぜられ、庫倫を恢復すべ  
く七月中旬頃より出兵を開始し自らも二十八日出發の事に決定せるが、  
其間廣西陸榮廷の沒落、次で湖北湖南の戰爭開始の報あり。長江一帯の  
形勢俄に險惡となりし爲め北京政府は張の出征中止を求め時局收拾の任  
に當らんことを交渉せるを以て張も之を承諾し征蒙軍の歸還を命ぜり。

元來征蒙の事に關しては張作霖は其意思なかりしも天津會議に於て直  
隸側より頻りに之を促され遂に其計畫を整へたるものにて併も愈其之を  
實行せんとするや又中止を命ぜられ、之を張作霖より見れば即ち直隸派  
が征蒙政策を利用して張を翻弄し且つ牽制しつゝ其反面に於て長江方面  
に向つて地盤開拓の計を進めつゝありしものと解せられ、張作霖たるも  
の茲に於てか大に憤慨し、八月八日政府が吳佩孚、蕭耀南の任命につき  
其意見を徴し來れるに對して余の敢て干渉する限りにあらずと回答し、  
次で翌九日蒙藏經略使の職を辭したり。

かくて吳佩孚は八月十二日武昌に到着、南軍に向つて概括的妥協を申  
込みたるも南軍は湖北自治の主張を固持して降らざるに因り、遂に武力  
を以て解決するに決し自己の配下たる各軍に出動を命じ、八月二十八日  
岳州を陥れ、自ら直に岳州に至り趙恒惕と講和の交渉を開始し、九月一  
日に至りて休戰條約を結べり。

吳佩孚は湖南と休戰條約調印後、張紹曾、張一驤等と協議の上九月二日  
張紹曾をして國是會議なるものを江西省廬山に開く事を各省に提唱せし  
めたり。其要旨は現在の紛糾せる時局を解決するには當局者が一切の權  
力を捨てて全國の軍民に自決の機會を興へざるべからず、而して自決の

ぜざりし爲に吳佩孚の憤りは極度に達し三度鹽餘公債反對の通電を發し  
て張孤の罷免を要求し、直派の各軍亦之に應じて梁内閣に反對せり。

山東問題と直派

適ま當時華盛頓會議閉會中にて支那は同會議に  
於て日支間多年の懸案たる山東問題を本會議に上程せんとする意圖を表  
示せるが、英米兩國全權は此問題が本會議に上程せしむべきものに非ざ  
ると同時に若し上程せば議事の進行に多大の障害を與ふべしとの見地よ  
り、支那全權に對して非公式に支那が日本政府の提議に應じて日支間に  
て直接交渉し圓滿なる解決を爲さん事を希望する旨勸告せり。支那全權  
は之を諒とし本國政府の訓令を経て英米の調停に應ずることゝなれり。

かくて十年十二月一日より山東直接交渉會議が開かるゝことになりしが  
交渉は最も難問題と目せられし山東鐵道處分案に至り日本の日支合辦案  
主張に對し支那側は即時賠償回収を主張し、兩國全權の根本主張が餘り  
に重大なる差違あるため解決困難となりたるを以て十二月十九日一先づ  
交渉は中止されたり。其後英米兩國の斡旋によりて翌十一年一月四日よ  
り交渉再開の事となりしが、此間十二月二十七日小幡駐支公使は帝國政  
府の訓令を奉じて外交部に對し支那の即時回収の意見を固執せざらんこ  
とを希望するあり、時に梁國務總理亦日本の借款に由る買収案に應じ細  
目辦法は別に日支直接交渉に待たんとする意圖なりしに對し、華府會議  
支那全權等の反對電報到達せり。茲に於て吳佩孚は政府の方針に憤然反  
對し一月五日附通電を以て猛烈に梁士詒を攻撃せり。之に次で蕭耀南、  
馮玉祥、劉鎮華、趙倜、齊燮元等亦通電を發し吳佩孚と一致の態度を執る  
旨宣明せり。次で一月十九日に至り江蘇、江西、湖北、山東、河南、陝  
西の六省督軍省長は吳佩孚を首班として徐總統に對し梁士詒罷斥を電請  
し且つ若し梁罷められずは已むを得ず内閣との關係を斷絶すべしと威嚇  
せり。

吳佩孚の梁士詒内閣反對は間接に奉天張作霖に對する反對なることは  
前述の通りなるが一月二十五日に至り梁士詒は病に託して請假し顏惠慶  
臨時國務總理兼任に特任され次で葉恭綽、張孤の二總長も相繼いで職を

道は米國の十三州會議の例に倣ひ國是會議を廬山に開き既往の紛争を解  
き建設の途を開くべしと云ふにありしが、吳は張紹曾をして此提唱を爲  
さしめたる後九月九日付を以て江西督軍陳光遠、湖北督軍蕭耀南等七名  
の聯名にて北京政府、廣東政府及び各省に贊成の通電を發せり。然るに此  
會議の眞の動機は張紹曾、張一驤等の黎元洪一派、岑春煊等政學會一派  
等失意の政客等が吳を擁いで第三政府樹立を計畫せるものに係り且つ吳  
佩孚今回の湖北領有の手段が餘りに辛竦なりしと其平素の民主主張を裏  
切り武力解決の途に出でたる爲に、吳は各方面に多大の惡感を持たれし  
際なりしを以て廬山會議の如き亦彼の野心の發露として輿論は甚しく之  
を非難し、又彼と利害相反する張作霖、廣東政府は勿論反對し、大總統  
徐世昌亦本會議が成立すれば總統問題解決され自己の地位保ち難かるべ  
きを恐れて喜ばず、張作霖を延いて其實現を阻まんせり。

一方吳佩孚の地盤開拓は張作霖の反感に頓着なく着々進行せるが張は  
何等かの方法を講じて其報復を圖り其勢力を覆さざるべからず、茲に於  
てか張は先づ廣東政府と握手し茲に張作霖、孫文の提携出現せり。

吳佩孚の梁内閣反對

徐世昌は直隸系壓抑の志が新雲鵬の直系左  
祖の爲に遠ぐる能はざるを見るや、即ち先づ暫を去らしむるの計を樹て  
張作霖を招いて時局を解決せしめ直派をして之に贊成せしめんとせり。  
かくて張作霖の主張により梁士詒に内閣を組織せしむる事に決し、梁内  
閣は民國十年十二月二十四日成立せるが、同内閣に於ては張孤を財政總  
長に葉恭綽を交通總長に任じ又直派の財政總長高凌霨を内務に廻はし奉  
派の王迺斌を罷めて原任の内務總長齊耀珊を農商總長に任命せり。然る  
に吳佩孚は梁總理の任命が張作霖の推薦に出でたるを知るや大に憤慨し  
絶對反對の態度を表示し、次で十一年元旦に際し徐總統は安福派の段芝  
貴、曲同豐、張樹元、陳文運、魏宗翰等特赦の命令を發し又排日派より最も  
痛撃を受けし陸宗輿を市政督辦に、曹汝霖を實業特使とする命令を發表  
するあり、又財政總長張孤が九千六百萬元の鹽餘公債(所謂九六公債)を  
發行し、而も吳佩孚の軍費要求に對しては言を左右に託して其求めに應

去れり。而も吳は尙之に満足せず今度は其鋒を轉じて奉天に對し直軍も  
京師より撤兵するを交換條件として奉軍の關外退出を要求せり。

抑も奉軍の入關は民國六年中央政府の命を奉じて南下し湖南を征し陝  
西を救援したるに始まり、次で安直戰爭に際し直軍に參加し同戰爭後  
曹錕、吳佩孚の請求に依り京津駐兵の權を獲得せるものにして、安直戰  
後の天津善後會議に於て總統は正式に之を承認せり。之より奉天は京津  
一帶に一師二混成旅(北苑一師、廊坊一混成旅、小站一混成旅、此外陸  
軍第十六師は西苑に駐屯し國軍に屬し其師長、將校は皆奉天系なりき)  
を駐屯せしむるに至れるなり。

張作霖は梁内閣問題より時局危急に漸し奉直決裂の説中外に喧傳せら  
れ人心競々たる際平和維持の誠意を示すと稱し、京津に分駐する軍隊を  
撤退することゝし其小站に駐屯する李景林の部隊を先づ出關し其餘も續  
々撤退せんとせり。適ま張作霖四十八の壽辰に當り天津曹錕は其弟曹銳  
を祝賀の爲奉天に遣はせるが、曹銳は張作霖曹錕兩家の姻戚關係を説き  
曹錕は元來張作霖に對して他意なく妄動する者は吳佩孚なりとし、曹は  
必ず一屬員の吳に加擔せず曹、張兩家の親族の誼を重しとすべきを告げ  
撤兵中止を勸告せり。又奉直兩系の要人も奉直の決裂を不可とし交々奉  
軍の撤退中止を勸告し、又徐世昌も實弟徐世章、秘書長吳笈籛の兩人を  
派して之を勸説せり。茲に於て張作霖も之を容れ三月三十一日復た關内  
の駐軍に命令し己に撤退せる部隊も原防地に回らしめ、更に第二十七師  
を増派することゝせり。

吳佩孚は之を聞き奉軍再度の入關を口實として電報以て奉軍の出關と  
在北京奉天軍總司令部の取消を要求せり。張作霖は直に曹錕に密電し曹  
銳の前言せる決して吳に加擔せず、並に曹兄弟は中立を保つ云々の誓言  
を質問する所あり、吳は之に對し特に四月十三日溫和なる一通を發して  
奉直の諒解を要望し且つ服従は軍人の天賦なりとて他意なきを示さんと  
せり。

奉天遂に決裂

吳佩孚は軍人の天職を守ることを立言せる一方には



直に岳州駐在の張福來軍を移動して北歸せしめ其後には新に招撫せる沈鴻英の廣西軍を以て補充し、湖南の趙恒惕とは相互不侵犯の約を結び四川に對しては熊克武と結んで劉湘と對峙せしめ、又孫傳芳に令して宜昌を守らしめ、湖北蕭耀南には食糧供給の責を負はしめ、陝西督軍馮玉祥、師長胡景翼、旅長張錫元に令して部下を率ゐて洛陽に駐屯せしめ、陝西には劉鎮華を留めて督軍に代らしめ、かくて開戦の部署全く定まるに及んで再度奉天に挑戦の電報を發し張作霖を罵倒せり。

張作霖は吳の奉天攻撃通電を見るや直に軍事會議を開きて關内に増兵し遂に四月十九日左の如き通電を發せり。

民國肇造以來已に十年を逾ゆるも東北紛争、西南假擾、兵戈水火、民生安んぜず大好の河山自ら分裂を爲す、黨争は藉口するに法律事實を以て標題と爲し、軍閥は權を弄して土地人民に據りて私有と爲し擾攘已まざるぞ治を望まんや、況んや華府會議以後己に友邦視線の集る所と爲るに國體思はず外侮頻りに來る、西夫の横行は昔人の恥づる所、作霖不敏なれど怒焉として心持し半世を戎馬にし輕に憂患に飽く、内亂を平ぐるを思ひ絲毫も權利の心なし、一秉の至誠惟だ國家人民是れ念とす、邪說暴行の日に甚しきを略、横崩棟折の虞るゝに堪へたるを覺ゆ、竊に謂ふ、統一期なくば國家永く寧日なく障礙去らざれば統一終に期なからん、是を以て直に師徒を率ゐて入關屯駐し武力を以て統一の後楯と爲さんことを期す、凡そ國を害ひ民を病まし黨を結び私を營み、政を亂り紀を干し國幣を割削するものあらば均しく視て統一和平の障礙物と爲し、願はくは即ち先驅を執り衆と共に棄てん、此心此志、海内の賢達諒ふに必ず同情に乏しからざらん、統一の進行如何に會議を公開し、如何に制度を確定するかに至つては當に全國の耆老碩德、政治の名流により共同討論すべし、作霖の愚能く妄りに末議に參する所にあらず、但だ國利民福を以つて心と爲さば或は起廢振類の望あらん、作霖の此舉は悉く良心の主宰愛國の熱誠に本づくと共に統一を謀るものは同志と爲し統一を破壊するものは仇讎と爲し決して公義に背いて一人一黨を庇護せず、又決して私忿を挟んで一黨一人を仇視せず、敢々たる此心、天日共に誓ひ、若し統一完成して國事寧息せば切に甲を解いて田に歸り此共和の幸福を享けんことを願ふ、惟國難未だ平がず西夫も責あり、堅を披り銳を執

獨背は全局に重大關係あるを以て第五師長鄧士琦、第四十七旅長等安福系に近きものと疏通を圖り、軍餉二十五萬元を送りて中立を求め、他方袁祖銘の貴州回復を助け又遠く廣東の陳炯明と密に結んで孫文の北伐軍の勢力を牽制する等全般に至つて遺漏なきを期せり。斯くて戰爭に移れるが其經過左の如し。

戰爭の状況 四月二十八日奉軍左翼は津浦線靜海方面に、中部は固安に右翼は京漢線の長辛店附近の大昌莊附近にまで延長し、一方直隸軍は保定に全軍を集中しつゝ、左翼は涿州、琉璃河、中部は福縣、任邱、河間、又安に右翼は大城縣方面にありて奉軍に對峙せり。同日拂曉直軍左翼は孫岳指揮の下に良鄉より奉軍の右翼を砲撃せるが奉軍は應戦に暇あらずして長辛店に退却、二十九日奉軍反攻して直軍不利、三十日は奉軍優勢のまま、兩軍對峙して日を終へ翌五月一日に至り奉軍は新鋭を加へて猛撃し、直軍亦増援を得て抵抗せしが支へられず遂に退却せり。然るに奉軍司令張景惠、副司令鄒芬は實戰の經驗なく徒に守勢に偏して追撃を怠り直軍に休養と收容の暇を與へたり。

五月二日奉軍固安占領、直軍の歩兵は遠く長辛店の東南に迂迴せる砲兵の掩護により奉軍の側面を攻撃す。

五月三日、直軍の救援隊馮玉祥軍戦線に到着し吳佩孚自ら長辛店方面の總指揮に任ず、直軍は奉天軍中路の主力が霸縣方面攻撃の爲移動せるを偵知し同方面を西部より攻撃して二三陣地を占領せり、又長辛店方面は先づ河南軍の羸弱なるを以て第一線に立て同軍の敗退により奉軍に安心を與へ置き同夜三時より側面及び正面より大夜襲を試み奉軍頗る苦戦に陥る。

五月四日、奉天軍は正面及び側面より直隸軍の攻撃を受けつゝありし際奉軍第十六師長鄒芬は歩軍統領領第十三師長王懷慶の手により買収されて直軍に内應し王懷慶の軍は奉軍の後方を廻つて不意に奉天第一師の砲兵陣地を夜襲して其砲を奪ひ砲位を逆轉して第一師の散兵隊を猛撃し遂に之を退却せしめたり、之より先き奉軍西路司令張景惠は張作霖に對し不平を抱き戰意頗る薄弱なりしが三日に至り遂に徐總統三十日附の停戰令に藉口して各隊に原駐地撤退を命じたり、茲に於て西路の奉軍は全く壊滅し四日午前九時遂に長辛店は吳佩孚の奪回する所となり更に正午迄には蘆溝橋、豊台を、同夜迄には黃村を完全に占

るも敢て辭する所にあらず、兵は發して遂に在り、遠道停開して誤解多からんことを恐れ以て特に披瀝して奉告す

之に對し他方吳佩孚、齊燮元、陳光遠、蕭耀南、田中玉、趙倜、馮玉祥、劉鎮華等は二十五日附通電を以て張作霖の十罪を宣布し、茲に奉直の關係は遂に破裂せり。

兩軍の布置 張作霖は三月三十一日關内増兵宣明以來奉直の決裂に備ふる爲四月九日より續々京奉線に由つて軍隊を輸送し愈戰意を決するや其軍を六梯團に編成せり。即ち第一梯團は二十七師全部及び二十八師の一旅、第二梯團は奉天第三第四混成旅、第三梯團は第七第八混成旅、第四梯團は吉林軍二混旅、第五梯團は奉天第一師全部及び第六混成旅、第六梯團は陸軍第十六師全部とし尙奉天補充旅五旅を以て後援軍とし、全軍約十二萬之を鎮威軍と稱し、張作相、張學良、李景林、張景惠、鄒芬、許蘭洲等を各梯團司令とせり。而して東路は第二十七師を主力とする第一梯團及び第二第三の三梯團を以て馬廠、靜海、青鎮等に駐し張作相總司令となり西路は第五、第六の兩梯團長辛店を第一線として陣を布き更に汲金純の第二十八師を南下せしめて之に合し張景惠を司令とし而して軍糧城に大本營を置き、以て兩路の策應を計り、孫烈臣を全軍副司令とせり。

吳佩孚側に於ては保定以北の京漢線方面に主力を向け之を西路とし一方馬廠の奉軍に對して東下するものを東路とせり。西路方面は涿州を根據地とし其先鋒は直に琉璃河、高碑店に達し主力第三師、第二十三師を始めとして四旅一團、直軍精銳の大部を擧げて之に集中し王承斌を司令に任じ、東路は第二十六師、第十二混成旅、第十四混成旅及び第二十四の旅を以て第二十六師長張國淞を司令に任じ、本路は比較的兵力薄弱なるを以て守勢を執ることとし、兩路は保定を中心として吳佩孚自ら總司令となりて一切を指揮せり。

此外吳佩孚は河南督軍趙倜の異心を察知して陝西をして監視せしめ尙其弟趙傑の率ふる廣威軍を戰闘に参加せしめて以て腹敵に備へ又山東の領せり自ら長辛店の軍を指揮せんも廊坊まで赴ける張作霖も此報を聞くや惶惶として汽車を軍糧城に返せり。

又中路固安を占領せる張作相軍は四路撤防の報を受けて落後し更に總司令部の命により喜峰口を経て關外に退出せり。

南路奉天軍は張學良の一梯隊を良王莊に集中し靜海縣を進攻し又李景林の一梯隊は馬廠に集中し大城を攻撃して之を占領し頗る優勢なりしが西路奉軍潰崩するやこれ亦退却の已むなきに至り五日張學良は天津に去れり。

かくて奉天軍は全線壊滅に歸し張作霖は大本營なる軍糧城を棄て、瀋州に退却し京津一帶より引揚げ來る部下を同地に於て收養せり。

戰局の終焉と北京政局の急轉 徐總統は、奉直間に愈戰爭の開始を見るや急遽四月三十日附兩軍の撤兵を命ずる大總統令を發し徐に戰局の展開を傍觀せんとせしが、五月四日に至り戰況一變したる爲北京は奉軍の脅威よりは免れたるも今後は直隸派に對して媚を呈せざるべからざることとなり、北京政府の態度も亦茲に一轉して徐總統以下皆直隸系に聽從することとなれり。五日大總統府に於ては周總理、顏外交總長、汪大燮、熊希齡、錢能訓、孫寶琦、田文烈等を召集して善後策を討議せる結果梁士詒、葉恭綽、張弧の免職懲辦令並に奉軍の即日關外退出の命令發せられ、次で十日張作霖の巡關使及び奉天督軍を免じ吳俊陞を奉天督軍、馮德麟を黑龍江督軍に任命せり。

一方瀋州に退ける張作霖は兵の集結の了るを待つて最後の決戦を試むべく着々戦備を整へ吳佩孚亦奉天軍を追撃し飽くまで張作霖に痛撃を加ふべく軍糧城を中心にして續々京奉線に依つて軍隊を輸送し、今や瀋州に於ける一戰こそ天下分け目の戰たるを思はしめる程なりき。然るに五月十九日に至り張作霖は突如全軍の撤退を命じ主力は昌黎に、後續部隊は山海關に引揚げ張自身は山海關に留まりて全軍を指揮する事となりしが、こは張作霖が北京外交團より再三警告を受け且又英國官憲は同國人の經營する開鑿炭礦保護の理由を以て同地附近に於ける開戦に抗議したること其の一因なるが、更に奉天内部の結束が漸く弛緩せんとせること



は重大なる原因なりき。

奉天省内に於ては張作霖の敗戦後代理省長王永江及省議員等を中心とする所謂文治派が漸次擡頭し、最初張作霖罷免の命令取消を中央に請求せるが容れられざりしを以て五月十九日奉天省議會の名を以て同省の聯省自治を宣布して自治保衛團を組織し、張作霖を東三省保安總司令兼奉天省長に選舉せり。斯くて二十三日奉天省議會、總商會、教育會、工務會、農務會の五代表は山海關に張作霖を訪ひ人心安堵の爲に至急歸奉せんことを求めたるが、張も戦線の整備完成次第歸奉すべきを約し東三省聯省自治案に賛同し越えて二十六日張作霖、吳俊陞、孫烈臣三人の連名を以て長文の通電を發し其態度を明にせり、該通電は今次の戦争が全く吳佩孚の挑發に出でたることを述べて吳を責め、最後に左の如く結べり。

作霖等は救國已むを得ざるに迫られ五月一日より東三省一帯の政治と東三省人民の自治的主張を擁護し並に西南各省の同志と一致の行動を取り法律を擁護し自治を布告し凶暴を誅滅し統一を促進することを天下に宣布す若し騒亂定まつて平和に復し合法的政府成立せば作霖等は直に兵を收めて農に歸し再び國事に關係せず云々。

一方吳佩孚は張作霖の驅逐に腐心すると共に南北の統一を自己の手に依つて實行せんとし、五月十日奉天軍驅逐に關する全權を王承斌に委任して保定に歸り十二日より開かれし保定會議に出席し曹錕、張福來、張紹曾王克敏等直隸派の有力者と會見、時局の善後策を講じたるが、爾來吳佩孚及その一派所謂洛湯派は南北統一を實行する爲各方面との聯絡及び策應上、新に舊國會の恢復を主張するに至り、時局は又茲に再轉するに至れり。奉天に對する直派の計畫も其後何等積極的行動に出づるなく戰鬪は全く中止され奉直戰も茲に一段落を告げたり。

### 舊國會恢復と徐總統退位

吳佩孚の舊國會恢復主張 吳佩孚は奉天を一蹴せる後、南北統一の大計畫を建て先づ政争禍亂の根源たる舊國會の恢復を斷行し然る後大

次で天津籌備處は兩院議長の名を以て議會召集の通告狀を發したるが爾來各地の議員續々天津に集合し來り、五月二十八日王家襄、吳景濂の兩議長は保定に曹錕、吳佩孚を訪ひ其意圖を質す所あり、曹、吳は飽く迄舊國會恢復に援助を與ふべき旨答へたるより、舊國會議員等は益々氣勢を擧ぐるに至れり。

保定を訪問せる王家襄、吳景濂兩議長は五月三十日天津に歸り兩院議長の名を以て舊國會召集の正式通告を發すべく諸般の準備を整へたる上六月一日午後四時より舊國會議員は天津省議會に集合し左の宣言書を發することを決議し、議長王家襄は右宣言書を携へ英租界なる前大統領黎元洪の邸に赴きて之を黎に手交し、其復位を要求せり。

民國憲法未成以前に於ては國家の根本組織は唯臨時約法に依らざるべからず、同約法に依れば大統領は國會解散の權利なし、民國六年六月十二日の國會解散の命令は當然無効なり、又臨時約法二十八條に依れば參議院は國會成立の日を以て解散し其職權は國會之を行ふとあるを以て國會成立以後再び參議院の發生すべからざるは疑義なし、即ち兩院既に非法の解散を受けたる後參議院を組織し之により民國七年の非法國會成立し以て同年の非法選舉會に及びたるが、偽大統領徐世昌は既に非法大統領選舉會より選舉せられし所にして實に非法行爲に屬し當然無効を宣告すべし、本日以後國會より完全に職權を行使し再び合法の大總統より法律に依り政府を組織せば護法の事亦完成すべく、西南各省の護法により成立せる一切の特別組織も亦應に此に終結すべし徐の位を偷むこと數年統一を阻害し官位を貪り私を譽み共和に不忠なる種々の罪惡は全國の痛心する所にして一々列舉の要なし、民國六年分立してより紛擾已まず、撥亂反正の業唯此一途に在り、我國人皆此心を同じうせんことを茲に宣す。

徐總統の退位 此形勢を見て取れる徐總統は、右宣言書の發せらるるに先ち五月三十一日『余が退位し民を塗炭より救ひ得るならば野に在りて泰平を享けんことを喜ぶ、故に適當なる方法あらば直に退位すべき旨』を通電せるが、更に六月二日左の如き退位令を發せり。

大總統選舉法第五條の規定に據れば大總統にして其理由の何たるを問はず其職を行ふ能はざる時は副總統代つて其職を行ふべく又若し副總統缺位の時は國務

總統及び内閣問題を解決せんとし、五月中旬各方面に對し左の如く通電せり。

國家統一の大計は飽く迄も民意に従ふにあり舊國會の恢復、國民會議、聯省自治等は何れも其方法なり此際各方面有識者の統一方法につき腹藏なき意見の開陳を請ふ。

之に對し各方面よりは皆舊國會の恢復より外に全國統一の策なるべしとの返電あり、五月十九日吳佩孚は之に基いて徐總統に宛て舊國會恢復の意見を具陳する所ありしが、これと日と同じうして長江上游總司令孫傳芳以下直隸派各軍人は時局解決に關する通電を徐總統以下各方面に對して發し南北統一の破裂は既に法律問題に其端を發す。即ち統一の歸來も當に法律を恢復するを以て捷徑とす。法統恢復を措いて又別に途なし應に黃坡黎元洪に復位を請ひ六年舊國會を召集し速に憲典を制し副總統を選舉すべしとの意見を開陳するあり、勿論是は吳佩孚が民意を探らんが爲に孫傳芳等をして發せしめたるものなるが、この吳佩孚一派の舊國會恢復論は廣東國民黨の一派に反對論ありし外、全國的に輿論の贊同を得此問題は忽ちにして具體的運動に入りしが、而も此運動の裏面の畫策者は實に多年失意の境遇に沈淪せる舊國會議員なりしなり。

舊國會議員の運動 舊國會恢復運動は北京、天津、上海各地の舊國會議員の活動と共に日に優勢となりしが、在北京舊國會議員の團は早くも五月二十一日北京に會合協議の結果積極的行動を執るに決し、第一期國會繼續開會籌備處を天津に設け各省籌備委員を擧げたり。舊國會恢復籌備處は五月二十四日天津に於て第一回會合を開けるが、出席者七十一名、王家襄議長となり舊國會恢復の經過を報告せる後、各省に宛て左の如き通電を發せり。

民國議會は六年六月十二日非法解散に遭ひ法系の凌夷茲に六載に近く且つ亂は益々激し、現に同人等決議の法により自ら集會を行ひ且つ政治上の障害に因り先づ天津直省議會内に第一次國會繼續開會籌備處を設立し既に本日成立せり、準備緒に就くを俟つて即ち定期開會すべし特に奉聞す。

院代つて總統の職を管掌すべしとあり、今徐世昌頹齡と病軀との爲其任を退くに當り國務院は法に従ひ余に代つて其任に當るべし。更に各省督軍及び公共團體に對し大要左の如き辭職退位宣明の通電を發したり。

願れば馮大總統任期滿ちて國會余に大任を託したるが當時余は再三之を辭したるも遂に能はず敢て就任したり、即ち就任後先づ南北の統一を促進せしむる爲上海に和平統一會議を開きたるも議論ありて遂に成らず、其後安直奉直の兩戰共に極力之が調停に努めたるも遂に如斯不幸を見、何れも心痛に堪えず、過去四年間に於ける余の希望と計畫とが一も成らざりしは全く余の不徳と微力とに外ならず、唯歐戰後巴里、華盛頓の兩會議に於て我國の希望概れ通過し山東案亦解決して我國の信用と國際的地位を向上したるは國民一致の後援と代表の努力とに依るとは云へ又聊か以て慰むに足る、今や國家建設の重大時機に際し衰病の余の到底任に堪へざるものあり、夙に引退せんと欲したるが偶々内閣の變動ありて果さず在再今日に至れり、而して今日大勢稍定まり又此機を逸すべからず、國家は國民の公器にして余は單に國家に服務するの一人に過ぎず、就任以來心勞體忍して群材を調護して諒せられず、事毎に讓歩するも尙敢て事を争ふものと爲され一財を私せず一人を私せざるも尙虛偽なりとせらる、何ぞ此上權威に戀々たらんや即ち林泉に隱遁して又政治を問はざるべし、余の願ふ所は後來の賢達必ず國家の爲に大業を遂げんことを願ふのみ。

かくて徐總統は六月二日午後二時衛戍總司令王懷慶と共に北京を發し天津に去れり。

右徐總統の退位と共に國務院も亦緊急會議を開き大總統既に非法なる以上之に依りて任命されたる國務員も當然辭職すべきものなるが此際國民代表の資格を以て暫く就任すべき旨決定し三日此旨を發表せり。

一方天津に於ける舊國會籌備處は二日緊急會議を開き舊國會恢復の件につき討議せるが出席者は兩院議長の外衆議院議員百十六名、參議院議員七十六名にして(一)先づ黎元洪を復任せしめ任期を一ヶ年間と定む。(二)黎大總統をして民國六年の國會解散令を取消さしむる事を決議し、右決議を直に黎元洪に通告し入京就任せんことを求めたるが、黎は略復



職就任を承諾せり。

### 黎元洪の大總統復職

**直隸派の黎擁立運動** 既に徐世昌驅逐に成功せる直隸派は其善後策として(一)臨時大總統として曹錕を推挙すること(二)行政委員會を組織すること(三)黎元洪を擁立することの三策を立つる處ありしが、右第一案は餘りに露骨なる野望なるにより各方面の反對を受くる恐ありとし結局第三案たる黎元洪擁立を主張し天下に野望なきを示すと共に、黎の好人物を利用して實権を其手に收めんと企てたるものなり。

黎は舊國會側の復職要求に對し略承諾は與へたるも、其前途には(一)法定數に満たざる議員を以て如何に之を合法的に處置するか(二)大總統の任期につき各方面就中直隸派が之を承認するや否や(三)西南實力派が黎の復任に對し如何なる態度を執るか(四)内閣問題等幾多の難關横はるを以て出慮の意思は充分あるも尙直派より何等かの保證を得て後確實なる表示を爲さんとせり。然るに直隸派は銳意黎の擁立を希望し各方面に運動したるが、直隸派の此運動に對し反直派の浙江盧永祥は逸早く六月三日附通電を以て舊國會の恢復及黎の復職は不法なりとして反對し、次で松滬護軍使何豐林も亦同様の通電を發し、更に廣東非常國會に於ては今日京津に留れる舊國會議員は概ね研究系及び政學會系の議員にして當時國會の決議により除名せられたる無資格者なり、又黎元洪は國會解散の命令を下せる罪魁にして其任期は馮國璋之を代理し既に滿期となれり、從つて復任するを得ず、加之正當の國會及び大總統は共に廣東にあり北方が如何なる行動を執るとも之を否認すべし。

と宣布する等漸く舊國會恢復及び黎元洪の復任に反對するもの續出し來れるを以て黎も容易に出慮を肯せざるの氣勢を示せり。茲に於て直隸派側にては吳佩孚の代理として交通總長高恩洪を特派して出慮を懇請し又曹錕吳佩孚以下直隸派諸將連名を以て黎の復位を請ひ、黎復位の上は彼等皆其節制に歸すべき旨の通電を發する等黎引出しに躍起となれり。

巡閱使より下は護軍使に至るまで皆即日解職して元洪を都門の下に待ち共に國是を圖らんことを云々。

此通電に對し曹、吳方面は勿論其眞意に於ては憚る所には非ざるも、表面上黎を敷衍せざる能はず、贊成の回答を與へたるが、之に繼いで直隸派諸將は素より盧永祥、何豐林、四川諸將、雲南唐繼堯、貴州諸將を始め廣東政府、奉天張作霖よりも贊同の旨回答を寄せ來れり。

**黎元洪の復任** 茲に於て黎元洪は、各方面の反響極めて良好なるに満足し六月九日就任の決意を正式に國會に通告し、十一日各方面の歡迎を受けて入京し、同日午後一時居仁堂に於て就任式を舉行、各方面の慈愼に依りて復任し、國會恢復の後廢督裁兵を斷行すべき旨宣明し、次で左の如き就任宣布の通電を發したり。但し復任の法理上の問題は他日國會をして解釋せしむべしとて法理上復任に多大の疑問を自覺し、其責任を或程度まで回避せんと試みたるなり。

近時各方面より復任の慈愼を受け並に國家危急の状況を述べらる、元洪斥くるに由なく即ち法律問題は國會により解釋することとし元洪は六月十一日午前八時鐘にて北京に入り暫く大總統の職權を行ひ國會の閉會を待つて總てを解決することとす、特に奉聞す。

黎總統は六月十二日顔惠慶を國務總理に任命し、次で閣員の發表と同時に周總理以下各總長を罷免し、一面廣東にある伍廷芳に對し速に上京し民國六年當時に立返り國務總理に就任し新内閣を組織せんことを打電せり。

### 舊國會恢復後の政局

直隸派の黎出慮懇請に對し黎は(一)軍隊の裁撤(二)督軍の廢止(三)財政の更改(四)武人の政治不干渉(五)閣員の自由人選(六)北京に軍隊を駐屯せしめず警察を以て治安を維持せしむること等の諸條件を曹、吳に提示して其保證を得ん事を要求し、次で六月六日左の如き長文の廢督裁兵の通電を發せり。

義に各方面の來電宣言に對し均しく辭謝せるが抑も督軍の大害五端あり即ち(一)兵散じて匪となり匪集りて兵となる、人として兵ならざる兵として匪ならざるなし此極を致せる罪は督軍にあり(二)兵を擁すること大なるを雄となせし結果財政窮乏(三)軍位尊重の結果争端起り幸に省を制すれば兼稱を冀ふ(四)共和の精神は自治を重するに在り然るに督軍政治に干渉し民位本位は督軍本位となる(五)政争は督軍中心となる是なり、今日國家の危亡眉睫に迫る廢督を即行するに非ざれば以て存を圖るなし、即ち督軍に乞ふもの三あり

一、督軍は皆重く功高く國人命を託す一旦にして之を廢除するは殊に崇報に背くと、廢するものは制度にして人を廢するに非ざるを知らず、或は謂ふ總統は責任を負はず、廢督と否とは應に内閣の主持を俟つべしと、今日積弱の政府號令は都門を出でず督軍自ら覺悟するに非ざれば則ち廢督の事内閣の能く奏功する所に非ず、其時内閣は引咎辭職すべく總統は何を以て自ら處せん若し督軍自ら覺悟せば嗣後中央の行政亦措施し易からん是れ内閣の爲に計りて應に先決すべきものなり。

二、東海(徐世昌)位を去り京畿空虛、國に元首無きは今に始まりたるに非ず總統の一職名は存するも實亡く空籍縱久何ぞ輕重關らん、京畿の責任は自ら長官あり、必ず秩序を維持せんも一度變あらば元洪に一兵一卒なく又何を能くせんや、督軍廢せずして他日京畿の職權續見せずと云ふことなし、此れ地方の爲に計りて應に先決すべきものなり。

三、督軍は愛戴せんとするに却つて之を廢せんとするは怨を以て德に報ずるもの、出づべき所に非ずと、督軍の余に復位を請へるは國家に有利なればなり、元洪廢督を請ふも亦國家に有利と爲せばなり、元洪各督軍と分同抱澤既に之を倚重す、必ず之を保全せん是れ督軍の爲に計りて應に先決すべきなり

督軍諸公若し果して統一を力求せば即ち請ふ芻言に俯聽して立るに兵柄を解き

### 舊國會の繼續開會

舊國會は參衆兩院とも豫定の如く八月一日法定數を得て開會せり。當日參議院に於ては出席議員百三十九名、法定數を超過すること僅かに二名、議長王家襄より開會の挨拶を述べ、衆議院に於ては出席議員三百二十五名、法定數を超過すること二十六名、議長吳景濂より一場の挨拶を述べるところあり、茲に國會は滿五年目に再び繼續開會さるることとなれり。

舊國會恢復の結果政局は又國會を中心として展換するに至れり、其第一は國會と黎總統の辭職問題並に之に關聯する唐紹儀内閣問題是なり。黎總統は舊國會恢復と同時に内閣問題を解決せんとせるが時適ま南方に於ては孫文が陳炯明の爲に逐はれて廣東を退去するに會し、黎は併せて南北の統一にも一歩を進めんと欲し、孫派の感情を善くせんとして八月五日附唐紹儀を國務總理に任命し、唐の着任まで王寵惠を代理總理たりしむる事とし閣員は主として直隸派を以てせり。斯くて右唐總理同意案は直に國會に廻附されしが、之に對し吳佩孚は八月六七の兩日に亘り唐紹儀並に張耀曾、盧信の任命に猛烈に反對し各方面に重大なる影響を與へたり、元來唐紹儀總理任命に就ては事前何等唐に交渉する所なく唐は最初より北上の意思はなかりしが、唐は八月七日自ら就任拒絶の意を明確にし且つ黎の大總統復職は法律上承認し難きのみならず事實問題とするも黎は軍閥の傀儡たるに過ぎざれば是れと事を共にするを欲せずと宣明する所あり、唐自身に就任の意なく且つ直隸派亦反對しつゝあるに依りて國會も輕々に之を可決する能はず、遂に八月八日衆議院に於ては黎總統提出の唐内閣同意案は黎總統の地位確定せざる以上其任命に係る國務總理同意案は表決投票の理由なきにより之を返還すと決議せり。次で黎總統は八月二十日再び唐總理同意案を國會に提出する所ありしが國會の議決を得るに至らず、是に於て黎總統も已むを得ず唐紹儀の署國務總理の職を免じ、改めて王寵惠を署國務總理に任命し新内閣を組織せり。

**黎總統辭職問題** 黎總統は唐紹儀國務總理同意案を國會に送附すると同時に自己の辭職に關する同意案を國會に提出せり。蓋し之を以て



曩に其就任に當り聲明せる所を實行し民國六年國會解散當時の責任を消滅せしむると共に、今回の復任が合法なりや否やの解釋の責を國會に嫁せんとせるものなり、同意案の咨文左の如し。

査するに民國六年五月吉林督軍孟恩遠、湖北督軍王占元等の呈懇に據るに參衆兩院を即日解散し別に組織を行ふべしとありしも約法に解散の明文なきを以て之を進行せざりき、嗣て安徽省長倪嗣冲等先後して難を發し安徽省軍張勳亦兵を率ゐて入都し日を尅して國會の解散を請ひ若し明令を發せざれば軍隊は即ち自由行動すべしと云へり、京師は根本の重地、關係極めて鉅なり、迫られて已むを得ず始めて民國六年六月十二日の令あり、曾て通電して苦衷を陳陳し大局稍定まるを俟つて即ち辭職し以て國人に謝せんとせる一節は官報公布を経て案に在り、其後復辟の變起り特に段祺瑞を任じて國務總理とし師を督して難を靖せり、並に約法第四十二條の事故に因り事を視る能はざるの條を援照し副總統馮國璋に執權の代行を請へり、當時亂定まりて後未だ正式に辭職する克はず、現在兩院繼續開會せり、應に即ち民國六年の國會に向つて正式に辭職の手續を補完すべし云々。

本案に對し衆議院に於ける多數議員は約法上には大總統辭職の規定なし且つ大總統の辭職は單に衆議院に提出すべきものにあらず、是れ法律上不法なり當然受付くべからずと主張し、更に一部議員は唐紹儀の總理資格決定せざるに王寵惠は何人を代理せんとするか、王も亦總理代理の資格なし、斯くの如き違法總理の咨文は本院は受理する能はずと叫び、結局吳議長も之に賛成し左の如き理由にて之を黎總統に返附せり。

黎總統提出の辭職案は約法及び大總統選舉法中に大總統の辭職に關する規定なく且つ大總統の地位は參衆兩院議員の選舉會に於て決定すべきものとの理由に依り同案を黎總統に返還す

黎總統は衆議院より辭職案の返還を受くるや、自己の地位の不安を感じ急遽天津に去らんとせるが、周囲の諫止により北京退去だけは思止まりたるも、更に十二日第二回の辭職咨文を國會に送り、議員三分の二の出席を俟つて之を決せんことを要求し、同時に各省軍民長官其他に宛て辭職の理由に關する通電を發せり。

總統の裁可を得、同日大總統は更に外交總長王正廷に國務總理代理兼攝を命じたり。

王正廷は十日を限り總理代理を兼攝することを聲明し十二月十五日就任せるが、之より先黎總統は陸軍總長張紹曾をして後繼内閣を組織せしめんとし張總理同意案を國會に提出せるが、當時未だ兩院の同意を得ざりしを以て大總統は張紹曾内閣の成立まで王正廷の留任を懇請し、其間王内閣は殆ど有名無實の状態にて存続し、十二月二十九日に至り張總理案國會の同意を経たるを以て黎總統は民國十二年一月四日王正廷以下各閣員の辭職を裁可し、同日張紹曾内閣新に成立せり。

張紹曾は舊國會の恢復に當り保定、洛陽兩派の間に斡旋大に力め其功少からず、黎總統、吳景濂皆之を徳とし黎は未だ天津にありし時より張を總理に擬し、張も亦保定方面に運動して總理たらんとし、天津派の曹銳、邊守靖等に取り入りたるが、吳佩孚は天津派に對する反感より張紹曾には寧ろ反對なりき。併し保定派と默契ある衆議院議長吳景濂は黎總統に對し曹銳は國會の意嚮を尊重すべく聲明し居れるを以て、張總理同意案の國會通過は一手に引受くべしとて暗に曹銳の意嚮を傳へたる結果、黎は愈十二月十五日張總理同意案を國會に提出せり。然るに其後國會に於ては孫文及び孫洪伊派の議員連之が上程に反對せる爲上程の運に至らず、吳議長は十五日並に翌十六日之を上程せんとして反對議員の爲に果さざりき。

茲に於て張紹曾は十二月十八日自ら參衆兩院議員を外交大樓に招待して疏通を計り同日午後二時衆議院開會せられ、投票の結果は總投票數四百五十七票中三百九十二票（反對六十二、無効三）の多數にて同意案は通過、又參議院は十二月二十九日投票總數百九十票の内百七十三（反對十四、無効三）の多數にて通過せり。かくて民國十二年一月四日大總統令を以て王正廷の代理總理以下各閣員の辭表を許し同日更に張總理以下新閣員を任命せり。而して張内閣は最初南北の平和統一を標榜せしに拘はらず、幾許もなくして直隸派の意を受け對南武力討伐を主張するに至

黎總統が舊國會の恢復を利用し自己の地位を確保する豫定を以て提出せる辭職案並に唐紹儀總理案は何れも國會より返還せられ其地位は極めて不安となりしが、國會が黎に對し斯くの如き態度に出でたるは全く黎總統と直隸派との關係が漸次疎隔し直派は今や黎を逐はんとするの兆明かとなり來れるを以て、國會各派は早くも此間の消息を察して如上の態度に出でしものなり。

内閣の更迭 王寵惠は吳佩孚方面の支持を受けて、内閣を組織せるものなるを以て保定派と提携する衆議院議長吳景濂と合はず、偶々財政總長羅文幹が對獨塊借款償還に關し收賄せる事實暴露して國會の問題となり、其結果遂に王内閣も瓦解するに至り王總理は十一月二十九日を以て辭職せり。王内閣倒壊するや時局紛亂の際何人も過渡内閣の總理に當るを願はず、お鉢は平政院長汪大燮に廻り、汪は同日附を以て署國務總理就任の命を受けたり。

斯くて汪大燮内閣は民國十一年十一月二十九日成立し總理汪大燮は三十日午前就任せり。初め汪は内閣組織の意思はなかりしが唯當時國內の政局紛糾を極め從つて前内閣瓦解の後を承けて後繼内閣を組織するもの容易に決せず、然るに一方日支山東交渉は略終了し調印の期日も切迫したるを以て黎總統は比較的政黨政派に交渉少き汪大燮に内閣組織を勧め汪も此等の事情を諒として引受くるに至れり。然るに直隸本系たる曹銳一派は汪の研究系に近きを惡み早くも反對の色を示し、軍費の支拂を要求したるにより、汪も稍嫌氣を生じ偶專任財政總長黃郛の推薦に對し黎の同意を得ざりしより、之を口實として十二月一日朝辭表を提出して西山に去れり。

黎總統は汪の辭表に接するや大に驚き直に李根源を特派して汪を慰留し且つ山東細目協定の成立以前に辭職するは其出處の素志にも反すべしとて留任を懇請せる結果十日間を限りて留任を承諾せり。從つて十二月一日及び同五日山東協定全部調印し十日青島に於て日支兩國委員間に無事膠澳租借地の引渡を了するや汪總理は直に辭表を提出し、翌十一日大れる爲め、各方面より甚だしき非難を受けたるのみならず、對外的には二十一ヶ條廢棄に關する對日交渉並に金フラン問題等の外交問題に關し國會側より猛烈に攻撃せられ、一方曹銳を大總統に擁戴せんとする保定天津一派は、張紹曾が大總統問題に關して不即不離の態度を持しつゝあるを以て張内閣の存在は大總統改選問題に不利なりとし、自派の閣員及び國會議員を使喚して内外より張内閣を壓迫し、遂に張内閣は六月七日總辭職を爲し、續いて黎總統の北京退出の幕を演出するに至れり。

### 黎總統の北京退去

總統改選問題は所謂總統任期問題に起因し、任期問題は民國十一年六月十一日黎總統復職の當時より既に問題となれり。黎は復職と同時に國會に對し民國六年六月國會に對して爲せる總統辭職の件に關し何等かの解決を計られたき旨通告せるが、更に十二年五月二十一日右解決を國會に催促するところありたるも、國會に於ては何等正式に決定するところなかりき。

元來大總統選舉法によれば大總統の任期は五年なるを以て、民國二年十月十日に始まれる第一期大總統の任期は袁世凱の死後大總統選舉法に依り副總統黎元洪大總統を繼任せるを以て常態よりすれば民國七年十月十日を以て満了となるべきなり。唯其間袁世凱の帝制時代張勳の復辟時代並に其他の政變により大總統の職務を執行する能はざりし期間は之を除くべきにより黎の復職は右期間だけを補任するものとせられしものなるが、右補任期間に就て各政派間に異論あり、是が爲め其任期が問題となり改選の時期に關しても諸説あるに至れり、補任期間に關しては

- 一、袁世凱帝制時期、即ち民國五年一月一日より同二月二十二日帝制取消に至る迄の五十二日及び張勳復辟の期間、即ち民國六年六月十一日より同十二月に至る迄の十六日合計六十四日とするもの
- 二、右第一説に依る期間の外更に馮國璋が副總統にして大總統の職務を代理せる一年三ヶ月を加へ約一年六ヶ月とするもの



の二説に分れ、第一説に依れば總統の任期は既に前年(民國十一年八月)を以て満期となり、第二説によれば十二年十月を以て満了する事となる。而して國會に於てはこれ迄本問題に關しては何等正式に決定する所なかりしが、十一年十二月十八日張紹曾國務總理同意案上程の際黎總統の資格問題に關し馮國璋の代理期間は當然總統任期中に加算さるべきものにて此期間を補任するは不合理なりとし、總統任期は既に満了せりと看做さるべきを以て黎總統に同意案提出の資格なしと主張する者ありしが問題とならず、國會は同日張總理同意案を附議通過せる事實より見れば國會は事實上第二説を承認せるものにて、十二年十月を以て第一期總統の任期満了と爲すことは各方面に於て事實上法理上共に認められし所なり。然るに大總統選舉法によれば總統任期終了の三ヶ月前に國會は總統選舉會を組織し、次期大總統を選挙すべきものなるを以て國會は十二年七月を以て次期總統選舉を行ふべきなり。故に曹錕一派が僅々一ヶ月後に迫れる總統選舉期を待たずして黎總統を退位せしめたる事は、此種任期中題等法理上の理由に基づけるものに非ず、全然政治的理由に因るなり。

**曹錕派の總統改選運動** 曹錕を大總統に擁戴せんとする運動は民國十一年第一率直戰に直隸派が張作霖を破り中央の實權を掌握せる時より直隸派の一部にて計畫せられ、一時の便宜上黎元洪を復職せしめられたるも、其當時より早晩黎總統を退位せしめ曹錕を之に代らしめんと企て、同年末に至りて該運動はかなり具體化し、直隸派各督軍總司令等をして黎總統の退位を要求せしめんとせり。然るに當時吳佩孚は總統選舉より憲法制定を先にすべしとし總統選舉に反對の意見を有し改選派の運動日に進捗しつゝある時に際し、突然十二年一月十日湖北督軍蕭耀南、援閩軍總司令孫傳芳、長江上游總司令王汝勤、四川第二軍長楊森、步軍統領王懷慶、直隸省長王承斌、河南督理張福來等連名を以て總統改選運動中止を勸告せり。蕭耀南、孫傳芳、王汝勤、楊森、張福來は皆吳佩孚派と目せらるゝものなるを以て右の行動は明に吳佩孚の意思表示と認められ、改選派の運動に一大打擊を與へ、遂に該運動は一時中止の已むなき

せしめ以て黎をして其退位を餘儀なくせしめんとせり。

黎總統は直隸派の壓迫が漸次露骨となるを見るや、六月六日附通電を以て制憲廢督の急務たる所以を述べ更に余の辭職は毫も惜しむ所に非ざるも制憲のこと之が爲に廢れん、苟しくも憲法制定せられざらんか國家何に依て立たんと宣言し、飽く迄も法に依て去就すべく總統問題に關しては國會の解決に任じ暴力に依つては決して退位せざるの決心を示せるが、天津派は各方面より黎壓迫の手を緩めず後繼内閣組織を妨害して政局を永く混亂せしめ以て黎總統の責任に歸せしめんとすると共に、他方軍警及暴民をして無理難題を持ちかけしめたり。即ち九日北京巡警は保安隊を除き全部黎總統に對し未拂給料を要求して同盟罷業し、十日更に直隸派の狩集めし公民團と稱する苦力の一團數百名黎總統の私邸に殺到して其退位を迫り、十一日には又軍警千餘人黎總統私邸に押寄せ同時に王懷慶は即日經費不足額の支給を要求し、更に十三日には馮玉祥が黎總統に即時北京退去を迫り若し聽かずば兵を率ゐて入城すべしと脅迫せり。

**黎總統の北京退去** 天津派の黎總統驅逐策に對し初め黎總統は李根源、張耀會、彭允彝等政學會派擁護の下に法に非れば去らずと強硬の態度を持し、六月十日曹、吳に對し後繼内閣の不成立、軍警罷業、北京市中の不穩は是れ皆政治的作用に基くものなりと傳へらる。本日復た請願團の余の住宅を包圍するあり軍警亦數百名住宅に闖入して給料支拂を要求す、是れ豈に余の責任ならんや、余老年にして生死の程も測られず焉んぞ地位に戀々たらんや、軍警の斯の如き行爲は余を違法の地位に陥れんとするものなり、公等は護輔の長官なれば坐視するを得ざるべしと電報して其責任を訊し、更に十一日參衆兩院に對し張總理赴津以來の軍警の要求、公民團の脅迫、内閣成立不能等困難の狀況を詳述し、更に

余は昨年諸君が法統恢復の爲余の復職を主張し遂に法に依り就職せるものなれば今若し國會の決議を經ずして退職せんか政治上に惡例を貽さん元首は直接政治上の責任を負ふものにあらずるは明白なり何が故に經費要求を名として住宅を包圍し又何が故に政治不良の爲退位を要求することを得ん今張内閣既に挽留

至れり。

總統改選運動の中心人物は曹錕、曹錕兄弟、邊守靖、吳毓麟、高凌霨、程克等を主とする所謂天津派にして王承斌、馮玉祥等は初め中立の態度を持し、吳佩孚は前述の如く反對なりき。故に本問題に對する直隸派の足並揃はず一時改選運動も頓挫の狀を呈せるが其後保定、天津派は吳佩孚方面との間に或種の諒解成り、一般の解釋に依る總統改選期の切迫するを機會とし、該運動は再び天津派を中心として擡頭し、張内閣の倒壊を第一歩として、急轉直下黎總統驅逐の政變を惹起せる次第なり。

**直隸派の黎總統壓迫** 天津派が早晩到來すべき總統改選期を待たず急遽黎總統を退位せしめ總統改選を實行せんとせる眞意は奈邊にあるか。元來民黨系議員は大總統改選問題よりも憲法制定を急なりとし、直隸派系の議員は大總統改選問題を先にし憲法の制定は其後に於てすべしと主張し來れるが、民黨系議員は五月六日省憲同志會なる者を組織し三ヶ月以内に憲法を制定して國家の組織及國權の分割を定むること、各省を以て國權に抵觸せざる範圍内に於て自ら省憲法を制定せしむること等を議決せるが、同會に参加せるもの林長民、褚輔成以下三百餘名に達し其勢力侮るべからざる者あり、而して同會の省憲法制定の主義は或程度の地方自治を認め一方直隸派の武力統一主義に對抗すると同時に、之により廢督裁兵の急速實行を期せるものにて素より直隸派の將來其勢力保持の上に極めて不利なるものあるを以て、直隸派中の急進派は議會が省憲問題を上議するに先ち此等民黨派議員の運動を阻止する事を認め、五月十六日自派政團たる全民社の王傑等をして衆議院に大總統選舉案を提出せしめ黎總統の施政を痛撃し急進總統選舉會を開催すべき事を唱へしめ、同時に極力反對派議員の買収に力めたるに相當の效果を見たるも、尙總統選舉の定足數たる議員總數の三分の二に達するを得ず、結局非常手段に訴ふるに非ざれば形勢の急變を期し難きものありしより、直隸派中の急進主義者は先づ張内閣を倒壊せしめ次で後繼内閣の成立を妨害して黎總統を苦しめ、時局の紛亂と無政府狀態の出現との罪を大總統に歸

することを得ず新内閣の成立亦妨害せらるゝは實に諸君が法統を擁護し政治を維持するの本意に非ざるに似たり

と聲明し、飽く迄法に依り終始せんとするの態度を示せるが、而も北京一帯に約三萬の兵を有し北京の治安を左右する地位にある馮玉祥は天津派と行動を共にし、十三日黎總統に即日退京を要求するや黎總統も遂に形勢非なるを悟り、同日午後一時二十分臨時列車にて急遽天津に去れり。

黎總統の天津に去れるを知るや、直隸派は大總統の印璽所在不明なるを以て直隸省長王承斌をして黎の乗れる列車の天津到看と共に、武力を以て黎を列車内に抑留し、印璽の引渡を迫り、遂に該印璽が北京交民巷佛國病院内に滞在中の黎總統夫人の許にあるを認め、十四日午後二時該印璽が完全に直隸派の手に交附せらるゝに及び始めて黎の抑留を解き、黎は十四日午前四時天津英租界の自邸に入れり。

**黎退去後の北京政局** 黎總統は六月十四日大總統の印璽を國務院に引渡すと同時に、參衆兩院に宛て左の如く電報せり。

本大總統今回離京し國會に向つて辭職す有らゆる大總統の職務は法に依り國會に於て攝行す

同時に國務院及び各省に宛て略同様の通告を發せり。是に對し國會は十四日午後二時より兩院議員談話會を開き協議の結果十六日兩院聯合會を開き黎總統辭職問題を協議すること、約法に依り國務院に總統の職權を代行せしむること並に北京政局の安定を待つて速に大總統選舉會を組織し大總統の選舉を行ふべきことを議決し、又國務院に於ては同日午後特別會議を開き内務總長高凌霨、海軍總長李鼎新、司法總長程克、財政總長張英華其他各部次長、西北邊防督辦馮玉祥、京畿衛戍總司令王懷慶等も參列、國務院に於て大總統の職權を代行することを議決し、同日左の如き通電を發せり。

黎總統より十四日附電報を以て事故に依り北京を去り既に國會に向つて辭職したるにつき大總統の職務は法律に依り國務院に於て代行すべき旨通告し來れり依て國務院は大總統選舉法第五條第一項の規定に従ひ大總統の職權を代行す



一方黎總統は六月十四日王承斌の手より釋放せられて自邸に入るや、直に左の如き書翰を參衆兩院に送り、總統の辭職は全く天津派の脅迫強制に由るものなることを主張せり。

余は連日軍警より停給を要求せられ無業の民より退位を要求せられたり是は別に之を利用するものあること明にして状態險惡なりしを以て已むなく天津に赴くこととし一面別に閣員を任命して現狀を維持することとせり、然るに天津新停車場に到着するや王省長は有らゆる脅迫を以て印綬を要求し印綬交付の後は大總統を辭職し國務院をして攝行せしむべき旨の發電を要求し脅迫して之に署名せしめたり、惟ふに脅迫に依る意思表示の無効たるは法律の通義たり、王承斌行政長官の身を以て元首を監禁し印綬を強奪す古今中外稀に見る所なり斯くは如何にして法統を維持し正義を主張すべけんや云々。

次で十三日附を以て一、國務總理張紹曾の辭職を許す二、農商總長李根源を署理國務總理兼任とす三、署理外交總長顧維鈞、内務總長高凌霨、署理財政總長張英華、海軍總長李鼎新、陸軍總長兼任張紹曾、司法總長程克、教育總長彭允彝、交通總長吳毓麟の辭職を許す四、金永炎を署理陸軍總長に任命す五、巡閱使、巡閱副使、陸軍檢閱使、督軍、督理を一律裁撤して所屬軍隊は陸軍部直轄に歸すること等の大總統令を發し、同時に總統府顧問フアーガツソンをして北京外交團に對し其辭職宣言は脅迫せられ已むを得ずして發したるものにて未だ辭職せるものにあらざる旨通告せり。次で黎派に屬する李根源彭允彝等も黎總統と前後して天津に來り、同地を根據として頻に反直隸派運動を畫策せり。

國務院の總統職權攝行 一方北京に於ては國務院が總統の職權を代行することとなりしが、閣員中現に北京に残れるものは内務、交通、財政、海軍、司法の五總長に過ぎず。而も國務總理張紹曾は六月六日辭職と同時に天津に去つて以來歸任を肯せざりしを以て、國務院に於ては總理不在の故を以て現在閣員連帶責任を以て政務を見んとするに對し、黎總統派は張内閣の辭職は既に總統令を以て聽許せられたるを以て同内閣存在の理由なしとし、内閣側では黎總統が十三日附を以て天津より發せ

員は容易に應ぜず、遂に六月二十一日反直隸派議員は天津に於て大會を開き褚輔成以下民黨、政學會、黎元洪派、浙江派、東三省派等の議員百八十五人の署名を以て退京の宣言を發し、別に

- 一、北京は軍閥の暴力に包圍せらるゝ爲國會は職權を自由に行使する能はず
- 二、亂事未定以前國會を暫らく上海に移し職權を行使して大法を定む
- 三、亂事平定し首都の秩序回復するに至らば國會は北京に歸つて開會す
- 四、六月十四日よりの北京偽國務院の對外對内一切の行動は無効に屬すと宣言せり。

斯くて反直隸派議員の離京天津するもの日に相繼ぎ六月下旬には其數既に三百名に達し、議員間に於ては國會を上海又は杭州に移すべしとの議論有力となり六月二十五日其代表として田桐、呂志伊、章士釗等南下して國會開會地點の選定及其準備を爲す事となり、一方天津議員は二十八日北京國會に宛て北京撤退理由書並に北京に留りて軍閥の走狗となる勿れとの警告を發せり。次で上海に於ける國會籌備委員より上海租界外斜橋湖北會館を籌備處に充て七月十日以前に集合を行ふべき旨の通告を北京並に天津の各派議員に發するや、議員の南下する者漸く増加せり。

茲に於て在上海國會議員は七月十一日上海に議員談話會を開き、褚輔成より北京政局の經過並に盧永祥との會見の結果に就き盧は國會に對し直隸派の暴虐の罪を責むべきこと、今後國家の問題は憲法に據るべく先づ憲法の達成に努力すべき事の二の希望を有し、尙段祺瑞と共に國會を援助し經費は十分に負擔すべきことを聲明せりと報告せり。次で同會は國會議員四百十一名の連署を以て對内及び對外の二宣言を發し、右宣言後上海國會は七月十四日を以て開會することに決し離京議員褚輔成以下二百九十五名は十三日附北京國會との關係を離脱し既に二百九十五名離京すれば事實上殘留議員は五百十餘人に過ぎず、總統選舉の法定數(八百七十名の三分の二)五百八十名、憲法會議の法定數(同五分の三)五百二十二名には決して達せず、北京に於ける總統選舉並に憲法會議は全然無効なりと宣言せり。

る張内閣辭職許可其他の總統令は官報を以て正式に公布せられたるものに非ざるを以て無効なりと主張して兩々相下らず、且つ黎派に屬する議員は陸續退京せる爲め十四日談話會の決議に基きて開かれたる十六日の兩院聯合會は大總統選舉法による三分の二の法定數を得ることを得ず、已むなく談話會とし、討議の結果二分の一以上の出席を以て大總統問題を解決すべきことを議決し、直に兩院聯合會として開會し、出席議員四百五十二名中三百五十四名の賛成を得て黎總統の辭職を承認し、國務院の代行を認むること及び十三日以後黎元洪の發したる命令は一切無効なることを決議せり。

### 曹總統選舉問題

反直派議員の離京 暴力を以て黎總統の驅逐に成功せる直隸派は次で最後の目的たる曹錕を大總統に選出する爲に國會の操縦に全力を注ぎ威嚇懷柔兩様の手段を併用せるが、國會内の黎元洪派、政學會派、孫文派、奉天派、浙江派等の議員は直隸派の暴舉に憤慨し續々北京を離れ天津及び上海に去れり。茲に於て直隸派では吳景濂と提携して憲法會議開會中に緊急動議を提出し直に大總統選舉會に變更し一舉に曹錕を大總統に推さんと陰謀を企てたるが、反直隸派は早くも此計畫を覺り六月十九日の憲法會議は法定數に達せず遂に流會するに至り、直隸派及び吳景濂の計畫は失敗に歸せり、加之國會兩院の反直隸議員十七政團は此陰謀に對抗し、現在の國務院は既に存在の餘地なし従つて有らゆる政務は全部無効なりと宣言し、合法の國務院が復活せざる以上憲法制定も大總統選舉も行ふに由なきを以て當分出席せずと申合せたり。之に對し直隸派は二十二日兩院各派三十政團の代表を召集し憲法會議の繼續、憲法會議を變更して總統選舉を行ふを得ず等九箇條を決議して反直系議員に對し妥協的態度を示し天津にある二百數十名の議員の歸京を促さんとし、同時に同派の策士は天津に下り反對派議員買収に全力を盡したるが、反對議

斯くて十四日午後二時上海國會は上海斜橋の湖北會館に集會式を舉行出席議員二百餘名あり、次の如き對内對外の兩宣言を發表せり。

對内宣言 民國興つて十二年、擾亂相繼ぎ約法は空文に等しく憲法成らんとして屢敗れ遂に國本動搖するに至り國人は共和の行ふべからざるを疑ふ、同人等國民の附託を受け流離顛沛具に艱難を嘗むると雖も大法未だ樹たず心坎し今年六月十三日、橫暴の武人火位を觀望して暴虐を恣にし忽ちにして一國の首都を豺狼の巷とせり同人等制憲に從はんとするも壓迫と買収は之を不可能ならしめ斯の如き危亂の地に於ては自由を職權を行使する能はざるを以て茲に上海に開會して別に建設を圖り憲法を完成せんとす

對外宣言 (各國公使並に領事宛) 今次北京政變の結果總統は天津に移り閣員全體を免職せり、北京は武人跋扈し正式政府は未だ成立せず國會は暴力に壓迫されて遂に上海に移るに至れり、斯くの如くして弊國の首都は無政府狀態に陥りたるを以て六月十四日以後北京免職各國務員の貴公使に發せる文書並に契約書は斷然效力を發生せず、毎月交付すべき關稅鹽稅の剩餘金は正式政府の組織を俟つて交付せられたるに聲明す

直隸派の總統選舉運動 直隸派曹錕推戴運動の急先鋒たる邊守靖、王毓之等は黎總統を驅逐するや、直ちに國會各派を買収し大總統問題を解決せんとし反對派議員に對し夫々條件を提出する所ありしが、直隸派の豫期に反し反直隸派の態度は意外に強硬にして豫定の如く進行せざるのみならず、議員は續々離京南下するに至れるより、直隸派に於ては犬に狼狽し、憲法會議費の支出を保證し又多額の買収費を以て之が阻止に努めたるも是亦失敗に歸せるを以て、已むなく今や各省軍民長官の推薦に籍口し孫文の非常國會制に倣ひ非常手段を以て曹錕を大總統たらしめんと計畫せり。然るに此計畫に對し吳佩孚は極力反對し、茲に直隸派内部に於ける保定系の急進派と吳佩孚一派の漸進派との間に内訌を發生するに至れり。

既に國會に於て正式に總統を選舉すること絶望となり、一方内部に於ては漸進急進の二派分立するに至れる直隸派は茲に進退兩難に陥り保定系の急進派も一時總統選舉を斷念し、曹錕は七月二十二日附北京國會並



に全國に對し通電を發し憲法制定を先にし、總統選舉を後にすべきことを宣言し以て外反直隸派の氣勢を挫くと共に内訌を彌縫せんとせり。かくて北京政局は先憲後選の宣明により一時安定を得ることとなりしを以て北京に完全なる内閣を組織するの必要生じ、財政總長張英華の後任として王克敏(中國銀行總裁保定派)を任命し又外交總長黃郛の辭職後署理總長に任命されたるも久しく就任せざりし顧維鈞も就任せり。

國會の總統選舉豫備 大總統選舉法に依れば國會は總統去職後三ヶ月以内に總統選舉會を組織し次期總統を選挙することとなり居れるが、黎元洪の北京出走は六月十三日なるを以て、國會は九月十三日以前に選舉の豫備をせざれば國會自身違法を行ふこととなりなるを以て、國會方面に於ては八月下旬迄に總統選舉豫備會を開き、九月十三日迄に總統選舉會を開くべしとの意見漸く盛んとなり、八月十八日各政團會議の結果翌十九日此等の代表十二名は所謂大選舉請負人たる衆議院議長吳景濂を訪問し豫備會開會を要求せる處吳議長も之に賛成し、一方各在京各政團は離京議員に歸京勸告の電報を發せり。斯くて各政團は屢次協議の結果愈々選舉豫備會を九月八日開會の事に決し、此の旨九月七日附を以て各議員に通知せり。

是より先き豫備會議の期日漸く切迫するや直隸派に於ては之が準備に努め保定派の熊炳琦、王毓芝、劉夢庚、高凌霨等は甘石橋俱樂部を、天津派の王承斌代表雲章は長安飯店を夫々本陣として議員との接洽に努めたるが、九月八日豫備會の當日は出席者過半数を得ること能はずして流會となり、更に十日改めて開會の結果漸く過半数を得て正式に成立、同會議に於て選舉期日を九月十二日と定むること、並に民國二年十月四日總統選舉豫備會にて議決せる各條(選舉の手續に關するもの)を採用することを可決せり。因に同日の豫備會成立は吳議長の釋明、並に常會(一回分百元)及憲法會議(三分分六十元)並に本日の出席費(二百元)合計三百六十元の支給を受けたる結果なりと傳へられたり。尙右豫備會議出席の議員數に關し離京議員は九月十一日附を以て『現

在上海に到着せる議員は四百八十三名あり、然るに吳景濂等は九月七日の衆議院常會は出席者三百九名、又十日の豫備會出席者は四百三十六名にして夫々法定數に達せりと稱するも離京議員の數より推して右の出席者數は有り得べからず、確かに人數の捏報又は替玉を使へる結果にして法律上絕對に無効なりと通電せるが一方衆議院秘書長は之を否認せり。

第一次總統選舉會 總統選舉は愈々九月十二日舉行の事に決定するや天津保定兩派の要人は十一日議員全部を外交大樓に請待して大選舉助を懇請し、又吳景濂は十日の豫備會に出席せざりし議員に對し極力出席を運動する所ありしが十一日の形勢は尙大選舉派の樂觀を許さざるものあり、大選舉派自身も之を覺悟せるが今更延期する譯にも行かず豫定通り十二日選舉會を開會せり、而して十二日午後二時開會の豫定を兩次延長して午後三時に至れるが登院者は四百六十名にして法定數五百八十二名(議員總數の三分の二)に達せざること百二十二名、而のみならず却つて反對派に擾亂せられ議場は全く混亂裡に散會するの已むなきに終れり、此原因は一に吳景濂の一手引受に對する反感より敵本的に先憲後選を主張する各政團殊に研究系(籍仲寅、林長民、王家襄等を中心とす)及民治社(牟琳、李燮陽等を中心とす)の反對に基づけるものにして更に金錢問題(大選舉派は小切手を以て買収費を交附せんとするに對し議員連は現金支給を要求す)が未だ十分に諒解成らざりしこと及反直派の誘惑等が與つて力ありしこととは勿論なり。

第二次大選舉豫備 第一次總統選舉會失敗に歸するや大選舉派は更に第二次の選舉會に積極的努力を試み天津派の重鎮たる直隸省長王承斌は九月十四日自ら入京して之に當れり。

抑も今次の大選舉運動に當り議員買収に關する會計の實權は王承斌之を握り、吳景濂は主として議員の操縦を擔任せるものなるが、會計方面にては折角議員に買収費を交附しても受領後直に又上海に去らるゝことを恐れ現金を出し澁るに對し、議員操縦係に於ては現金を交附しさへすれば問題は解決すると稱し兩者は常に責任を他に轉嫁しつゝありき。王承斌は入京後保定天津の要人と協議の上左の如き方法を決定せり。(一)制憲派議員との疏通 所謂制憲派とは研究會及民治社を中心とする各政團

なるが此等は吳景濂に對する反感と從來の主張に對する面目上より先憲後選説を主張し大選に反對するものにて九月十日の豫備會にも出席せず又十二日の選舉會に於ても擾亂を試みたるものなり、大選舉派は第一次選舉會失敗後彼等との妥協に努めたる結果九月二十二日頃に至り制憲派各團體と憲法會議の下の下に妥協成立し彼等は次回の大選會には出席することとなり、其主なる團體及議員數は左の如し。

- 研究會(王家襄、蒲殿英、籍仲寅等) 四十餘名
- 民治社(牟琳、葉夏聲等) 三十餘名
- 群治社(雷股等) 十餘名

(一)京外議員の誘致 九月末頃迄には天津より十數名、上海より三十餘名を得る可能性を見出せり。(二)衆議院議員任期延長令公布 衆議院議員の任期は十二年十月十日を以て満了するものなるが九月七日の衆議院常會に於て任期延長案を可決し即日之を參議院に送附せり、然るに參議院は大選に對する作戰上容易に之を上程せず、其後同院の有力者と大選派との諒解成り且つ衆議院各政團も疏通に努めたる結果二十六日之を政府に咨送せる處今度政府に於て公布を肯ぜざるより各政團は交換條件として大選派に其公布を促し其結果同案は十月四日の開議を通過し同日公布されたり。(四)買収費支拂方法 議員の買収費は一人五千元と決定するも之が支拂方法に就ては大選舉派は一先づ小切手を以て支拂ひ選舉後現金に引換えんと主張し、議員側は全部又は一部の現金前拂を要求し折衝困難なりしが結局銀行の支拂保證を得て議員側も小切手支拂に満足せり。

斯くて吳景濂は十月二日各政團と協議の結果四日憲法會議を開き、五日選舉會を開くことに決定し、一方大選派本部たる甘石橋俱樂部に於ては二日夜より小切手の交附を開始せるが、四日迄に受領せるもの五百八十名に達せり。

曹錕大總統當選 十月五日午後一時大總統選舉會開會、出席議員五百九十名にして法定數を超過すること八名、二時より投票を開始して四時半開票、其結果は左の如し。

即ち曹錕法定票數四百四十三票(出席數の四分の三)を超過すること三十七票の得票を以て當選せり。

曹錕當選と共に即日總統選舉會より其旨を國務院、全國軍民長官及曹錕に宛て夫々通報を發し、當選證書は八日總統選舉會議議長吳景濂之を保定に持參せり。

かくて曹錕總統は十月十日午前七時五分入京して總統府に入り、同日午前九時半懷仁堂に於て就任式を舉行せり。

新憲法の制定 舊國會の恢復以來、憲法會議は民國十二年十月二日迄四十四回開會したるも其都度法定數を缺き流會を重ね來れるが、是は前述の如く大總統選舉問題に關し議員側の政府に對する牽制策に出たるものにて大總統選舉期日の切迫に伴ひ議員側との諒解成り、十月四日(總統選舉前一日)の憲法會議は出席者五百二十五名の法定數を得て久し振りに成立し、當日は地方制度章を討議し原案二讀會を通過せり。

次で十月六日の同會議に於ては國憲章及民國六年二讀會中の懸案の二讀會を通過し、且つ主席より籍仲寅、藍公武、胡祖舜等三十名の字句修正委員を指名し、該委員等は即日字句の整理に着手せり。十月八日最終の憲法會議を開き、藍公武より整理憲法條文委員會經過を報告して曰く『先づ章次の前後を定め次に順序條項を糺し然る後文字の修正と條文の重複に對し詳細討究せる結果、全部の憲法を分ちて十三章百四十一條と爲したり、其内三十四條の兵工廠は軍械製造廠と改め又第九十六條と第八十二條とは重複せるを以て之を削除したり。而して名を改めて中華民國憲法とすることに決したり』と。表決の結果全部通過し過去十二年間討議せられたる憲法は茲に愈成立せり、右の如くして憲法の制定を終るや憲法會議は十月八日附を以て國務院、各部院、各省軍民長官、各省省



議會、教育會、農會の各法團に宛て左の通電を發せり。

中華民國憲法は業に本會議の制定を經茲に本年十月十日日本會議より法に依り宣布す慶祝準備は政府より法により辦理する外特に關す

憲法宣布式は十月十日午前十一時衆議院にて舉行、吳景濂主席となり、全員起立の中に憲法抄本を捧讀逐條宣布せり。(憲法正文は法制編參照)

議員任期延長と新選舉 第一期衆議院議員の任期は十二年十月十日を以て満了する筈なりしが、總統選舉期の切迫せる際其任期内に新總統を選出することは議員の利害上痛切なる問題であり、總統選舉の交換條件として議員側が任期延長案を以て政府に要求せることは既述の通りなるが、九月七日衆議院に於て可決、同二十六日參議院通過、十月四日公布せられたるが、其の修正條文は左の如し。

修正國會組織法 (法律第三號)

第七條の後に左の一條を増加す

第八條 前兩條に規定せる議員の職務は次期の選舉が完成し法に依り開會せらるる前一日を以て之を解除す

以下原案各條次に依りて之を選擇す(十月四日)

第一期衆議院議員改選令(教令第十九號)

第一條 民國十二年十月を第一期衆議院議員改選年限とす

第二條 第二期衆議院議員選舉期日は別に教令を以て之を定む

第三條 本令は公布の日より之を施行す(十月四日)

斯くて十月二十六日臨時議會を召集し爾來參眾兩院の議事を經續討論しつゝありしが、其後衆議院に於ては議長問題及後繼内閣問題より紛擾を來したるにより、時の代理總理高凌霨は曹錕と商議の上滿期となれる第一期國會議員の改選を斷行し、以て一切の紛擾を除去することとなり、十三年一月一日の大總統令及同日の内務部令を以て左の如く國會議員の改選令を發布せり。

大總統令 第一期衆議院議員任期は既に十二年十月に満了し曩に制定を經たる衆議院改選令は公布施行されあり、現に既に選舉の期に達したれば茲に内務部に命じて現行衆議院議員の選舉法に準據し各省區長官を督し選舉事務を迅速妥當

一部を保つのみにて積極的行動に出づる餘力なく、段派は唯だ策士が各方面に聯絡舉兵を運動しつゝあるのみにて、それ自身は全然武力を有せず、従つて反直派として東南に唯一の牙城を守るものは盧永祥なりしが盧は曹錕の當選後十月十日より全然中央より獨立し、直隸派は漸く浙江壓迫の態度を加へつゝありし際偶々十一月十日上海警察廳長徐國樑暗殺問題に引續き、其後該問題に關し齊燮元と盧永祥との間に重大なる確執生じ之を機會に浙江討伐戰實現せんかの危機を醸生したるも、商民の和平運動と盧、齊兩者共各自の立場より戰爭を不利とする事情もあり、遂に和平公約に依つて平和を維持することを得たるが、上海の歸屬問題に關する蘇浙兩省從來の係争と直派の浙江壓迫方針とは將來必ず戰亂を見ずしては治まらざる形勢にありたり。

一方張作霖も直隸派殊に吳佩孚に對し何時かは復仇戰を期し居たるが、當時奉天派の内閣は未だ直派に對して優越を期待する程の域に達せず、従つて表面の強硬なる態度に比し其決心は甚だ消極にして盧永祥、段派、孫文各派よりは切りに其驅起を促したるも尙張の態度は曖昧なりき。廣東に於ける孫文も當時陳炯明軍に攻撃せられて形勢不利なるに加へ内部に於て胡漢民、許崇智、廖仲愷等の舊同盟會派と孫科等の少壯派との間に軋轢あり、一時危機に瀕したるも其後陳軍の廣東攻撃頓挫し、内訌も多少緩和されて稍小康を得たるも、尙廣西より陸榮廷が吳佩孚の援助を得て廣東を窺ふありて、孫文の地位樂觀を許さざる状態なりしより浙江奉天等に策應して湖南或は江西に侵入する餘力はなかりき。

段派に於ては其急進派なる吳光新、曾毓雋等は段祺瑞に上海南下を勧め、之に依つて反直派の結束を固めんとし熱心に運動する所ありしが、同派の穩健派たる朱深、丁士源、曹汝霖等は之に反對し且段自身も未だ其時期に非ずとて之に従はざりき。

右の如く反直派四大勢力の狀勢は何れも積極的行動に出づるの餘力なく、其他の各省を見るも福建廈門に於て臧致平等の反直隸派の一部が餘喘を保ち居る外其他殆ど直派の勢力下に歸し、又湖南、四川の各省は大

に處理せしむ

衆議院議員選舉期日令

第一條 各省衆議院議員初選舉は民國十三年四月十四日を以て施行す

第二條 各省衆議院議員再選舉は民國十三年五月十四日を以て施行す

第三條 前兩條規定の期日は延期の必要あらば初選再選監督より選舉總監督に報告し十日以内の延期を爲すことを得選舉總監督は延期決定後内務總長に報告すべし

第四條 蒙古西藏青海の衆議院議員選舉は民國十三年五月二十日施行す

第五條 前條規定の期日は延期の必要ある時は選舉監督は十日以内の延期を爲し内務總長に報告するを得

第六條 選舉延期十日を過ぎて尙處理困難の事情あり期日の如く舉行能はざる場合は選舉總監督或は選舉監督は理由を具し内務總長に報告し更に延期することを得其期日は内務總長より決定す

第七條 準備期と選舉期と關係あるものは内務部令を以て之を定む

第八條 本令は公布の日より施行す

### 總統選舉後の政局

反直各派の態度 直隸派は曹錕當選後完全に中央政權を掌握すると共に地方に對しては福建、湖南、四川等に兵を入れ、又廣東に對しては陳炯明を援助する等各方面に於て其勢力を擴張せんとせり。殊に憲法發布以來和平統一、廢督裁兵等平和的態度を標榜せるに拘らず、新に齊燮元を江蘇、安徽、江西巡閱使に、蕭耀南を兩湖巡閱使に、王承斌を山東、直隸、河南副巡閱使に任命し又江西督理蔡成勳、安徽督理馬聯甲等各督理に新に省長を兼任せしめ軍民分治の傾向とは益離れ武斷政策の色彩漸く濃厚を加へ來れり。

之に對し當時反直隸派勢力として有力なるものは奉天張作霖、浙江盧永祥、廣東孫文並に段祺瑞の一派なりしが、其内實力を以てよく直隸派に對抗し得るものは張作霖と盧永祥のみに過ぎず、孫文は幸うして廣東の體直隸派の手に歸し、雲南、貴州兩省の如きは唯だ省内維持に専念し、直隸派にとり脅威となるものなく全體として直隸派の地位は安定せり。但し曹錕の大總統選出に反對せる國會議員は上海に於て大いに反對の氣勢を擧げつゝありたり。

直隸派の活躍 十月十日曹錕大總統就任後高凌霨等の内閣は攝政を解くと共に高凌霨は十月十二日附兼署國務總理代理に任ぜられ内務總長高凌霨、外交總長顧維鈞、財政總長王克敏、海軍總長李鼎新、司法總長程克、農商總長袁乃寬、交通總長吳毓麟等の閣員を以て内閣を支持することとなり。然るに正式總理としては吳景濂を推す諒解の下に王承斌派の運動開始されしが、曹錕長始め吳佩孚、齊燮元、馮玉祥等の實力派は之に反對して、顏惠慶を擁立せんとし又一方保定派は高凌霨の代理總理延長を主張し吳、顏、高三派鼎立の状態を惹起するに至れり。茲に於て一時的緩衝内閣として最も黨派的色彩少き孫寶琦を推すこととなり、曹錕は十月三十日共同意案を國會に提出せり。

當時國會に於ては第一期議員の任期は既に終了したるも、議員の職務は修正國會組織法により次期選舉完成し議會開會せるまで繼續すべきこととなりたるを以て、衆議院は其まゝ繼續開會せるものなるが、議會は總理同意案を討議するに至らざるに先ち吳景濂派と憲政黨との間に議長問題の争執より屢々紛擾を惹起し、遂に十二月十九日には衆議院に於て大紛亂を來し、其結果高内務總長は議院の守衛權を警察廳の手に奪取し、議長吳景濂は天津に逃亡するの事變を惹起せり。

茲に於て高凌霨内閣は第一期衆議院議員の任期は十月十日満了し既に十月四日大總統令を以て次期衆議院議員の改選令が公布されあるを理由とし右改選令に基き民國十三年一月一日衆議院議員改選期日令を公布せり。然るに國會側は之を以て故意に國會に對し挑戰するものとなし高内閣に對する反感高まり、其結果一面高内閣に對する不信任の意味を以て突如十三年一月九日孫總理同意案を上程附議し、直に大多數を以て通過せり。新憲法の規定によれば國務總理の任命に關しては單に衆議院一院



の同意を必要とし、又他の閣員の任命に關しては別に國會の同意を必要とせざるを以て曹總統は一月十二日新閣員を任命せり。

孫內閣成立後北京の政局は稍小康を得たるを以て曹總統及孫總理は此機に乗じ南北の統一を完成せん事を期し、其方策として第一に洛陽吳佩孚を中心とする直隸派内部の禍根を斷ち、同時に統一問題に對する吳佩孚齊燮元等の意見を切實に徵求し南方に對する方針を確立せんとせり。然るに當時南方を脱走して北歸せる溫樹德艦隊の所屬問題より吳佩孚と齊燮元との間に猛烈なる権限争を惹起し、事態によりては直隸派の分裂をも來さん状態となりたるを以て、孫總理は急遽交通總長吳毓麟を南下せしめて兩者の諒解を求めしめたり。其結果は良好の成績を挙げ直隸派の結束は再び固めらるゝに至れるが、是と同時に吳佩孚一派は直隸派の結束成れるを機會として二月中旬孫總理の方針とは全く相反する對南武力策を樹て、第一に廣東討伐、更に第二計畫として張作霖を討伐せんとし、茲に孫總理の面目は全く失はるゝに至れり。

更に孫總理の天津派を背景とするに對し財政總長王克敏は保定派を背景とし兩者は事毎に衝突せるが、當時露支交渉は顧維鈞一派と王正廷一派の暗闘より失敗に歸し、國會議員中には又內閣倒壞運動を試むる者續出し或は王正廷を援護して顧維鈞、王克敏彈劾案を提出するものあり、又顧、王兩總長を援護して孫內閣不信任案を提出する者ある等孫內閣は財政の窮乏と相俟つて甚しく動搖し、遂に王財政總長は四月十日閣議の席上財政難を理由として辭職を申出でたり。然るに曹總統は之を慰留し王も留任を諾し內閣の動搖も表面一時緩和せるかの觀ありしが、併し内部の險象絶えず內閣の維持到底困難となりしにより、孫總理は四月二十六日辭職を申出でたり。然るに曹總統は極力孫總理を慰留したるより孫總理も一時留任せるも其後孫總理と王財政總長との關係は益惡化し遂に獨支債務決済問題より、兩者の關係は收拾すべからざるに至りたるを以て七月一日孫內閣は總辭職を執行するに至れり。然るに大總統は孫總理の辭職のみを許し他の閣員は全部辭職を却下して顧維鈞を代理國務總理

は之を防止し各保境安民の方法を講ずべく精神上互助を爲すこと

二、江浙兩省特に上海は東亞最大の市場にして外人との關係緊密なるものあるを以て極力之を保護し相侵さざると共に租界内に於て軍事行動を惹起する虞ある政治運動又は安民保境の障害を爲す行動は一切之を避くること

然るに十三年六月上旬に至り福建省内に在りし反直隸系の戚致平、楊化昭の兩軍が孫傳芳、周蔭人に驅逐せられて浙江省内に竄入するや、盧永祥は之を收容して自己軍隊に改編せり。茲に於て齊燮元は前記和平公約を楯に嚴重なる抗議を爲すと共に戚楊兩軍の武装解除を要求せるが、盧は之に應ぜざりき。是れ齊燮元延いて直隸派に對し浙江討伐に關する絶好の口實を與へたるものなり。

茲に於て齊燮元は浙江攻撃に關し洛陽吳佩孚に援助を求めたる處、吳は事直隸派全體に關する問題なる以上齊に對する私情を棄て、大局より江蘇軍を援助することを諾せり。蓋し一度直隸派が浙江討伐の師を興さば延いて全國の反直隸派勢力の蹶起を促すものなるを以て直隸派としては一大決心を以て之に當らざるべからず、其前年に於ける江浙の危機に際しては曹錕並に吳佩孚方面は時機尙早として齊の盧永祥討伐を許さざりしものなるも、今や直隸派は中央に於ては當時尙國會對內閣、保定派對天津派の暗闘ありと雖も、曹錕大總統就任後一年に垂んとし又他方に於ては其武力政策着々功を收めて軍事一段落を告げ、江西、安徽、湖南、四川、廣西、福建の各省を其勢力圏内に入れ、名實共に全國の政權を把握せるの時、天下反直派として旗色の鮮なるものは張作霖、段祺瑞、盧永祥、孫文並に唐繼堯の五者を數ふるに過ぎず、而も現實に武力を以て直隸派に對し得るものは張、盧の兩者に過ぎず、直隸派としては將に乗すべきの秋なりとし吳佩孚は熱心なる賛成者たりしなり。

斯くて八月八日北京陸軍部に秘密軍事會議開かれ、其結果江蘇、安徽、江西、福建の四省より浙江を包圍すること、並に江蘇軍を主力として先づ上海を奪取する計畫が議定され、江蘇軍は八月二十日頃より軍事行動を起して蘇州、崑山、宜興方面に動員し、福建孫傳芳亦二十五日頃より

に任命せり。

次で顏惠慶の國務總理同意案七月五日國會に提出されたるが、同案は反保定派議員の反對によりて二ヶ月以上も國會を通過するに至らず殆ど絶望の状態なりしが、九月に入り江蘇浙江の間に開戦を見るに至りたる結果、曹總統は正式內閣の組織を急ぎ或は買収或は恫喝を以て反對派議員に臨み、遂に同案は九月十二日の國會に於て可決せられ、同十五日大總統令を以て閣員を任命せり。尙此間高凌霨は憲政黨を組織し大いに活動する所ありたり。

### 江蘇浙江の開戦

江浙間の係争 江蘇省内に於て上海を其行政區域内に有する滬海道は松滬護軍使の管理する所なるが、護軍使何豐林は浙江督辦盧永祥の腹心にして南京督軍の政令は全く行はれず。江蘇側が上海を領有せざることは經濟的に重大なる不利なると共に、反直派との對抗上多大の打撃なるが故に、江蘇督軍齊燮元は機會ある毎に之が回復を企圖し、從來も一再ならず江、浙の間に危機を醸生したり。即ち民國十二年直隸派の武力統一策として先づ孫傳芳周蔭人をして福建を攻めしめ、更に江蘇福建と合して浙江を攻撃せんとするや盧、齊の間に猛烈なる確執を生じ、危く開戦を見んとせるが上海領事團並に總商會聯合會の和平勸告により兩者は和平公約に調印し、次で盧永祥と安徽督理馬聯甲との間にも和議成立して辛くも平和を維持せり。然るに同年十一月十日上海警察廳長徐國樑の暗殺事件あり、其後任の争奪問題より齊、盧の間に再び確執を來し各軍事行動を起して對峙の形勢を誘起するに至れるが、此時も兩者の關係方に破裂せんとする隙間に於て領事團並に實業界の調停にて和平公約成立し緩かに事なきを得たり。其和平公約の要點は左の如し。

一、兩省境界地方に於て軍事行動を爲し又は之により人民を驚駭せしむる如き行動は之を避く、兩省以外の客軍が兩省に侵入し或は通過する場合には當該省

り浙江省境に軍の移動を開始し浙江軍亦之に應じて軍事行動を起せり。

江浙開戦 斯くて江浙兩省間の關係は益切迫し遂に九月二日を以て滬寧鐵道黃渡驛附近に於て初めて砲火を交へたるが、兩軍の兵力は各四萬、勢力伯仲せり。戦線は太湖を中心として東部戦線は滬寧線の黃渡附近より北方揚子江岸の黃渡に至り、西部は江浙省境の宜興を中心として布かれたり。東部戦線は有名なる運河地帯とて軍の行動に適せず、又西部戦線は山岳重疊してこれ亦軍の行動に困難あり。從て決定的主力戦未だ行はれざりしも、開戦以來大體に於て浙江軍優勢にて鐵道線を中心とし江蘇軍は漸次壓迫せらるゝ状況に在りたり。

然るに福建孫傳芳軍に備ふる爲同省境方面に派遣せられし浙江第一、第二の兩師は盧に叛して孫傳芳と妥協し、福建軍を導いて續々北上せしめたるを以て浙江省内の形勢は茲に一變し、又西部戦線にありし浙江軍中にも之と同一の態度を執るもの續出するに至れるより、盧は遂に浙江を放棄し、九月十八日其本營を上海に移せり。之と共に杭州に於ては警察廳長夏超臨時省長に就任せり。

盧永祥は九月十八日上海郊外の龍華なる松滬護軍使署に入るや、直に軍事會議を開き戦局に對する善後策を討議せる結果瀏河、嘉定、黃渡、崑山方面に主力を集中して攻勢を執り、浙江方面の福建軍に對しては深く意に介せず一小部隊を以て之に備ふることに決定せり。斯くて浙江軍は九月下旬より攻勢に出で戦況は稍有利に展開しつゝありたり。然るに十月初に至り豫期せざりし孫傳芳の福建軍は杭州より續々松江方面に進撃し來れるより浙江軍は大に狼狽し、俄に同方面に軍隊を移動對峙せしめたるも時既に遅く、十月八日には松江（上海より二十二哩）陥落し、次で十日には新橋、十一日には浙江軍防禦の本據たる莘莊を陥落せり。

浙江軍の形勢斯くの如く憂まるや、浙滬聯合軍總司令盧永祥は十二日午後幹部諸將を集めて軍事會議を開き今後の方針を討議せるが、此時既に直隸派側に買収されし第四師長陳樂山は戦争中止を主張し、又其他の諸將も殆ど悉く中止説なりしより盧も遂に下野を決し、翌十三日何豐



林以下の部下と共に上海丸にて日本に亡命せり。茲に四十餘日に互る蘇浙戦も浙江軍の大敗に歸して終局を告げたり。尙此間徐樹錚は上海に於て再起運動を試みたるも遂に成功せざりき。

かくて孫傳芳は同十六日意氣揚々上海に入り、北京政府は白寶山を上海防禦使に任命すると共に盧永祥、何豐林、陳樂山、臧致平、楊化昭等の逮捕令を下し、茲に上海の全權は全く直隸派の手中に歸せり。

### 第二奉直戰爭

直隸派の對策決定 之より先、曹總統は江浙兩軍の形勢切迫するや齊燮元吳佩孚の請を容れて盧永祥討伐令を發せんとせるが、代理總理顧維鈞之が副署を拒みたるも、同令の發布により全反直派の蹶起を促さんことを恐れ躊躇しつゝありし處、其後奉天張作霖、廣東孫文等相次で直隸派と一戦するの意漸愈明白となりたるより、茲に北京政府に於ても斷然たる決心を爲し、九月八日左の如き盧討伐令を發したり。

江蘇督軍齊燮元の電報に依れば叛將盧永祥は松滬護軍使と徒黨を組んで中央政府に叛き、賊徒を糾合して、突如江蘇を攻撃せり、其大局を破壊し人民を苦しむる罪大なりとて本大統領に討伐令の發布を請へり、同時に吳佩孚、王承斌、蕭耀南、王懷慶、馮玉祥等も均しく彼等の叛逆を惡み討伐を要求せり、本大統領は平和の爲に彼等の悔悟を希望せるが著も改むる所なく公然攻撃を開始し最早寬容を許さざるを以て茲に盧永祥及何豐林の官職を褫奪し、齊燮元をして軍を率ひて討伐せしむ。

右の如く直隸派は時局に對する態度を決定すると同時に、九月十日北京に准戒嚴令を布き、更に行惱み中の顔惠慶總理問題案を急遽可決せしめ、十五日未明顏内閣員を任命し、十七日吳佩孚の入京と同時に直派の軍事會議を開きたる結果、同日附大統領令を以て大要左の如き張作霖討伐令を發布せり。

本大統領は就職以來平和を趣旨とす、曩に盧永祥等治安を破壊せるに依り討伐令を發せるも是は速に兵火を収め人民を安せんが爲なり、東三省は元より國家

第二路李景林、第三路吳俊陞、第四路張學良、第五路張作相、第六路許蘭洲の各司令を任命せり。

開戦後の狀況 奉直兩軍は九月十五日夜來山海關外に於ける小衝突を皮切りに山海關、朝陽、熱河の各方面に於て一齊に戰線を展開せり。

今開戦當時(九月二十四日)に於ける兩軍對峙の形勢を記すれば

山海關方面 には、直隸側には、吳佩孚の最も信任する彭壽華の指揮する第一軍之に當り山海關陣地に第十五師の歩兵一萬六千、機關銃二十四、騎兵百五十、野砲四十四、重砲八、工兵三百、衛生隊四百五十、馬四千二百四、を備へ秦皇島に第十三混成旅歩兵六千八百、騎兵六百五十、砲兵、工兵百二十五、馬二百、又昌黎には第十二混成旅の歩兵六千二百、灤州附近には第三師の一部、第九師(歩兵六千七百、砲十八)第十三師(歩兵一旅、砲一團)及第二十三師の主力あり、灤州天津間には第二十六師、第二十師、第四混成旅の一部輸送中、又天津北京間には第三師の主力並に陝西第一師の一團あり。之れに對し奉天軍は姜登雲の第一軍、張學良の第三軍當り兵數約三萬、主力を緩中に置けり、かくて九月二十六日以来奉軍は屢々威力偵察を行ふと共に有力なる飛行隊の爆撃を以て山海關及灤州に於ける直軍の心臓を寒からしめたり。

喜峰口方面 李景林の率ある奉天第二軍は九月二十二日より三日朝にかけて既に朝陽を占領し、引續き二十五日より遼源に向つて進軍せり、之に對し直隸第二軍は第九、第十三の兩師を中心とする約二萬、總司令王懷慶統率の下に灤州より北進し、喜峰口に司令部を置き遼源に於て南下し來る李景林軍を喰止めんとせり。

熱河方面 直隸第三軍は馮玉祥統率の下に熱河方面に向ふ豫定なりしが難路の故と且つ馮の吳佩孚に對する反感より戰意旺盛ならざるにより進軍遅々として抄らず、九月三十日漸く古北口に到着せり。之に對する奉天第四軍は許蘭洲統率の下に赤峰、開魯方面にありて兵力約二萬、外に吳光新の騎兵旅團が建平にありて神出鬼没の奇襲を行はんとしつゝありたり。

直隸派の總帥吳佩孚は入京以來軍費の捻出並に馮玉祥、王承斌、王懷慶等との諒解を求むると共に江浙方面並に廣東方面の反直隸派勢力の崩壊を策しつゝありしが、浙江軍既に破滅に瀕し廣東北伐軍も内部より崩れんとする状態となりたるを以て愈十月十二日北京を出發、十二日午後

領土の一部にして前年張作霖の亂ありたるも平定以來本大統領は密に彼の悔悟を希ひ居りしにも拘らず、未だ其野心を放棄せず、南方の多事を奇貨とし中原の地を窺ひ大局を破壊せんとするは恕し難き所にして此上は國家の權力を以て鎮壓するの外なし、即ち討伐軍總司令官を任命し速に討伐せんことを命ず、軍隊通過の地方の内外人の生命財產は宜しく保護すべく奉天軍中歸順せんとするものに對しては之を許し以て速に亂を平け國家を安定すべし

尙同時に左の如き討伐軍部署を決定せり。  
討伐軍總司令吳佩孚、副司令兼後方準備總司令王承斌、第一軍總司令兼第一路司令彭壽華、副司令兼第二路司令王維城、副司令兼第三路司令董政國、第二軍總司令王懷慶、副司令兼米振標、第三軍總司令馮玉祥、副司令兼第一路司令張之江、副司令兼第二路司令李鳴鐘、北京衛戍總司令趙玉珂

張作霖の蹶起 一方張作霖は八月三十日附を以て曹總統に宛て江浙戰爭の中止を勸告し、若し聽かれずば武力調停に出づべきことを聲明せるを以て、北京政府に於ては鮑貴卿をして張氏との意思疎通を圖らしめたるが奏効せず、九月七日北京政府が盧永祥討伐令を發布するに及び奉直關係は茲に愈斷絶し、張作霖は翌八日關内に出動することを宣言し、次で九月十五日次の如き最後通牒を曹總統に送達せり。

盧永祥討伐令既に發布され同時に又奉天に向つて分路兵を進め、山海關にて列車を押留し交通を停止せしめ甘んじて禍首となる、兄は近年吳賊(佩孚)の包圍を受け、廣東、廣西、湖南、四川等の各省を禍し、怨嗟の聲海内に遍し、現在江蘇軍は數次大敗し、西南聯合軍の北伐は江西、湖北を震動しつゝあり、既に一般の形勢を概見すべし、然るに兄は尊嚴に自ら樂しみ爐火に高蹈して危機四伏せるに未だこれを知らず、弟は梓桑を恭敬し、義として正に自衛の爲師を率ひ敵對せざるを得ず、列車の交通遮断せられ使を遣はし難し、故に不日飛行機にて北京に其起居を訪はしむべし、使は一介の技夫なれば舉止幽莽、若し侵犯することあらば幸に恕せよ、此に矛を枕にして最後の回答を待つ。

斯くて張は連日軍事會議を開き對直隸派策戰を討議し、九月十日奉天軍を鎮威軍と稱し、大本營を陸軍整理所に置き戰局の如何に依つては錦州又は新民に移動すること、定め且つ出動部隊を六路とし第一路姜登選六時山海關に到着自ら前線の指揮に當れり。

吳佩孚山海關に出動するや兩軍は共に異常の緊張を以て山海關、九門口、角山寺、二郎廟の各要塞を中心として連日連夜激戰を交へ、互に一進一退の勢なりしが十月二十二日の形勢に就て見れば

一、奉軍は姜登選の第一軍、張學良の第三軍の外張作相の第四軍を合して總勢四萬七千、其戰線は約十五哩に亘り山海關正面に於ては未だ敵陣地を奪取せざるも右翼石門寨方面に於ては長城を越えて侵入し直軍を包圍するの形となり、加ふるに李景林の第二軍より分進せる張宗昌軍の一萬九千と別に三千の兵は山海關の西方十五里乃至二十里の地區に於て長城を越えて灤州方面直軍の退路に迫らんとせり。

二、直軍は最初王維城の一萬八千を以て山海關方面を守備せるが十月六日夜奉天軍の攻撃を受け八日頃より形勢危くなりたるより吳佩孚は天津灤州間等において二萬二千を赴援せしめ、又直隸の第三師を太沽より乘船せしめ海路遠く奉軍の背後を衝かしむるの計畫なりしを變更して、當面の急を救ふ爲に十六日秦皇島に揚陸其主力を石門寨方面の類勢回復に當らしめたるが奉軍に擊退されたり、此直軍の總勢五萬二千。

然るに奉天軍は刻々優勢となり奉軍の張宗昌は長驅灤州の北方に出現せる爲直軍は次第に壓迫せらるゝに至りたるが吳佩孚は頑強に山海關を支持し且つ奉軍の中央突破を敢行せんと努力し、十月二十三日に及びたるが此千鈞一髮の際突如起りし馮玉祥の寝返りの爲に戰局は茲に全然急轉せり。

吳佩孚と馮玉祥 吳佩孚と馮玉祥との關係は安直戰爭以來の事に屬し馮は表面吳の頗使に甘じ來れるも元來馮國璋、李純の幕下より出たる馮は動もすれば曹錕系の中に在りては外様扱ひにされ、殊に民國十一年秋吳の爲めに河南督軍の地位を奪はれて以來は吳に對し深く含む所あり。奉直開戦に際しては吳は腹心の諸將にのみ給與を厚くし、最も重要な山海關方面に派遣せるに反し馮玉祥、王承斌、王懷慶等の有力者は之を信任せず、且つ碌々軍資も與へずして冷峻不毛の熱河方面に差向けたる爲馮等は甚だ不滿なるを免れず。従つて馮玉祥の第三軍王懷慶の第



二軍は敢て奉天軍と戦はず十月中旬來全然休戦状態にありき。山海關方面直軍の戦況不利なるに及び、吳は馮、王兩司令に向つて速に側面より奉軍牽制の行動を起さんことを要求したるも兩司令は尙吳の命を奉ぜず爲に直軍は益不利に陥るに至れり吳佩孚は大勢を察して十月十八日一時總退却を行ひ馮、王を處分して然る後に後圖を策せんときまで曹總統に出づる所ありしも許されず。已むなく攻撃を繼續せるが而も馮勢は速に挽回すべくもなかりき。此時に當り張作霖の手よりは馮玉祥に對し莫大なる買収費が送られたるなり。

**馮玉祥の北京クーデター** 古北口に兵を収めて、形勢を注視し居たる馮玉祥は山海關方面に於ける吳佩孚軍の形勢非なるを確むるや急に馬首を回らして麾下の第十一師並に三混成旅を率ゐて北苑に歸來し、討逆軍副司令王承斌、暫編陝西第一師長胡景翼、並に北京警備司令孫岳等と合議の上クーデター斷行の方法を決定し、十月二十三日午前三時麾下の一部隊を北京に入城せしめて各城門、東西停車場、電信電話局を占領し左の如き佈告を發せり。

佈告 民國十有三年、干戈擾亂一再ならずして士農工商各業の受くる損害は甚大、而も其禍の源は何人の爲す所ぞ、殊には本年干害に繼ぐに水災を以てし、各家疲弊せる際無辜の同胞をして何ぞ再び兵災に罹らしめんや、茲に於て余は特に和平停戦を唱道し、部下を率ゐて北京に歸り國內の賢豪を推して共に内争の解決に盡さんとす、軍人は固より政治に干渉せず、唯絶對服従を要す、我父老兄弟亦必ず賛同せん、市中の商民は各安堵して驚くの要なく、外人の生命財産は一層安全に保護すべし、若し謠言を捏造し事端を發生する如きものあらば逮捕嚴罰すべし、民國十三年十月二十三日

同時に國民軍の組織成り馮玉祥を同總司令、胡と孫とを副司令に推し政治革新の歩を固めたり。先づ君側の十好と稱する高凌蔚、顧維鈞、王毓芝、吳毓麟、李彥青、周夢賢、張志譚、王克敏、曹銳、師景雲等の行動を監視し、李彥青を捕へて北門の軍門に監禁し、王克敏、顧維鈞等は公使館區域に逃れたるも其他は自宅に拘束して逃亡を許さず、翌二十四日には顔内

下し、激烈なる戦闘の後奉軍は二十八日午後四時瀋陽を占領し、直軍の天津方面との聯絡を完全に遮断せり。其の結果山海關秦皇島方面の直軍は周章措く所を知らず、此間奉天軍は急進又急進し同三十日午後二時には直軍の根據地たる秦皇島の沙山を占領し、直軍は全く囊中の鼠となり、張福來、斬雲鵬等の主腦者は海路天津に退却せり。

一方山海關方面に於ては奉天軍の瀋陽占領後、直軍は殆ど潰亂状態に陥りこれ亦三十一日完全に陥落し、奉軍は長驅天津に迫らんとし十一月一日には早くも唐山を占領せり。

**臨時政府成立**

馮玉祥は北京入城後十月二十五日北苑に於て王承斌、胡景翼、孫岳、王正廷以下二十餘名と共に軍事政治の二大會議を開き善後策を討議せる結果、政治方面に於ては(一)元老會議を開き國是問題を解決すること(二)顔内閣を改造し過渡内閣を組織することの二項を議決し、總理顏惠慶、内務兼外交王正廷、陸軍黃郛、教育李石曾、農商王迺斌、司法張耀會、海軍杜錫珪、財政周作民の顔觸れを以て過渡内閣を組織せしむることとし、軍事方面に於ては正式に國民軍を組織し、總司令兼第一軍司令に馮玉祥、胡景翼、孫岳を同副司令兼第二第三總司令に夫々任命せり、然るに同夜深更に至り顏惠慶は過渡内閣の首班たることを固辭せるを以て王正廷を後繼總理に推し王は之を承諾したるも其後又復狀勢の變化により王も辭し、斯くて新内閣は黃郛を代理總理とし十月三十一日附大總統令を以て閣員を任命せり。尙顔内閣閣員は黃教育

初め馮玉祥は保定派と提携して吳佩孚を倒し、曹總統を留任せしめ段祺瑞の出慮は暫く之を要求せざる意向なりしが吳佩孚が急遽山海關より

閣をして曹大總統に左の如き停戦令並吳佩孚罷免令を發布せしめたり。

近年國家多難兵火相踵ぎ、本大總統は就任以來國內の和平を以て職志とせり、此次東北に兵を用ひしは實に萬己むを得ざるものにして和平を望むの志は未だ一日も渝らず、軍興りて月を越え戦亂未だ消えず、軫念同業惻悞を深くせるが茲に特に重ねて停戦を令す、令を下すの日より兩方軍事は直に進行を停止し、各原防を守り、中央の籌議を聽候すべし、若し邊はざるものあらば當に強行制止して和平を促進し人民を休息せしむべし

討逆軍總司令の職は直に撤消し山海關一帶の軍隊は直隸軍務督理王承斌、直隸軍務副督理彭壽華をして前令を維持遵照し辦理せしむ、直隸豫魯巡閱使兼陸軍第三師長吳佩孚の本兼各職を免す、吳佩孚を青海警務事宜督辦に特派す

**吳佩孚の逃亡** 吳佩孚は馮玉祥等クーデター決行の報に接するや、山海關の戦線を張福來、彭壽華の兩將に託し自らは十月二十四日午後八時五十分手兵七百を率ゐて急遽秦皇島を發し、二十五日午後天津に歸來直に李榮殿と善後策を講じたる結果馮軍と一戦を交ふるに決し、馮玉祥討伐の通電を發せり。かくて馬廠にある第二十六師の一部及び李榮殿の部下並に山海關方面より移動せる軍隊合計八千の兵を以て楊村並に廊坊の南方に於て馮玉祥等の國民軍と對陣し其距離八支里迄接近するに至れり。之に對し國民軍は約二萬、而も續々後援軍を輸送すると共に吳を支援する各軍の北上を極力阻止せるを以て兩軍の形勢は未だ戦はざるに既に勝敗の數は明なりき。十月三十一日兩軍は楊村附近に於て衝突し、次で翌十一月一日馮軍は全線に亘る總攻撃を開始し、二日朝には吳軍を撃破して楊村を占領し他の一隊は迂迴して吳軍の退路を断らるるを以て二千の吳軍は武装を解除さるるに至り其他の軍隊は續々天津に敗退せり。茲に於てか吳佩孚も大勢如何ともする能はず、翌三日未明血路を塘沽に開き手兵一千と共に太沽より汽船に乗じて逃亡の餘儀なきに至れり。

**奉直戰の終焉** 北京政變の爲吳佩孚が、急遽天津に引返したりとの報に接せる張作霖は機逸すべからずとし十月二十七日各軍に總攻撃令を

軍を返して一擧に北京を衝かんとしたるを以て更に計畫を改め、段を大元帥に推戴するに至れるものにて、段を推戴せんとすれば自然先づ曹總統を退位せしめざるべからず、而して曹の退位前に總統の職務を攝行すべき内閣を必要とし依つて急に新内閣の組織に着手せるものなり。

而して黃郛の總理となりしは黃が段祺瑞、馮玉祥の聯絡に努めし事情もあり且又段より推薦せる結果にて其他の閣員たる王正廷は從來馮と相好く特に今回の政變に關しては馮と行動を共にする所あり、又李書城は國民黨張耀會は政學會に屬し何れも今回の政變に關しては裏面に於て畫策せるものにて尙黃郛、王正廷、李書城、張耀會、何れも舊民黨の出身なり又王永江王迺斌は共に張作霖を代表し結局黃代理内閣は馮玉祥、張作霖、民黨の三派勢力を代表して組織せられたるものと認められたり。

**曹總統の退位** 十月二十三日馮玉祥入京以來北京一帶は全然馮の勢力下に歸し、又山海關方面の直隸軍も奉天軍に敗れ、天津附近にありし吳佩孚軍も馮玉祥軍に敗れ吳佩孚は海路敗退するの己むなきに至り曹總統の留任も遂に不可能となり曹は十一月二日總統の職を辭し國務院をして其職務を攝行せしむる旨宣言し、同日國務院令を以て大總統の職務を攝行することを布告せり。

**大總統通電** 本大總統認つて國民附託の重任を受け就職以來夙夜兢々樹立を願ひ以て國人の輿望に副はんことを期せり、如何せん時局多端、德薄く能乏しく近く又病を得て元氣衰へ遂に此重任に堪へ難し、茲に賢達の爲に途を開き以て國人に謝し參衆兩院に辭職を通告し大總統の印璽を國務院に交附し即ち法に照して其職務を攝行せしむる通告す

**國務院令** 本日曹大總統辭職を宣告し國務院をして法に依り大總統を攝行せしむ凡そ各官署の公務は日常の通り攝行すべし、京師地方は治安重要なるに鑑み警衛司令をして歩軍統領、京兆尹、警察總監と會同慎重辦理せしむ

**段祺瑞の入京** 十一月二日曹銀退位後中央政局は馮玉祥、胡景翼、孫岳等支援の下に黃郛攝行内閣に依り一時維持せられたるが其後馮玉祥代表伯烈、黃郛代表袁良、胡景翼等前後して天津に赴き段祺瑞に速に



入京して時局收拾の任に當らんことを請ひ、段は時局收拾の任に當ることと承諾したるも入京に關しては尙自重し各省推戴の形式を取らんことを希望し並に部下人物配置の準備を整ふ待つて入京せんとせり。其後十一月十日馮玉祥は天津に入り、又張作霖も同日盧永祥、趙倜、鮑貴卿、楊宇霆、馮德麟等と共に天津に入り、又張紹曾、吳光新、孫科、張繼、彭養光、林長民等反直派の要人も天津に集り共に連日時局收拾の協議を遂げたるが其結果段祺瑞を中華民國臨時執政に推戴することに決し、十一月十五日張作霖、盧永祥、馮玉祥、胡景翼、孫岳等の連名を以て段を臨時執政に推戴する旨の通電を發せり。之に對し山東督軍鄭士琦、山西督軍閻錫山、浙江督理孫傳芳、福建督理周蔭人、甘肅督軍陸洪濤、熱河都統米振標、察哈爾都統張錫光、綏遠都統馬福祥、京兆尹王芝祥、長江上游總司令王汝勤、雲貴聯軍軍司令唐繼堯、廣東軍總司令陳炯明、湖南省長趙恒惕、雲貴聯軍副司令劉顯世、四川熊克武、湖北督軍蕭耀南、河南省長李濟臣、江西督理蔡世勳、安徽省長代理王普、海軍總司令杜錫珪、江蘇督軍齊燮元、陝西督軍劉鎮華、等殆んど全國各省長官より贊成の旨來電あり、且つ當時各方面の形勢は一日も早く段の入京し時局の安定を計ることを必要とする状態なりしを以て段は十一月二十一日附を以て臨時執政に就任して時局の收拾に當るべき旨を宣明し、翌二十二日午前九時天津發、張樹元、章士釗、林長民、呂公望等を同伴、同日午後二時入京せり。次で馮玉祥は同日午後四時、張作霖は二十四日入京せり。段祺瑞は二十一日入京に際し左の如き通電を發したり。

共和建設せられてより十有三年、其間干戈相次ぎ今に至る迄治まらず、一國の元首を選挙するに賄賂を以てし道德淪亡し、法紀弛廢し、誅求飽くなく、民は貯蓄鮮く、水災旱魃交も起り、野に飢民多く、國脈の紊亂極まり人民の困苦深しと云ふべし。法統既に壞れて之を襲ぐべきなし、惟だ此變期に際し宜しく外大勢を觀、内人心を察し改革を徹底せしめ始めて一時の亂を定め更に百年の榮を開くに足るべし。祺瑞歷年大政を乗り艱危を補ふなく、天津に退きて佛教に親しみ居たり。往日の失敗を省み冀くは將來の禍を止めんとす、近頃華星天南

に起り芒南北に纏はる、糧少く人足らざるに久しく訓練せる兵を集めて同胞互に相争ふ人民何ぞ不幸にして此慘毒に遭ふや、幸にして各方面の同僚力めて平和を主とし、拒賄議員の正義亦達し、革命既に己み、百廢興るを待つ。中樞人に乏しく遂に衰朽の余を徴するに至る、自ら顧みて庸愚大任に勝へざるを思ふも各方面の懇請黙し難く、己むを得ず十一月二十一日都に入り、中華民國臨時執政の職に就き、臨時政府を組織し、暫らく秩序を維持せんとす。海内久しく統一を望み、輿論革新に趨る。願はくは天下の人と相見ゆるに誠を以てし、共に國是を定め、國憲の制定、省憲の促成、軍制の改革、邊疆の開拓、教育の發展、實業の振興、交通の發達、民生の救濟等諸重要事項は必らず全國人の心思才力を集めて之を行ふべく、而して之が爲めに現に兩種の會議を組織せんとす。一は善後會議にして以て時局の紛糾を解決し建設方案を籌備するを以て主旨と爲す、一ヶ月以内に集議すべく其會議規則は別に電達せん。二は國民代表會議にして米國フイラデルフィヤ會議の先例に倣ひ一切の根本問題を解決せんとす、三ヶ月以内に齊集すべく其會議規則は善後會議の議定を俟つて即ち公布すべし、會議完全の日は即ち祺瑞責を卸すの時なり、之を要するに今暫らく艱難に膺るは實に真心の主眼に本づき、徹底的改革を爲さん爲なり。謹んで肝膽を披瀝して微衷を陳ぶ、邦人君子幸に教を垂れよ 段祺瑞

**段の執政就任** 十一月二十二日入京せる 段祺瑞は二十四日正式に臨時執政に就任し同時に二十四日附臨時執政令を以て臨時政府制並に内外文武各官は従前通り職に従ふべきこと並に從來の行政司法諸法令にして臨時政府制と牴觸せざるもの又は法規を以て廢止せざるものは當分の内舊法令に依るべき旨公布し、尙同日臨時執政令を以て閣員を任命せり、右臨時政府成立と同時に黃郭以下前内閣員連名を以て今回臨時執政就職し、大勢歸する所定まり諸事更新すべきを以て連帶辭職する旨の宣言を發し同日新政府に國務院の事務引継を了せり。

**臨時政府の組織** 顔内閣互解後黃郭は十一月三十一日大總統令を以て代理總理に任命せられ、次で十一月二日大總統曹錕退位して總統缺位となり黃郭内閣は憲法の規定に基づき總統の職務を攝行することとなりたるが元來大總統缺位の場合は副總統繼任すべく副總統も缺位の場合

は國務院に於て大總統の職務を攝行すべきものなり(憲法第七十六條) 依つて曹錕辭職の當時副總統は未だ選出せられず、大總統副總統共に缺位の状態となりしを以て黃郭内閣が總統の職務を攝行することとなりしは憲法の規定に依れるものなるが次に出現せる段祺瑞執政の臨時政府は何等憲法若しくは臨時約法に基づけるものに非ず全然革命的性質を帯びたるものにて支那憲法の効力は黃郭内閣の瓦解と共に全然消滅するに至れるなり。

段の臨時執政はかく單に各省各軍長官の推戴に依れるものなるを以て中華民國臨時政府制、及び臨時政府閣員の任命は何人の副署もなく單に臨時執政令として段一人の責任に依つて公布せられたり。臨時執政令を以て公布されたる臨時政府制は左の如し。

**中華民國臨時政府制**

- 第一條 中華民國臨時政府は臨時執政を以て軍民政治を總攬し海陸軍を統率す
- 第二條 臨時執政は外國に對し中華民國を代表す
- 第三條 臨時執政は國務院を設置し臨時執政を贊襄し國務を處理せしむ、臨時政府の命令及び國務に關する文書は國務員に依つて副署す
- 第四條 臨時政府は國務員に命じて外交、内務、財政、陸軍、海軍、司法、教育、農商、交通の各部を分掌せしむ
- 第五條 臨時執政は國務員を召集して國務會議を開く
- 第六條 本制は公布の日より施行し正式政府の成立を俟つて直に廢止す

**善後會議の經過**

**善後會議の由來** 前述の如く民國十三年の政變に於て黃郭内閣の成立迄は民國十二年の憲法の規定に依りたるを以て黃内閣の存続中は同憲法は有効に存在したるが十二月二十四日段祺瑞が各省軍事長官の推戴を受けて執政に就任するや、其組織に係る臨時政府は何等法理上或は事實上民意を代表する機關により、或は其規定する所に依りて成立せるも

のにあらず、要するに過渡時代の臨時的事實的の統治機關に過ぎず。段は將來正式政府は民意を代表する機關により組織せらるべきことを其執政就任に當りての宣言に於て宣明し、國憲の制定、省憲の促成其他庶政の改革建設等に關しては全國人の心思才力に依ることを必要とし、之が解決を圖る爲に國民代表會議を開催すべく、其前提として先づ善後會議を開催して國民會議の組織方法其他の事項を決定すべきことを聲明し、爾來執政就任後着々之が準備に努むる所ありたり。

**善後會議の組織及權限** 段執政は十二月二十四日臨時執政令を以て善後會議條例十三條を公布せるが其大綱を略述すれば左の如し。

- 一、目的 時局の紛糾を解決し建設の方案を決定す(一條)
- 二、組織 左の各員を以て組織す(第二條)
  - (一) 國家に大勳功あるもの
  - (二) 今回賄賂を以て選舉せられたる總統を討伐し及内亂を制止したる各軍の最高首領
  - (三) 各省、各特別區及蒙古、西藏、青海各軍民長官
  - (四) 特殊の養望、學術、經驗あり臨時執政より招聘せられ又は任命せられたるもの(但し三十人以下)
- 尙專門委員會を設け右議員は臨時執政より招聘又は任命す(第六條)
- 三、權限 本會議に於て議決すべき事項は左の如し(第五條)
  - (一) 國民代表會議の組織方法
  - (二) 軍制改革に關する事項
  - (三) 財政整理に關する事項
  - (四) 其他臨時執政より提出せらるるもの
- 四、會議地點及會期 北京に開會、會期を一ヶ月とす必要ある時は二十日間延長することを得(第九條、第十條)

**善後會議の會員** 善後會議條例公布と同時に善後會議籌備處を設け許世英を同處長に任命せり。次で右條例第二條により同會議議員資格を有するものに對し十二月三十日附及び民國十四年一月一日附を以て段祺瑞より招聘の電報を發し、右電文中には善後會議を二月一日以前に北



京に於て開催すべきにより出席ありたきこと並に國家根本の大法は國民代表會議を開き全國人民の公意により解決すべき旨を聲明せり。右段執政より招聘の電報を發せられたるもの孫文、黎元洪以下百二十八人なり。

**專門委員會** 專門委員は善後會議條例第六條の規定により臨時執政より招聘又は任命せられ、本會議より附議せられたる議案を審査し並に本會議に出席報告し意見を陳述することを得るものなり。二月十三日本會議に於て議決されたる善後會議事細則に依れば專門委員會を法制、軍政、財政、經濟、教育、交通の六專門委員會に分ち、之に對する委員の分配は臨時執政之を定むるものなり。

尙善後會議條例第六條の規定に依り臨時執政より招聘又は任命されたるものは當初二百二十一名なりしが、善後會議開會に際して孫文より段祺瑞に對し實業團體、商會、教育會、大學、各省學生聯合會、工會、農會等の人民代表を正式會員として加入せしむべきことを要求したるに對し段は開會期迫り手續上困難なることを理由として之を拒絶し、其代り孫文の要求を考慮して省議會議長一人、省教育會會長一人、省城總商會長一人、省農會會長一人、北京、天津、上海、漢口各總商會長一人を專門委員として招聘することせり。

十四年三月二日專門委員會聯合會審査會に於て主席より報告せる所によれば專門委員の全數は三百八十七人、其内出席の通知をなせるもの三百五十三人ありしが實際に出席せるは百九十人内外なりき。

**善後會議と國民黨** 善後會議條例公布せられ段祺瑞が各議員召集の電報を發すると前後して當時天津に在りし孫文は病を押して入京せり。善後會議に對する孫文の態度は本會議の成否に多大の影響あるものとして一般に重視せられし所なるが、國民黨の善後會議に對する態度は當初より大體に於て硬軟二派に分れ、一は絶對反對を主張し一は條件附賛成を主張せり。前者は同黨急進派の主張にして善後會議に絶對反對を主張し、孫文の主張する國民豫備會議を開くか、又は直に國民會議を開くことを主張し北京、上海、廣東を中心として善後會議反對、國民會議

和平統一の方法と爲し豫備會議を以て國民會議を産出せんことを主張せり、七日上海に抵り二十一日神戸に向ひ三十日天津に向へるが途中新聞電報により閣下が十一月二十一日善後會議及國民代表會議召集の主張を發表せるを知るも未だ其詳細を知るに至らず、十二月四日天津に抵るに及び肝病に困む所となり許世英が病床に來訪、二十一日閣下の電報全文及善後會議條例を出示せられ尙右は既に國務會議を通過せりとの事を告げらる、當時余は誠を竭して鄙見のある所を述べしが思ふに聽に達したらん。其後屢々入京して而暗の際繼續して其衷曲を抒べんことを思へるも病の久しく癒えざるを以て如何ともし難く遷延今に及べり。屈指すれば一日附實電に接してより已に半月を経、善後會議開會の期幾日も餘すなし、今にして言はざれば又如何ともすべからざるべく、故に病體を強支して其曰はんと欲する所を盡さんとす。

善後會議は國民會議を産出する外兼て財政軍事の整理に及び其權限豫備會議に比して遙かに廣きものあり、而して其構成分子には豫備會議に列する所の人民團體は一も與るを得ず、十四年來幾度か開かれし會議の内其最大なるものは六年の督軍會議、八年の南北會議なるが皆果敢なりき。其原因は實に會議の構成分子が悉く政府の指定派遣せる所にして國民は會議に參與するの權を與へられざりし爲なり。國民已に代表を選舉して議席に列せしむること能はず、甚しきは會議の公開すら要求して得ざりき是れが爲會議と人民とは漠として關係なく人民は依然として國事を藐視するの故習を守らざるを得ず、而して人民の利害は會議に於て何等顧慮せられず、且つ政府派遣の人物は概れ所謂實力派の代表にしてその各自の利害感情は雜然として互に殊なり、往々にして調劑の術なきに苦しみたり、故に會議の良果を得る能はざりしは亦素より其處なり、或は會議にして實力派の左右する所とならざれば恐らく會議の結果を實行する能はざるべしと説くものあらんも、余は即ち思ふ、會議の成功する否とは全く實力派がよく會議の命令を聽くと否とに依つて決するものなりと。試に巴里會議を以て之を云へば佛國フオツシユ將軍は戰時佛國の兵を統ぶること四百餘萬、協商國の諸軍も亦其指揮に歸せり、又英國のヘーケ將軍は麾下の兵三百餘萬、米國パーシング將軍の統率する兵は二百餘萬あり、其實力は國內に於て比較するものなかりき。然るに一旦戰爭止むや兵を釋いて退き平和會議に對しては絶對に干渉する所なし、其權限の分明すること斯の如くなるが故によく國家

促進の運動を起せり。而して其反對の理由とする所は一、善後會議は民意を無視するものなること二、國民の代表を參列せしめざることにありき。

孫文が廣東より北上するに際して發表せる宣言によれば、支那統一の障碍たるものは列國の帝國主義と國內の軍閥なり、之を除く爲には國民自身の要求に應じて一切を解決せざるべからず、其が爲に國民會議を召集すべしと爲し、而して其國民會議を召集する前に豫備會議を召集して國民會議召集の方法を議定すべしと云ふにありき。而して孫文の所謂國民豫備會議は一、各省實業團體、商會、教育會、大學、學生聯合會、工會、農會及曹錕、吳佩孚に共同反對せる各軍各政黨の代表を以て組織し二、國民會議召集の主義及方法を決定するものにして、之を段の善後會議に比較するに第一構成分子に於て善後會議は元老、各省各軍民長官、其他名望閑歴高きもの等の集合なるに對し豫備會議は主として民間各代表者に限られ、第二に豫備會議は單に國民會議の組織召集に關する事項のみを議するものなるに善後會議は此外に更に軍政改革及財政に關する事項、並に其他臨時執政より提出せられるべき各事項を議せんとするものにして其構成及權限に於て兩者の間には多大の懸隔あり、故に國民黨は善後會議に對し第一に其構成に於て軍閥官僚の集合に過ぎずして國民の代表を參列せしめず、又其權限に於て國民會議に於て決すべき事項に迄及び是れ民意を無視するものなりとして反對せり。茲に於て孫文及國民黨中の穩健派すらも根本に於て善後會議の構成及權限に關しては反對なりしことは一月十七日附孫文の宣言を通じても窺はるゝ所なるが而も孫文は之により全然善後會議に反對することは時局收拾の爲段祺瑞との協調を主眼とせる孫文北上の意義に照らしても不便あり、且つ孫文京以來病勢面白からず、國民黨が飽くまで段政府に反對するを不利とする事情もあり、即ち條件附賛成を聲明せるものなるが其段に送れる書翰は左の如し。

去歲十一月十三日文の廣州を發するや時局に對し宣言を發表し國民會議を以て

に幸ずることを得たりしなり。今回曹錕、吳佩孚に反對せる各軍は誠其功勞大なりと云ふべし、更に會議に際し退いて干與する所なく益々其榮譽を増すべきなり、必ず會議を左右せんと欲すと云ふか、豈夫れ然らんや、唯だ現在國是紛擾の際に當りては歐米先進を以て例となす能はず、且つ國民革命の初步に當つては武力と民意との結合に賴ることあり、故に豫備會議に曹、吳に共同反對せる各軍、政黨と人民團體とを以て平等列席すること、是れ即ち武力と民意との結合に賴る所多きを以て武力と民意とを結合せしむる趣旨に出でたるものなり。豫備會議を實現せしむれば國內の智識階級即ち教育會、大學學生聯合會、生産階級即ち實業團體、農工商會等の如きを以て軍事及政治上の實力者と一堂に相集まり、以て共に國家建設の大計を謀るを得べきなり。此會議をして能く全人民の利害感情を表現せしむることを得ば國民をして聯合協力せしめ得べく、民治の前途に必ず良効あらん、然るに善後會議に列する所の構成分子は實力一方面に偏し、民意方面を忽略せり、恐らくは舊轍を矯て新治を成すこと不可能なるべし、是れ余の不安に堪えざる所、固より善後會議の後に國民代表會議のあることを知るも併も國民代表會議は善後會議より産出するものなる以上善後會議は慎重に組織せざるべからず、況んや其論議するところ尙ほ廣く軍制財政に及ぶに於ておや。余は再三熟慮の上敢て誠を竭して閣下に告ぐ、余は必ずしも豫備會議の名義を固持するものにはあらず、但だ善後會議が能く人民、團體の代表を兼有することを求むるなり、其所謂人民團體とは現代實業團體、商會、教育、大學、各省學生聯合會、工會、農會等にして其代表は各團體の機關より派出し人数は少くして迅速に召集することを期すべし。斯くの如くならば余は善後會議及善後會議條例に賛成すべし、而して會議事項に至りては軍制財政に涉及すと雖も最後決定の權は之を國民會議に譲らざる能はず、蓋し民國は民を以て主人と爲し、政府官吏及軍人は人民の公僕に過ぎざればなり、曹錕、吳佩孚國に禍ひし勢力を挾持して人民を壓制せるは誠に本末顛倒なり、今改弦更張せんと欲せば則ち第一着手は方に人民をして主人の地位を回復せしめ、而して一切の公僕をして各その能を盡し人民の服役を爲さしむべし、然る後民國は名實相符するを得ん、凡そこゝに陳ずる所は固より國家前途の爲に計り亦閣下と余とは久しく患難を同じうせるを以て敢て知つて言はざるなく言ふて盡さざるなきの義に附せるなり尙俯察を祈る。孫文一月十七日



右孫文の主張に對し段祺瑞は一月二十九日附回答を發し、善後會議に各省實業、教育團體等を加ふことは極めて賛成なるも唯現在開會期日迫れる爲手續上困難なるを以て便宜の方法として各省議會、省教育會、省農會及び北京、天津、上海、漢口各總商會會長を専門委員として招聘すべしと答へ尙同日右各團體に宛て此旨通電せり。

之に對し國民黨は一月三十日北京に於て臨時政府が善後會議に關し人民代表の團體を正式に加入せしめざるを理由として該會議に參列せざることを決議し其旨各黨員に通告し、次で二月二日國民黨中央執行委員會の名を以て左の如き宣言を發せり。

昨年十一月十三日日本黨總會は時局に對する宣言を發表し其宣言に於て國民會議を以て時局を解決すべく而して先づ豫備會議を開いて國民會議の基礎條件、召集期日、選舉方法等を議定すること及び豫備會議は現代の實業團體、商會、教育會、大學、學生聯合會、農會及曹錕、吳佩孚に共同反對せる各軍各政黨を以て構成分子とし又國民會議の構成分子も是と同じく唯選舉方法、人數を豫備會議に比して複雑且つ多數と爲し以て眞正の民意を得んことを期する旨を主張せり。該宣言發表せられて以來海内外の各民間團體群起響應し、共に賛意を寄せ來れるは國人の已に知る所なり、而して國民會議促成會は各處に相續いて起り猛烈に進行しつゝあり、之を以て見るも該宣言の主張する所々人民の心理とが同じきことを知るべし臨時政府の召集する善後會議及び國民代表會議は、其國民代表會議の組織方法は如何か未だ知るを得ざるも、善後會議條例によれば善後會議の方法は決して各民間團體を基礎とせず。故に本黨總理は一月十七日臨時政府に對し(一)善後會議に現代實業團體、商會、教育會、大學、學生聯合會、農會、工會の諸代表を加ふべし(二)善後會議に於て軍制、財政の諸問題を討議するは不可なきも最後の決定權は國民會議に附與すべきこと(三)條件を提出し、並に若し臨時政府が此條件を容るれば善後會議に賛同すべき旨を聲明せり。是は本黨總理の臨時政府に譲歩せる結果の最少限度の主張なり。二十九日臨時政府より二條件は容るゝ能はざる旨回答あり。本黨總理は病未だ癒えず、親しく事務を決すること能はざるを以て中央執行委員會は本黨總理の意を體し善後會議に賛同すること能はざる旨決議せり。本黨總理の十一

六、財政善後委員會條例案

右の外善後會議條例により段執政並に會員より提出されし、議案は數十の多數に上りたるが何れも成案を得るに至らず擱り潰しとなれり。

右六項の内(一)の内外債宣布に關するものは要するに未償還の内外債の確數及其支途並に團匪事件賠償金償還の年限及方法を政府より公表して之を財政整理の先決問題となすべしとするもの、又(二)は現に支那より離脱しつゝある外蒙古を支那主權の下に復歸せしむべしとする一の決議に過ぎず、又其(三)も江蘇一省の財政整理に關するものに過ぎず、然るに他の四、五、六の三項は共に善後會議の主たる目的であり且つ新支那民國の建設並に軍事財政整理の基礎となるべきものなりしが、其後の政局の變轉は其何れもをして單なる空文に終らしめ、段祺瑞唯一の政見なりし善後會議も結局徒爾のみなりしは後述する所の如し。今此等の内容を略記すれば左の如し。

全國停戰の提議 當面の時局の紛糾を解決することは善後會議の重要な職責の一なるを以て同會議開會に先立ち全國の戰爭は一先づ之を中止して其解決を善後會議に任ずべきものなりとし、二月三日の談話會に於て全國の軍事行動を停止せしむることを政府に建議すべし旨決議し、同日趙爾巽等七十四人の連名を以て此旨政府に提議せり。之に對し段執政は二月四日各省區軍長官及各軍將領に宛て左の如き通電を發せり。

『善後會議議員趙爾巽等七十四人連署の意見書に接したるが、右に依れば本會議は各方意見の確執を消除し、時局の紛糾を解決するを以て任となす、開會期間内各方の軍事行動及其他の敵對行為は共に完全に停止し、若し爭執あらば共に善後會議に提出して解決を俟つべし等の語あり、善後會議は各方の總意思表示の機關なり、該意見書に謂ふ所の各節、自ら平和を保障するものにして國人の心理と同じ、之が爲に轉達す、此意を體して辦理し以て公意を尊重し保國安民の至意を示さんことを望む。』

國民代表會議條例 國民會議條例の制定は善後會議に於ける最も重要な事項なり。臨時執政が本條例案を善後會議に提出してより本案の進行は最も重視せられ、從つて困難も極めて多く一時其成立を危まれたるも二月十九日第一回會

月十三日の宣言、及一月十七日の電報を讀むものは此議決は本黨必然の結果なることを諒知すべし。本黨は尙重ねて臨時政府及び國民に告げんとす。本黨總理一月十七日の電報は一方、民意尊重の態度の堅きことを表示し、他方臨時政府に對し相當讓歩の精神あることを表示せるものなり、本黨は尙此堅き決心と讓歩との主旨を守り眞正の民意が充分表現せられ時局解決の最高機關たらんことを期するものなり。二月二日中國國民黨中央執行委員會

更に又二月十日中國國民黨の名を以て國民會議組織法制定に關する宣言を發表し、國民會議の組織に關し

- 一、構成分子は本黨總理の宣言に列する如き實業團體、商會、教育會、大學、各省學生聯合會、農會、工會、各軍、各政黨等を加ふべしむべきこと
二、選舉は普通選舉を行ひ且つ之を公開し選舉人に十分選舉の自由を與へ一切の不正弊害を嚴禁すべきこと
三、會議の際に國民の意思を十分表現し得る様にすべく他の何者の勢力をも會議に干渉がまじきことならしむべきこと

を主張し、且つ以上の諸條件を完全に備へしめんとせば國民會議組織法の制定は慎重に考慮すべき先決問題なりとし而して善後會議の構成分子は人民團體を主とせざるを以て之に依りて國民會議を産出することに反對する旨を宣明し、善後會議及善後會議に依りて召集せらるべき國民會議に反對する旨を宣明せり。

善後會議の經過

善後會議は國民黨の反對の爲に一時成立すら危まれたるにも拘らず二月一日を以て開會せられ、四月二十一日閉會せり。此間本會議二十二回、豫備會議及談話會各數回開かれ之に依つて議決せられし事項は左の六案なり。

- 一、歷年未拂の内外債の確數及其用途、並に團匪事件賠償金償還の年限及方法を宣布することを財政整理の先決問題と爲す案
二、外蒙復歸案
三、江蘇財政整理案
四、軍事善後委員會條例案
五、國民代表會議條例案

議より會議十回に及び遂に四月十八日通過するに至れり。

善後會議を通過せる國民代表會議條例は第一章總綱、第二章組織、第三章會長副會長及審查會、第四章選舉、第五章秘書廳、第六章附則の六章三十九條より成り、主として本會議開會の目的及組織並に之に關聯せる諸事項を規定せり。今其主要條項を摘記すれば左の如し。

第一章 總 綱

第一條 中華民國臨時政府は憲法及其施行細則を制定する爲め國民代表會議を召集す
第二條 中華民國憲法草案及其施行細則は國憲起草委員會に於て之を起草す
憲法案の起草期間は三ヶ月を逾ゆることを得ず、草案完成したる後臨時執政より之を國民代表會議に提出す

國憲起草委員會委員は各省軍民長官より各一人、各區長官より各一人を推舉し、臨時執政より二十人推選す内外蒙古西藏各二人青海一人は臨時執政より各別に推選す並に臨時執政より期日を定めて之を召集す
國憲起草委員會委員は草案の趣旨を説明する爲臨時國民代表會議に出席することを得

各地方の法團は憲法に關する意見書を國憲起草委員會に提出することを得
(法國とは各省總商會、省教育會、省農會等を指す)
國憲起草委員會規則は別に之を定む

第三條 國民代表會議は召集せられたる期日に臨時執政政府所在地に於て開會すべし
第四條 國民代表會議は開會の日より三ヶ月を以て期限となす但し一ヶ月延長することを得

第五條 國民代表會議は議員總數五分の三以上の到着通知あるにあらざれば開會することを得ず
第六條 國民代表會議の議事は議員總數過半數以上の出席を以て開議し出席議員三分の二以上の同意を以て議決す

第七條 國民代表會議に於て議決したる憲法及其施行細則は國民代表會議より宣布す

第二章 組 織



第八條 國民代表會議は左の各項選出の議員を以て之を組織す

- 一 吉林、黑龍江、福建、陝西、甘肅、新贛、廣西、雲南、貴州各省より選出するもの各十八人、山西十九人、廣東二十人、山東、河南各二十二人、四川、江西各二十四人、浙江二十六人、直隸、江蘇各二十七人
- 二 京兆、熱河、察哈爾、綏遠、西康各區より選出するもの每區八人
- 三 内外蒙古より選出する者三十人、其定員の分配に關しては別に之を定む
- 四 西藏より選出するもの前後藏各八人
- 五 青海より選出するもの五人
- 六 海外居住者より選出するもの十六人

第九條 國民代表會議員にして開會後一ヶ月に至るも尙參會せざるものは其職を解くべし

第三章 議長副議長及審査會

第十條乃至十二條 (略)

第四章 選舉

第十三條 凡そ中華民國國民たる滿二十五歳以上の男子にして第十四條乃至第十七條に該當する事實なきものは總て國民代表會議議員を選舉し及選舉せらるゝの權あり

被選舉人は選舉人を以て限りとなさず

第十四條 左の事實の一に該當するものは選舉權及被選舉權を有することを得ず

- 一 公權を剝奪せられ尙未だ復權せざるもの
- 二 瘋癲者なることを證明せられたるもの
- 三 本國に於て日常用ひらるゝ文字を理解し並に書くこと能はざるもの但し蒙古、西藏、青海の選舉人は各該地方に用ひらるゝ文字を以て標準となす
- 第十五條 現在陸海軍巡防警察署の官職にあるもの及現役軍人警官は其選舉權及被選舉權を停止す
- 第十六條 現任行政官吏及司法官吏は其管轄又は駐在地方に於て其被選舉權を停止す
- 第十七條 選舉の事務に携はるものは其選舉區内に於て其被選舉權を停止す
- 第十八條 各省區議員の選舉は間接選舉制を以て之を行ふ、蒙古、西藏、海外

居住者の選舉は直接選舉制を以て之を行ふ

第十九條 (以下略)

軍事善後委員會條例 軍事善後委員會は全國の軍事を統一し全國の軍政を整理するために設くるものにして其組織權限は左の如し。

一、組織 本委員會は左の各委員を以て組織せらる

(一) 參謀總長、陸軍總長、海軍總長、執政府軍務廳長、財政總長

(二) 各省區軍政長官

(三) 各邊防督辦、各邊地辦事長官及中央直轄の各總司令

(四) 各軍最高將領にして政府より任命せられたるもの

(五) 軍事上の學識經驗を有し臨時執政より任命せられたるもの五人乃至十人而して右一乃至四の各委員は自身出席する能はざる時は全權代表一人を派して會議に參與せしむることを得、尙本會議に委員長一人、副委員長二人を置き臨時執政委員中より之を任命す

二、權限 本委員會は全國の軍事統一、軍政整理の爲に設くるものなるが更に本條例に於ては具體的に左の四項を挙げたり

- (一) 軍隊縮減に關する事項
- (二) 定員外の將卒整理に關する事項
- (三) 國軍配備に關する事項
- (四) 其他軍事に關する各重要事項

尙本委員會に於て議すべき各案は臨時執政より提出し又は委員長より指定して起草提出せしめ、又は委員中各省區軍政長官、各邊防督辦、各邊地辦事長官及中央直轄の各總司令及各省區最高將領等は各該省區の軍政整理に關する事項に限り自ら提案することを得

本委員會會議は委員長の決定又は委員十人以上の請求に依りて開き議事は全委員の三分の二以上の出席、出席委員過半数の同意を以て議決し、其議決事項は臨時執政に報告申請し其審議決定を経て施行せしむ

財政善後委員會條例 財政善後委員會は全國の財政の整理及公開を計る爲に設くるものにして其組織權限は左の如し。

一、組織 本委員會は左の各委員を以て組織せらる

(一) 財政總長、交通總長、審計院長、稅務督辦、烟酒事務督辦、鹽務督辦

かしつゝあることは舊直隸派殘黨並に國民軍系にとり頗る快からず、遂に反奉天派策士は暗中飛躍して反奉運動を畫策し、十四年十月中旬に至り浙江督辦孫傳芳が張作霖討伐を標榜して起ち、前年奉直戰に敗亡後湖南省岳州に在りし吳佩孚亦も之に呼應して騷起せり。

孫傳芳の騷起 浙江孫傳芳騷起の動機に關しては一般に直隸側の政客が近く開かれんとしつゝありし關稅會議及國民會議が成功せる曉には段政府の財政並に政治的地歩一層確立し、隨つて奉天派の勢力益々鞏固となり直隸派は復活の機を失ふのみならず、孫自身の地位も保ち難かるべしと爲し機先を制すべく孫をして起たしめたる者と觀られたり。

孫傳芳は十四年十月十日午後突如秋期演習の爲と稱して大運河の船舶を徵發し十二日未明より湖州、嘉興方面に軍隊輸送を開始せり。北京政府に於ては之より先既に時局の不安を察し形勢緩和の爲陸宗輿を南下せしめ調停に盡力せしむる所ありしが其効なく、十六日に至り孫は夏超、周蔭人三名の連名を以て段執政並に各省軍民長官宛て奉天軍が永久上海に駐兵せぬ約束を蹂躪せること、並に奉天軍の橫暴を算へて吾等同志は一致協力して禍首張作霖を討つ外他意なき旨を通電し、愈奉天派討伐の旗幟を明にすると共に、同日午後孫軍の一部は上海北停車場に着し、既に南京方面へ引揚げし奉天那士廉軍の殘留部隊の武裝を解除し、他の一部隊は安徽省廣德に進入せしめたり。

斯くて孫傳芳は劉宗紀を督辦代理とし孟昭月を杭州守備司令に任命し自ら總司令として追撃に移り十月二十一日南京に入り、蘇浙聯合軍は二十日より津浦線により續々徐州方面へ輸送され孫も二十三日午後三時同方面に向け南京を出發せり。

之より先孫傳芳の挑戰的行動に對し江蘇督辦楊宇霆は無抵抗の態度を保持し孫軍の進撃を知るや急遽上海永久不駐兵に關しては曩に執政令の發布あり、且つ上海の現狀に於ては軍隊駐在の必要なしとの理由を以て上海にありし那士廉軍に對し撤退を命じ、那軍は十月十五日早朝より輸送を開始して十七日全部南京に引揚げ、次で揚は南京をも抛棄して北上す

- (一) 各省區軍民長官
- (二) 財政上の學識經驗を有し臨時執政より任命せられたるもの十人乃至十人
- 而して右第一第二兩項の委員は自身出席する能はざる時は全權代表一人を出席せしむることを得、尙本委員會に委員長一人、副委員長二人を置き臨時執政委員中より之を任命す
- 二、權限 本委員會は全國の財政整理及公開を計る爲に設くるものなるが條例中列挙する所の事項は左の如し
- (一) 歲入算出の整理に關する事項
- (二) 國稅及地方稅並に國家及地方の支出、區分の計畫準備に關する事項
- (三) 關稅增加の計畫準備に關する事項
- (四) 厘金稅廢止に依る減收補足方法の計畫準備に關する事項
- (五) 内外債整理並に歷年未拂の内外債確數及其使途發表に關する事項
- (六) 裁兵經費調達に關する事項
- (七) 豫算概算の議定及會計檢査實施に關する事項
- (八) 財政に關する各重要事項

本委員會は委員長の決定又は委員十人以上の請求に依りて開き議事は全委員の三分の二以上の出席、出席委員過半数の同意を以て議決し、其議決事項は臨時執政に報告申請し其審議決定を経て施行せしむ

### 反奉天運動の勃發

民國十三年末の奉直戰以來奉天派の勢力は急速に擴大し張作霖の下に第一師長たりし李景林は直隸督辦に、第三旅長たりし張宗昌は山東督辦に任命せられ、其勢力は京畿以南に延び、次で東三省總參議楊宇霆が江蘇督辦に任命せらるゝに及び、奉派の勢力は長江にまで進出するに至れり。一方國民軍系に於ては馮玉祥は甘肅督辦兼任を命ぜられ、孫岳陝西督辦、岳維峻河南督辦たる關係上、奉天系對國民軍系の勢力分布は茲に確然分明することゝなれり。然るに奉派が斯く急速に擡頭し中央政局を動



るに決し、十月十八日部下軍隊を津浦鐵道により北方へ輸送し自らも同夜南京を去れり。

楊軍撤退するや江蘇軍は其虚に乗じ鎮江及南京の兩地に於て引揚未了の部隊東北第八、第二十師の一部約七千の武装を解除すると共に、白寶山、馬玉仁、陳調元、朱熙、鄭俊彦等亦孫傳芳に加擔し、連名を以て奉天討伐の通電を發し、白寶山を江蘇省軍司令に推せり。

奉軍の撤退後安徽江蘇兩軍は守勢的態度を執り又國民軍系の態度も鮮明を欠きたる爲戰局は一時停頓の状を示したるが、此形勢を見たる奉軍は積極的に南方攻略の方針を執り遂に十一月三日徐州南方の固鎮、夾溝に於て孫軍に對し戰端を開けり。此戰爭に於て奉軍は孫軍の前進陣地を破り、孫軍は一時徐州南方の任橋附近迄退却せるが、四日夕頃より形勢を挽回し奉軍は先頭に在りし山東土着軍の主力が孫軍に投降せる爲爾餘の軍隊も多大の損害を受け、六日韓莊に退却し、之に關連して先に清江浦方面に進入せる邢士廉軍も海州を棄て、山東省内に引揚ぐるの已むなきに至り、徐州は八日孫傳芳軍に占領されたり。孫軍の此形勢を見たる安徽省軍第三旅長王普も反奉軍と共同動作を執るべき旨通電し、同時に部下軍隊を率ゐて蚌埠方面に出動せり。

孫傳芳の驟起と共に漢口にある直隸派の政客張志潭、靳雲鵬、孫潤宇等は吳佩孚を中心として各地の殘黨を糾合し討奉軍を組織すべく奔走する所あり、更に孫軍の戰況有利となるや湖北督辦蕭耀南の部下にして吳佩孚と密接なる關係ある第二十五師長陳嘉謨、湖北第一師長冠英傑、漢口鎮守使杜錫鈞等を動かして、蕭耀南に對し吳を擁して孫傳芳に響應すべく慫慂せしめたるを以て、蕭も已むを得ず之を容れ、十月十八日吳佩孚に對し武昌に來り奉天討伐聯合軍の總帥たらんことを電請せり。吳佩孚は之に應じて十月二十一日武昌に入り、直に討賊聯合軍總司令部を設立し、總司令に就職せるが、河南岳維峻は國民軍首領馮玉祥の態度を觀望して保境安民を唱へ湖北軍の河南通過を拒絶するあり、湖北軍首領中に蕭耀南始め吳に對し冷淡なる態度を持するもの多く、又湖北省議會は

同省の中立を唱へ漢口總商會は軍資金の調達を拒絶する等、吳は寧ろ窮境にありたり。

**奉天國民軍兩派の妥協** 張作霖は孫傳芳の反奉運動に對し國民軍の響應を防がんに爲に大に努力し、馮玉祥、岳維峻の下に使を派して妥協を講ずると共に、一方東三省に動員令を下し、約三萬の豫備隊を山海關瀾州に集中し、其一部を熱河、直隸、山東方面に増援して萬一に備へ和戰兩様の準備を整へたり。

中央政府に於ては關稅會議進行の折柄極力兩者協調の維持に努力し、九月一日北京に於て會議を開き張作霖、馮玉祥及岳維峻の代表者を集めて妥協を圖りたるが、張馮兩者の主張には根本的の相違あり何等の結果にも到達せず、茲に於て張、馮の關係は一段と緊張し奉天軍は第三方面軍約十萬を廊坊天津間に集中し、之に對し北京附近の國民軍は蘆溝橋、長辛店及び通州、密雲一帶に、察哈爾綏遠軍の主力は南口に配置せられ形勢極度に切迫し、戰亂の勃發は單に時期の問題と觀測せらるゝに至れり。此危急時に際し段執政は引續き調停に努め十二日張馮双方に最終的和解を試むる所あり。之に對し張馮兩方面とも關稅會議開會中の重大時機に際し何等戰意あるにあらざる旨を回答し、形勢は急に緩和するに至れるが、段執政は翌十三日執政令を以て停戰令を發し、尙

一、京漢線の治安は馮玉祥、岳維峻をして維持せしむること  
二、孫傳芳に對しては即時部下に命じて軍事行動を停止して解決を俟たしめ津浦鐵道の前線は張作霖、李景林をして適宜處置せしむ  
三、京漢地方の駐兵は即日戰前の状態に復せしむること  
を命じたり。茲に於て廊坊天津間の奉天軍は軍糧城以東に、北京一帶の馮軍は原駐地に各撤退し、一時開戰の状態にまで漸したる奉國の關係も危機を脱するを得たり。

**郭松齡の謀叛** 北京の時局は奉國兩軍の妥協により辛くも戰亂の勃發を免れ得たる處、次で奉天側郭松齡の張作霖に對する謀叛により新なる戰亂の場を展開せり。奉天軍第三方面軍副司令郭松齡は十一月上

旬奉國兩軍の妥協成立後奉軍中の精銳を率ゐる軍糧城より瀋州に移駐したるが、二十三日同地に於て部下諸將を召集して軍事會議を開き張作霖の下野を要求すべき決意を告げ、之に反對せる姜登選を射殺し、第五師長趙思謙、第七師長高維嶽、第十師長齊恩銘、第十二旅長孫旭昌等張作霖譜代の諸將を捕へて自己の腹心を以て之に代へ、其軍を東北國民軍と改め、同夜張作霖に對して下野を要求し、尙楊宇霆以下左右の主戰論者を放逐すべきこと並に張學良を總司令に推す旨を電報せり。

郭松齡謀叛の動機は奉天軍内に於ける楊宇霆、姜登選等日本留學生派對郭松齡、李景林等北洋陸軍大學出身者との對抗、前年奉直戰の行賞に對する不平等の外、馮玉祥との間に諒解成りし事等最も重要な原因なりと見られたり。

郭軍は二十三日夜より直に前進を開始し、昌黎附近にありし汲金純軍は次第に後退、山海關にありし張作相麾下の吉林軍第十五師と共に鐵道電線を破壊しつゝ、緩中まで後退せり。

郭叛逆の報奉天に傳はるや、楊宇霆は内訌の因を成せる不明を謝して辭職する旨を通電して大連に去り、緩中において張學良は父作霖の命を帯び葫蘆島より軍艦鎮海にて郭に會見の爲め秦皇島に向ひたるも目的を果さず、二十八日早朝大連に歸着せり。張は楊宇霆と相携へて二十八日奉天に歸りたるが、各首腦協議の結果、東三省全軍隊を糾合して郭を討伐するに決し張學良は二十九日夜前敵總司令として戰線に向ひ、緩中附近は地形上防禦に適せざるを以て各軍隊に鐵道破壊を行ひつゝ後退を命じ、興城の東方高地より連山に亘る線に陣地を占め、司令部を高橋に設けたるが其兵數は僅に三萬に過ぎざりき。

之に對し山海關に集中せる郭軍は六師二旅約七萬の兵を擁し鐵道の修理を待つて十二月一日早朝より行動を開始し、其前進部隊は二日午後既に興城に達し、四日拂曉より五日夕に亘る戰爭に於ては張軍の左翼汲金純軍を破り、一部は錦西方面より退路を遮断せんとしたるを以て張軍は總崩れとなり急遽錦州をも放棄し、行く行く鐵道、橋梁を破壊しつゝ奉

天方面に退却せり。

敗報奉天に傳はると共に、張作霖は六日緊急軍事會議の結果、新民以西の鐵道及橋梁が處々破壊せられ郭軍の前進は主として鐵道によるの外なきを見越し、其間に錦州より退却せる殘軍と湯玉麟軍、熱河より歸奉の途にある關朝墾軍及吉林、黑龍江兩省の援軍を以て陣容を整へ遼河左岸の地區に於て最後の決戰を試みることに決し、七日各方面に宛て左の如き郭松齡討伐の電報を發せり。

東三省は作霖の郷土にして此處に官を奉ずる以上責任淺からず愛國の赤誠は敢えて人後に落ちず、余が三省の財力を以て救國の犠牲に供し民を救恤し兵を勞するは此意思に外ならず、然るに人は之を諒とせず野心ありと爲し郭松齡の如きは江浙の亂に乗じ兵を逆まにして和平を唱道し我が慰撫を聞かず戰禍を起せり、余は國家大局の爲斷乎として起ち永遠に禍根を斷ち人民を保護する決意なり。

又同時に段執政以下各方面に宛て馮玉祥の罪狀を列擧し、彼が外資を借りて赤化を宣傳し、遂に奉軍内部を攪亂せることを攻撃し馮討伐の宣言を發したり。

十二月七日錦州を占領せる郭松齡軍は奉天軍が退却に當り破壊せる鐵道及橋梁を修理しつゝ、一部は省街道上を併進し、其前衛歩、騎各一旅は十四日白旗堡に到着、新民屯にある奉軍前哨との間に斥候戰を交へたり別に歩騎混成一團は溝帮子より營口に進み其主力は溝帮子より二十餘列車を以て饒陽河の線に集中せられ居たるが、更に白旗堡後方に移動し二十日より黃旗堡新民屯一帶に於て愈々張軍との間に前衛戰を開始せり。

郭軍の此攻撃に對し張作霖は自ら總司令となり、張學良を前敵第一軍(中路)、張作相を第二軍(右翼)、吳俊陞を第三軍(左翼)、各司令に任命し、張學良軍三旅、張作相、湯玉麟各一師、汲金純殘部其他來援すべき吉、黑軍各一旅合計約六萬を以て遼河左岸の丘陵地帯に堅固なる防禦陣地を構へ、特に奉天城を背にして最後の戦を試みんとせり。

尙此間に於て郭松齡軍の一部歩騎混成團(歩千三百、騎二百)は十二



日溝子より二列車に分乗して十三日午後九時營口對岸の河北停車場に到着し尙進んで遼河を渡り營口市街に入らんとしたるが、我白川關東軍司令官は營口守備隊長をして安寧維持の爲渡河中止を要求し、更に十五日に至り第二回警告文を交附したるを以て郭軍は十六日少數の兵士を止めて漢口方面に引揚げたり。尙同地練軍營兵士約三百名は郭軍の入市前既に十三日夜衝突を避くる爲營口を退出し海城方面に引揚げたるが、郭軍の退去したるを聞き再び營口に引返さんとしたるも、我同地守備隊長は同軍に對しても第二回警告の趣旨に従ひ其入市を拒絶せり。

十二月二十日白旗堡附近に集中せる郭松齡軍は同日拂曉進んで新民府の張作霖軍の前哨を驅逐し二十一日午前新民屯を占領せり。奉天の運命風前の燈火の如く且夕に迫れるが、幾許もなく其後戦局一變して郭の敗北に歸し張作霖は頽勢を既倒に挽回するを得たり。即ち郭軍は、

左翼 公主屯方面張軍の右翼(吉林軍)に對しては二十一日夜攻撃を開始せるが二十日午前逆襲を受け樹林子を経て新民屯北方鐵道線路上に退却し吉林軍の爲に同市の北方二哩の腰高台要地を奪取せられたり。

正面 巨流河の張學良軍に對しては二十一日夜新民屯の夜襲を撃退し二十二日夜進んで張軍の前進陣地を奪ひ引續き激烈なる銃砲戦を交へたり。

右翼 大民屯方面(黑龍江軍)に對しては歩砲兵の主力を以て二十一日夜平安堡、章士台より攻撃を加へ二十一日午後大民屯を占領し黑龍江軍は一旦後方三哩の大荒地、花樓の線に退却したるが總豫備隊の來援を得て辛うじて郭軍の前進を阻止せり。

然るに二十三日午後に至り吳俊陞の率ゆる黑龍江騎兵二師は迂回運動に依り白旗堡に進出して郭軍の後路を脅かせる爲、郭軍は全線に動搖を始め之に乗じ奉軍は一齊に攻勢に轉じたるを以て形勢は遽に一變し、新民屯は二十四日夜陥落し、郭軍の大部分は降服するに至れり。

郭松齡は二十四日其夫人と共に戦地を脱出せるが、營口方面へ逃走の途上新民屯より約十里の地點なる老達房の一農家に潜伏中奉軍騎兵の爲に發見銃殺せられ、遺骸は二十五日夜奉天に運ばれたり。尙郭の帷幄に參

三、責任内閣制 段瑛瑞を推戴して責任内閣制を樹立し、内閣を改造して黃郭其他馮派を以て内閣を組織せしめ段下野せるも現政権に變化なからしめんとするもの 右同上

四、法統恢復派 總統制を恢復し黎元洪の殘存大統領任期八十餘日を繼任せしめんとするもの、在天津孫洪伊、張紹曾、張國淦其他舊國會議員の多數等幾多の主張あり。右の内第三項以外は實行に重大なる困難を伴ふのみならず、關稅會議開會中に政權の根本に變動を來す如きことあらば新に列國に承認を求めざるべからざるを以て、結局馮玉祥方面も第三項の方策を以て進むことに決したり。

**臨時政府修正** 國民軍側には最初黃郭を首班とする馮系の責任内閣を組織すべく計畫し、一方段執政の側には新内閣成らば直に下野する爲臨時參政院副議長湯漪に命じて修正臨時政府案を起草せしめしが、其後に至り馮系にて内閣を組織することに反對するもの出で來りたるを以て許世英に内閣を組織せしむることに内定し、許も之を諾して既に其人選も終へたる處、十二月二十日頃より國民軍と李景林との間に戦争勃發し本問題の解決は其儘沙汰止となれり。然るに幾何もなくして戦争は國民軍の勝利に歸したるより、段は十二月二十六日附執政令を以て左記臨時政府制七ヶ條を公布すると共に、許世英を内閣總理に任命せり。

中華民國臨時政府制

- 第一條 中華民國臨時政府は臨時執政政務を總攬し命令を發布し陸海軍を統率するものとす
- 第二條 臨時執政は外國に對して中華民國を代表す
- 第三條 臨時政府の國務員は臨時執政を贊助し政策を決定し國務を處理するものとす
- 第四條 左列の各員を均しく國務員となす
  - (一)國務總理
  - (二)各部總長
- 第五條 國務會議は國務員之を組織し國務總理を以て主席となす
- 第六條 臨時政府國務院及び外交、内政、財政、陸軍、海軍、司法、教育、農

しつゝありし、林長民も二十三日白旗堡に於て流彈に倒れ、又郭の顧問として外交方面の衝に當り居たる殷汝耕以下齊世英、盧香春等八名は二十四日我新民屯領事分館に逃込み保護を依頼し、我領事館に於ては之を收容せり。斯くて張作霖はこの新民屯に於ける奇勝に依り辛くも其の没落を免るを得たり。

執政政府の瓦解

**中央政權の動搖** 十四年十一月十三日の停戦令に依り直隸省内に於ける奉天、國民兩軍は各其所定の地に就き北京の政局は一時少康を得べく豫期せられし處、二十三日に至り突如郭松齡の謀叛より奉天派に内訌起るや、馮玉祥は忽ちにして従來の妥協的態度を捨て奉天軍に反抗し北京政局を全く左右するに至れり。茲に於て北京に於ける奉天派及びこれと密接の關係ある安徽派要人は狼狽不安の極に達せり。即ち會統萬は郭松齡と國民軍を離間せんとせりと口實の下に國民軍の北京警備司令鹿鍾麟の手に捕へられたる外、閣員中葉恭綽、鄭洪年等は逸早く天津に去れる儘再び歸京せず、莫德惠、吳光新、李思浩等以下段左右の姚震、梁鴻志等は身邊の危險を虞れ何れかへ姿を隠し、次で二十八日に至り、關稅會議反對、不平等條約廢棄、國民政府建設等を標語とせる學生團主催の國民大會は左傾派學生の煽動により重大なる暴動を惹起し、北京に無政府状態を現出し、章士釗、朱深等の邸宅は燒打されたる結果章、朱も所在を晦まし臨時政府は茲に單に形式的に存在するの姿となれり。此間に乘じて各派の政治家團體中には時局解決の方策として、

- 一、中央政府を委員制に改めんとするもの、徐謙等國民黨左側派
- 二、攝政内閣復活派 段執政出處以前即ち民國十三年十一月二十四日の攝政内閣を復活し、其内に各方面實力派の代表を羅致せんとするもの、國民黨右傾派及國民軍關係政客の一部の主張

商、交通各部を設け臨時政府の命令及凡て國務に關する文書は國務總理及各部總長全體或は各部分別の副署を爲すものとす

第七條 本制は公布の日より施行し正式政府の成立を俟て之を廢止す

**許世英内閣成立後の政情** 許世英は十二月二十七日國務總理に就任し、施政の大綱として速に聯省會議を開き善後問題を討議し、國民代表會議條例を改正して真正なる國民會議となし、憲法問題其他一切の改革を斷行し、所謂馮玉祥の平民會議を實現せしむべく其第一着手として財政の整理、各省の停戰裁兵を行はんとする旨を聲明し、新聞員は三十一日任命され、同時に前閣員は辭職を許可せられたり。

段執政は許世英内閣成立後豫ねての聲明に基づき一月十五日の國民代表會議召集日を期して挂冠の事を果すべく、先づ一月三日馮の在京代表劉之龍をして馮玉祥の意を確かめしめたる處、馮は國民第一軍の將領は自分と共に終始執政擁護の方針を變更せざるべき旨を回答せり。然るに翌四日馮玉祥は突如下野を聲明し張家口を退去せるに引續き、國民第二軍の在京代表李仲三は段執政就任以來の專制政治を責め吉敦鐵道契約の成立、金フラン案の解決を難詰して其の下野を要求するあり、更に六日張之江、李鳴鐘、鹿鍾麟、宋哲元等國民第一軍の將領連名を以て一、中央擁護、二、民意尊重、三、國民生活開發の三大主義を標榜する通電を發し、國民第一軍は馮總師の意思を繼ぐも段執政一人の爲に必ずしも民意に逆行するものにあらずと表明せる爲、段執政も遂に四圍の狀態に鑑み愈々退位の外なきを決心し、一月七日夜許總理の要請を容れ下野の通電を發せんとせり。

元來許内閣の成立は段執政の退位を以て其一條件とせる關係より、許總理は功を急いで先づ段を辭せしめ安福派勢力の失墜を招徠せんとし此下野通電を發せしめんとせるものなるが、之を探知せる湯漪、陳宜、章士釗、關心洪等安福派要人は急遽駆けつけて發電を阻止し、許總理との間に大爭論を演じ、許總理は辭職を聲明して交民巷内に去りしが、翌



日疏通の結果、結局下野の通電は湯漪の主張勝を制し九日午後六時左の如く各省に段の信任を問ふ通電に修正して發出することとなり、許總理も辭職を中止するに至れり。

執政就任以來在野既に一年事悉く志と異ひ心身共に疲れたり、四方の創獲を思ふ毎に慚愧の念を深くする、茲に事變に遇ひ前後困難なるに際して執政制を修正し國務院制を布き庶政を更改して既往の失敗を補はんを欲す、國利を期するためには私心を排するを要す、願くは各方面の建議により速かに國是を定め責任を解き前事を覆まん多難は國を興す所以、舊を改め新を起し成功は私すべからず。

法統回復派と左傾派

一月九日段執政が通電を以て各省にその進退に關し諮詢する所ありたるに對し、國民黨は吳佩孚の法統回復運動に關連して舊直隸、奉天兩派接近の兆あるに鑑み段執政を府擁護に傾きたるかの觀あり、一方山西督辦閻錫山以下數省の軍民長官よりも段擁護の返電ありしが段が、國民黨並に新舊安福派の擁護に依つて命脈を保てる一方に其反對派たる法統回復派、國民黨左傾派の運動は漸次其歩を進めつゝあり、此等主張の内容を檢するに、

法統回復派 此中には約法派と護憲派とあり。即ち

(甲) 約法派 舊約法を回復せんとするものにて此中にも又二派あり

其一 黎元洪の在任期間を復活せしめんとする一派——張紹曾、張國淦及國會議員の一部

其二 單に舊國會議員が約法に基き自由集會新に大統領を選舉すべしとするもの——黃郛攝政内閣復活説は此派の主張に屬す

(乙) 護憲派 民國十三年の國務院(顏惠慶内閣)を恢復し大統領の職權を擁護し、曹錕大總統當時の憲法に就き改正を要するものは憲法會議を開き法に依りて改正すべしとなすもの——唐紹儀、章炳麟其他舊直隸派議員の主張、此派は武力的背景として吳佩孚を擁し奉天派との提携により其主張を貫徹せんとす。

國民黨左傾派 此派は擁護派及法統派と全然主張を異にし孫文主義を標榜し孫

李景林を攻撃するに決し十二月八日より總攻撃を開始せり、然るに同日より十四日に亘る總攻撃は全然失敗に歸したるより國民黨は更に張之江援助の爲に李鳴鐘、宋哲元の兩軍新銳を以て第二次總攻撃を開始するに決し國民黨は再び其陣容を整へたる上二十一日拂曉北倉側面の陣地並に軍糧城方面より優勢なる第二次總攻撃を行ひたる處北倉の李軍は支へずして二十三日午前より續々天津支那街に遁走し來り更に津浦鐵道沿線にありし李軍と合して馬廠方面に退却し更に山東方面に潰走せり而して李景林は二十四日天津外國租界に逃込み國民黨は二十五日午前天津に入城せり。

李景林失脚の結果北京政府は馮玉祥に詢り十二月二十五日附執政令を以て李の直隸軍務督辦兼省長を免じ、其後任に孫岳を任命せり。

奉天派の内訌に乗じ直隸の李景林を驅逐せる馮玉祥は漸く天下の政權を掌握するに至りたる處突如十五年一月四日下野外遊の通電を發し即日張家口より平地泉に向つて出發せり、通電の要旨左の如し。

我國戰禍に備むること十四年、余は昨年和平を唱へて以來内争を息め建設に専心せんとせり。圖らざりき跋扈者(奉天派)は其野心を戦めず、攀附者は其勢を助長し、勢ひ海内を席巻せんとせり、幸に孫傳芳氏先づ義を唱へ(蕭耀南氏之に聲援するありて強敵の鋒を挫き未だ數旬ならざるに千里潰退せしめたるに拘らず彼張作霖野心尙未だ死せず大軍を入關して轉じて北を圖らんとせり。茲に於て郭松齡氏東省人民の苦を痛み師旅を整へて民の爲に命を乞はんとせり、返師の始め李景林素と援助を約せるに後に至つて其德を二三にし郭に對しては前約に違ひ余に對しては通電誣謗せり、余は和平促進の爲に兵を用ひ、李景林既に逃げて京津は肅清せられたり。圖らざりき道途傳ふる所によれば郭氏奉天に逼進して一朝顛覆、既に郷國の爲に殉死して死諫を爲すと、哀悼に堪ふるも張作霖亦方に悟る所あるべし、余は常に武人が戰勝の餘威を藉つて政權を壟斷するの歴史を痛心せるが、幸ひ今戰勝を得たるにより平和の素志に基き國家の改造人民の休養を圖らしめん爲辭職せんとす。段執政は積徳の耆宿、吳佩孚氏は學深く修養積み共に國事を圖るに足る、孫傳芳、蕭耀南、方本仁、閻錫山、岳維嶽、孫岳、周蔭人は皆共に義師を起すに大功ある人、今後此等の賢豪に請ひ

の主唱せる國民會議の開催により直接人民政治を行ひ時宜に依つては委員制を布かんとする一派にして段瑞瑞反對、法統回復反對の立場を聲明せり、于右任(内務總長に就任せず)徐謙及北京大學派と稱せらるゝ李石曾、李大釗等を中堅とし各地學生團と密接なる關係を有し武力的背景としては第二、第三國民黨の一部と聯絡を有したり。

許世英内閣は十五年一月十五日就任せる閣員の連名を以て(一)國際信用を鞏固にし國權を回復す(二)民治に重きを置き武力を却く(三)庶政を公開し不偏黨の政策を採る(四)私を潔くし公に奉じ權利に走らずとの施政方針を發表する處ありしが、許總理は舊歷年關の切抜に際し國民黨の軍費要求に應ずる能はず、爲に國民黨側より盛に攻撃せられたるより二月十五日辭表を提出せり。段執政は許總理を慰留する一方其請暇中陸軍總長賈德耀を代理總理に任命し時局を收拾せんとせるが賈は承けず爲に北京は又無政府の状態に陥れり。

然るに國民黨第一軍側に於ては國民黨の陣容立直しの第一策として馮玉祥の復活、第二策として賈德耀内閣の成立を企畫し、賈の職起を促がせるを以て賈は二月二十日總理代理に就任し新政の第一歩として段執政を以て吳佩孚討伐令を發布せしめたり。次で賈總理は國民黨側の希望を容れて湖北督理及省長の新任並に山東督理張宗昌の罷免を段に要求せるが段は張の罷免を肯せず、湖北督理及省長の新任のみに止めたるより賈は國民黨側との間に板挟みとなり、總理代理就任を拒絶し政局再び動搖を來せり。然るに其後各方面の斡旋により許世英の總理を罷免し賈を正式總理に推して妥協することとなり、三月四日新内閣の成立を見、許内閣は瓦解せり。

馮玉祥の下野まで

馮玉祥は曩に郭松齡の謀叛と同時に十一月二十五日附張作霖に下野要求の通電を發すると共に、直隸李景林に對し國民黨の一部は郭軍を援助すべく天津を通過するに依り異議なく通過せしむべしと要求せり。然るに李は之を拒絶すると共に國民黨の南下に備ふる所ありたるを以て、國民黨側は張之江を總司令とし約三萬の軍を以て建設の大法を討論せしむべし。余は學なく却て將來を謀るの處あり、直ち公職を辭し且つ從來吾人の唱へたる國民黨の名義を取消し、軍隊を國家に直屬せしむ。尙この聲明以後一切政治家の訪問を謝絶し、海外に去り學問を修め國人に資せんとなす。

- かく馮の突然下野を決行するに至れる原因に關しては種々の觀察行はれたるが、要するに
一、李景林との戦争は馮の挑發に發したるものにて馮年來の和平主義に悖り今後大局紛擾の責に任ぜざるべからざること
二、李景林の後任問題に關し第一國民黨諸將の奮闘を顧みず政權掌握の野心なきことを表示する爲第三者たる孫岳を推したことに對する部下の不平
三、軍隊の數多きに失し指揮の統一、軍費の缺乏に苦しみ殊に天津戰の善後に窮したること
四、中央政府も意の如くならず殊に最近法統回復、黎元洪推戴論擡頭し來り段政府の維持困難となれること
等にて起因するものと解せられたり。

而して其後任として張之江を西北邊防督辦兼察哈爾都統、李鳴鐘を甘肅督辦、李雲龍を陝西督辦、劉郁芬を綏遠都統、井岳秀を陝西軍務督辦に夫々任命せられたり。

直隸聯軍の崛起

十二月二十五日海路天津を逃れたる李景林は大連を経て二十八日青島上陸、同夜濟南に到着の上山東督辦張宗昌と協議の結果直隸省臨山附近に退却せる部下軍隊を收容し張宗昌擁護の下に再舉を謀ることとなり、張は青島にある畢應澄軍の一族に出勤を命じ同軍は一月四日より輸送を開始して濟南經由往州方面に向へり。次で一月下旬に至り張宗昌と山東省南部にありし吳佩孚麾下の靳雲鵬との間に妥協成立し後顧の憂を除き得たるを以て張宗昌、李景林は愈々直隸(直隸、山東)聯合軍を組織して直隸省の地盤を恢復すべく運動を開始し、總司令李景林は二月初旬德州方面より進んで十八日南皮及泊頭鎮を陥れ二十一日滄州を占領せり。之に對し國民黨は孫岳麾下の第三軍の主力、國民黨第二軍の一部並に第一國民黨の援軍を馬廠附近に集中して聯軍の北進を



阻止せんとせり。  
 李景林軍は滄州占領後更に二十三日青縣を、二十四日馬廠及其北方唐官屯を占領し、國民第三軍は天津へ、同第二軍（河南軍）は大城方面へ潰退せり。茲に於て北京方面は大恐慌を來し國民第一軍側は頽勢挽回の爲に京畿警備司令鹿鍾麟を前敵司令として二月二十七日戰線に向はしめ陳官屯、靜海一帶に第一軍の精銳約三萬五千を集中し別に有力なる騎兵集團を保定より獻縣へ迂迴せしめ李景林軍の側背を衝くべき作戰を執れり。之が爲李景林軍は唐官屯を棄て西小站、馬廠、大城の線に後退せるが褚玉璞軍二師の來援を受けたるを以て三月一日以來更に國民軍に向つて攻勢に出で天津に向つて肉迫せり。

**赤化討伐軍の聯合** 漢口入り以來不遇にありし吳佩孚は十四年二月三十日法律軍の通電を發し、以來頻りに法統回復運動に専心して居りたる處二月十四日湖北督辦兼省長蕭耀南は突如急死したるにより吳は其後任として自己の腹心陳嘉謨を督辦に、杜錫鈞を同省長に任命し以て湖北の實權を全く其掌中に收め得たり。一方吳麾下の主力たる寇英傑軍は一月下旬より河南に侵入し、京漢線に沿ひて北上し各所に岳維峻の國民第二軍を破り三月初旬には信陽、洛陽の諸要地を攻略せり。又直魯聯合軍と妥協して山東より引揚げたる靳雲鶚軍は二月十八日河南省歸德に入り、二十五日蘭封を、二十六日開封を陥れ、吳佩孚軍の優勢を見て開封に於て獨立を宣言せる毅軍司令米振標、樊鍾秀軍其他と提携して三月四日には鄭州を占領せり。偶ま岳維峻は洛陽陥落に際し不慮の死を遂げたるを以て河南全省の國民軍は殆ど潰滅に歸し茲に河南の全權も吳佩孚軍の掌握に歸するに至れり。

之より先二月一日第二國民軍總長岳維峻は吳佩孚攻撃の通電を發し吳が昨日の敵たる奉天軍と結びて、護法通電を發し又河南を攻撃せることを責め國民の公敵たる吳を討伐せんことを聲明したるが之に對し吳佩孚は翌二日齊燮元、蕭耀南の連名を以て馮玉祥討伐の通電を發し段祺瑞の毀法、營私、損國、媚外を責め、馮玉祥は反覆常なき罪魁なり近頃其野

く、却つて四月初旬來北京に向け進攻し尙敵狀觀察と國民軍威嚇の爲に飛行機を北京上空に飛ばし爆彈を投下する等の舉に出でたり。其結果王士珍一派の和平運動は全然見込なきに至りたるが奉軍の北京爆彈投下は國際公法及び團匪事件議定書の取極に違反するものなりとの理由により北京外交團は奉天當局に對し抗議する所ありたり。

北京に包圍されたる國民軍側は其窮狀を打開すべく或は奉天派との講和を策し、或は吳佩孚との妥協を策し、盛に張吳聯盟破壞の宣傳を試みたるも妥協運動は結局失敗に終り今や愈々北京退却の外策なきに立到れり。然るに鹿鍾麟は張之江等の反對ありしに拘らず最後の手段として吳佩孚の喜ばざる段祺瑞を下野せしめ之を以て吳との妥協を誘はんと計畫を樹て四月九日深更突如クーデターを斷行し、曹錕を釋放すると共に段祺瑞を包圍し段を逮捕監禁せんとせり。併し段は早くも此報に接し印綬を帶同して難を公使館區域に避けたるが鹿は尙豫定の行動を進め賈總理をして執政の職權を攝行せしめ、且つ吳佩孚を國民軍總帥に推戴するの通電を發せり。

然るに此クーデターは吳の賛同する所とならざりしのみならず却つて吳の反對を受け聯合軍の北京總攻撃を促進すの結果に終り四月十五日には通州陥落し、今や到底北京も支持し得ざるに至りしより流石の鹿も己むなく全軍に對し南口へ總退却を命じ、整然たる秩序の下に全軍北京より撤退し了れり。而して同軍撤退後の北京治安は王士珍、趙爾巽、孫寶琦等の組織せる京師臨時治安會の手により維持されることとなりたり。

**段執政の辭職** 段執政は四月九日のクーデター斷行に先ち公使館區域に避難せるが同十三日北京にある吳光新の手を通じてクーデターの爲一時國務の執行を停止する旨を宣言し、賈總理も同様の通電を發したるが十五日國民軍が北京を退去するや十七日段は再び執政府に歸り復職の通電を發し尙張作霖、吳佩孚、孫傳芳、閻錫山等四人に宛て後任の推薦を要請せり。

心を遂行せんが爲に陰に赤黨と結び非行を敢てしつゝありと攻撃し尊法總兵の爲に各方面と一致して馮を討伐する旨を宣言せり。二月六日には第一國民軍將領張之江、李鳴鐘、劉都芳、宋哲元、鹿鍾麟等の連名通電を以て、又同九日には第三國民軍孫岳以下が各々岳維峻の通電に賛成の通電あり。一方張宗昌、李景林は同九日通電を發し吳、齊、蕭の赤化討伐通電に賛成の通電を發するあり、茲に國民軍に對する反國民軍、即ち赤化軍討伐を標榜する張作霖、吳佩孚の聯盟は成立せるなり。次で三月五日吳佩孚、張宗昌、李景林、靳雲鶚、張作霖等二十五將軍は連名を以て赤化政府討伐宣言として『河南にて押收せる無数の小冊子は國民軍共同宣傳の努力を證明す、馮玉祥は彼等の首領にして段祺瑞は又彼に使喚せらる、賈德耀内閣は全く赤化内閣なり、我等は民意に従ひ此政府を討滅すべし』との通電を發するに及び赤化討伐軍の氣勢は益昂るに至れり。

**國民軍の北京クーデター** 直魯聯合軍の天津肉迫に對し國民軍は鹿鍾麟を前敵總司令として天津に急派して頽勢を挽回し反赤化聯合軍の北京進撃を阻止せんとしつゝありし際三月上旬太沽事件勃發し爲に國民軍首腦は専心聯合軍に對抗すること能はざるに至れり。然るに聯合軍は之を以て好機乘すべしとして極力進撃を開始し、三月十八日同事件の解決を告げたる際には既に戰局の形勢一變し、聯合軍は天津北京間の聯絡を中斷せんとし尙國民軍は聯合軍並に灤州方面より進撃し來れる奉天軍の爲に包圍を受けたるを以て鹿總司令も到底挽回の望なきを見越し、三月二十二日遂に全軍總退却の命を下して天津を放棄し、聯合軍は二十四日天津に入城せり。

斯くて反赤聯合軍は三月下旬以來漢口或は唐山に各派の聯合會議を開き飽く迄も國民軍を北京より撃退する迄攻撃の手を緩めざることを申合はす所ありたり。

他方北京に於ては王士珍、孫寶琦、汪大燮等政界の元老中心となり國民、反國民兩軍の妥協糾紛運動起り三月中旬來兩軍首領に和平を勸告せる處國民軍側は無論賛成せるも反國民軍殊に奉天派は絶対に應諾の色なきを以て、

北京城外の治安維持の任に當れる唐之道に宛て

段祺瑞は法を毀ち赤賊を庇護し維持すべき要なし、消息によれば段は國民軍の北京撤退により再び復職せり云ふが安福派の跋扈國を累する此に至りても尙敢て都下に横行するか、望むらくは速に安福黨人を逮捕し並に段を監視せられたし云々

と命令し來りたるを以て段執政並に其周圍は頗る狼狽し、十九日深更入京せる吳光新、曾毓雋、梁鴻志等は又奉天派の態度も面白からずと報告せるより段執政も茲に愈々退位を決心し二十日左の如き退位の通電を發すると共に華士釗、段宏業、段宏綱以下安福派領袖等と共に午後二時北京發天津に去れり。

一、張吳孫閻宛 余引退を決し諸氏に後任組閣者を推し攝政に便ならしめんことを請へるに二日を経て未だ回答を得ず、惟ふに人選の協定困難にして日内に解決し得ざるなるべし、余は茲に政權を内閣に交附し暫らく現狀を維持すべく本日下令したり、諸氏如何なる建設の方途あるか楽しんで見んと欲す(二十日)

二、各省軍民長官宛 段祺瑞執政となり一年有餘、時局愈々紊れ心力交も疲れたり、本月九日の變は内疚尤も深し茲に引退を決し既に本日下令して政權を内閣に交附し暫らく現狀を維持せしむ、之より如何の建設あるか俱に楽しんで成るを觀ん(二十日)

尙段執政は出走に先ち外交總長胡惟德を國務總理代理に任命し執政の職權を代行せしむるの命令を發したるが、胡は右執政の任命は余の承認を得ざるものなりとて就任を肯せず、唯外交總長のみは新政府樹立迄留任することを諾し、斯くて政權は一時胡惟德の手に歸したり。

張、吳の法統回復

**吳佩孚の護憲實行** 段執政辭職後張作霖、吳佩孚は夫々代表者を北京に派し軍事並に政治問題を討議せる結果軍事問題は徹底的に國民軍を對するに決せるが政治問題に就ては兩省の意見尙一致せず、唯張、



吳共に法治の基礎を確立する爲に法統恢復を必要とする點に於ては一致したるも護法、護憲の問題に至つては吳の飽く迄も護憲を以て進まんとするに對し張は曹錕憲法以外の護法乃至政治公開主義を以て進まんとし其間容易に妥協點を見出すこと能はざりき。

然るに吳佩孚は段執政辭職に依る無政府状態より脱却する爲には兎も角も顔惠慶内閣を復活せしむるの意を決し遂に五月二日曹錕をして次の如き下野宣言を發せしめ茲に護憲論實行の第一歩を踏出せり。

國務院、參議院各省軍民長官各省議會各法團、新聞社、全國公民公鑒、銀重任を負ふも徳薄く能淺くして綱紀失墜す、甲子十三年十月二十三日馮玉祥支を倒し開閉を受く、法みだれ國に元首なく已に一年有半心を疚しむ、今聯軍賊を討ち平げ大法復す、國務院自から政を復し法によつて大總統の職務を攝行すべし、鎮自から失取、久しく已に倦意閉門して思過、各方面の協力一致精勵によつて法軌に循じ、混は林下に優遊せんことを欲す。

而して張作霖に對しては無政府状態を脱却する暫行措置と云ふ口實の下に顔惠慶内閣復職の贊同を求めたる處張は已むを得ず之を認容せり。茲に於て吳佩孚は顔に對し復職を勸告せるが顔は五月八日軍事、財政、交通の三項に分てる政見を發表し尙其復職と同時に内閣は總辭職し新内閣を組織する諒解の下に新聞員の人選を考慮し其結果同十三日午後三時正式に民國十三年の顔惠慶攝行内閣の復職式を行ひ、京師臨時治安會の奉還せる大總統、國務總理の印綬二十一個を受領し直に左の如き國務院令を公表せり。

本院は法に依り大總統の職務を攝行す各官廳の公務は均しく恒例に照して進行を計り京師及地方の治安は關係重大なるを以て京畿戒衛總司令地方軍憲長官と協力して處理すべし、茲に令す

同時に左の如く新聞員を任命せり  
外交總長 施肇基、内務總長 鄒 諱、海軍總長 杜錫珪、  
教育總長 王寵惠、交通總長 張志潭、財政總長 顧維鈞、  
陸軍總長 張景惠、司法總長(留任)張國淦、農商總長 楊文愷、  
然るに顔内閣の復活、即ち護憲に衷心快からざる張作霖一派は更に其

十二日第一回の正式開議を開きたる後直に自ら辭職することを聲明し、杜海軍總長を代理總理とせり。茲に於て杜錫珪は翌二十三日代理總理に就任し直に吳佩孚張作霖の入京を求めたるが張作霖は二十六日、吳佩孚は二十八日早朝何れも入京せるが張吳の會見は二十八日午前九時半張作霖の吳佩孚訪問によりて開かれ、次で同日正午懷仁堂に於て杜總理代理主催の歡迎會に列し宴後再び張吳の協議行はれたるが、吳は同夜長辛店に去り張は二十九日退京天津に向ひ、斯くして兩巨頭の會見は極めて他奇なく終了せり。

**杜内閣の成立** 顔惠慶内閣の復活は取りも直さず護憲論の實現であり而も奉天派は護憲に對し頗る不満なるを以て顔内閣問題は吳張の妥協提携を阻害する中心問題にてありしが兩派代表者會議の結果奉天派は吳佩孚の直隸系單獨内閣組織を承認し且つ之を一任する代り吳は護憲を棄つることを條件とし従つて先づ顔總理を辭職せしめ事實上の新内閣を組織し賄選國會の解散を行ひ正當の手續により新聞會議員を選挙し以て護憲護法を超越する新聞會を召集し今後の大總統を選挙せしと主張せるなり。直隸派は之に對し其主旨に於ては賛成なるも實際問題として顔總理を其儘辭職せしむることは其面目上困難なりとし兎に角開議の就任が法定數に達すれば直に正式開議を開き其上辭職を執行せしめたと主張し兩者の妥協を見ざりしが最後に至り奉天派は直隸派の護憲放棄を條件として直隸派に賛成し、斯くて六月二十二日教育、内務、陸軍、司法の四總長以外全部就任せるを以て即日正式開議を開き未就任總長の後任として内務に田應璜(閩錫山系)教育に任可澄(唐繼堯系)を任命し、同時に顔の總理兼外交總長の職を免ずると共に杜海軍總長をして國務總理代理に任命し、杜は翌日就任せり。然るに後幾許もなくして關稅會議に出席中なりし各國全權は支那の時局不安定を口實として同會議の休止を聲明せるより支那側にては大に驚き同會議を繼續せしむる必要上兎に角杜を署理國務總理とし缺員中の外交總長には新に蔡廷幹を任命し其他各總長は何れも署理留任と決し七月六日大總統令を以て之を發表せり。

開議の選任に就ても甚だしく不満足なりし爲奉天派の内務總長鄒諱、陸軍總長張景惠は就任を辭退し延いて張吳兩派の乖離は漸く濃厚となり來りたるを以て他の開員も就任を肯ぜず、顔總理の立場は頗る困難となりたり。茲に於て顔は開員が揃ふまで次長の部務代理を以て國務を執行するの決意を爲し吳と協議の上各部次長を任命し各總長の就任迄夫々總長の職務を代理せしむることゝせるが、一般に禍機茲に孕むとし其前途は早くも悲觀されたり。

茲に於て顔總理、齊燮元、張志潭等は直に吳佩孚とその善後策を講ずることゝなりたるが、吳も自ら餘りに護憲論に囚はれ過ぎたるを感じ何としかして張作霖との妥協を謀るの必要を感じ來れる折柄、張より重ねて政治公開實現に對する正式の要求を寄せ來れるを以て之を機とし自ら北京に赴き張と直接面晤して對時局策を講ずるの意を決し、五月二十六日漢口を發し、途上鄭州、開封、石家莊の直隸各軍を檢閲し三十日保定に到着せり。一方奉天派に於ても吳の北上と前後して政治問題解決に關する重要會議を開き顔内閣改造案及國民軍攻撃の具體案を定め、張作霖は六月五日奉天發天津に急行せり。

**張吳の時局收拾會議** 張作霖、吳佩孚の會見を前にして兩軍代表者は六月月上旬奉天に於て時局收拾豫備會議を開き各種問題を協議せるが六月十日吳佩孚側よりは張志潭、張其鎰、張作霖側よりは楊宇霆、鄒諱等出席して軍事、政治、法律の各問題に就いて協議し、其結果軍事問題は奉直兩派の協力に依つて飽く迄國民軍を討伐すること、政治問題は顔總理の辭職を條件として一切を吳に委任す、但し後任總理の人選は吳張會見の上定むることを決定せり。斯くて此決議事項は張其鎰より吳に報告せられ吳は顔に代ふるに顧維鈞を以てせんとする意ありたるも顔は其面目上之を喜ばず、兎も角も顔内閣は一應正式に成立せしめ然る後辭職せんことを希望せるより張其鎰は急遽北京に入り奉天派代表鄒諱の入京を求めて其承認を請ひたり。此提議に對し鄒は異議なく同意を表し同時にそれまで未就任なりし各總長も續々就任せるを以て顔總理は六月二

**國民軍の總退却**

北京を撤退せる國民軍の大部は南口に據れる外其有力なる一部隊は山西に侵入し頗る優勢を傳へられ四月以來奉直聯合軍と對抗し、此間奉直聯合軍は屢次南口總攻撃を計畫せるも南口は難攻不落と稱せらるゝ險要の地のみならず、吳佩孚の率ある直隸派は曩に斬雲鶴罷免以來結束地緩し吳の命令徹底せず、加ふるに湖南に進出し來らんとする廣東北伐軍の爲に背部を牽制せられて積極的行動に出づる能はず、他方奉天軍は北京の政權一切を吳に委ねたる以上國民軍に對抗することは直隸軍の責任なりとして傍觀的態度を持したる爲聯合軍の總攻撃は常に宣傳のみに終りつゝありたり。然るに其後吳佩孚は張作霖に對し自己の苦境を訴て奉天軍に積極的攻撃に出でんことを懇請せるを以て張も遂に其請を容れ先づ吳俊陞の率ゆる奉天軍をして多倫諾爾方面に侵入せしめ、同軍は七月中旬沽源に迫れり。次で吳佩孚は七月二十四日長辛店に奉直兩軍の諸將を召集して重要な軍事會議を開き今後の戰略を協議せる結果沽源方面は吳俊陞軍に一任し其躍進に策應して八月一日より愈々南口總攻撃を開始することゝなれり。但し吳佩孚軍は前述の如く南方より脅威せられつゝあるを以て全力を擧げて國民軍に對する事能はざる爲奉天山東聯合軍主として之に當り張學良が奉直聯合軍總指揮に任ずることとなれり。斯くて吳俊陞部下の六萬は多倫諾爾方面より張學良麾下の第九、第十兩軍は南口正面より夫々攻撃を開始せるが、吳俊陞軍は沽源占領後幾許もなく又國民軍に奪回され形勢不利に陥りたるも、南口方面の戦況は終始優勢にして八月初旬には得勝臺、泰平庄等を占領し、次で吳俊陞軍は再び沽源を奪取し、張學良軍は南口唯一の險要たる虎峪村を占領せるを以て國民軍總司令張之江は到底勝算なきを見、八月十四日一先づ南口を棄て、宣化方面に退却し、同地に第一防禦線を布くべく命令せるが四圍の戦勢は最早宣化或は張家口に留まるを許さざるに至り遂に同十八日自ら全軍を纏めて張家口をも放棄して平地泉方面に去れり。茲に於て奉天軍は戦はずして同二十日完全に張家口を占領し北支の戦局も茲に一段落を告げたり。

(以上曾識眞治稿)



# 外交

## 〔甲〕總說篇

### 外交機關の變遷

**總理衙門** 清朝は由來諸外國を視るに蕃夷を以てし其通好を目して來賓とし禮部主客清吏司をして其事を掌らしめたるが、時勢の推移に伴ひ清朝と列強との交渉緊密を加ふると共に、對等の交際を必要とするのみならず事態重大化したるを以て、清朝は外交關係を取扱ふべき特殊の機關を設くる必要を認め、咸豐十年十一月の交總理各國事務衙門(略稱して總理衙門又は總署と稱す)を創設するに至れり。同衙門の官制として光緒會典の記載する所に據れば、咸豐十年英佛聯合軍北京を陥れ文宗皇帝熱河に蒙塵したるも遂に之れと和議を結ぶに至れるが、當時清朝は時局收拾の爲め撫局なるものを京師地安門外に設けたり。然るに幾許もなぐ之を改めて總理各國事務衙門とし主として外國との交渉事務を辦理せしむる事とし、其組織は總理各國事務王貝勒、同大臣、同大臣上行走を首腦者(定員なし)とし且つ其會議に依り一切の事務を主宰せしむること規定せり。但し總理事務大臣は軍機大臣の兼任とし大臣上行走は内閣部滿漢京堂官内より兼任せしむるものとす、其職官の首班として王貝勒を置き次に軍機大臣を列することとせり。以て當時の政府が如何に本衙門を重要視したるかを知らるべし。降つて光緒二十四年に至り地方長官たる督撫將軍をして爾來總理各國事務大臣の銜を兼ねしむることとせり、蓋し此は右長官をして其管内の小事件を專管せしむるの趣旨に出でたるものなり。次に司官には總辦章京滿漢各二人、幫辦章京滿漢各一人

を置き、王大臣の命は其の所屬を督率して特に文書記録會計の事を綜べしめ、其下に章滿漢各八人を置き、二日交代を以て五股に分直して所轄事務を辦理せしめたり。五股の名稱及職掌左の如し。

- 一、英國股 英國及埃匈國に關する交渉事務及一般西洋諸國の通商貿易並に各海關の稅課に關する事務を綜ぶ
  - 二、法國股 佛國、和蘭、西班牙、巴西國に關する交渉事務及耶蘇教士教民の保護、海州移住民の保護、支那安南の境界に關する事務を綜ぶ
  - 三、俄國股 露國、日本兩國に關する交渉、蒙古に於ける對露貿易、露清の境界並に海外留學生に關する事務を掌る
  - 四、美國股 米國、獨逸、秘魯、伊國、瑞典、諧威、白耳義、丁抹、葡萄牙の八國に關する交渉並に出洋華工に關する事務を掌る
  - 五、海防股 南北洋の海軍、沿海の砲臺、造船並に汽船銃砲彈藥の購入、機械電信、鐵道の建設、鑛山の開採に關する事務を綜ぶ
- 右五股の外、更に司務廳及清檔房を設け、司務廳に領辦二人、收掌四人及請送印鑰を置き、領辦は總辦章京内より兼任し贖本の收廢を掌り請送印鑰は亦新參章京より兼任し、摺件を呈遞し監防を監視し印鑰を請送することを掌らしめ、清檔房には提調二人、督修五人、校對五人を置き提調督修は本房の事務を稽察督催し承修は檔案を編輯し校對は檔案を校對せしむ。尙以上定員の外、別に軍機處兼行八人あり軍機處章京滿漢各四人の兼任に係り、交渉事務を掌り且機密の文牘を検査し清檔を校理することを規定せり。
- 而して、總理各國事務衙門の職權を見るに、本衙門は外國に關する一切の政務並に海關稅、海軍、電信、鐵道、鑛山等に關する事務を綜轄するものにして、其辦する所往々にして一國の運命に關することあり、清朝が機要の府として之を重すること六部に過ぎたるは故なしとせず。今其職權を解説すれば次の如し。

に於ける相互の慶賀等儀禮に關する事件亦親ら之を辦理す通商、勘界、海外商民の保護外國人に對する鐵道敷設權、鑛山採掘權の許可、耶蘇教及該教信者の保護其他重要な事項に就きては五大臣所屬を督率して其調査處理を爲すものとす

**二、洋關の統轄** 洋關(海關)は戶工兩部所屬の舊關を異りて總理衙門の統轄する所なり、其數二十餘、沿海沿江の各省並に廣西雲南甘肅の諸省に散在し輸出入の貨物に課稅し並に洋關の噸稅(鈔課又は船鈔)を徵することとす洋關には監督を設け、別に西洋人を以て稅務司とし稅銀の徵收を掌らしむ其收入は三箇月毎に清算し監督等より具奏し且つ總理衙門に申報し總理衙門は又之を戶部に轉咨す又噸稅總額の十分の三は本衙門に解送して其經費に供し自餘一切の稅銀は定例に照して一部を戶部に解送し一部を各關の經費に留充するものにして總稅務司より同じく三箇月毎に其數目を算定して本衙門に申報し本衙門查閱の後之を戶部に轉咨す

**三、海軍事務の管理** 艦隊の編制及武器の購入建造、將士の養成任命、俸餉の支給等凡そ新式海軍に關する一切の事務は總理衙門の掌る所たり即ち北洋水師が本衙門の統制に歸するの外、海防支廳局、軍機局、魚雷營、水雷營、機器局、機器廠、製造局、火藥局、武備學堂、水師學堂、船政局等は皆本衙門の管轄に屬す又沿海の砲臺の築造守備に關する事務も本衙門に於て之を掌る蓋し清朝が新式の海軍を興すに當りては船艦の購入製造、將士の訓練等に就きては専ら西洋人の力を藉りたるを以て其事務自ら總理衙門に歸屬するに至りしなり

**四、電信、鐵道、鑛山の事務の統轄** 電信鐵道共に光緒初年の創設に係る其西洋人を雇用し或は西洋人に敷設權を付與したる關係よりして其事務は本衙門の統轄に歸せり鑛山は原と戶部の所管たりしも洋人を用ひて新式の採掘を行ふに及び本衙門に於て其事務を統べたる光緒二十四年鐵道總局を設くるに及びて本衙門は猶其大綱を統ぶる權を失はざりしなり

**五、電旨、電照の送達及電送の受理** 舊制に於ては緊要事件の通信は驛遞に依り馬を馳せて之を送達せしが電信一たび架設せられてより迅速を貴ぶものは其便を假ることなれり是に於てか電旨、電照、發奏の制あり、凡そ緊急の諭旨にして督撫將軍等に發下せらるるものは總理衙門之を奉承して之を電達す之を電旨と云ふ、若し諭旨を要せず唯急に督撫等に照會するを以て

足る事件あるときは本衙門に逡ひて之を電照す督撫將軍出使大臣等にして緊要の事件を奏聞するには同じく電信に依りて先づ本衙門之を翻譯し軍機處を経て御前に呈遞す電奏即ち是れなり總理衙門が此の如く電旨電照を管掌するは其電信事務を統轄するの關係より出たるに過ぎずと雖も是れが爲め國家の機務一として本衙門を介して辦理せざるはなきに至り其政治上の地位益々樞要を加へたるを見る

總理各國事務衙門の職權の主要なるもの叙上の如し。若し夫れ本衙門と地方官廳との職務上の關係に就きては更に少しく説明を要するものあり。凡そ互市場、外人居留地の所在は勿論其他の地方に於ても外國人に關して地方官廳の辦理すべき事務尠しとせず、關稅の徵收の如きは別に專官の設あるも其餘旅行、布教、購地、開採等に關しては地方官廳は條約に照して之を處分すべきものとし、若し異常の事件發生するときは本衙門に照會して指令を請ふことを要す、是れ一般の通例なり。然るに其照會に時日を費して機宜を失ふことあり、又本衙門地方の情勢を詳にせず適當の指令を與ふるに苦しむことあり。加ふるに督撫等事を本衙門に推諉して實心辦理せざるの弊を生ぜしかば、光緒二十四年各省督撫に總理各國事務の銜を帯びしめ小事は專斷し大事は本衙門に照會して其議定を仰がしむることとせり、凡そ地方の内外交渉事件中最も忌むべきものは耶蘇教及教民と一般清國人との紛争にして焚毀殺傷屢起り、爲めに政府に累せし事擧げて數ふべからず、所謂教案即ち是れなり。膠州灣占領が教案より勃發せしが如きは唯一例に過ぎざるなり。

- 次に總理各國事務衙門に附屬する官廳を示さん左の如し。
- 一、同文館 同文館は西洋の言語文學及學術を教授するの學校にして管理大臣を長官とし總理衙門大臣内より特簡し定員なし、屬官には提調二人幫提調二人あり、提調は總辦章京内より兼任せしめ幫提調は管股章京の故參者より兼任せしめて主として漢教習を統督し生徒の勤惰を稽察することを掌らしむ同文館は分ちて八館とす、英文館、法文館、俄文館、德文館、天文館、化學館、算學館、格致館、醫學館即ち是れなり、尙ほ英文、法文、俄文、德文の四館は各之を前後兩館に分つ學生は八旗子弟及直省生員より招募して各館に















1' Graf Eulenburg	自千八百六十一年五月三十日
2' Herr van Reffuss	自千八百七十三年四月九日
3' Herr van Brandt	自千八百九十三年三月二十一日
4' Freiherr Schenk zu Schweinsberg	自千八百九十三年三月二十八日
5' Herr von Heyking	自千八百九十六年六月二十三日
6' Freiherr von Ketteler	自千八百九十六年六月二十五日
7' Freiherr Mumm von Schwarzstein	自千八百九十九年六月二十九日
8' Graf von Rex	自千九百〇六年七月二十四日
9' Herr von Haxthausen	自千九百〇六年七月二十五日
10' Herr von Hintze	自千九百〇四年六月十五日

(備考) 獨支軍艦隊和後新公使キルヒ來任し現在者に至る

(八) 露 國

1' N. P. Ignatiev	自千八百五十九年
2' L. Th. Baulz ck	自千八百六十九年
3' A. G. Viangali	自千八百七十三年
4' E. C. Balzow	自千八百七十三年
5' S. I. Popow	自千八百八十六年
6' A. M. Gommery	自千八百八十六年
7' Count A. P. Cassini	自千八百九十七年
8' A. N. Speyev	自千八百九十七年
9' M. N. de Griens	自千八百九十八年
10' P. M. Lessar	自千九百〇〇一年
11' D. D. Pokotlow	自千九百〇〇五年

14' I. F. Korostovetz	自千九百〇九年
13' B. N. Kroppen ky	自千九百十二年
14' Prince N.A. Kurlachoff	自千九百十六年

(備考) タルニヌキの時代に支那は關に其特權を停止しカラハン氏の來任を見たるが、其後チエリニツヒ氏と交替せり。

(九) 米 國

1' Caleb Cushing	自千八百四十四年八月二十七日
2' James Biddle	自千八百四十四年八月二十七日
3' Peter Parker (代理公使)	自千八百四十六年四月十五日
4' A. H. Everett	自千八百四十六年四月十五日
5' Peter Parker (代理公使)	自千八百四十七年六月二十日
6' Cam. John W. Davis	自千八百四十八年八月二十八日
7' Peter Parker (代理公使)	自千八百五十年五月二十四日
8' Humphrey Marshall	自千八百五十年五月二十四日
9' Peer Parker (代理公使)	自千八百五十四年四月二十七日
10' Robert M. Milane	自千八百五十四年四月二十七日
11' Peter Parker (代理公使)	自千八百五十五年五月十日
12' Com. J. Abbott (代理公使)	自千八百五十五年五月十日
13' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百五十五年五月十日
14' Peter Parker	自千八百五十七年八月三十一日
15' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百五十七年八月三十一日
16' Thomas B. Reed	自千八百五十七年八月三十一日
17' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百五十八年五月十八日

四〇' E. T. Williams (代理公使) 自千九百十三年二月二十七日迄  
 四一' Paul S. Reinsch 自千九百十三年十一月十五日迄  
 (備考) 米國公使館は千八百四十四年二月二十七日より同年八月二十七日迄澳門に置かれ千八百四十五年八月八日より千八百六十二年七月二十日迄廣東に置かれ北京に移りしは同年以後なりとす。

(一〇) 日 本

1' 山田 顯義	自千八百七十四年十一月
2' 柳原 義光	自千八百七十四年十一月
3' 森 有禮	自千八百七十四年十一月
4' 宍戸 磯	自千八百七十九年三月
5' 榎本 武揚	自千八百七十九年三月
6' 鹽田 三郎	自千八百八十二年八月
7' 大鳥 圭介	自千八百八十二年八月
8' 小村 壽太郎 (代理公使)	自千八百八十九年五月
9' 林 董	自千八百八十九年五月
10' 矢野 文雄	自千八百九十四年七月迄
11' 林 權助	自千八百九十四年七月迄
12' 西 德次郎	自千八百九十四年七月迄
13' 小村 壽太郎	自千八百九十四年七月迄
14' 内田 康哉	自千九百〇一年九月
15' 林 權助	自千九百〇一年九月
16' 伊集院 彦吉	自千九百〇〇八年六月
17' 山座 圓次郎	自千九百〇〇八年六月
18' 小幡 西吉 (代理公使)	自千九百十三年八月

18' John E. Walr	自千八百五十九年五月十八日
19' Com. C. K. Strubling (代理公使)	自千八百六十年十二月十五日
20' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百六十年十二月十五日
21' Anson Burlingame	自千八百六十年十二月十五日
22' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百六十七年十一月二十四日
23' J. R. Brown	自千八百六十七年十一月二十四日
24' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百六十九年七月五日
25' Frederick F. Low	自千八百六十九年七月五日
26' S. Wells Williams (代理公使)	自千八百七十四年七月二十四日
27' Banj. P. Avery	自千八百七十四年七月二十四日
28' Chester Holcombe (代理公使)	自千八百七十五年十一月八日
29' George F. Seward	自千八百七十五年十一月八日
30' James B. Angell	自千八百八十年八月十六日
31' Chester Holcombe (代理公使)	自千八百八十年八月十六日
32' John Russel Young	自千八百八十二年八月十三日
33' Enoch J. Smithers (代理公使)	自千八百八十二年八月十三日
34' Cal. G. marle Denly	自千八百八十五年四月八日
35' Edwin H. Conger	自千八百八十五年四月八日
36' I. G. Coolidge	自千九百〇〇五年六月十四日
37' W. W. Rockhill	自千九百〇〇五年六月十四日
38' H. P. Fletcher (代理公使)	自千九百〇〇九年六月一日
39' W. J. Calhoun	自千九百十三年二月二十七日



- 一九、日 置 益 自千九百十四年八月
- 二〇、小 幡 西 吉 (代理公使) 自千九百十六年七月
- 二一、林 權 助 自千九百十六年八月
- 二二、小 幡 西 吉 自千九百十六年八月

(備考) 小幡公使歸朝後現芳澤謙吉氏就任

(一) 英 國

- 一、Sir John Bowring 自千八百五十二年十二月二十四日
- 二、James Bruce 自千八百五十七年四月十七日
- 三、Hon. F. W. A. Aftwards Sir Frederick Bruce 自千八百五十九年一月十四日
- 四、James Bruce 自千八百六十年三月二十日
- 五、Sir Rutherford Slocok 自千八百六十年四月二十日
- 六、Thomas F. Aftwards Sir Thomas Wade 自千八百六十五年七月二十二日
- 七、The same, woth new cententials 自千八百七十六年二月二十二日
- 八、Sir Harry S. Parkes 自千八百八十五年五月二日
- 九、Sir R. Hart (Didnot take of appointment) 自千八百八十五年五月二日
- 一〇、Sir I. Walsam 自千八百八十五年五月二日
- 一一、N. R. (Aftwards Rt. Hon. Sir Nicholas) O' Connor 自千八百八十五年五月二日
- 一二、Sir C. M. (Now Rt Hon. Sir C. M.) Macdonald 自千八百八十五年五月二日
- 一三、Sir E. M. (Now Rt Hon. Sir E.) Satow 自千八百八十五年五月二日
- 一四、Sir John N. Jardan 自千八百八十五年五月二日
- 一五、The same 自千八百八十五年五月二日
- 一六、The same 自千八百八十五年五月二日

(備考) 其他ジョルダン、アルストン、マツクレイ諸氏を経て新公使ラムプソン氏の來任を見たり。

### 中華民國駐在帝國領事官管轄區域

(大正十一年七月外務省令第十一號)

- 間島 吉林省中延吉、穆龍、汪清及琿春各縣
- 安東 奉天省中安東、鳳城、岫巖莊河、寬甸、輯安、臨江及長白各縣
- 遼陽 奉天省中遼陽、撫順、本溪、新民、彰武、馬山、桓仁、通化及興京各縣
- 奉天 奉天省中遼寧、瀋陽、開通、洮安、安廣、鎮東、突泉、雙山、及勝榆各縣
- 鄭家屯 奉天省中鐵嶺、開源、柳河、輝南、海龍、東豐、西安、西豐、昌圖、康平及法庫各縣
- 長春 吉林省中長春、伊通、農安、長嶺及德惠各縣
- 吉林 吉林省中吉林、磐石、濛江、樺甸、舒蘭、敦化及額穆各縣
- 哈爾濱 吉林省中扶餘、榆樹、雙陽、德惠、五常、賓、同賓、阿城、寧安、東寧、穆稜、依蘭、樺川、方正、寧安、饒河、虎林、同江、富錦及綏化各縣
- 齊齊哈爾 黑龍江省、但し呼倫貝爾を除く
- 滿洲里 黑龍江省中呼倫貝爾、外蒙古中、東區汗部
- 天津 直隸省、但し口北道を除く、山西省、但し雁門道を除く
- 張家口 直隸省中口北道、山西省中雁門道、內蒙古中察哈爾都統、綏遠都統の管轄に屬する區域、外蒙古、但し東區汗部を除く
- 赤峰 熱河都統の管轄に屬する區域、但し阜新縣を除く
- 濟南 山東省中芝罘及青島駐在帝國領事官の管轄に屬せざる地域
- 芝罘 山東省中福山、蓬萊、黃、棲霞、招遠、牟平、萊陽、文登、榮成及海陽各縣
- 青島 山東省中、掖、平度、濰、昌邑、膠、高密、即墨、濰光、昌樂、安邱、

### 上海

江蘇省中東海、漣雲及贛榆各縣  
江蘇省中上海、吳淞、南匯、青浦、奉賢、金山、川沙、太倉、嘉定、寶山、崇明、南通、海門、如皋、及泰興各縣

### 南京

江蘇省中、江寧、句容、溧水、高淳、江浦、六合、丹徒、丹陽、金壇、溧陽、揚中、江都、儀徵、東臺、興化、泰、高郵、寶應、淮安、淮陰、泗陽、漣水、阜寧、鹽城、沐陽、銅山、豐、沛、蕭、嶧、宿遷及睢寧各縣

### 蘇州

江蘇省中、吳、常熟、崑山、吳江、武進、無錫、宜興、江陰、及靖江各縣

### 杭州

浙江省中、上海駐在帝國領事官の管轄に屬せざる地域

### 漢口

湖北省中、長沙駐在帝國領事官の管轄に屬せざる地域

### 長沙

湖南省、陝西省、甘肅省、新疆省

### 成都

四川省中重慶に屬せざるもの、川邊鎮守使の管轄に屬する地域

### 福州

福建省中閩侯、連江、長樂、福清、羅源、古田、閩清、屏南、永泰、平潭、霞浦、福鼎、福安、寧德、壽寧、建甌、建陽、崇安、浦城、松溪、政和、南平、順昌、將樂、沙、尤溪、永安、邵武、光澤、建寧、莆田及仙遊各縣

### 廈門

福建省中思明、南安、晉江、同安、惠安、安溪、永春、大田、德化、漳浦、詔安、雲霄、龍溪、南靖、海澄、平和、長泰、龍巖、漳平、寧洋及金門各縣

### 汕頭

廣東省中潮安、豐順、潮陽、揭陽、饒平、惠來、大埔、澄海、普寧、南澳、梅、五華、興寧、平遠、蕉嶺、惠陽、博羅、新豐、紫金、海豐、陸豐、龍川、河源、和平及連平各縣

### 廣東

福建省中長汀、寧化、清流、連城歸化、上杭、武平及永定各縣

### 雲南

廣西省中汕頭駐在帝國領事官の管轄に屬せざる地域

### 廣西

廣西省中、貴州省中安順、普定、清鎮、鎮寧、朗岱、平壩、紫雲、普安、南龍、興義、興仁、安南、開陽、貞豐、冊亨、盤、大定、畢節、威寧、黔西、織金、水城及赤水各縣

### 延吉

吉林省中、春陽鄉の全部



奉天總領事館新民府分館主任受持區域  
 ○奉天駐在帝國領事館管轄區域中、新民、黑山、彰武及阜寧各縣  
 奉天總領事館通化分館主任受持區域  
 ○奉天駐在帝國領事館管轄區域中、通化、興京及桓仁各縣  
 鐵嶺領事館海龍分館主任受持區域  
 ○鐵嶺駐在帝國領事館管轄區域中、海龍、柳河及輝南各縣  
 奉天總領事館撫順分館主任受持區域  
 ○奉天駐在帝國領事館管轄區域中、東豐、西豐及西安各縣  
 長春領事館農安分館主任受持區域  
 ○長春駐在帝國領事館管轄區域中、農安及長嶺各縣  
 南部爾羅斯旗未開放地  
 濟南總領事館博山出張所主任受持區域  
 ○濟南駐在帝國領事館管轄區域中、淄川及博山各縣  
 濟南總領事館張店出張所主任受持區域  
 ○濟南駐在帝國領事館管轄區域中、章邱、長山、桓臺、臨淄、益都及臨朐各縣  
 青島總領事館坊子出張所主任受持區域  
 ○青島駐在帝國領事館管轄區域中、濰光、昌樂、濰、安邱、諸城、日照及高密各縣

支那列國間重要條約一覽表

支那と列國間に締結せる條約、協約、協定並に契約公文書中其重要なものを年代順に掲ぐれば略左の如し。

日支關係條約及契約

(名 稱)  
 臺灣事件五換條約及附屬書 明治七年十月三十一日  
 日清天津條約 明治十八年四月十八日  
 甲午休戰條約 明治二十八年三月三十日  
 講和條約講定書並別約 明治二十八年四月十七日

(調印其他年月日)

臺灣受渡に關する公文 明治二十八年六月二日  
 奉天牛島嶼附條約並に講定書 明治二十八年十一月八日  
 三國より日本に致せし勸告書 同  
 (一)露國公使より我政府に致したる勸告 明治二十八年四月二十三日  
 (二)佛國公使より我政府に致したる勸告 同  
 (三)獨國公使より我政府に致したる勸告 同  
 (四)露獨佛の勸告に對し我政府の回答 明治二十八年五月五日  
 日清北京議定書 明治二十九年十月十九日  
 福建不割讓に關する清國公文 明治三十一年四月二十四日  
 天津還附に付日本公使より清國全權に宛たる公文 明治三十五年七月十二日  
 滿洲に關する日清條約並附屬協定 同  
 一、滿洲に關する日清條約 明治三十八年十二月二十二日  
 二、附屬協定 明治三十八年十二月二十二日  
 營口還附に關する北京協定並交換公文 明治三十八年十二月二十二日  
 營口還附に關する取極 明治三十九年十一月六日  
 奉天十間房土地租借規定 明治三十九年十二月五日  
 日清開港協約 明治四十二年十一月九日  
 問島に關する日清條約 明治四十二年九月四日  
 南京事件其他に關する日支交渉願末 明治四十二年九月四日  
 山東省に關する條約及附屬公文 大正四年五月二十五日  
 南滿洲及東部內蒙古に關する條約及附屬公文 大正四年五月二十五日  
 膠州灣還附の件 大正四年五月十三日  
 支那沿海港灣島嶼不割讓に關する大總統令 民國四年五月十八日  
 警察官派駐問題に關し日本公使より外交總長に手交したる口上書 大正五年十月十八日  
 帝制問題に關する公文 大正四年  
 鄭家屯事件に關する取極 大正六年一月二十二日  
 鄭家屯事件往復文書 大正六年一月二十六日  
 日支陸軍共同防敵軍事協定及交換公文 民國七年五月十六日  
 日支陸軍共同防敵軍事協定實施に關する詳細協定 大正七年九月六日  
 同上戰爭狀態終了時期に關する協定 大正八年二月五日

日支軍事協約廢棄に關する件

福州事件交換文書 民國十年一月二十七日  
 大正四年日支條約及交換公文廢棄に關する駐日支那代理公使より帝國外務大臣宛公文 民國九年十一月十二日  
 大正四年日支條約及交換公文廢棄に關する帝國政府の對支回答 民國十二年三月十四日

山東善後措置に關する件

一、帝國安商案大綱 大正十年九月十五日  
 二、日支兩國交換覺書 大正十年十月二十日  
 山東鐵道沿線撤兵に關する協定 大正十一年三月二十八日  
 山東細目協定に關する日支交換公文 大正十一年十二月一日

經濟關係

大連海關及內水汽船航行に關する協定 明治四十年五月三十日  
 奉天十間房土地租借規定 明治四十一年五月十四日  
 鴨綠江日清合同材木會社の件に關する取極書 明治四十一年九月十一日  
 鴨綠江採木公司業務章程 明治四十四年九月十一日  
 鴨綠江採木公司業務に關する覺書 千九百十五年八月六日  
 青島支那海關の再開並に日獨戰爭の結果現に日本軍政の下にある獨逸租借地城内に於ける其事務執行に關する取極朝鮮より若し朝鮮を經由して滿洲に輸入せられ又は滿洲より朝鮮に若し朝鮮を經由して輸出せらるる安東經由鐵道貨物に對する減稅特典に關する取極奉天省支那銀行發行洋錢票兌換に關する協定同上に關する施行細則 大正六年七月十六日  
 第二次善後借款第一回前貸契約 千九百十七年八月二十八日  
 第二次善後借款第二回前貸契約 千九百十八年一月六日  
 第二次善後借款第三回前貸契約 千九百十八年一月六日  
 第二次善後借款第一回前貸契約借款契約 千九百十八年七月十九日  
 第二次善後借款第二回前貸契約借款契約 千九百十八年七月三十一日  
 參戰借款契約 大正七年九月二十八日

鐵道 嶺山關係

大冶嶺山に關する借款契約 明治三十七年一月十五日  
 新奉及吉長鐵道の件に關する協約 明治四十年四月十五日  
 新奉鐵道實地引渡に關する協定 明治四十年五月二十七日  
 南滿京奉兩鐵道連絡協約 明治四十二年五月五日  
 南滿京奉兩鐵道聯絡第二協約 大正二年五月十日  
 新奉及吉長鐵道の件に關する續約 明治四十一年十一月十二日  
 新奉鐵道遼河以東線借款細目契約書 明治四十二年八月十八日  
 吉長南滿兩鐵道接續に關する協定 明治四十二年八月十八日  
 吉長南滿兩鐵道臨時訂約覺書 明治四十二年九月十日  
 本溪湖煤鐵合辦契約 明治四十二年十二月二十六日  
 安奉線改築に關する日清覺書 明治四十三年五月二十二日  
 安奉鐵道購地章程 明治四十二年八月十九日  
 日清壹千萬圓契約書 明治四十二年十一月五日  
 鴨綠江架橋に關する日清覺書 明治四十三年三月二十四日  
 撫順煙臺兩炭坑に關する細則 明治四十四年五月十二日  
 京奉鐵道延長に關する協約 明治四十四年九月二日  
 安奉線列車運轉に關し清國との協定 明治四十四年十月三十日  
 國境列車直通運轉に關する日清協定 明治四十四年十一月二日  
 滿蒙鐵道修築借款に關する交換公文 大正二年十月五日  
 漢冶萍借款契約 大正三年十二月二日  
 吉黑官監運輸契約並私監檢送取締に關する公文 大正六年一月十七日  
 四鄭鐵道借款契約 大正五年三月  
 滿鐵鞍山站鐵道に關する合辦契約書 大正七年八月二日  
 全鐵道借款契約 民國七年六月十八日  
 吉金鐵道借款備償契約 民國七年九月二十八日  
 濟順高徐二鐵道借款備償契約 民國七年九月二十八日  
 四平街停車場構內兼四鄭鐵路局連絡設備に關する協定 大正七年五月十日  
 山東鐵道合辦協定 民國七年九月二十四日



外 交

- 滿蒙四鐵道借債契約 民國七年九月二十四日
- 滿蒙四鐵道借債契約 民國七年九月二十八日
- 吉長鐵道借債契約 民國六年十月十二日
- 吉黑兩省林鐵借款契約及往復文書 大正七年八月二日
- 長春驛共同使用協定 大正八年十二月五日
- 滿鐵四洮線間直通貨車に關する契約 大正七年九月二十八日
- 濟順高徐二鐵道借債契約 大正七年四月
- 關東州芝罘間海底電線及在滿洲日本電信に關する協約 明治四十一年十月十二日
- 芝罘關東州海底電線の運用に關する取極 明治四十一年十一月七日
- 南滿洲日清電信線運用に關する取極 大正二年十月四日
- 芝罘關東州海底電線料金の低減に關する交換公文 一九一六年二月二十一日
- 無線電信契約 大正七年四月三十日
- 有線電信借債契約 一九二二年十二月八日
- 南滿洲鐵道附屬地帶內郵便物事務聯絡協定 大正十一年十二月八日
- 日支郵便物交換に關する協約 通商及居留地關係
- 日清通商航海條約 明治二十九年十月十九日
- 追加日清通商航海條約 明治三十六年十月八日
- 追加内地水路汽船航通規則 明治三十六年十月八日
- 清國輸入稅率改定取極書 明治三十五年八月二十九日
- 輸入稅率追加取極 明治三十七年七月二十二日
- 日清難破救助費用償還に關する協約 明治三十一年九月四日
- 清國蘇州日本居留地取極書 明治三十年三月五日
- 清國廣州日本居留地取極書及同追加取極書 明治二十九年九月二十七日
- 清國沙市日本居留地章程 明治三十一年八月十八日
- 清國天津日本居留地取極書及同續約 明治三十一年八月二十九日
- 清國漢口日本居留地取極書 明治三十六年四月二十四日
- 清國漢口日本居留地取極書 明治三十一年七月十六日
- 清國漢口日本居留地取極書 明治四十一年二月九日

外 交

- 清國福州日本專管居留地取極書及同別約書 明治三十二年九月十五日
- 清國廈門日本專管居留地取極書 明治三十二年十月二十五日
- 清國廈門日本專管居留地追加取極書 明治三十三年一月二十一日
- 清國重慶日本專管居留地取極書 明治三十四年十月三十日
- 英支關係條約及契約
- 英支關係條約、協定及公文等
- (甲) 英支關係條約及公文等
- 江甯條約 一八四二年八月二十九日
- 通過稅に關する宣言書 一八四三年六月二十六日
- 外國人の廣東入市及英國軍隊の舟山島撤兵に關する條約 一八四六年四月四日
- 英國臣民の廣東入市、河南に於ける商業及貿易港に於ける教會設立に關する清國欽差大臣耆英の同意書 一八四七年四月六日
- 廣東、福州、廈門、寧波、上海五港通商章程 一八四三年七月二十二日
- 追加條約(虎門補遺條款) 一八四三年十月八日
- 天津條約 一八五八年六月二十六日
- 通商規則を包含する協定 一八五八年十一月八日
- 南京條約追加條約(北京續約) 一八六〇年十月二十四日
- 芝罘協定 一八七六年九月十三日
- 阿片協定實施の附帶條件に關する交換公文 一八八五年七月十八日
- 芝罘協定追加條約(阿片取引取締規則) 一八八五年七月十八日
- 緬甸及西藏に關する條約 一八八六年七月二十四日
- 「シッキム」西藏條約 一八九〇年三月十七日
- 重慶開港に關する協定(千八百七十六年九月十三日の英清兩國協定の追加條約) 一八九〇年三月三十一日
- 印藏條約附屬章程 一八九三年二月十五日
- 千八百八十六年七月二十四日の緬甸及西藏に關する條約第三條を實施する條約 一八九四年三月一日
- 緬甸及西藏に關する千八百九十四年三月一日の條約を修正する協定 一八九七年二月四日
- 揚子港沿岸不割讓に關する宣言 一八九八年二月九日及十二日
- 總稅務司に關する清國の宣言 一八九八年二月十日及十三日
- 香港地域擴張に關する條約 一八九八年六月九日
- 威海衛租借條約 一八九八年七月一日

北京山海關鐵道還付協定

- 英清通商條約 一九〇二年四月二十九日
- 北京山海關鐵道還付協定 一九〇二年九月五日
- (附屬書甲號)新條約第二條の解釋に關する交換公文 一九〇四年五月十三日
- (附屬書乙號)新條約第八條の解釋に關する交換公文 一九〇四年五月十三日
- (附屬書丙號)追加内地水路汽船航行規則 一九〇四年五月十三日
- 英國殖民地及保護領に於ける清國勞働者の使用に關する條約 一九〇四年五月十三日
- 清國勞働者を運送する船舶の遵守すべき項目表 一九〇四年五月十三日
- 本條約に關する交換公文 一九〇四年十二月十二日及二十九日
- 香港郵政廳及清國郵政廳間に設定せる關係を規定する協定 一九〇五年五月二十三日
- 雲南緬甸間電信線接續に關する條約 一九〇五年十月二十八日及十一月二十七日
- 英領ナタル及清國間の郵便協定 一九〇六年四月二十七日
- 西藏に外國人を傭せざることに關する英清兩國間の交換公文 一九〇六年四月二十七日
- 西藏に關する條約 一九〇六年四月二十七日
- 同條約附屬書 一九〇六年四月二十七日
- 大不列顛國政府及西藏政府間の條約 (一九〇四年九月七日) 一九〇七年八月十二日及十九日
- 右批准せられたる千九百四年九月七日の條約の附屬書として印度總督の署名せる宣言書 (一九〇四年十一月一日) 一九〇八年四月二日及十月十四日
- 清國への阿片輸入制限に關する英清兩國間の取極 一九〇九年二月九日及三月三十一日
- 印度及西藏間通商章程 一九〇九年六月五日及二十二日
- 印度郵政廳及清國郵政廳間の郵便物交換に關する取極 一九〇九年六月五日及二十二日
- 小包郵便物の交換に關する英清兩國間の取極 一九〇九年六月五日及二十二日
- 阿片に關する協定 一九〇九年六月五日及二十二日
- 同協定附屬書許可阿片課稅に關する交換公文 一九一七年四月十七日及六月一日
- 小包郵便に依る小包の直接交換に關する大不列顛國及清國間の協定 一九一七年四月十七日
- 小包郵便に依る小包の直接交換に關する大不列顛國及清國間の協定の施行規則 一九二〇年四月二十六日及六月二十三日
- 聯合王國郵便局及支那國郵便局間の協定の施行規則 一九二〇年四月二十六日及六月二十三日
- 聯合王國郵便局及支那國郵便局間の協定の施行規則 一九二〇年四月二十六日及六月二十三日
- 支那に關する英國及第三國間の條約、協定及公文等

外 交

- 雲南四川兩省に於ける特權及利益の共通に關する英佛宣言書(英佛兩國協定商の一部) 一八九六年一月十五日
- 英國威海衛占領に關する英獨交換公文 一八九八年四月二十日
- 關する英國及佛蘭西兩國間の交換公文 一八九八年四月二十日及八月二十九日
- 清國に於ける鐵道利益に關する英露兩國間の取極 一八九九年四月二十八日
- 漢口に於ける英吉利西國又は佛蘭西國居留地に關する條約 一八九九年十二月二十二日及一九〇〇年一月十五日
- 規則に關する英佛兩國間の交換公文 一九〇〇年十月六日
- 清國に於ける政策に關する英獨兩國間の取極 一九〇二年一月三十日
- 第一回日英同盟協約 一九〇三年七月三十日及八月七日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及伊太利國間の交換公文 一九〇四年八月四日及八日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及葡萄牙國間の交換公文 一九〇四年八月十五日及九月七日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及和蘭國間の交換公文 一九〇四年九月十五日及三十日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及白耳義國間の交換公文 一九〇五年六月二十八日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及北米合衆國間の交換公文 一九〇五年八月十二日
- 第二回日英同盟協約 一九〇五年十一月十一日及十二月十一日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及丁抹國間の交換公文 一九〇六年三月二十三日及二十六日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及露西亞國間の交換公文 一九〇六年十月二十九日及三十日
- 支那國內に於ける商標の相互的保護に關する英國及波斯亞細亞國間の交換公文 一九〇七年八月三十一日
- 波斯阿富汗斯坦及西藏に關する英露條約 一九〇七年八月三十一日
- 同條約附屬交換文 一九〇七年七月十三日
- 第三回日英同盟協約 一九一一年七月十三日
- 澳門及香港に於ける阿片專賣規則に關する英葡協定 一九一三年六月十四日
- 東清鐵道地帶内に設くべき自治行政及課稅制度 一九一四年四月三十日
- 日英同盟協約に關する共同通告 一九二〇年七月二十三日
- (丙) 支那に關する列國(英國を含む)間の條約、協定及公文並列國の承認に依る諸規則等 一八九九年三月十三日
- 長江通商規定並同稅關規則 一八九〇年三月二十日
- 支那に關する列國の聲明



北清事變に關する千九百年の連名公書並交換公文
北清事變に關する最終議定書並附屬書
露西亞國及佛蘭西國代表者より獨逸國、奧地利、

- 一九〇〇年—一九〇一年
一九〇一年九月七日
一九〇二年三月三日(一六日)
一九〇二年六月一日

清國輸入税改定に關する協定
北清事變に關する千九百年の連名公書並交換公文
黃浦江水路改良に關する協定

- 一九〇二年八月二九日
一九〇四年七月—五年七月
一九〇五年九月二七日
一九〇八年五月三〇日

關稅收入管理銀行委員會準備規則
黃浦江水路改良に關する追加協定
遼河河口改修工程局に關する協定並規程

- 一九一二年一月三〇日
一九一二年四月四日
一九一四年七月九日
一九一五年九月

支那參戰希望條件に關する書翰
千九百十九年支那改訂輸入税率並附屬規程及支那關稅改訂委員會決議事項に關する支那國政府への勸告

- 一九一一年一月
一九一二年—一九一二年
一九一二年二月六日
一九一二年九月二五日

英支間借款及利權關係契約
一八九五年の清國政府六分利附屬貨物借款の最終協定
清國電信政廳と大北電信會社及東方擴張電信支那電信會社との間の協定

- 一八九五年一月二六日
一八九六年七月一日
一八九八年六月二一日

米支關係條約及契約
米支關係條約協定及公文等
(甲) 米支關係條約、協定及公文等

- 一八四四年七月三日
一八五八年六月一八日
一八八〇年一月一七日
一八八〇年一月一七日

望廈條約
天津條約
通商取締に關する亞米利加合衆國及支那國間の條約

- 一八四四年七月三日
一八五八年六月一八日
一八八〇年一月一七日
一八八〇年一月一七日

山海關牛莊間鐵道借款協定
英支管理の下に置ける四川省内の礦山經營章程
英國政府及東方擴張亞支那電信會社間の契約

- 一八九八年一月一〇日
一八九九年四月一四日
一九〇一年四月二三日
一九〇二年一月二二日

廣九鐵道(廣東九龍)建設借款の發行及章程の協定
清國政府五分利附屬津浦鐵道借款協定
山西省に於けるシナイケートの鑛業權買戻協定

- 一九〇七年三月七日
一九〇八年一月一三日
一九〇八年一月二一日
一九〇八年三月六日

清國政府五分利附屬京漢鐵道借款
鐵道借款に關する協定
千九百十一年の清國政府五分利附屬幣改革及工業發展債還基金貨物借款

- 一九一〇年八月二三日
一九一〇年八月二三日
一九一〇年八月二三日
一九一〇年八月二三日

米支一般平和促進條約
千九百十四年九月十五日の亞米利加合衆國及支那國間の條約所定の國際委員會の組織期間延長に關する交換公文

- 一九〇八年一月一〇日
一九一四年九月一五日
一九一六年五月一一日
一九一六年七月一一日

支那に於ける通商上の權利保護
支那に於ける日米間交換公文
支那に於ける商標の相互保護に關する佛米間交換公文

- 一八九九年一月二〇日
一九〇五年一月〇月三日
一九〇五年一月〇月二三日
一九〇五年一月二七日

支那に於ける商標の相互保護
支那に於ける商標の相互保護に關する亞米利加合衆國及獨逸國間の交換公文
支那に於ける商標の相互保護に關する亞米利加合衆國及露西亞國間の交換公文

- 一九〇五年一月二六日
一九〇五年一月二六日
一九〇五年一月二六日
一九〇五年一月二六日

支那に於ける工業所有權相互保護
支那に於ける佛米間交換公文
支那に於ける日米間交換公文
支那に於ける日米間交換公文

- 一九一三年三月七日
一九一七年一月二日
一九一七年一月二日
一九一七年一月二日

長江通商規程並同稅關規則
支那に於ける門戶開放商業政策採用に關する列國の聲明(亞米利加合衆國及佛、獨、英、日、露國間交換公文)

- 一九〇〇年—一九〇一年
一九〇〇年三月二〇日
一九〇〇年三月二〇日
一九〇〇年三月二〇日



北清事變に關する最終議定書
露西亞、佛蘭西國代表者より獨逸國、地
利國、白耳義國、清國、西班牙國、北米合衆
國、英、吉、利、國、伊、太、利、國、日本國及和蘭國政
府に對し同時に手交せる同文宣言書(第一回
日英同盟條約に對する露佛宣言書)
上海混合裁判所假規則

一九〇一年九月七日
一九〇二年三月一六日
一九〇二年六月一〇日

(附記) 千八百六十九年上海混合裁判所規則

一九〇二年八月二九日

清國輸入稅率改訂に關する協定

一九〇四年七月一五年七月

北清事變に關する千九百四
年の連名公書並關係公文

一九〇五年九月二七日

黃浦江水路改良に關する協定

一九〇八年五月三〇日

銃器彈藥輸入改正規則

一九〇二年一月三〇日

關稅收入管理銀行委員會章程規則

一九〇二年四月四日

遼河河口改修工程局に關する協定並規定

一九〇四年七月九日

北京公使館區域規則

一九〇五年九月九日

銃器彈藥輸入改正規則追加條款

一九〇六年一月五日

黃浦江水路改良に關する追加協定追加條款

一九〇六年一月九日

千九百十九年支那改訂輸入稅率並附
屬規則及支那關稅改訂委員會決議事

一九〇九年一月九日

聯合軍策動地帯内に於ける東支鐵道及西北比
亞滿鐵道監督に關する取極並附屬交換公文

一九二一年一月二〇日

千九百二十一年十二月華盛頓に於ける
軍備制限會議に於て採用せられたる諸決議
支那に關する九國條約

一九二二年二月六日

支那の關稅に關する九國條約

一九二二年二月六日

千九百二十二年支那改訂輸入稅率及規程

一九二二年九月二五日

(丁) 參考 米支兩國加盟の萬國條約

一九〇五年八月二九日

漢漢鐵道賣渡協定

一九〇九年一月二日

錦州愛理間鐵道の財務建設
及作業を規定する豫備協定

一九一〇年五月二三日

米、英、獨、佛銀行者間の鐵道協定

一九一〇年一月二七日

貨幣改革及工業發展借款豫備協定

一九一〇年一月一〇日

鐵道借款に關する協定

一九一〇年一月一〇日

千九百十一年の清國政府五分利附貨
幣改革及工業發展基金貨借款
千九百十一年の清國政府五分利
附湖廣鐵道還基金貨借款
千九百十一年の湖北省七分利附銀貨借款協定

一九一一年四月一五日
一九一一年五月二〇日
一九一一年八月一四日
一九一二年三月九日
一九一二年六月一八日

貨幣借款前貸金の承継狀

一九一三年三月一日及三日

獨逸銀行團間の協定

一九一三年九月二日

湖廣鐵道に關する交通部及銀行團
(英、米、獨、佛)間の交換公文

一九一三年九月二日

湖廣鐵道に關する銀行團(英、米、
獨、佛)及交通部との間の交換公文

一九一四年一月二三日

建福省内にベトナム鋼鐵會社をし
て海軍根據地を構築せしむるの契約

一九一四年三月九日

支那國政府とリ・ロツギン
ソン會社との間の借款協定

一九一六年四月七日

山東省南方大運河改修七分利附金貨借款協定

一九一六年四月九日

千九百十六年淮河水路大運河改修七分利附金貨借款
延長千五百哩鐵道敷設協定(附イ)追加條款(ロ)追
加協定及千九百十六年九月二十九日の追加協定

一九一六年五月一三日
一九一六年五月一七日及九
月二九日

銀塊購入資金供給に關する協定書

一九一六年八月九日

合衆國金貨五百萬借款協定

一九一六年十一月一六日

スタンダード石油會社試掘協定取消に關する
千九百十四年四月七日附支那國外交部の公文

一九一七年二月五日

直隸省及山東省に於ける支那國政府
大運河改修七分利附金貨借款協定

一九一七年一月二〇日

支那交通部米國フェデラル無線電信共同經營
契約及千九百二十一年九月十九日の追加條款

一九二一年一月八日及九月二
九日

佛支關係條約及契約

(甲) 佛支關係條約、協定及公文等

佛國及交趾支那國間に締結したる攻守同盟條約
佛國及清國間に締結したる舊修好通商航海條約
佛國及清國間に締結したる舊
修好通商航海條約(天津條約)
天津條約の附則個別條項

一七八七年一月二八日
一八四四年一〇月二四日
一八五八年六月二七日
一八五八年六月二七日

東京及雲南省間鐵道廣州灣租借及郵便
業務に佛國人參加に關する交換公文
宜昌府及施南府に於ける宗教に關
する事件に關する締結したる取極
廣州灣租借に關する佛國及清國間の條約
佛國郵政總局及清國郵政總局間に
設定せる關係を規定せる協定
雲南鐵道の敷設及經營に關する協定

一八九八年四月四日及一〇日
一八九八年四月九日及一〇日
一八九九年七月二日
一八九九年一月一七日
一九〇〇年二月三日
一九〇三年一〇月二九日
一九〇四年三月三〇日
一九〇四年一〇月二一日

佛國及清國間の通商取極
佛國郵便電報及清國關稅及郵政總局
に於ける小包郵便物交換に關する協定
支那省印支支那及其他の諸外國間に於て印度
支那省の郵便制度を媒介とする小包郵便物交
換に關する佛國(印度支那)及清國間の取極
小包郵便物運送に關する佛國(佛國印度
支那)及雲南省間に於ける佛國間の條約
上海に於ける佛國居留地擴張に
關する佛國及支那國間の條約
雲南及廣西に於ける佛國民の特別取扱に關する覺書

一九一二年四月一五日
一九一四年四月八日
一九一四年九月二六日
一九一五年四月一三日
一九一六年五月二二日

奉天半島還付に關する露、佛、獨三國
の勸告書並帝國政府の回答附宣言書
雲南四川兩省に於ける特權及利益の
共通に關する英國及佛國の宣言書
清國に於ける商標の相互保護に
關する佛國及英國間の交換公文
漢口に於ける英國又は佛國の居留地
を將來擴張すべき場合に適用すべき
規則に關する英佛兩國間の交換公文

一八九五年四月一七日
一八九六年一月一五日
一八九八年八月二九日
一九〇〇年一月一五日
一九〇三年七月二九日

千九百三年七月二十九日乃至三十一
日の聲明の交換に依り締結せられたる清
國に於ける商標の保護に關する伊太利國
及諸國(佛、英、白、和、獨)間の取極
清國に於ける商標の相互保護に
關する佛國及米國間の交換公文
清國に於ける商標の相互保護に
關する佛國及露國間の交換公文
日佛協約及宣言

一九〇五年一〇月三日
一九〇六年一月三〇日
一九〇七年六月一〇日

佛國及清國間に協定したる關稅率及通商規則
天津條約の追加講和條約
天津條約批准交換覺書

一八五八年一月二四日
一八六〇年一〇月二五日
一八六〇年一〇月二五日

(附記) 清國に對する遠征中の捕獲に關する
佛國及英國間の條約及同條約附屬書

一八六〇年二月二二日

北京政府に對して通告したる佛蘭西國政府の最後通牒
三月九日の最後通牒撤回に關する在清國
佛國公使及英國公使の作成せる覺書
佛蘭西國及西班牙國及安南王國間に締
結したる講和及修好に關する條約
薩得克、照、獨、及哈、店、諸地方
(下交趾支那)佛國併合宣言

一八七四年三月一五日
一八七四年八月三一日
一八七四年十一月二三日
一八七四年五月一一日
一八七四年六月六日
一八八五年四月四日
一八八五年六月九日
一八八六年四月二五日
一八八七年六月二三日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日

佛國及安南王國間に締結したる
講和及同盟に關する條約
佛國及安南王國間に締結したる通商に關する條約
佛國及安南王國間に締結したる千八百七十
四年八月三十一日の通商條約の附加條約
佛國及清國間に署名したる
修好通商に關する假協約
佛國及安南國間に締結したる安南國
に對する保護權設立に關する條約
佛國及清國間の敵對行為を終止するが爲巴
里に於て佛國及清國間に作成したる議定書

一八八四年五月一一日
一八八四年六月六日
一八八五年四月四日
一八八五年六月九日
一八八六年四月二五日
一八八七年六月二三日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日
一八八七年六月二六日

佛國及清國間の通商條約
佛蘭西國及清國間の通商條約
東京に於ける主要都市に領事を駐在せしむ
ることに關する佛國及清國間の交換公文
佛國及清國間の追加通商條約
清國及東京間の國境劃定に關する條約

一八八八年一月二一日
一八八八年二月二〇日
一八八九年五月二六日
一八九五年六月二〇日
一八九五年六月二〇日
一八九六年五月七日
一八九七年三月二日
一八九七年六月二一日

東京電信線と清國電信線との接続を目的とする條約
加特力教團體の團體財産に關する佛國及
清國間の外交文書(所謂バルトミール條約)
千八百八十七年六月二十六日佛國及
清國間の追加通商條約の補足條約
東京及清國間の國境劃定に關する條約の追加條約
清國及安南國境混合警察規則
海南島不割讓に關する交換公文に依る協定
千八百九十五年六月二十日の佛支追加通商
條約の補足條約及千八百九十六年六月五日
の鐵道契約規定說明に關する同文覺書

一八九八年一月二一日
一八九八年二月二〇日
一八九九年五月二六日
一八九五年六月二〇日
一八九五年六月二〇日
一八九六年五月七日
一八九七年三月二日
一八九七年六月二一日







- 東支鐵道附屬地帯に於ける法權に關する露西亞國皇帝の勅令  
探炭に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の協定  
一九〇一年八月二日
- 東支鐵道附屬地帯に於ける支那國民に對する裁判管轄權に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の協定  
一九〇二年一月一四日
- 東支鐵道附屬地帯に於ける支那國民に對する裁判管轄權に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の協定  
一九〇二年一月一四日
- 滿洲還付條約  
一九〇二年四月八日
- 東支鐵道附屬地帯に於ける支那國民に對する裁判管轄權に關する露(東支鐵道會社)支(奉天省)間の協定  
一九〇二年四月二〇日
- 北京張家口間及北京以北の其他の鐵道の擔保に關する露支交換公文  
一九〇二年六月二三日及二四日
- 吉長鐵道に關する豫備協定  
一九〇二年七月一日
- 露西亞國の山海關——新民屯——營口間鐵道引渡協定  
一九〇二年九月二日
- 正定太原鐵道借款契約及運轉契約  
一九〇二年一〇月一五日
- 露支陸上電信線接續追加宣言書  
一九〇二年一〇月二七日
- 極東太守の權能に關する露西亞國皇帝の勅令  
一九〇三年一二月二日
- 露支電信線聯絡に關する追加宣言書  
一九〇五年一月一五日
- 同上  
一九〇六年一月四日
- 東支鐵道附屬地帯以外滿洲に於ける電信線の支那國への讓渡に關する協定  
一九〇七年五月二三日
- 北部滿洲に於ける稅關設置に關する試行規則  
一九〇七年七月八日
- 滿洲輸入特權に關する交換公文  
一九〇七年七月一五日
- 探炭に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の協定  
一九〇七年八月三〇日
- 土地收用に關する露(東支鐵道會社)支(吉林省)間の契約  
一九〇七年八月三〇日
- 吉林省に於ける探炭に關する露清條約  
一九〇七年八月三〇日
- 伐木に關する露(東支鐵道會社)支(吉林省)間の協定  
一九〇七年八月三〇日
- 土地收用に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の契約  
一九〇七年八月三〇日
- 東支鐵道所屬電信線運用に關する協定  
一九〇七年一〇月七日
- 黑龍江省額爾古納河沿邊伐木採石章程  
一九〇八年

- 呼倫貝爾地方牧草刈取章程  
一九〇八年
- 呼倫貝爾地方露國人士貨購買章程  
一九〇八年
- 露國人と鄂倫春人との間に於ける貿易暫行章程  
一九〇八年
- 伐木に關する露(東支鐵道會社)支(黑龍江省)間の協定  
一九〇八年四月五日
- 滿洲里及「ボクラン」兩驛に於ける支那國稅關事務施行暫定規則  
一九〇八年五月三〇日
- 黑龍江省東支鐵道附近伐木章程  
一九〇八年一〇月
- 呼倫貝爾地方露國人牧畜章程  
一九〇九年
- 呼倫貝爾地方露國人刈草章程  
一九〇九年
- 露西亞國及支那國間の郵便協定  
一九〇九年二月一九日
- 支那帝國郵便物輸送に關する露(東支鐵道會社)支間の取極  
一九〇九年二月一九日
- 東支鐵道附屬地帯自治行政に關する露支豫備協定  
一九〇九年五月一〇日
- 松花江航行船舶及輸出入貨物取締に關する暫定稅關規則制定に關する北京議定書  
一九一〇年八月八日
- 同上附屬書 松花江航行船舶及輸出入貨物取締暫定規則制定に關する北京議定書  
一九一〇年八月二三日
- 暫定規則制定に關する露支交換公文  
一九一〇年八月二三日
- 露支銀行條例  
一九一〇年一〇月七日
- 露支間塔爾巴達呼より阿巴該圖に至る國境及額爾古納河に沿ひ該河の黑龍江に會流する地點に至る國境劃定に關する條約  
一九一一年一二月二〇日
- 在天津露西亞租界内に京奉鐵道「スパー」建設に關する協定  
一九一二年九月六日
- 露支國境兩側五十露里地帯内に於ける自由通商廢止に關する露西亞國の對支通告  
一九一二年九月一八日
- 露蒙修好協定及附屬通商議定書  
一九一二年十一月三日
- 蒙藏條約  
一九一三年一月一日
- 「コッシュンアガツチ」及「コブド」間の電線架設の爲の「コンセンション」に關する露蒙協約  
一九一三年二月二五日
- 外蒙古に關する露支宣言書並附屬交換公文  
一九一三年一月五日
- 「イルケチナム」に於ける露支電信線接續に關する協定  
一九一三年一二月二〇日
- 露支國境兩側五十露里地帯内に於ける自由通商廢止に關する露西亞國の對支通告  
一九一四年五月九日

- 蒙古に於ける鐵道に關する露西亞國及外蒙古間の協定  
一九一四年九月三〇日
- 「モンダ」及烏里雅蘇臺間電線架設利權許與に關する露西亞國及外蒙古間の協定  
一九一四年九月三〇日
- 千八百八十一年聖彼得堡條約附屬陸路通商規則第十四號所掲の無稅表に使用せる字句の正確なる解釋に關する協定  
一九一五年三月四日
- 外蒙古に關する露蒙支三國協定  
一九一五年六月七日
- 「ホルゴス」河に沿へる境界劃定に關する露支間議定書  
一九一五年六月二日
- 千八百八十一年聖彼得堡條約附屬無稅品目表に關する千九百十五年三月四日附協定に依る關稅拂戻規則  
一九一五年七月二七日
- 呼倫貝爾(海拉爾)の地位に關する協定  
一九一五年十一月六日
- 外蒙古電信線に關する露蒙支三國協定  
一九一六年一月二四日
- 北部滿洲の特定地方に於ける火酒販賣禁止に關する協定  
一九一六年五月二一日
- 同協定確認に關する交換公文  
一九一六年七月一〇日
- 露西亞國國民に對し建築物設置用地區配與に關する露蒙協約  
一九一七年四月七日
- 駐支露西亞國公使及領事資格承認停止に關する支那國大總統令及同上に關する駐支露西亞國公使の支那國外交總長宛回答書  
一九二〇年一〇月二日
- 東支鐵道建設及經營契約の追加取極及附屬書翰  
一九二〇年一〇月三〇日
- 支那國在住露西亞人取締規則  
一九二〇年十一月一日
- 東支鐵道特別地帯に於ける裁判手續規則  
一九二〇年十一月一日
- (附記) 外國人たる評定官及審査官の任免並る右職員の職務に關する規則  
一九二〇年十一月一日
- 中華民國黑龍江省及遠東共和國間の邊界交通に關する取極  
一九二一年三月七日
- 露蒙修好取極  
一九二一年一月五日
- 支那共和國及「ソウイェット」社會主義共和國合國間諸問題解決の爲の大綱に關する協定、東支鐵道暫行管理協定及附屬諸宣言書  
一九二四年五月三一日
- (乙) 支那に關する露西亞國及第三國間の條約、協定及公文等

- 奉天中島還付に關する露佛獨三國の勸告覺書並帝國の回答附宣言  
一九一五年四月一七日
- 支那に於ける鐵道利權に關する露蒙交換公文  
一九一五年四月二八日
- 支那國保全等に關する佛蘭西國及露西亞國間の協定  
一九二〇年三月一六日
- 天津鐵道土地所有權問題仲裁裁判(大英國及露西亞國)關係書類並仲裁判決書  
一九二〇年一〇月三〇日
- 日露講和條約  
一九〇五年九月五日
- 同上追加條款  
一九〇五年九月五日
- 滿洲撤兵手續及鐵道線路引渡順序に關する日露議定書及同上覺書  
一九〇五年一〇月三〇日
- 支那に於ける商標の相互保護に關する露蒙交換公文  
一九〇六年六月二八日
- 同上露白交換公文  
一九〇六年一〇月一二日及一五日
- 同上露伊交換公文  
一九〇六年一〇月一六日
- 同上露英交換公文  
一九〇六年一〇月三〇日
- 同上露佛交換公文  
一九〇六年一〇月三〇日
- 同上露獨交換公文  
一九〇六年一〇月三〇日
- 滿洲に於ける日露兩國鐵道接續業務假條約及同上追加條款並同上附屬議定書(地圖)  
一九〇七年七月一七日
- 鐵道炭坑接受に關する日露協定  
一九〇七年七月二一日
- 日露滿洲鐵道接續業務條約  
一九〇七年七月二一日
- (一) 南滿洲鐵道及東支鐵道間接續用假停車場及其設備  
一九〇七年七月三〇日
- (二) 南滿洲鐵道及東支鐵道假停車場に於ける接續輸送事項  
一九〇七年八月三一日
- (三) 長春停車場及寬城子停車場間接續線路及其設備  
一九〇七年七月四日
- 西藏に關する英露條約  
一九〇七年八月三一日
- 西藏に派遣する學術的遠征に關する英露交換公文  
一九〇七年八月三一日
- 第二回日露協約  
一九一〇年七月四日
- 支那に於ける工業所有權相互保護に關する日露條約  
一九一一年六月二三日
- 鐵道及汽船貨物直通運輸に關する日露協約  
一九一一年八月一四日











- 十四、英國外務省より在英日本大使館宛電書 一九二〇年四月二八日
- 十五、在英日本大使館より英國外務省宛電書 一九二〇年五月一〇日
- 十六、英國外務省より在英日本大使館宛電書 一九二〇年五月一七日
- 十七、佛國外務省より在佛國日本大使館宛電書 一九二〇年五月二五日
- 十八、日本銀行團代表者より米國銀行團代表者宛電書 一九二〇年五月一日
- 十九、米國銀行團代表者より日本銀行團代表者宛電書 一九二〇年五月一日
- 二十、駐支佛日米英四國公使より支那外交部宛通告文 一九二〇年九月二八日
- 駐支英米日佛四國公使より支那外交總長に宛たる書東 一九二一年一月一八日
- 對支借款團規約 一九二〇年一〇月一五日
- 華盛頓會議決定事項
- 九ヶ國極東條約 大正一一年二月六日
- 支那關稅九ヶ國條約 大正一一年二月六日
- 極東問題諮議院に關する決議 大正一一年二月四日
- 支那に於ける治外法權に關する決議 大正一一年二月一〇日
- 支那に於ける外國郵便局に關する決議 大正一一年二月一日
- 支那國に於ける軍隊に關する決議 大正一一年二月一日
- 支那國に於ける無線電信局に關する決議 大正一一年二月一日
- 支那に於ける鐵道統一に關する決議及附屬支那國聲明 大正一一年二月一日
- 支那國軍隊の削減に關する決議 大正一一年二月一日
- 支那國の又は支那に關する現存承認に關する決議 大正一一年二月一日
- 支那國を含む諸國に依り承認せられたる東支鐵道に關する決議 大正一一年二月四日
- 支那國以外の諸國に依り承認せられたる東支鐵道に關する決議 大正一一年二月四日
- (備考) 本稿の作製に際し引用したる書名左の如し。 大正一一年二月四日
- 英米佛露の各國及支那國間の條約 外務省條約局發行
- 增補支那關係特殊條約彙集 東亞同文會調查部發行

支那鐵道關係條約集 鐵道省運輸局發行  
 南滿鐵道株式會社關係條約集 南滿鐵道株式會社調查課發行  
 Treaties Conventions, Etc. between China and Foreign States, published by order of the Inspector general of Customs, (1917)  
 Treaties and Agreements with and concerning China, 1894—1919, Compiled and edited by John V. A. Macnamara. (1921)  
 Treaties between Great Britain and China and Foreign Powers.

〔乙〕重要外交問題

華府會議以後の國際關係

支那の國際關係は一九二一年(民國十年)の華盛頓會議(以下華府會議と稱す)を中心として一新紀元を劃するに至れり。蓋し華府會議以前、支那は歐米諸列強より武力或は經濟的侵略を受け、其主權は固より各種の利權を保持するに汲々たる者ありしが、一九一九年巴里講和會議に際し、支那は世界の新思潮に順應して從來の消極的守勢態度より脱却し、過去に於て失はれし主權並に諸利權の恢復を計畫するに至り、所謂七ヶ條の國民的希望案を提出せり。然るに當時支那の希望は列國の承認採擇を得る能はずして巴里しが、一方支那國內に於てはこれを動機とし、漸次列強の帝國主義政策に對する國民的排外氣勢と其運動の擡頭を見るに至れり。偶華府會議の開かるゝや、支那の朝野は好機逸すべからずと爲し、曩に巴里に提出せしと略同様の國權恢復案を同會議に提出し、其素志を貫徹せんことを期したり。然るに同會議に参加せる列國も亦時勢の變化に伴ひ支那の希望に對し深甚なる同情を表すと共に、其希望達成に就きて好意を表するに至り、遂に同會議の極東問題討議の劈頭に於て、「支那の主權、獨立並に其領土的及行政的保全を尊重する」旨の決議案を承認採擇し、原則として支那の國權恢復の要求は容れらるゝこととなれり。尤も實際問題としては支那の實狀を考量する必要よりして、支那の希望は悉く實現せられざりしが、列強は將來其支那の希望を達成せしむるこ

とに努力し、又支那を援助するのを態度を示し、如實に列強の對支感念の變更を推知するを得せしめたり。

斯くて華府會議終了後、支那の朝野は機會ある毎に其希望を達成せんことをせし、其後支那國內の政情平靜ならず治安安定せざるに乘じ、臨城事件の如き支那の混亂不秩序の眞情を曝露せる爲め、列強の對支態度は一時稍々硬化したるの感ありしも、他方支那國民の國權恢復運動は日と共熾烈となり、加ふるに勞農露國との新關係發生以來、若し列強にして支那の希望を容れずんば已むなく、露國の擧に倣ふべしといふが如き極端なる言動を示し事態漸く紛糾し來れり。然るに一九二五年五月三十日圖らずも上海に於て工部局警察官と支那人群衆との間に不祥なる衝突事件勃發せし結果、支那の國民は此事件を直接の動因として全支に亘り強硬なる排外の氣勢を高め國權恢復、不平等條約改修の聲譽々たるに至れり。茲に於てか支那政府も亦此民論と響應し、同年六月二十四日在北京外交團に對し上海事件解決の基礎條件十三ヶ條を提出し、別に華府關係各國駐支代表者に對し條約修正に關する提議を發し、次で八月十八日同じく華府會議關係各國に對し關稅特別會議を開催すべきことを通告すると同時に、同會議に於て支那は關稅自主權恢復の提議を爲すべき旨を表示せり。前記支那の提議に接したる關係列國は、直ちに之れに應ずべきや否やを協議したる結果、將來に於ける會議の成果如何は兎も角支那の民論を無視する能はずと爲し、遂に支那の提議を承認應諾することとなり、支那特別關稅會議は十月二十六日北京に於て開會せられ、爾來約九ヶ月に亘り協議せられつゝありたるが、段執政政府瓦解後支那の時局安定せざる爲め、已むなく民國十五年七月三日に至り同會議は一時休止せらるゝこととなれり。之より先關稅會議と前後して、豫ねて懸案たりし治外法權撤廢準備の國際調查委員會も亦召集せらるゝ事となり、支那は民國十四年九月十六日正式に同會議召集の通知を發し、翌十五年一月十二日より同會議も亦北京に開會せらるゝこととなれり。而して同會議は約八ヶ月に亘り支那の司法制度並に其現狀を詳細調査したる上、九月十六日

其の報告書を作成し同會議を閉會するに至れり。但し同會議の報告は十一月二十九日發表せられたるが、其對支勸告(法制欄参照)に據れば支那の希望を容るべき時期に非ずといふに到達せるものゝ如し。尙華府會議に於て決議せられし諸事項の現狀に就ては華府會議の項に述べし。翻つて華府會議以後支那と諸列強間に於ける個々の重要問題は獨逸兩國並に勞農露國との新關係の發生に先づ指を屈せざるべからざるが、此間特に注目すべきは其國際關係が何れも相互平等に基調を置き、支那は從來の不平等的立場より脱却せる事なりとす。而して支那朝野の希望は此の先例を直ちに他の諸列強にも及ぼさんとし關稅特別會議に於ても、又各國との折衝に於ても常に此先例に據らんとしつゝあり。現に佛國、白耳義、日本の三國と支那との通商條約が滿期となるに當り、自ら進んで平等的原則に立ちて改訂を迫りつゝあるが如きは其顯著なる事例といふべし。更らに轉じて我國と支那との友好關係に就いて見るに、華府會議に際し豫ねて懸案たりし山東問題は完全に解決せられ、曩に帝國が聲明せし通り山東及び舊獨逸租界地膠州灣の支那還附を實行して支那朝野の信頼を深めたるのみならず、關稅會議に於ては列國に先んじて支那の關稅自主權を認むべき事を聲明し又治外法權會議に於ても支那の希望達成に努力する所ありたり。其結果支那國民の對日感情は漸次正當なる軌道に立ち還り、眞に兩國並に相互國民の提携に依り共存共榮の實を擧げんとするの氣勢を示すに至れるは實に喜ぶべき現象と云ふべし。尙日支間箇々問題に就きては後段別に述ぶる所あらんとす。

華府會議に於ける極東問題

米國大統領ハーディング氏の招請の下に華盛頓會議は一九二一年十一月十一日より米國華盛頓コンチネンタル・メモリアル・ホールに於て開會せられ、爾來約三ヶ月の間軍備制限、極東及太平洋問題に就いて討議協定し、翌一九二二年二月六日を以て閉會せられたるが、同會議に参加せる諸



國は日、英、米、佛、伊、白、葡、葡の九箇國にして、出席全權の氏名は左の如し。

- 英國 樞密院議長 バルフォア 海軍卿 ロード、リー 駐米大使 ケデス加奈陀首相 ボーデン
- 新西蘭代表 サルモンド 濠洲代表 ヒアース 印度代表 サストリ
- 米 國 國務卿 ヒューズ 上院議員 ロッパ 前國務卿 ルート
- 上院議員 アンダウツド
- 佛 國 首相兼外相 ブリアン 前首相 ヴイヴィアニ 殖民大臣 サロー
- 駐米大使 ジュスラン
- 伊 太 利 前大藏大臣 シヤンツエル 駐米大使 リツチ 前大藏大臣 メダ
- 上院議員 アルメルチニ
- 支 那 駐米公使 施肇基 駐英公使 顧維鈞 前司法總長 王寵惠
- 白耳義 マーシエネ
- 和 蘭 外務大臣 カートネベック 外務省政務局長 ブロックランド
- 葡 萄 牙 子爵 ダルテ
- 日 本 海軍大臣男爵 加藤友三郎 駐米大使男爵 幣原喜重郎
- 貴族院議長公爵 徳川家達 外務次官 埴原正直

華府會議の組織は總會議の下に軍備制限委員會、極東及び太平洋總委員會あり、總委員會又數多の小委員會に分れ小委員會、總委員會を経、總會議を以て最終決定をなす中心機關として之を公開せり。斯くて總會議の開かるゝもの前後七回、軍備制限委員會は十九回、極東及び太平洋總委員會は三十一回、其他小委員會に至りては殆んど日々會合を重ね、總會議、總委員會、小委員會の會合數を通算すれば實に約百三十五回の會合をなせりと稱せらる。而して同會議に於て討議せられし極東問題に關する重なる事項並に決議に就いて述べれば左の如し。

### 一、支那提出の希望原則と對支新原則の確立

一九二一年十一月十六日第一回太平洋及極東總委員會の開かるゝや、支那全權施肇基氏は突如として左の如き十條條より成る支那の希望原則

の全權ルート氏は支那の希望原則を包括し且參加列強の意圖を參酌して一の原則案を作成し、決議として採擇せらんとことを提議し其可決を得たり。即ちルート四原則なるもの是なりとす。

- 本會議に出席したる列國即ち北米合衆國、英帝國、佛國、伊國、日本、白耳義、和蘭、葡萄牙は次の諸項を遵守すべき断乎たる決意を有す
- 第一、支那の主權獨立及び領土的並に行政的保全を尊重すること
- 第二、支那が有力にして且基礎鞏固なる政府を完成支持する爲め支那に對し十分なる且つ無制限なる機會を與ふること
- 第三、支那全土に亘る各國の商工業上に於ける機會均等主義を有効に樹立し且つ之を支持する爲めに努力すること
- 第四、友好國の國民若くは市民の權利を損傷するの恐れある特權若しくは特別の利益を現下の事態に乗じて獲得せざること並に右等友好國の安全に有害なる行動を容認せざること

右ルート四原則の要點を演繹せんか、第一は從來列國間に承認せられ來る原則を更に確認したるに過ぎざるが、唯行政的保全 (Administrative Integrity) なる新原則が國際的に正文となりて現はれたるは注目すべき點なり。第二は支那の混亂せる現狀に鑑み列國全權が種々考量せる結果、武力に依つて支持されつゝある北京政府及廣東政府に對し満足せざる意志を明示すると共に、眞に民意を代表する有力なる政府の出現を希望したるものなるが、但し之が爲めに列國は決して支那に干渉する者に非ず、支那自ら此事業を完成するが爲めに必要なる援助を要する場合は欣然之に應ずべき意圖ある事を指摘したるものにして、之れ全く新原則を確立したものと見るべきか。第三の機會均等主義は從來に變らざる原則なるも、唯其範圍が擴大せられて支那全土に亘り適用せらるゝ事となり支那本部十八省は勿論、外藩にも亦之を及ぼす事を明確ならしめたる點は特筆すべき點ならん。最後の第四項は民國八年五月支那の内亂を醸成するが如き行為は各國に於て之を慎む旨の申合せあるに拘はらず、動もすれば右取極に背反するものあるは甚だ遺憾とする所なるを以て、此際特に

採擇せらんとことを提議せり。

- 一、(甲)列國は支那共和國の領土保全並に政治上及行政上の獨立を尊重し且保證すべきこと
- (乙)支那は其の領土及沿岸の如何なる部分をも之を外國に讓渡し又は租借せしめざるやう取計ふべきこと
- 二、支那は支那との締結諸國の通商及工業上の所謂門戶開放機會均等の原則に従ひ之を支那全土に例外なく適用するやう取計ふべきこと
- 三、太平洋及極東に於ける各國相互の信賴を強め且其平和を維持する爲列國は豫め支那に通知せず又支那に參與の機會を與ふる事なくして支那に又は同地方の一般平和に直接關係を及ぼすが如き何等の條約又は協定を締結せざる事
- 四、支那に於て又は支那に關して各國が要求する特權利權等は其性質と契約の基礎如何を問はず總て之を公表し、而して公表せられざる此の種の又は將來の要求權は無効と認むること、既に公表せられたる特權利權等は其範圍及有効無効を決定する爲め、又若し有効なりとすれば其の相互間の調和を圖り且又今回の會議により宣言せられたる主義に合致せしむる爲め審査せらるべきこと
- 五、現時支那の政治司法並に行政的自由に對して加へられたる制限は即時又は事情の許す限り急速に撤去せらるべきこと
- 六、目下期限を定めずして支那に加へらるゝ拘束に對して適當なる一定の期限を付すること
- 七、特權又は利權を附與する文書を解釋するに當りては之等の利權が利權の附與者に有利に解釋せらるべき契約上の公認原則を守ること
- 八、將來支那の參加せざる戰爭勃發したる場合中立國としての支那の權利を充分に尊重すること
- 九、太平洋及極東に於ける國際紛争の平和的解決の爲め別に規定を設くること
- 十、締結各國の共通政策決定の爲め太平洋及極東に關する國際問題討議の目的を以て將來隨時會議を開く條別に規定を設くること

然るに極東委員會は支那の提案を正式に採擇せずして、同種類の特種案と一括して然るべき機會に於て討議する方針を執ることとなり、米國之が履行を要請し且總ての干渉及各國の單獨行動を排除する點に關し規定せるものにして、支那時局の安定を促進するに與つて效力ある取極なり。要するに此の四原則は新時代に於ける支那問題を討究するものに取りて最も注目すべき大憲章と云ふべし。

### 二、支那の國權恢復諸提案と其討議經過

ルート四原則の可決せられたる結果、支那は同決議に基き前記希望原則に該當する對支不平等條約、特權、施設並に待遇等の撤廢又は廢棄を要求する諸案を提議せり。然かも右提議は何れも實際問題に就きて之を主張したるものなるが、其重なる問題を擧示すれば左の如き諸案なり。

- 一、支那が參加せざる場合に勃發したる戰爭に際し支那の守るべき中立を尊重するの件
- 二、支那關稅自主權恢復及稅率改正の件
- 三、治外法權撤廢の件
- 四、勢力範圍撤廢の件
- 五、租借地還付要求の件
- 六、對支不平等條約撤廢の件
- 七、在支外國郵便局及無線電信撤去の件
- 八、在支外國軍警の引揚要求の件

前記諸提案に關し極東委員會は前後總委員會を開催すること三十一回、尙右の外各問題分科委員會數十回を開きたる結果、二條約九決議を爲したるが、總委員會に於ける討議事項を掲ぐれば左の如き經過を以て進行せり。

#### 極東問題討議經過表

開會日附	總委員會數	討議事項
十一月十六日	第一回	支那側より十條條の原則案提出
同 十九日	第二回	支那問題一般討議及各國の對支聲明
同 二十一日	第三回	ルート四原則決議可決



同	二十二日 第四回	アンバサドール氏提言—支那財政狀況研究即ち關稅問題に關する顧支那全權の演說—一割二分五厘引上げ
同	二十三日 第五回	關稅問題に關する顧支那全權の演說—一割二分五厘引上げ
同	二十五日 第六回	治外法權問題を分科委員會に附す—郵便局問題出づ
同	二十六日 第七回	郵便局問題を分科委員會に附す
同	二十八日 第八回	郵便局問題分科委員會報告決議採決—撤廢期日に付日本保留を爲す
同	二十九日 第九回	治外法權分科委員會報告決議採決、駐兵、滿洲警察、無線電信問題出づ
同	三十日 第十回	無線電信問題を起草委員會に附す—山東問題交渉開始披露
同	十二月 二日 第十一回	駐兵問題を起草委員會に附す
同	三日 第十二回	租借地問題—支那側より覺書提出、佛日英意見開陳、支那側より覺書提出、佛日英意見開陳、支那側より覺書提出、佛日英意見開陳
同	七日 第十三回	支那側より覺書提出、佛日英意見開陳、支那側より覺書提出、佛日英意見開陳
同	八日 第十四回	ルートの四箇條決議に相反する協定等をなさずとの決議成立
同	十二日 第十五回	郵便局撤廢期日に對する日本保留撤回—無線電信問題出づ—ヤツプ島問題解決披露
同	十四日 第十六回	勢力範圍問題出で二十一箇條問題に及びたるも少時間にて閉會—委員召集休會となる
同	一月 五日 第十七回	關稅問題決定—起草委員會に附す、駐兵問題起草委員會報告の通り決定
同	十六日 第十八回	關稅問題決議案可決、門戶開放問題に入る—ヒュエ氏國際ボード設定決議案提案
同	十七日 第十九回	門戶開放に關するヒュエ氏決議案討論繼續
同	十八日 第二十回	門戶開放に關する決議案可決—題及條項削除—鐵道問題決議案討論に入る、東支鐵道につきサブコムミテリ設定—日本全權より原料問題提出
同	十九日 第二十一回	鐵道決議案可決—コムミットメント發表問題に入る
同	二十日 第二十二回	裁兵問題決議—コムミットメント發表問題
同	二十一日 第二十三回	コムミットメント、リスト調製決議可決
同	二十三日 第二十四回	西比利亞問題に入る
同	二十四日 第二十五回	西比利亞、太平洋問題決定

同	二十六日 第二十六回	無線電信問題決議案一括起草委員會附託に決す
同	二十七日 第二十七回	無線電信問題に關する十二月七日決議確認可決、對支武器禁輸問題討論
同	三十一日 第二十八回	東支鐵道の件討論
同	二月 一日 第二十九回	第五回總會に附する諸案報告
同	二日 第三十回	東支鐵道問題に關し決議案通過
同	三日 第三十一回	關稅關係條約草案可決—關稅に關する支那の宣言を總委員會に於て發表するに決す—二十一箇條問題に對し支那側及米國陳述—支那提案第九第十兩項撤回に決す
同	六日 最後總會	支那に關する九國條約及支那關稅會議に關し

三、極東問題に關する條約及決議の内容

前記の如くして可決決定せる二條約及九決議の内容は左記の如きものなるが、右の外日本全權より提議したる支那資源開發に關する件及西伯利撤兵問題等に就きては正式の決議に至らざりしも本會議記録に載せらるゝ事となれり。又山東問題は本會議を離れて別に日支の直接交渉によつて圓滿解決を告げたるが此は別項日支關係の項に述べべし。

支那に關する九國條約 (一九二二年二月六日總會議)

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國、葡萄牙國

極東に於ける事態の安定を期し支那の權利利益を擁護し且機會均等の基礎の上に支那と他の列國との間の交通を増進せむとするの政策を採用することを希望す

右の目的を以て條約を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

- 亞米利加合衆國大統領
- 合衆國人民チャールズ、エヴァンス、ヒュエズ
- 同 (ヘンリー、カボット、ロツジ)
- 同 エリヒュー、ルート
- 白耳義皇帝陛下
- 亞米利加合衆國駐特命全權大使男爵 カルチエ、ド、マルツェンヌ

大不列顛愛爾蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下

樞密院議長國會議員 アイサー、ジエムス、バルフォア

海軍大臣男爵 リー、オヴフェアラム

亞米利加合衆國駐特命大使 サイ、オイク、ランド、キアンプル、ゲデス

加奈陀 サイロバード、レアド、ボーデン

澳大利聯邦 内務大臣上院議員 ジョージ、フオスター、ヒアス

新西蘭 新西蘭最高法院判事 サージョン、ウイリアム、サルモンド

南阿弗利加聯邦 國會議員 アイサー、ジエムス、バルフォア

印度 印度參議院議員ヴァリクマン、サンカラナラヤナスリニヴァサ、サスト

支那共和國大統領

亞米利加合衆國駐特命全權公使 施肇基

英國駐特命全權公使 顧維鈞

前司法大臣 王寵惠

佛蘭西共和國大統領

殖民大臣下院議員 アルベル、サロ

亞米利加合衆國駐特命全權大使 ジュール、ジー、ジュヌラ

伊太利皇帝陛下

參議院議員 カルロ、シアンツェル

亞米利加合衆國駐特命全權大使參議院議員

參議院議員 ルイシアルメルタイニ

日本國皇帝陛下

海軍大臣男爵 加藤友三郎

亞米利加合衆國駐特命全權大使男爵 幣原喜重郎

外務次官 埴原正直

和蘭國皇帝陛下

特命全權公使 ヨンクヘール、フランス、

亞米利加合衆國駐特命全權公使

ヨンクヘール、ウイレルム、ヘンドリック、ボーフォール

葡萄牙共和國大統領

亞米利加合衆國駐特命全權公使 アルテ

子爵 ジョセ、フランシスコ、デ、オルタ、マシヤド、ダ、フランカ

海軍大臣技術部長 エルネスト、ジュリオ、

デ、カルヴァリオ、イヴァスコンセロス

右各委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後、左の如く協定せり

第一條 支那國以外の締約國は左の通約定す

(一)支那の主權獨立並其の領土的及行政的保全を尊重すること

(二)支那が自ら有力且安固なる政府を獨立維持する爲最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること

(三)支那の領土を通じて一切國民の商業及工業に對する機會均等主義を有効に樹立維持する爲盡力すること

(四)友好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲支那に於ける情勢を利用すること及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふることを

第二條 締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約協定取極又は了解をも相互の間に又は格別に若は協同して他の一國又は數國との間に締結せざるべきことを協定す

第三條 一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戶開放又は機會均等の主義を一層有効に適用するの目的を以て支那以外の締約國は左を要求せざるべく又各自國民の左の要求することを支持せざるべきことを約す

(イ)支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益の爲一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極

(ロ)支那に於て適法なる商業若は工業を營むる權利又は公共企業を其種類の如何を問はず支那國政府若は地方官憲と共同經營するの權利を他國の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或は其の範圍期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無効に爲せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權



本條約の前記規定は商業上工業上若は金融業上の企業の經營又は發明並研究の獎勵に必要なべき財産又は権利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす

支那國は本條約の當事國たるを問はず一切の外國の政府及び國民より經濟上の權利及び特權に關する出願を處理するに付本條約の前記規定に記載する主義に遵出すべきことを約す

第四條 締約國は各自國民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せむとし又は相互間の獨占機會を享有することを定めむとするものを支持せざる事を約定す

第五條 支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別も行ひ又は許容せざるべきことを約定す殊に旅客の國籍其の出發國若は到達貨物の原産地若は所有者其積出國若は仕向國又は前記の旅客若は貨物が支那鐵道に依り輸送せらるる前若は後に於て之を運搬する船舶其他の輸送機關の國籍若は所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし

支那國以外の締約國は前記鐵道中自國又は自國民が特許條件特殊協定其他に基き管理を爲し得る地位に在るものに關し前項と同趣旨の義務を負担すべし

第六條 支那國以外の締約國は支那國の參加せざる戰爭に於て支那國の中立國としての權利を完全に尊重する事を約定し支那國は中立國たる場合に中立の義務を遵守することを聲明す

第七條 締約國は其の何れかの一國が本條約の規定の適用問題を包含し且右適用問題の討議を爲すを望ましと認むる事態發生したる時は何時にても關係締約國間に充分にして且隔意なき交渉を爲すべきことを約定す

第八條 本條約に署名せざる諸國にして署名國の承認したる政府を有し且支那國と條約關係を有するものは本條約に加入すべきことを招請せらるるべし右目的の爲合衆國政府は非署名國に必要な通牒を爲し且其の受領したる回答を締約國に通告すべし別國の加入は合衆國政府が其の通告を受領したる時より効力を生ずべし

第九條 本條約は締約國に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべく且批准書全部の寄託の日より實施せらるるべし右の寄託は成るべく速に華盛頓に於

て之を行ふべし合衆國政府は批准書寄託の調書の認證本を他の締約國に送付すべし本條約は佛蘭西語及英吉利語の本文を以て共に正文とし合衆國の記録に寄託保存せらるべく其の認證本は同政府より他の各締約國に之を送付すべし

右證據として前記各全權委員は本條約に署名す

千九百二十二年二月六日華盛頓市に於て之を作成す

チアルス、エヴァンス、ヒューズ (印)

ヘンリー、カボット、ロツジ (印)

オスカー、ダブリュー、アンダウツド (印)

エリヒュー、ルート (印)

男爵カルチエ、ド、ルマルシエンヌ (印)

アーサー、ジエムス、バルフォア (印)

リ、オヴ、フエアラム (印)

エー、シー、グデス (印)

アール、エル、ボーデン (印)

ジー、エフ、ヒアス (印)

ジョン、ダブリュー、サルモンド (印)

アーサー、ジエムス、バルフォア (印)

グイー、エス、スリニヴァサ、サストリ (印)

施 肇 基 (印)

顧 維 鈞 (印)

王 寵 惠 (印)

アー、サロ (印)

ジュスラン (印)

カルロ、シアンツェル (印)

ウィー、ロランデイ、リツチ (印)

ルイジ、アルベルティニ (印)

男爵 加藤友三郎 (印)

男爵 幣原喜重郎 (印)

埴原 正直 (印)

ベールラツ、ヴァン、プロツクランド (印)

ダブリュー、ドボフオール (印)

ア ル テ (印)

エルネスト、デ、ヴァンスコソセロス (印)

支那の關稅に關する條約 (一九二二年二月六日總會議)

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國は

支那國政府の裁入を増加する目的を以て支那關稅率の改訂及之に關聯する事項に付條約を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命せり

合衆國人民チャールス、エヴァンス、ヒューズ

同 ヘンリー、カボット、ロツジ

同 オスカー、ダブリュー、アンダウツド

同 エリヒュー、ルート

白耳義國皇帝陛下

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使男爵 カルチエ、ド、マルシエンヌ

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密院議長國會議員 アーサー、ジエムス、バルフォア

海軍大臣男爵 リ、オヴ、フエアラム

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使

同 サ、オーク、ランドキアンブル、ゲデス

加奈陀 サ、ロバート、レアド、ホーデン

濠太利聯邦

內務大臣上院議員 ジョージ、フォスター、ピアス

新西蘭

新西蘭最高法院判事サ、ジョン、ウィリアム、サルモンド

南阿弗利加聯邦

國會議員 アーサー、シエムス、バルフォア

印度

參議院議員 ヴァリンガマンサン、カラナラヤナ、スリニヴァサ、サストリ

支那共和國大統領 施 肇 基

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使 顧 維 鈞

英國駐劄全權大使 王 寵 惠

前司法大臣

佛蘭西共和國大統領 埴原 正直

殖民大臣下院議員 アルベル、サロ

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使 ジュール、ジー、ジュスラン

伊太利國皇帝陛下

參議院議員 カルロ、シアンツェル

亞米利加合衆國駐劄全權大使參議院議員 ヴィットリオ、ロランデイ、リツチ

參議院議員 ルイジ、アルベルティニ

日本國皇帝陛下 加藤友三郎

海軍大臣男爵 幣原喜重郎

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使男爵 埴原 正直

外 務 次 官

和蘭皇帝陛下

特命全權公使 ヨンクヘール、フランス、

同 ベールラツ、ヴァン、プロツクランド

亞米利加合衆國駐劄代理公使 ヨンクヘール、

同 ウイルレムヘンドリツク、ド、ボフオール

葡萄牙共和國大統領

亞米利加合衆國駐劄特命全權公使 ア ル テ

子爵 ジョセ、フランシスコ、デ、オルタマシャダフランカ

海軍大臣技術部長 エルネスト、

同 ジュリオデカルヴァリオ、イ、ヴァスコソセロス

右各委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の如く協定せり

第一條 締約國の代表者は支那國と他國との間に締結せられたる現在條約に基き支那關稅を現實從價五分に相當せしむるの目的を以てする同關稅の改訂に關する決議にして本條約に附屬書として添付するものを千九百二十二年二月



華四日華盛頓市に於て採用したるに因り締約國は茲に右決議を確認し改訂の結果として決定せらるゝ税率を受諾することを約す前記改訂税率は其の公表の時より二月後に於て成るべく速に之を實施すべし

(附屬書) 本會議に参加する亞米利加合衆國白耳義國英帝國支那國佛蘭西國伊太利國日本國和蘭國及葡萄牙國は支那國政府の所要に應ずる爲歳入を増加する目的を以て左の如く約定す千九百十八年二月十九日、上海に於て關稅率改訂委員會の採用したる、支那輸入税率表は支那國を一方の當事國とする諸通商條約に規定するが如く其の税率を現實五分に相當せしむる様に改訂せらるべし

改訂委員會は前記改訂を直に且前回改訂の一般方針に従ひ實施する爲出來得る限り速に上海に於て會合すべし右委員會は前記諸國の代表者及本會議に参加する諸國に依り現に承認せられたる政府を有する他の諸國にして支那國との間に輸入及輸出の税率に付從價稅五分を超えざる事を規定する條約を有し且該委員會に参加することを希望するものゝ代表者を以て之を構成すべし

前記改訂は軍備制限並太平洋極東問題に關する會議に於て本決議を採用したる日より四月以内に完了するの目的を以て成るべく速に之を進捗せしむべし改訂税率は改訂委員會が之を公表したる時より二月後に於て成るべく速に之を實施すべし

本會議の主催者たる合衆國政府は本會議に参加せざるも千九百十八年の前記改訂に参加したる諸國の政府に對し直に本決議の條項を通告すべきものとす

第二條 大不列顛國及支那國間の千九百二十年九月五日の條約第八條合衆國及支那國間の千九百三十年十月八日の條約第四條及第五條並日本國及支那國間の千九百三十年十月八日の追加條約第一條に規定する附加稅を賦課するの目的を以て右諸條約に規定する釐金の急速の廢止及他の條件の履行に付準備を爲すが爲特別會議に依り直に必要な措置を執るべし右特別會議は署名國の代表者及該會議に参加することを希望する他の諸國にして之に其の代表者に参加せしむるに足る時期に於て本條約第八條の規定に従ひ本條約に加入することあるべきものゝ代表者を以て構成すべし

右會議は本條約實施後三日内に支那に於て之を開會すべく其の時日及場所は支那國政府之を指定すべし

リ効力を生ずべし

第九條 本條約の規定は支那國及各締約國間の條約の一切の規定にして之と抵觸するもの(最惠國民待遇の規定を除く)に優る

第十條 本條約は締約國に依り各自の憲法上の手續に従ひ批准せらるべく且批准書全部の寄託の日より實施せらるべし右の寄託は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし合衆國政府は批准書寄託の調書の認證謄本を他の締約國に送付すべし

本條約は佛蘭西語及英吉利語の本文を以て共に正文とし合衆國政府の記録に寄託保存せらるべく其の認證謄本は同政府より他の締約國に之を送付すべし

右證據として前記各全權委員は本條約に署名す

千九百二十二年二月六日、華盛頓市に於て之を作成す

- チアールス、エヴァンス、ヒューズ (印)
- ヘンリー、カボット、ロツチ (印)
- オスカール、ダブリュー、アンダウツド (印)
- エリヒュー、ルート (印)
- 男爵カルテド、マルシエンヌ (印)
- アーサージェームス、バルフォア (印)
- リー、オヴ、フエアラム (印)
- エー、シー、ゲデス (印)
- アールホーデン (印)
- ジー、エフ、ピアス (印)
- ジョン、ダブリュー、サルモンド (印)
- アーサー、ジェームス、バルフォア (印)
- グイー、エス、スリニヴァサ、サストリ (印)
- 施肇基 (印)
- 顧維鈞 (印)
- 王寵惠 (印)
- アー、サロー (印)
- ジュスラン (印)
- カルロ、シンツェル (印)

第三條 第二條に規定する特別會議は同條に記載する諸條約の條項に規定する釐金の廢止及他の條件の履行に先ち適用せらるべき暫行規定を考慮すべし同會議は其の決定すべき期日目的條件に依り有稅輸入品に對し附加稅を賦課することを認むべし

右附加稅は之を從價二分五厘の一律の率とす但し特別會議に於て過度に貿易を阻礙することなくして一層増課を負擔し得るものと認むる或種の奢侈品に付ては其の總附加稅は從價五分を超えざる限り之を増加することを得

第四條 第一條に記載する支那輸入税率表の即時改訂の後同關稅をして第二條に規定する特別會議の定むる從價税率に相當せしむべきことを確保する爲更に其再改訂を行ふべく再改訂の後に於ては前記即時改訂の完了後四年を経て之を實施すべし右再改訂の後に於ては前記目的の爲支那輸入關稅率表を支那國との現存諸條約の認むる十年毎の定期改訂に代へ七年毎に定期に改訂すべし遅延を避くる爲本條に基き行ふべき改訂は第二條に規定する特別會議の定むべき規則に従ひ之を實施すべし

第五條 關稅に關する一切の事項に付ては一切の締約國に對し待遇及機會の現實の均等あるべし

第六條 支那の一切陸境及海境に於て賦課する關稅率に付ての均一の原則は茲に承認せられたるものとす第二條に規定する特別會議は右原則を實行するの取極を爲すべし同會議は撤廢せらるべき關稅上の特權が地方的經濟上の便益に代へて許與せられたるものに於ては之が衡平なる調査を爲すことを得

右實行に至る迄は關稅率改訂の結果として生ずべき關稅率の増加又は本條約に基き將來賦課せらるべき附加稅は支那の一切陸境及海境に於て均一の從價税率に依り徵收せらるべし

第七條 抵代稅は第二條に規定する措置の實施せらるゝ迄は之を從價の二分五厘の率とす

第八條 本條約に署名せざる諸國にして署名國に依り現に承認せられたる政府を有し且支那國との間に輸入及輸出の税率に付從價五分を超えざることを規定する現存條約を有するものは本條約に加入することを招請せらるべし合衆國政府は右目的の爲必要な通牒を爲し且其受領したる回答を締約國政府に通告する事な約す別國の加入は合衆國政府の右加入の通告を受領したる時より

- グイー、ロランテアイリツチ (印)
- レイジ、アルベルタイニ (印)
- 男爵 加藤友三郎 (印)
- 男爵 幣原喜重郎 (印)
- 地原 正 直 (印)
- ペーラールツ、ヴァン、ブロッツクランド (印)
- ダブリュード、ボ、フオール (印)
- アルテ (印)
- エルネスト、デヴァスコンセロス (印)

極東問題諸議院に關する決議

華盛頓に於ける本會議に参加した諸國即ち  
亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は  
極東に於ける事變の安定を期し支那の權利利益を擁護し且つ機會均等の基礎の上に支那と他の列國との間の交通を増進せしめむとする其の一般政策に關する千九百二十二年二月六日華盛頓に於て署名せらるべき條約第三條及第五條の規定の實施に關聯し生ずることあるべき問題を處理するの手續を定むることを希望し前記諸條項の實施に關し生ずる問題を調査報告の爲討議することを得べき諸議院を支那に設置すべきことを決議す

同院の構成に關する細目案は千九百二十二年二月六日華盛頓に於て署名せらるべき支那關稅率に關する條約第二條に規定する特別會議に之を起草し關係諸國の承認を求むべし

千九百二十二年二月四日軍備制限會議第六回總會に於て之を採用す

(一九二二年二月四日總會議)

支那に於ける治外法權に關する決議

軍備制限會議に於ける太平洋及極東問題の審議に参加したる諸國即ち  
亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は



大不願國及支那國間の千九百二十年九月五日の條約亞米利加合衆國及支那國間の千九百二十年十月八日の條約並日本國及支那國間の千九百二十年九月五日の條約亞米利加合衆國及支那國間の千九百二十年十月八日の條約に於て此等の諸國は支那國政府が其の司法制度を改正して之を西洋諸國の同制度に適合せしむることに付表示したる希望を同國政府に於て達成することに關し一切の援助を與ふべきことを約定し且「支那國法律の状態其施行の設備及其他の要件にして當該國が満足を表するときは其の治外法權を撤去するに躊躇せざるべき」ことを聲明したる事實を了承したるに因り

右に關して千九百二十一年十一月十六日支那國委員の表示したる「支那國政治上、司法上、及行政上の行動の自由に對する現存の制限は即時に又は事情の許す限り速に撤廢せらるべきものなりとの趣旨の願望を達成せしむるに付同情を有するに因り

右目的に適應すべき措置に關し如何なる決定を爲すに付ても支那國の法律司法制度及司法運用手續に關する複雑なる實狀の確認及理解を前提とすべく右は本會議が之を決定するの地位に在らざることを考慮し左の如く決議せり

前記諸國政府は委員會（前記諸國政府は之に對し各一名の委員を任命す）を組織し支那國に於ける治外法權制度實施の現狀並支那國の法律司法制度及司法運用手續を調査せしめ依て以て右事項に關する右委員會の事項調査並支那國に於ける司法運用の現狀を改善する爲及治外法權に關する各國の權利を漸次に又は他の方法に依り撤去することに付各國を首肯せしむべき立法及司法上の改正を實行せむとする支那國政府の努力を援助し且促進する爲其の適當と思惟する手段に關する勸告を前記諸國に報告せしむべし

前記委員會は今後前記諸國政府の協定すべき細目、取極に従ひ會議終了後三日内に組織せらるべく且該委員會は第一回會議後一年内に其の報告及勸告を提出すべきことを命ぜらるべし

前記各國委員會勸告の全部又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有すべし但し如何なる場合に於ても右各國は右勸告の全部又は一部を受諾に付支那國より政治上たると經濟上たるとを問はず何等かの特殊の利権恩典利益又は免除を直接に又は間接に許與せしむることを條件と爲すを得ず

支那國に於ける軍隊に關する決議

諸國は適法に支那國に在る外國人の生命財産を保護する爲隨時支那國內に軍隊（警察官鐵道守備隊を含む）を駐屯せしめたるに因り  
右軍隊は若干は條約又は協定に準據せずして支那國內に駐屯するものゝ如くなるに因り  
諸國は支那國が同國にある外國人の生命財産の保護を保障する於ては何時たりとも條約又は協定に準據せずして現に支那國內に於て任務に服する自國軍隊を撤退するの意見あることを聲明したるに因り  
支那國は同國に在る外國人の生命財産の保護を保障するの意思及能力あることを聲明したるに因り  
前記の意見を各場合に付實現するの前提たるべき條件に關し明瞭なる了解を遂ぐる爲左の如く決議せり

現に華盛頓會議に参加する諸國即ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の北京駐劄外交代表者は支那國の要求あるときは何時たりとも支那國政府の代表者三名と協調して諸國及び支那國の爲したる前記の意思の聲明に依り惹起せらるる諸問題に付充分且公正なる調査を共同に行ふことを其各自の政府に依り訓令せらるべく且右調査に付せられたる事項に關し其事實を腹藏なく記述する充分且包括的なる報告書を作成し其謄本を關係九國政府に夫々提出すべく關係國政府は各適當と思惟する所見を附して報告書を各自公表すべし右各國の代表者は其意見にして多數意見報告書と異なるものあるときは其相違點を記述する少數意見報告書を作製し又は之に加入することを得  
前記各國は右報告書に表示せられたる事實調査又は意見全部又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有すべし但し如何なる場合に於ても前記各國は右事實調査又は意見の全部又は一部を受諾に付支那國より政治上たると經濟上たるとを問はず何等かの特殊の利権恩典利益又は免除を直接に又は間接に許與せしむる事を條件と爲すことを得ざるべし  
千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す

支那國に於ける無線電信局に關する決議及附屬聲明

（一九二二年二月一日總會議）

本會議終了後三月内に書面に依る加入の通告を合衆國政府に寄託して支那國に於ける治外法權及司法運用に關する決議に加入することを得右通告は合衆國政府より各署名國に通知せらるべし

（追加決議）支那國は同國に於ける治外法權及司法運用の調査及報告に當る委員會の設置に關する決議を了承したるに因り支那國に於ける治外法權の廢止を期せしめむとする同國政府の願望に關する前記諸國の同情ある意嚮に満足の意を表し且前記委員會の委員として出席するの權利を有する一名の代表者を任命するの意ある事を聲明す尤も支那國は該委員會の勸告の全部又該委員會の事業に協力し且其の任務を満足に完了せしむる爲あらゆる便宜を之に供與せむとす  
千九百二十一年十二月十日軍備制限會議第四回總會に於て之を採用す  
（一九二二年十二月十日總會議）

支那國に於ける外國郵便局に關する決議

甲、支那國に於ける外國郵便局（租借地内に在る者又は條約に依り特に規定せられたるものを除く）の廢止を期する爲支那國政府の表示したる希望の正當なることを認むるに因り左の如く決議す

（一）前記郵便局を有する四國は左記條件の下に之を廢止することに同意す

（イ）有効なる支那郵便業務の維持せらるること  
（ロ）支那國政府は外國人總辦の地位に關する限り現在の郵政に變更を加ふるの意なしとの保障を與ふる事

（二）支那國及關係諸國をして必要の處置を爲すことを得しむる爲本取極は千九百二十三年一月一日迄に之を實施すべし

乙、外國郵便局の撤廢完了に至る迄は關係四國は右郵便局を經由する一切の郵便物（外部よりの検査に依り明に書狀のみを包有するものと認めらるべき普通通信書は書留たると否とを問はず之を除く）中右有稅品禁制品又は其他支那國關稅法規に抵触する物品を包有するものなきや否を確むる爲支那國關稅官憲が當該郵便局内に於て検査を爲すに對し充分の便宜を與ふべきことを各別に約す  
千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す  
（一九二二年二月一日總會議）

軍備制限會議に於ける太平洋及極東問題の審議に参加したる諸國即ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は左の如く決議せり

一、支那國に於ける一切の無線電信は千九百一十一年九月七日の國際議定書の規定に依り設立維持せらるるものと否とを問はず其用途を官用電報の發受に限定すべく商用私用又は非官用の電報（新聞電報を含む）を發受する事を得ざるべし但し他の一切の電信に依る通信に故障ある場合に於ては支那國交通部に右故障の證據を添へて公文通告を發したる上前記無線電信局は支那政府が故障終了の通告を爲す迄商用、私用又は非常用の電報（新聞電報を含む）に對し臨時便宜を許與する事を得

二、條約又は支那國政府の特許條件に依り外國政府又は其の人民若は臣民が支那國の領土内に於て運用する一切の無線電信局は其の設立維持を認むる條約又は特許條件の規定する電報に限り之を發受することを得  
三、支那國政府の認許なくして外國政府又は其の人民若は臣民に依り支那國領土内に設立維持せらるる無線電信局ある場合に於ては該無線電信局並其の一切の設備装置及材料は支那國交通部が一般公衆の利益の爲之を有効に運用するの準備整ふと共に其の施設の價格に付公正且充分なる補償を前記所有者に與ふるを條件とし同交通部の指揮の下に運用せしむる爲之を支那政府に移轉すべく同國政府は之を引取るべし

四、租借地、南滿洲鐵道附屬地、又は上海佛國租界内に在る無線電信局に付問題起るときは該問題は支那國政府及關係國政府間の審議事項と認めらるべし  
五、外國政府又は其の人民若は臣民が支那國領土内に設立維持する一切の無線電信局の所有者又は經營者は支那國に於ける無線電信局の電波長使用に對する妨害を避くる爲共同取極を爲す目的を以て支那國交通部と商議すべし但し千九百二十二年七月五日倫敦に於て署名せられたる國際無線電信條約の定むる規則の改訂の爲に招集せらるる國際會議に於て作成せらるることあるべき一般取極に従ふべきものとす  
千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す

一、支那に於ける無線電信局に關する千九百二十一年十二月七日の決議に關する聲明



支那國以外の諸國は千九百二十一年十二月七日の決議第三項又は第四項を以て前記無線電信局が支那國の認許を得るものなりや否に關し本會議の意見を表示したるものと認むべきに非ざることを聲明す

二、支那國に於ける無線電信局に關する十二月七日の決議に關する支那の聲明

支那國委員は支那國政府は何れかの外國又は其國民が公使館構内、居留地、租界、租借地、鐵道付屬地又は他の同種の地域に於て同政府の明示的同意なくして無線電信局を設置し又は運用するの權利を承認し又は許與することなきことを此の機會に於て正式に聲明す

(一九二二年二月一日總會議)

支那國に於ける鐵道統一に關する決議及支那國の附屬聲明

本會議に参加したる諸國は支那國に於ける諸鐵道の將來の擴張は適法なる既存の權利と兩立する最大限度に於て支那國政府をして鐵道系統の利益上の必要と認められるべき外國の財政上及技術上の助力を以て同國の管理の下に諸鐵道を一鐵道系統に統一することを得せしむる様處理せらるべきものなりとの希望を記録に留む

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す

支那鐵道に關し千九百二十二年一月十九日

支那國委員の爲したる陳述

支那國委員は支那國の現存及將來の鐵道が必要なるべき外國の財政上及技術上の助力を以て支那國政府の管理及運用の下に統一せらるべきことに關し諸國の表示したる希望を同情ある理解を以て了承す吾人の意見は成るべく速に此の結果を齎すに在り吾人の目的は支那の經濟上工業上及商業上の必要に應ずべき一般計畫に従ひ現存及將來の鐵道を發展せしむるに在り吾人の政策は門戸開放又は機會均等の主義に従ひ必要なるべき外國の財政上及技術上の助力を諸外國より得るに在り而して支那國政府が現に存在し又は將來建設せらるべき支那の一切の鐵道を同

國の有効にして且統一せる管理及運用の下に置かむことを努むるに當りては前記諸國の友好的支持を求めむと欲す

(一九二二年二月一日總會議)

支那國軍隊の削減に關する決議

本會議に参加したる諸國は各省督軍が協調なく支配し且數に於て過大なる軍隊を支那國各地に於て維持するに依り支那國の公收入を甚しく枯渴せしむることを深く感したるに因り

右軍隊を繼續維持することは支那國の不安定なる現政情の主たる原因と認めらるゝに因り

右軍隊に速に大削減を加ふる事は實に支那國の政治的統一及經濟的發達を促進するのみならず又其の財政復舊を速かならしむる所以なりと思量せらるゝに因り仍て支那國の内政問題に干渉せむとする何等の意思に出たるに非ずして偏に支那國をして其の利益の爲及通商上の一般の爲有効且安固なる政府を自ら確立維持せしめむとするの衷心の希望に促され

又企業及國民的繁榮に對し主たる障礙たること明なる莫大の支出を軍備制限に依り削減することを目的とする本會議の精神に動かされ

本會議は支那國政府が前記の軍隊及支出を削減するに付直に有効なる措置を執ることを熱望する旨支那國に對し表明することを決議す

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す

(一九二二年二月一日總會議)

支那國の又は支那國に關する現存承認に關する決議

本會議に参加したる諸國は支那國及支那國に關する諸國の政治上及其の國際上の義務に影響ある一切の事項に付ては今後全然公開するの望ましきことを思ひ左の如く協定せり

一、支那國以外の諸國は支那國との間に又は支那國に關し他の一國若は數國との間に締結したる一切の條約協約交換公文又は他の國際協定にして現に仍有効なりと認め且之に依據せむと欲するものゝ一覽表を參加諸國に移牒するの目的を以て事情の許す限り速に本會議總事務局に提出すべし右各場合に於て

東支鐵道を其の利害關係者の爲に保全するに付ては鐵道に對し、並其の運用に従事する者に對し一層の保護を與ふること、業務の能率を擧ぐる爲職員の選任に一層留意すること、且財産の消耗を防ぐ爲資金の使用を一層經濟的ならしむること

本問題は適當なる外交機關を通じて處理せらるべし

千九百二十二年二月四日軍備制限會議第六回總會に於て之を採用す

(一九二二年二月四日總會議)

支那國以外の一切の諸國に依り承認せられたる

東支鐵道に關する決議

支那國以外の諸國は東支鐵道に關する決議を協定するに當り前記諸國が該鐵道建設の基礎たる契約及之に基く支那國の行爲より生ずるものと認むる東支鐵道會社の株主債權者及債權者たる外國人に對する義務並該鐵道の占有及管理に對する支那國政府の權利行使より生ずる義務(前記諸國は此義務を以て信託の性質を有するものと認む)の履行又は不履行に關する支那國の責任に付今後主張するの權利を保留す

(一九二二年二月四日總會議)

前記二條約並に諸決議に對し關係列強の批准及び米國政府に對する寄託を要し、其全部の終了なき以上効力發生するに至らざるに拘はらず、佛國政府は一九二五年四月迄佛支金法問題未解決の爲め議會に上程せず、從つて其批准を経ざる爲め効力發生するに至らざりしが、同年四月十一日同問題が解決せるにより同國政府は同年七月十一日之を批准し、八月五日米國政府に寄託せる爲め、茲に完全に其の効力を發生することとなりたり。尙帝國政府にては同年八月七日官報(六日附)を以て樞密顧問の諮詢を経たる前記二條約を公布し、同時に外務省告示を以て大正十年乃至十一年の亞米利加合衆國華盛頓に於て開催せられたる軍備制限會議は支那及び支那に關聯する諸決議を採用せる旨を發表せるが各國の議會通過並に批准の時日左の如し。

Table with columns: 國別, 議會通過, 批准, 終了. Rows: 日, 米.

一切の諸國(支那を含む)に依り承認せられたる東支鐵道に關する決議

千九百二十二年二月一日軍備制限會議第五回總會に於て之を採用す

(一九二二年二月一日總會議)

三、支那國政府は同政府又は支那國地方官憲が外國(本協約の當事國たる否とを問はず)又は其の國民と既に締結し又は今後締結することあるべき前記性質の條約協定又は契約を其の承知する限り本協定に定めたる條件に依り總て通告することを約す

四、支那國と條約關係を有する諸國の政府にして本會議に参加せざるものは本協定に加入することを招請せられるべし

本會議主催者たる合衆國政府は前記諸國をして成るべく速に本協定に加入せしむる爲本協定を右諸國政府に通告することを約す



英	通過	一一、八、四
佛	通過	一四、七、二一
伊	通過	一四、七、一〇(上院)
白	通過	一一、二、六(下院)
和	通過	一一、二、一六(上院)
葡	通過	一一、二、一六(上院)
支	通過	一一、四、三〇

### 華府會議對支取極の實施現狀

前項に示せる華府會議條約並に諸取極は列國の批准に依り一九二六年八月五日より實施せられ其効力を發生したるが、其の取極の現狀を示せば左の如し。(一九二六年十月末日調)

**支那に關する九國條約** 本條約に署名せざる諸國の加入に關しては米國政府に於て其の手續を取り、締約國に通告すること(第八條)となり居れるが、未だ今日迄米國政府より締約國に何等の通告なし。

**支那に關する關稅條約** 關稅條約の主要條項たる關稅率改訂問題に就いては、一九二二年三月三十一日上海に於て支那關稅率改訂委員會(第一條)を開き、支日英米佛伊白葡西瑞典諾丁伯の十四ヶ國代表之に參加し改訂稅率の基礎たるべき標準年度及標準價格に關し審議を重ね、其結果支那側原案及日英兩國の留保案を參酌して一九二二年七月より一九二二年三月に至る六ヶ月間の上海平均卸賣市價より其の七分及現行稅率表に依る稅額を控除せる額を採用すべきこと及綿絲布に就きては之が標準となるべき主要貨物に依り算定したる平均增加率に依り一律の附加稅を賦課すべき旨の原則を決定したる上、稅率の算定及び稅目分類を變更する爲め三十箇の小委員會を組織し、九月二十五日新改訂輸入稅率表案を採用し、翌一九二三年一月十七日より實施せられたるが、支那政府

二區、同五月五日第三區撤兵完了と共に全部撤兵し、青島に残留せる一部守備軍は膠州灣租借地還附實行と共に同年十二月十七日全部撤兵を終了せり。又漢口駐屯軍に就ては一九二一年五月三十日撤兵を聲明し同七月二日之を完了せり。又滿洲派遣諸部隊に關しては日本より自發的に漸次撤退することとし、其第一期撤兵として大正十一年九月十日より東支線東部線地方の北滿洲派遣部隊を撤兵したるも、其後滿洲に於ける情勢不穩なる爲め第二期後の撤兵は未だ行はれず。尙圍匪議定書に依る北京及京奉沿線の列國軍隊は依然從前の通りなること軍事欄記述の如し。

### 民國九年以後締結の新通商條約

列強と中華民國との間に締結せられたる諸條約及協約其他に就きては總說篇記述の如くなるが、第四回支那年鑑編纂後中華民國政府と他國政府との間に締結せられたる新條約、協定其他に就き其重なるもの之の要旨を舉示せば左の如し。但し以下に掲ぐる條文は何れも其正文を入手し得ざりしを以て、専ら支那政府公報並に新聞紙上に登載せられたものに據る事を特に附記し置く。尙勞農露國との關係は別項に譲る。

**獨支新通商協約** 歐戰に際し中華民國は獨逸に對し宣戰を布告し舊條約其他一切の取極を廢棄したる結果、平和克復後中華民國は巴里講和會議の對獨平和條約に加らざりしを以て單獨にて獨逸と新通商條約を締結することとなり、民國九年五月十日の閣議を経て同十八日附大總統令を以て顏惠慶を全權とし、獨逸代表フォン・ホルヒとの間に同二十日調印を了し中華民國は六月十六日、獨逸政府は同二十七日之を批准せり。其關係公文として支那側より政府公報を以て發表せる所左の如し。

#### 第一 獨支協約

大中華民國大總統と大獨逸共和國大總統は本日大獨逸共和國聲明の文書を以て根據となし兩國の協約を締結し友好及び商務關係を恢復せんことを願ふ並に領土主權の尊重と平等相互各種原則の實行は各民族間親睦を維持する唯一の方法たるを悟り之の爲各全權委員を派遣すること左の如し。

は關稅特別會議の進行如何を度外視し、同條約第四條の規定に基き更に一九二六年九月二十六日上海に於いて再改訂會議を開く旨を列國に通告し、略關係列國の贊同を得近く開會せらるゝ管なり。次に同條約第二條に規定せらるゝ關稅特別會議は一九二五年十月二十六日北京に開會せられたるも翌一九二六年七月三日休止せられたること別項記述の如し。

**極東問題諮議院設置問題** 極東問題諮議院は支那に關する九國條約の支那に於ける商業及工業上の門戸開放、機會均等主義に關する規定(第三條)及鐵道の公平なる待遇に關する規定(第五條)の實施に關聯して生ずる問題を審査する爲め支那に設置せらるゝものなり。而して同院の構成に關する細目案は關稅特別會議に於て之を起草し關係諸國の承認を経て決定せらるゝ事となり、同會議開催に當り英國側より其提案を希望せるも、支那側にては同院の設置は支那の主權侵犯なりとして反對の聲あり、從つて關稅特別會議に於ても本問題は保留せられたり。

**治外法權に關する決議** 一九二六年一月十二日より北京に開會、同九月十六日閉會せられたること法制欄丙篇記述の如し。

**外國郵便局の撤廢** 一九二三年一月一日迄に日英米佛四ヶ國の在支郵便局は何れも撤廢することとなるが、之れが爲め日支間には一九二二年十二月八日日支新郵便約定を締結し、關東州租借地及南滿洲鐵道附屬地以外の支那に於ける全部の郵便局を撤廢すること郵電篇記述の如し。尙支那政府は一九二五年八月二十七日南滿洲鐵道附屬地帯内の郵便局撤廢を要求したるも帝國政府は之を拒絶せり。次に佛國は廣州租借地以外の全部、英國は威海衛租借地及西藏以外、米國は在支全部を何れも一九二二年十二月三十一日迄に撤廢せり。

**在支外國軍隊の撤退** 日本政府は華府會議に於ける聲明に基き一九二二年二月二十日附を以て山東鐵道沿線守備軍の撤退を運行するに依り支那政府に於ても急速巡警隊若くは軍隊派遣方を準備せられ度き旨を申入れ、次で同三月二十八日北京に於て日支間に山東鐵道沿線撤兵に關する協定を締結し、同年四月十六日第一區撤兵を完了し、同二十五日第

#### 大中華民國大總統特派

大獨逸共和國大總統特派

顏 惠 慶

各委員は全權委任狀を相互に檢閲したる後議定するもの左の如し。

第一條 兩締約國は相互に正式外交代表を派遣するの權を有す此項代表は駐在國に於て相互に國際公法上承認するところの一切の權利及び不可侵權を有す

第二條 兩締約國內に他國の領事館或は副領事館駐在する處に相互に領事或は副領事或は代理領事を任命するの權を有す此項官吏は他國同等官の優禮待遇を享有す

第三條 此國人民が彼國々内に在りては所在地の法律規則の規定を遵奉し遊歴居住及び商業經營の權利を有す但し第三國人民の遊歴居住及商業經營し得るの地を以て限りとす兩國人民生命財產の方面に於ては均しく所在地法廷管轄の下にあり兩國人民は所在地の法律を遵守す可く其各種納稅は所在地國本國人民の納付する額を越ゆるを得ず

第四條 兩締約國は關稅に關する一切の事件は各當該國內部の法令規定を用ふる事を得但兩國間或は他國産出の未製品或は既成品に對して納付する輸出入稅或は通過稅は當該國本國人民納付の稅率を超過するを得ず

第五條 本日獨逸共和國聲明文書及び本協約各條件は他日正式條約の根據とす

第六條 本協約は漢獨佛三國文を以て作製し解釋に不同ある時は佛文に據る

第七條 本協約は成る可く速かに批准して兩國政府相互に通知す可く批准の日より効力を發生す

#### 第二 獨逸代表の支那外交部に對する聲明書

獨逸共和國政府代表ホルヒ照會をなすこと、本代表正式委任を奉じて本國名義を以て貴總長に向つて聲明すること左の如し。

獨逸共和國政府は獨支の友誼及び通商關係を恢復せんことを願ふ此項關係は應に完全なる平等及び切實なる相互主義に基き普通國際法の規定に合ふもの因る千九百十九年九月十五日中華民國大總統頒布の對獨平和恢復の命令による。

獨逸は支那に對して盡す可き千九百十九年六月二十八日ヴェルサイユ條約に對し千九百二十年一月十日より實行開始するもの及び第百二十八條より第百三十條に至り發生する義務を擔任す。

(獨逸は戰時狀態及びヴェルサイユ條約により已むを得ずして凡そ支那と締結



するところの千八百九十八年三月六日の條約及び其他一切山東省に關する文書並に獲得せる一切の權利產業權特權を地棄することを陳述す

此の故を以て獨逸は以上各種の權利產業權特權を支那に還付するの能力なし又正式に聲明するもの左の如し。

在支領事裁判權の取消を承認す。  
獨逸政府は獨逸北京駐在公使館所屬練兵場に關する全部の權利を地棄す右は支那がヴェルサイユ條約第三百十條第一項所載の官有財産等の文字は該地を概括すると爲すが爲めなり並びに支那各處獨逸軍收容の費用を支那政府に償還することを準備す

第三 獨逸代表の支那總長に宛てたる公文書

獨逸はヴェルサイユ條約の總括承認を履行する能はざるも若し獨逸にして該條約中の承認を欲するの意あり且つ障礙ありて將來該條約を修正する時該條約中の各條款第二百二十八條乃至三百三十四條の外發生する所の各種の權利支那の爲め關係ありと認め支那が其の現在の原文に照し或は將來修正する時は其の修正文に照して要求を提出する場合獨逸政府は之に反對せず。

第四 双方質疑に對する聲明書

獨逸代表は獨逸聲明書及び獨支條約の字句の改訂の爲め獨逸政府の訓令を奉じ貴總長に向つて聲明すること左の如し。

- (一) 在獨支那貨物の關稅協約中第四條に指す所の兩國輸出入稅及び通過稅は當該國人民納付の稅率を超過するを得ずとの一語は支那がヴェルサイユ條約第二百六十四條の利益を引用するに妨げなし。
- (二) 損失賠償 獨逸聲明文書内に稱する所の獨逸軍人收容費償還準備すとの一節は獨逸がヴェルサイユ條約中の原則に照らし支那の損失を賠償するの外獨逸は尙ほ支那各處軍人收容費を償還するを願ふの意なり獨逸政府は已に清理を受けたる在支獨逸人財産所得各金額の半及び未だ清理を受けざる產業の價值總數の半を負擔して回收方並に現金四百萬元及び津浦湖廣鐵道證券を支那政府に交付し戰時賠償金の一部となす。
- (三) 在獨支那人財産 在獨逸支那人の動産不動産は本協約批准後完全に還付す。
- (四) 在獨支那學生 支那留學生に對して獨逸政府は盡力して便宜を與へ之をして入學或は實地練習せしめんことを願ふ。

民國外交總長 顧 憲 慶

(政府公報所載に據る)

瑞(西)支新通商條約

民國十年九月下旬中華民國外交部は民國七年六月十三日日本東京に於て瑞西公使薩利司と中華民國公使章宗祥との間に締結したる瑞支新通商條約を左の如く發表せり。

- 第一條 大中華民國大瑞西兩國國家は將來和好を敦ふし歴久滄らさず、兩國人民亦互に相友睦すべきことを約す
- 第二條 大中華民國政府大瑞西國政府は均しく外交代表、總領事、正領事、副領事、代理領事を派遣し相互の首都及他國代表駐紮の重要都市に駐紮し之と同等の權利待遇を享くる事を得
- 其他特許の免除の例は均しく其他の最惠國代表領事と一律とす
- 總領事、副領事及代理領事着任前は國際慣例に遵ひ駐紮國政府に請求し證書の發給を受けたる上就職執務すべし
- 訂約兩國は商人を總領事正副領事及代理領事に任命する事を許さず、名譽領事を派して之に充つべし、其享べき權利利益は各國名譽領事と相等し
- 第三條 本約批准交換は直に實行す
- 第四條 本約は支佛英の三國文字を使用し各四通を作成し、支文或は佛文に就き疑義ある時は英文を以て標準とし兩國政府は均しく遵守すべきものとす
- 第五條 本約は中華民國大總統大瑞西國立法院が各本國の立法の通例に按照して批准し最短期間に交換することを得
- 茲に全權各代表は互に署名を爲し信守を照にす
- 西曆一千九百十八年六月十三日
- 條約附件(領事裁判權即ち治外法權に關して)

瑞西國領事の享有すべき最惠國領事と同等の利權に關しては支那が將來司法制度改良せられ有効と爲りたる時、瑞西國は即ち他の締約國と共に其支那に於ける領事の領事裁判權を放棄し新に正式の通商條約を締結すべし、又此本項條約正式成立以前は兩締約國人民は現在及將來最惠國人民一切の得べきと同等の權利を享有し及免除を特許せらるべきものとす。

墨支改訂通商條約

墨支通商條約の改訂は駐墨支那公使王繼曾と

外 交

尙ほ左記各項に對して貴總長の回答を望む。

- (一) 獨逸人財産將來の保證 支那政府は在支獨逸人に對して正當なる事業に對し完全に保證を與へ並びに普通國際法の原則或は支那法律の規定に依るの外再び其の財産を差押えざること承諾するや否や。
- (二) 司法の保障 在支獨逸人の訴訟事件は全く新設の法廷に依り新法律を以て審理し上訴權あるや否や並正式訴訟手續を以て辦理し訴訟期間に於て獨逸辯護士及通譯にして法廷の正式認可を経たる者をして補助せしむるや否や。
- (三) 會審公堂の事件 獨逸人の會審公堂に於ける原告事件に付き支那は將來如何に辦理するや。
- (四) 支那對敵通商條令 此項各種條令は協約批准の日より其の効力を失ふや否や。
- (五) 支那債務の整理 支那政府はヴェルサイユ條約第二百九十六條の公共清理處に加入の意あるや否や。

第五 外交總長の回答

- (一) 獨逸政府が在獨支那人に對すると同様に辦理す
  - (二) 獨逸辯護士は法廷の許可を経て補助を爲すことを得。
  - (三) 獨逸人の會審公堂に於ける原告事件は支那は將來尙ほ一解決法を求め各方面とも公平ならしむ。
  - (四) 提案外に別に聲明す。
- 前に海關に登記したる獨逸商標は協約の日より當然其効力を失ふ國定稅率普通施行以前の輸入は暫く通常稅率により關稅を納めしむ。
- (五) 公共清理處に加入せざること聲明す。又獨逸政府の爲め以上述ぶる所戰時賠償の一部を擔任し並に支那政府に交付すとの語に服し支那政府は批准の日より獨逸人財産の清理を停止並に前項償還の時及び獨支協約批准以前清理處所得及び差押へたる各產業を原所有主に還付す。
- 前記の辦法は和約第三百三十三條第二款の清理差押及獨逸人財産管理各事務に對する結果とす。
- 德華銀行及井陘礦務局は支那主管機關より之と別に辦法を商議す但北京、漢口等の未だ清理を経ざる德華銀行の家屋は前項の辦法に依り原所有主に還付するを得。

墨國外交部との間に交渉を重ねたる結果民國十年九月二十六日漸く兩國の妥協成立し、茲に暫行條約を交換するに至れるが、墨支兩國政府に交換せられたる照會原文なりとして上海新聞報に發表せられたる所を掲ぐれば略左の如し。

一、墨國外交總長より駐墨支那公使に致せる照會文

以書翰致敬上候、曩に敝國政府は一八九九年貴國政府と締約したる友好通商條約の停止を提議して以來、該約の各要點に關し貴公使と本部との間に討論數次の結果大體に於て妥協改訂するを得申候、依つて茲に特に貴公使に照會査照の上切實なる解決を爲し、本照會に因り特に貴國政府に向ひ正式提議を爲さん事を希望致候、兩締約國は彼我労働者の入境に對し下記暫行辦法に準據し辦理可致候。

- 第一條 中墨友好通商航海條約の有効期間を兩締約國が將來兩國憲法の規定する手續に準據して該約の確定及正式修改を爲すの日迄之を延期す、本項の修改は極力迅速に辦理す
- 兩締約國政府は該約の確定及修改に對し本項協定の意思及精神に根據し辦理すべき事を聲明す
- 第二條 墨西哥政府は外國労働者の入境を禁止する期間内に在りては兩締約國は各其本國労働者の他締約國境に入る事を禁止す
- 第三條 今後中國労働者は中墨兩國政府の認可あるに非ずんば墨國に來る事を得ず
- 其準備條約は別に之を定む
- 第四條 凡そ雇傭を受けて各種労働に従事する者無資本にて労働收入により生計を爲す者は皆労働者と見做す
- 第五條 兩締約國人民にして労働者に非ざるものは前項制限の適用を受けず本項の人民に對しては墨支現行條約各項規定及各友邦労働者以外の人民に對し適用する各法令に準據し辦理す
- 但將來發生すべき困難を豫防する爲め兩締約國は凡そ一締約國人民にして他締約國境内に赴き商業に従事し且資本總額五百元以上を携有するものは此限りに非ざる事を訂定す、一締約國人民にして他締約國境内に赴き備し各項智識を以て生計を爲すの事業に従事し或は旅行する者及一定財力の供給を有す



る學生及藝徒は均しく前記制限の適用を受けざるものとす  
 第六條 兩締約國の官吏及其家族隨員は均しく前記の適用を受けず  
 第七條 兩締約國人民は労働者たるを論ぜず既に他の一締約國境内に入  
 る事を准許せられたる者にして暫時離去する者に對しては前記各制限を適用  
 せず  
 兩締約國人民にして本條の特許を得たる者倘し之を履行せんと欲せば左記條  
 件に準據し辦理すべし

(甲) 駐在國を離去する前にありては駐在國の本國公使館又は領事館より  
 護照の發給を受くべし仍駐在國に回至せんと欲せば本項護照に必ず護照請  
 求人の寫眞を貼付し公使館又は領事館より當該寫眞上に捺印を受けたる上  
 駐在國外交部に送附して其署名を受くべし

(乙) 此種護照の有効期間は署名の日より二ケ年とす

第八條 兩締約國労働者以外の人民にして若し本國或は第三國より他の一締約  
 國境内に入らんと欲するものは國際慣例に準據し本國相當官吏或は出發地點  
 駐在の本國利益を代理する外國官吏の發給せる護照を備有すべし、且此種護  
 照には該地其他に駐在する締約國の外交官或は領事官の署名を要す、倘し該  
 地に該國公使館或は領事館の設けなき時は中途經過する該國外交官或は領事  
 館の駐在する商港又は都市に於て該護照に署名を受くべし

第九條 凡そ一締約國人民にして他一締約國境内に入るを准許せられたる者は  
 必ず該國現行の遊民及衛生法令を遵守すべし  
 但各友邦人民と同様の待遇を與ふべし

第十條 一締約國人民にして他一締約國境内に赴かんと欲し若し本協定の規定  
 に違反する點あらば其入境を准許せず

第十一條 現在墨國在住者及將來入境を准許せらるべき支那人の妻及未成年  
 子女の入境は均しく本協定の制限を受けず

第十二條 農民は労働者を以て論ぜず其入國章程は墨國が將來其入國を許可す  
 る國と締約する所の章程に準據し同様待遇を以て辦理す

第十三條 本協定は英文を用ふ  
 第十四條 本協定は將來公文中に載入し墨西哥外交總長より中華民國駐墨公使  
 に與へたる該文を交換す

公使は兩締約國が協定各項を實行するに對し關係官吏が凡そ公正を以て執行せ  
 る事を深く致希望候。  
 右回答旁々得貴意候。

中華民國十年九月二十六日

敬具

大墨西哥外交總長 巴 尼宛

大中華民國全權公使 王 繼 曾

(同年十二月二十四日、新聞報)

**埃支新通商條約** 支那政府は獨支通商條約の新訂と同時に埃國との  
 通商關係を恢復せんとす計畫ありしが、民國十年米埃兩國は新に通商  
 條約を締結したる旨の通告に接したるを以て、支那も亦新通商條約交渉  
 を開始するに決し、外交部に於ては獨支通商條約に準據し交渉したる結  
 果、漸く民國十四年十月十九日兩者の調印を了し、翌十五年六月十五日  
 批准交換し、同年七月十日公布せられたり。

**中波通商條約** 支那と波斯との通商條約は民國十二年二月六日伊  
 太利にて同地駐在の兩國公使間に批准交換を了せるが、同月二十二日の  
 中美通信は該條約の全文を左の如く發表せり。

中華民國大統領波斯帝國大君主は兩國間友好の關係を樹立し其臣民或は人民  
 相互有益の條約を以て之を鞏固にせんと欲す之が爲め中華民國大統領は伊太利  
 駐在公使王廣圻を全權とし波斯國大君主は伊太利駐在公使イサカンを全權とし  
 羅馬に於て各委任狀を呈示し議定する所の條款左の如し。

第一條 條約締結の日より兩國政府及び臣民間に人民は誠意を以て友好を結び  
 永久に變る事なし

第二條 兩締約國の派遣する所の大使公使及び代理公使及び其館員は領事裁判  
 權に關するを除く外は享有する所の待遇及び特權並に免稅の利益は其他の最  
 惠國大公使と相同じ

第三條 兩締約國の臣民或は人民は他の一締約國の領土内に於て遊歴或は居留  
 する時は所在國の官吏及び本國派遣官の待遇及び保護を受く

第四條 兩締約國の臣民或は人民他の一締約國に於て遊歴或は居留する時は所  
 在國の法律に服従す若し訴訟、爭議、犯罪等總て法律上一切の輕重犯罪ある

上記各條項は本文交換の日より其効力を發生す  
 本總長は貴國政府が上記各條文に對し贊同を與へられ將且來正式修改の時兩  
 締約國は本項會議の友誼精神及國際通例並に兩國憲法規定の手續に準據し和衷  
 商訂せん事を希望致候、此事に關し敝國政府は欣然貴國政府に向ひ豫め左の聲  
 明を致候。  
 本國政府は自ら支領事裁判權を放棄する一事に對し當に修改各條の一たる  
 事を表示致候。  
 敝國政府は一八九九年十二月十四日締結の中墨條約中改修せんと欲する各點  
 は上記各項を除くの外決して重大の變更を爲すを欲せず祇だ現時國際航行等の  
 發展に適合せしむべき點に有之事を表示致候。  
 右照會得貴意候

西曆一千九百二十一年九月二十六日

大墨西哥外交總長 巴 尼

大中華民國駐墨公使王繼曾宛

**二、駐墨支那王公使より墨國外交部に答覆せる照會文**

以書翰致候上候、陳者本日附貴輪を以て貴國政府は敝國政府に向つて將來條  
 約を確定及正式修改を爲すの時貴國政府は確實に其在支領事裁判權を放棄すべ  
 き旨聲明相成致領承候。敝國政府は貴國政府に對し現行條約の正式修改に關し  
 實に同一の希望を有すると共に將來此次暫行協定の友誼精神を以て最速の期間  
 に於て辦妥せん事を致希望候。又貴國政府は將來條約を修改する時本協定規定  
 の各條を除くの外貴國政府の修改を欲する各點が現約に對し原則上重大の變行  
 無き事を主と爲すべく且航行及其相關事項に對し現時の進歩に適合する修改修  
 改を要求するに外ならざる旨照會の趣致領承候。敝國政府は將來條約の確定及修  
 改の爲開かるる會議に對し現在雙方が既に協定せる各項を除くの外倘し其他に  
 修改すべき各點を發見せば仍提議し得べき權利を致保留候。但し所有此種提  
 議は應に貴國政府が航行及相關事項に對し修正を提出せんとする所の如く全く  
 友誼精神に基きて和衷商辦すべき事を致聲明候。本日彼は公文を交換したる後  
 所有る兩締約國暫行協定即ち一八九八年締結する所の墨支條約有効期間の延長  
 に關する協定及労働者に關する入境禁止各項は即日より効力を發生可致候。本

時は所在國即ち支那及び波斯の法廷の審理に歸す  
 第五條 兩締約國の派遣する總領事、領事、副領事、代理領事は彼我兩國が諸  
 外國の同等官吏に駐在を許す所の重要都市及び開港地に駐割し領事裁判權を  
 除くの外は最惠國約款と同じ特權を享有す

以上の官吏は着任以前に於て駐在國政府發行の護照或は證書を所持すべし商  
 人は只名譽領事たるべき外、領事に任命さるるを得ず

第六條 本條約は支那文波斯文佛文の三國文字にて記さるる若し條約文の解釋に  
 疑問ある時は佛文に依る

第七條 本條約は中華民國大統領波斯國大君主より直に各本國の法令に照し批  
 准せし後成る可く早く交換し兩國全權の記名調印を以て確實なるを明かにす

中華民國九年六月一日  
 同々曆一三三八年九月十四日  
 西曆一九二〇年六月一日

(民國十二年二月二十三日、東方通信北京特電)

**不平等條約改修問題**

**一、巴里會議以來の新對外目標**

最近支那が國際的に國權恢復を主張し所謂不平等條約の修正及國權恢  
 復を正式に要求せるは、一九一九年の巴里講和會議の際に始まる。即ち  
 同會議に於て支那は、ウィルソンの正義、平等、主權尊重の原則を基礎と  
 し、支那の領土の保全、政治の獨立及經濟の自由を叫び、(一)勢力範圍  
 の拋棄(二)外國軍隊及警察官の撤退(三)外國郵便局の撤廢(四)領事裁判  
 權の撤廢(五)租借地の還附(六)居留地の回收(七)關稅自主權恢復の七項  
 の希望條件を提出し、同時にまた膠州灣租借地を獨逸より直接回收せん  
 ことを主張せり。併し當時同會議に於て列國は支那問題を討議するの餘  
 裕と其の準備なかりしたため、支那の希望は顧みられず、膠州灣租借地も  
 日本の要求に従ひ、獨逸は日本の爲に其權利を放棄し、同租借地及山東  
 鐵道に關する一切の權利は日本が取得保持することとなりしが、其結果



支那は遂に獨逸との平和條約に調印を拒絶するに至れり。越へて一九一一年の華盛頓會議開かるゝや、同會議の劈頭支那は支那に關する一般原則十箇條を提案したるも、未だ其採擇せられざる内に米國全權ルード氏の對支四原則協定に關する決議案採用せられたるを以つて、支那は該決議に準據して、(一)關稅自主權の恢復及稅率の改正(二)治外法權の撤廢(三)勢力範圍の撤廢(四)租借地の還附(五)外國郵便局の撤廢(六)外國軍隊の撤退(七)外國無線電信局の撤廢等に關する七項の具體的要求を提出せり。これ即ち支那が國際的に表示せる第二回の不平等條約改修及國權恢復の要求なりとす。然るに同會議に於ては、

- 一、條約又は協定に準據せず、又は支那國の認許なくして存在するものは、原則として之を廢止又は撤廢することとす、即ち外國郵便局(租借地内に在るもの及條約に準據せるものを除く)を廢止し、外國軍隊(條約に準據せるものを除く)を撤廢し、及支那政府の認許なき無線電信を撤廢すること
- 二、條約又は協定に據り正當に存在し居れるものは、條約又は協定の規定に準據して改正又は撤廢の準備に着手することとす、即ち
  - イ、關稅率増加に關しては(甲)支那輸入稅率を現實從價五分に改め(乙)英支、米支及日支間の條約の規定に基づき從價七分五厘の附加稅を賦課する準備に着手し、それまでの便宜の方法として有稅輸入品に對し二分五厘、或種の奢侈品に限り五分以内の附加稅を課すること
  - ロ、治外法權撤廢に關しては、同じく英支、米支及日支間の條約の規定に準據して、此の問題を更に詳細に研究する爲め委員會を組織すること
- 三、租借地の還附その他に關しては、列國は自發的に之を聲明し又は單獨に支那と協定することとす、即ち日本は支那と單獨協定の上海州灣及山東鐵道還附を決定し、英國は威海衛還附を、佛國は廣州灣還附を聲明し、又日本は更に大正四年日支條約に依りて得たる權利の一部の拋棄及同條約締結の際保留したる五項の要求の撤回を聲明せり
- 四、勢力範圍撤廢問題に關して、過去の修正に亘る問題に關しては何等決定するところなく、唯將來列國は門戶開放又は機會均等の主義を一層有効に適用し、勢力範圍の創設を是認せざること

### 二、上海事件と條約修改問題

元來上海事件は上海に於ける紡績罷工を直接の原因として起れるものなるが、然し一般支那人はこの事件の根本の原因として、不平等條約の現存及列國人が支那人を蔑視することを挙げ、この不平等條約を廢除するに非ざれば今回の如き慘劇は今後も幾度となく繰り返さるべしとなし、この上海事件の根本的解決の條件として、且つはこの事件を動機として所謂不平等條約廢止を速行すべしとの聲益熾んとなり、遂に各地に於て他の幾多の内外人の衝突事件さへ發生するに至れり。茲に於て支那政府は同年六月二十四日外交部主席伊太利公使に對し、上海事件解決の十三箇條の要求を提出し、並に支那政府は中外の友誼關係を根本的に改良し永久の平和を維持するためには、從前締結せる各不平等條約の修正を必要とする旨を述べ、右關係各國公使に傳達し、本件解決のため迅速に協議したき旨正式に照會する所ありたり。

#### 上海事件解決の十三箇條の條件

- 一、戒嚴を撤廢すること
- 二、本事件のために逮捕せられたる支那人を悉く釋放すること並に公共租界に於て封鎖せられ又は占據せられたる各學校を原狀に恢復せしむること
- 三、下手人を先づ停職せしめ、後嚴罰に處すること
- 四、死傷者及工、商、學各界が本件のために受けたる損害を賠償すること
- 五、遺憾の意を表すること
- 六、會審公府を回收すること
- 七、洋務職員、海員及工場労働者等にして悲憤罷業せるものは將來原職に復歸せしめ並に罷業期間内の俸給又は賃銀を控除せざること
- 八、労働者を僱待し労働者が作業に従事すると否とはその自由に委し之に因つて處罰することを得ざること
- 九、工部局投票問題に關し、
  - 甲、工務局參事會及納稅人代表會は支那人と共同にて之を組織すること、納

等を決定し、斯くて支那は條約協約又は其他の取極に依りて列國に正當に許與したるものの回收、即ち條約の修正に關しては租借地に關する一部事項以外は何等成功せざりしかども、條約に依らず不當に侵害せられる主權の恢復には先づ大體に於て成功せるものと云ふべし。然るに支那の朝野は尙之を以て満足せず、更に支那政府は條約に依りて制限せられ居れる主權の恢復、即ち關稅自主權の恢復に對する要求を留保せり。一方支那の民間に於ては一九二一年獨逸と、一九二四年露國との間に相互平等の新條約を締結したるに刺戟せられ益々國權恢復の主張を高め對外新目標とするに至れるが、蓋し此は國民黨の首領孫文が豫てその三民主義中の民族主義に於て、支那民族の解放を求むることを主張し、更に一九二四年十一月十三日の宣言に於て「國民革命の目的は獨立自由の國家を造ることあり、この目的を達するために一切の不平等條約を廢止し、支那をして列國の植民地的地位より救出すべきこと」を高調せるに動かされたる所尠しとせず。其結果民論指導の地位にある國民黨は孫文の主義を體して、一九二四年一月發表せる同黨政綱中の總綱に於て「民族主義を實行し各國との條約を修改して國際平等國家の獨立を確保すること」を聲明し、更に對外政策として(イ)一切の不平等條約、例へば領事裁判權、外國人の關稅管理權及外國の支那國內に於ける一切の政治的權力にして支那の主權を侵害するものは皆之を取消し、新に相互平等の條約を締結すること(ロ)支那と列強との間に締結せる條約にして支那の利益を侵害するものは之を改訂すること等を宣言し大いに民心を動かし、又北京に於ては國民黨系及北京大學系の新思想家等を中心とする所謂反帝國主義運動起り、一九二四年七月十三日の反帝國主義運動大聯盟成立大會に於て「帝國主義の侵略政策を撲滅し、支那を壓迫して締結せる一切の不平等條約を廢止すべきこと」を宣言し、これよりして所謂不平等條約廢止、國權恢復の運動は益々熾烈となりしが、偶民國十四年五月三十日上海事件勃發するや、支那政府は三度列國に對し正式に條約修正の希望を提出するに至れり。

稅人代表者數は納稅額に比例して定員を定め、其納稅人會に出席投票する權は支那人と各關係各國人と一律平等なること

乙、投票權に關しては、其の不動産が實際その人の所有するものなるか、或は代理なるかを調査の上、實際の所有者なきときは投票權を與へ、代理人なるときはその不動産所有主に投票權を享有せしむることとする

- 一〇、工部局は租界外に道路を建設することを得ざること、其の已に建設せるものは支那政府無條件にて之を回收管理すること
- 一一、印刷律、埠頭捐稅及取引所特許法案を撤回すること
- 一二、支那人が租界に於て言論、集會及出版の自由あること
- 一三、工部局書記長ローウを免職すること

支那政府は右上海事件解決の條件及不平等條約修正の希望を外交部首席公使に照會すると同時に、更に同六月二十四日、日、英、米、佛、伊、白等各國公使に對し、要旨左の如き條約修正に關する同文通牒を交附せり。

#### 不平等條約修改建議の要旨

國際友誼の基礎は相互諒解と誠意とに依るに在り。茲に中外の邦交を促進鞏固にするため、此諒解と誠意とを促進するに必要なる問題を貴公使に提出せんとす。近年來支那國の輿論及外國の識者は皆、支那國に對する公道の上よりするも將た又關係各國の利益の爲にも、速に支那國と列國との間に締結せられたる條約を修正し、支那國の現狀及國際公理上の原則に適合せしむべきものなりとなしつゝあり。誠に此等の條約は時を歴ること已に久しきのみならず、且つ商訂の際往々特殊の狀態の下に在り、支那と列國との間に普通永久に守るべき原則を討論規定するに充分自由なる機會なかりしに基く。當時の考にては特に一時的の需要に應ずる積りなりしが、計らずも有効に繼續して今日に至れるものなり。然るに今や環境已に大いに變じ、而も外國人の享有する政治經濟上の特殊の權利が依然永遠に存在して居ることは已に現狀に吻せず、特に關係國雙方の各種の事情がこの舊條約に束縛せられて彼我共に不便不利處、而己ならず、且つこの種の不平等狀態及特殊權利の存在は常に人民怨望の原因となり、甚だしきに至りては衝突を發生し、以て支那國と列國との和対を害するに至る。最近の上海事件の如きは誠に不幸の至なり。

歐洲戰爭當時協約各國は、國際公法を維持し及公道を擁護するの主義を以て相



號召し、當時支那國政府の戦争に参加したるは原とその國際的地位の改善を冀ふためなり。且つ關係各國も亦た支那國が國際上大國が當然有すべき地位、及其の優待を享くべき事に贊助盡力すべきことを表示せり。然るに突ぞ知らん其の後支那國人民は竟に大いに失望せり。歐洲戦争に於て已に勝ち公共の目的已に達したるに拘らず、而も支那國自身の國際的地位は毫も進歩なく、且つ或方面に於ては或は却て戰敗國に若かざる有様なり。何故なれば彼の戰敗國內に於てさへ未だ始めより領事法廷、外國居留地、租借地及び外國より強迫せられて制定されたる協定税則を有せざるなり。支那國政府は曾て屢々條約修正に關する問題を協議せんことを關係各國に提議せり。其の初めは巴里講和會議に在り。講和會議は該問題の重要なことを承認したるも、但しこの事は平和會議の権限内に在らずと認めて之を附議せざりしなり。次で華盛頓會議に於て支那國はまた同様の要求を提出せり。當時は比較的善意を以て考慮せられたりと雖亦未だ根本的解決に同意を得ざりき。其結果支那國の得たるところの實益は誠に寥寥たるものなり。最近執政就任に際し、支那國政府は其の華盛頓會議關係各國駐京代表者への照復文中に於て重れてこの意を表示し置けり。近年來支那共和政府が各種國際會議に於て全國人民の希望に基づき提出せし事項に對し、各友邦が友誼的考慮を加へられ、依りて以て邦交を増進せんことを深く希望せり。中國政府は不平等條約一度消除せらるれば特に各國の權利利益は更に良好なる保障を得るのみならず、且つ中外の友誼は必ず能く日を臻ふて進歩し彼此の利益たるを深く信ずる。貴國政府が中國人民の正當なる願望を深く思ひ中國政府の公平なる主義に依つて條約修正を提議せるに對し満足なる答復を與へ、中外の友誼を更に鞏固なる基礎の上に立てんことを熱望して止まず。

右提議に對し北京外交團に於ては種々協議の上、列國より各自略同文の對支回答を發することとなり、帝國政府は同年九月四日芳澤公使をして左の如く回答せしめ支那政府の要求を拒絶する所ありたり。

帝國政府の回答全文 (外務省公表)

以書翰致啓上候陳者六月二十六日附拙信を以て申し進め置候次第に有之候處日本政府は支那に於いて外交條約關係を整理せんとする感情日に旺盛に赴く事實を夙に了知致し居り從つて六月二十四日附貴翰中に提起せられたる重要問題に對し慎重なる考慮を加へたる旨茲に閣下に對し通告するの光榮を有し候

法官の設定及司法運用に關する法律制定の爲執りたる各種の處置に對し深く注意致し來り候然し乍ら裁判所の設定及法律の制定のみにて事態完備したりとは申し難く裁判所を正當に又は繼續的に運用し且發展せしめんとせば之を維持し且其調査及決定を強制するの能力と意思とを有する強固なる政府の援助を必要とするに拘らず支那政府が過去數年間其權力を完全に強制する能力なかりし爲既設裁判所及司法官の當時活動を困難ならしめたるは遺憾とすべき處と存じ候思ふに協定税率及支那在住條約國民の享有する治外法權の二者は、支那政府の來輪に依て提起せられたる二個の重大問題にして共に華府會議に於て考慮せられたる處に有之從つて日本政府の信ずる處を以てせば右二問題の處理方に關する最も實際的方法としては同會議の際負擔したる責務を常に且周到に遵守すべき儀と存じ候此見地に基き日本政府は千九百廿二年二月六日の條約に規定せる支那關稅事項に關する特別會議に參列の爲其代表委員を任命致すべく、更に進んで同會議又は其後の機會に於て支那政府が關稅問題に關し條約の改正を爲さんとする場合、其提案の合理的なる以上之を考慮討論せんとするものに有之候治外法權の問題乃至條約國民が依つて以て支那に於いて生活し且つ義務に従事せる條約上の特別保障問題に關する支那政府の希望に應ずるため如何なる處置(若しありとせば)を執るべきやにつき何等意見を決定せんとするに當り先づ以て日本政府は從來入手し得たるものより更に一層の完全なる報道の提示を得ん事を欲するものに有之而して右の問題を研究考慮すべき最も實際的方法としては列國は宜しく支那に於ける治外法權に關する華府會議にて決議に規定せる委員を支那に派遣して調査を遂行せしめ以て漸進的又は其他の順序に依り治外法權を撤去せんとするに際し如何なる處置(若しありとせば)を執り然るべきやを決定するの指針となすべきものと存じ候

日本政府は今や前記決議に従ひ他關係國の委員と共に會商すべき委員を任命するに異存なく且右委員會が支那に於ける司法制度の現狀に關する調査を開始し且關係國政府をして治外法權撤廢のため執るべき處置(若しありとせば)を考慮せしむるの目的を以て其の決議に基き審議の基礎たるべき報告を提出するに至らん事を希望する次第に有之候

右回答旁々本使は茲に閣下に向つて重ねて敬意を表し候 敬具

尙他方上海事件の解決に就ては當時列強間に意見一致せざりしが、九

條約改訂の問題が兩國の注意に上りたる都度我國に於て右の如く興味を表明したる具體的實證は今更支那政府に對し改めて申進むるまでもなき事と相信じ候。日本政府は支那官憲が其債務を遂行し且條約の特殊條項により現に保障せらるゝ外國人の權利及利益の保護に任ずるの意志及び能力を表示するの程度に應じ現行條約改訂に關する支那政府の提議を考慮せんとするものに有之候即ち支那政府としては極力外國人の生命及び財産の安固を計るべく然して其の提出にかゝる諸要望に關し列國との間に商議開催に至らんとするに當り尙疑懼及び排外運動の行はるゝは感情の悪化を來し面白からざる事を惹起すべきに付き之を鎮壓するの能力及び意志を實證すべき次第に有之蓋し支那政府の要望に添はんとするの熱望を有するがため日本政府は右の次第を支那政府に對して力説せんを欲するものに有之候

日本政府は支那がその國內經濟上の要求に應ぜんが爲め、輸入税率を調整せんとするに當り各種外交條約附屬の税率表が右調整能力に重大なる障害となりたりとの支那政府の感想に同情するものに有之候尤も右税率は千八百四十二年初めて設定せられたるものにして當時の關稅率賦課の割合及方法に就ては不確買の點少からざりし爲め屢次外國と支那との間に紛争を惹起したるより之を矯正せんがため案出せられたる辦法なることを忘るべからざる次第に有之候然して當時商人は容易に關稅率を入手し難き爲關稅の量定及び徵收に當り不無理に且區々たる方法により商業上の妨害を受くるに至りたる次第なるが故に、日本政府は右協定税率の成立を以て頗る厄介なる問題の外交的解決として當に列國のみならず支那もまた之を歓迎したるものと信じ居り候千九百二十二年二月六日調印の支那關稅條約第二條に掲記せる千九百二十二年及び千九百二十三年の通商條約締結以來外交間紛争の原因として懸念すべきものなく最早協定税率を放棄するの差支なき證左とも認め得べき支那政府の財政改革に關する努力況有ゆる形跡に對し日本政府は深甚なる注意を拂ひ來り候

前記條約の商議に際し、支那政府は其司法制度を改善し以て泰西諸國の制度と軌を一にせんとする希望を表示せられたるにつき是等條約の當事國は斯かる改革に對しては一切の援助を與ふる事を約し且つ支那法律の狀態其運用の手續及其他の事項が各國をして治外法權撤去方を實行せしむべき時期に至らば之を斷行せんとする者なる旨を言明して以來列國は支那政府が過去廿二個年の間獨立司

月十七日に至り正式交渉に應ずる事となり、支那側提案十三ヶ條を(一)直接問題は上海司法會議に(二)間接問題は上海領事團と打合せの上解決方法を講ずべく(三)會審衙門回收問題は上海事件と切離し解決する事として左の通牒を發せる所、折返し支那政府より應諾の回答ありたり。

(甲)首席公使書翰 五月三十日の事件解決に關し今や陸軍隊は撤退し義勇隊は解散せられ戒嚴令も撤去せられたり。而して被逮捕者の解放並に學校の再開は既に久しき以前に之を了せり。本事件の責任及其制裁に就ては更に慎重審査を要すべく外交代表者は此點に關し閣下と意見の交換を繼續せん事を希望し仍ほ責任問題解決に至るまで租界警察部長の職を停止し得べし勞働問題に就ては外交代表者は其權限内に在る措置を執るべく、而して雇傭者及び被雇傭者の圓滿なる關係の樹立を容易ならしむる爲め各自國領事に對し必要なる訓令を與ふべし但し支那政府に於ても此點につき地方官憲に對し同様な訓令を與ふべし會審衙門回收問題に就ては外交代表者は既に以前より開始せられ居る本問題に關する交渉を妥當に導かんことを欲す、又工部局に於ける支那人代表の問題に就ては目下當方にて上海市政に對する支那人及外國人の實際的參加方法を慎重審査中なるが故に近く右審査の結果を通告すべし租界外道路建設問題に關し道路の建設は公益の爲め計畫せられ多年推展せられ來りし處なるが外交代表者は上海領事團に訓令を與へ同問題の圓滿解決の爲め支那地方官と協議せしむべし、出版物及取引所に關する規則は單に法案たるに止まる所、外交代表者は其裁可を求めらるゝ時は同規則が權利及公平の原則に反せざる事を期する爲め支那政府の述べたる希望を參酌すべく尙工部局に對し必要なる提議を爲すに吝ならず

(乙)外交總長回答 余は上海問題に關する外交代表者の意見に賛成なるを欣ぶ仍ほ未解決の問題たる責任問題、會審衙門回收問題及工部局支那人參加問題に關し之を速に妥當に導かんが爲め討論を續行し得るは余の幸とする所なり、余は上記問題に關する提案を閣下に通知すべし。(外務省公表)

斯くて上海事件に關する直接責任問題に就いては九月九日の北京外交團會議に於ける協議の結果、日英米三國法律家の司法會議に於て實狀を調査する事となり、同委員會は十月七日より同二十七日迄前後十三回に亘り開廷調査し、各國調査委員より各國公使を通じて北京外交團に報告書







孚氏一派の開會阻止運動ありたるにも拘はらず外交團の同情を得る能はずして、豫定の如く愈々十月二十六日を以て北京居仁堂樓上大廣間に於て開會せられたり。會場は中央に濃緑のクローズを被へるテーブルを凹字型に並べ正面を議長席とし、議長席の對面を秘書長席、其後方を秘書及速記者席に分ち、各國全權はA B C順に議長席に正面して右方に支那の顏惠慶、黃郛、蔡廷幹三全權、白耳義全權ワルサー氏(M. Le Maire de Warzee)佛國全權アルテル氏(Comte de Martel)、前方は支那の沈瑞麟王正廷兩全權、米國全權マクマラー氏(J. V. A. Macnamray)、丁抹全權カウフマン氏(M. Henrik de Kauffmann)着席し、左方のテーブルは伊國全權セルチ氏(H. E. V. Cerutti)、和蘭全權オーテンデイク氏(W. J. Oudendijk)葡葡牙全權アランチ氏、西班牙全權カリドー氏(Don Justo Garrido y Cisneros)、瑞典全權ウエルロフ氏(M. Oskar Anton Herman Ewerlöf)列び、右方には左方より正面の丁抹全權に接して英國全權マツクライ氏(Ronald Macleay)、日本の日置芳澤兩全權、諾威全權ミチエルト氏(Mjosehan W. Michalef)等着席し、傍聴席には支那各國務總長、専門委員を始めとし各國隨員、新聞記者等約五百名列席し、會場は關係十三國(支那を含む)の國旗を以つて裝飾し、頗る嚴肅且莊嚴を極めたり。斯くて午前十時より支那樂の奏樂裡に支那及び各國全權型の如く着席し、同二十分に至り段執政は議長席に着席するや、沈外交總長は流暢なるフランス語を以て會議の順序を述べ、次で段執政は起立して支那語を以て次の如き歡迎の辭を述べ、嚴鶴齡氏之を英譯せり。

段執政の歡迎の辭 各友邦は支那の邀請に應じ代表を派遣し一堂に會して關稅問題を討議するに至りしは本執政の實に光榮とする所なり、茲に開會の當初に當り謹んで誠懇の意を以て各代表を歡迎し我國民全體の希望を述べん、此會議は原と華府會議に根據して開かれたるものにして本執政は本會の討論と議決がどこ迄も華府會議の精神を以て爲されん事を望む、華會九國條約の第一條第一項に於ては先づ支那の主權と獨立及び領土行政の完整を尊重する旨聲明されあり、我國民は此聲明を極めて重視しつゝあり、本執政は今度の會議を認めて華府會議に依て産れたる九國條約の聲明を實現すべき機會なりと爲す、此時に當つて重ねて關稅自主を説く所以も亦此に存す、關稅自主の意義は本來當然なる事、換言すれば國家に於て當然有する所の職權を遵守すると言ふに過ぎず、想ふに各友邦は必ずや能く平等互惠の原則に基づき相共に此旨を諒するならん、我國の現行約定稅則は經濟の原理に合せず、之に依て受ける所の影響は甚大なリ、若し國定稅率を實施するに依つて以後稅率も自然變更され外商の負擔は差當り略々加重するが如く思はるゝも、我國民が窮窮經濟は之に依つて蘇り購買能力は之に依つて復興萌芽すべく又實業は之に依て増進し、其結果我國の經濟を發展せしむると共に、我國をして世界の一大好市場たらしむる事とならん、一度經濟蘇生するを得ば富力は増大し實業も發展しその依つて受ける所の好果は決して獨り我國家の幸のみには止らざらん、即ち我各友邦が之に依つて受ける所の利益は莫大なるものとならん、思ふに自利は自害の基、互助は乃ち互救の本なり、故に平等互惠の精神を以て此會議に臨むことは御互に最も肝要とす、世界の思潮は久しく机障に趨くその原因は全く經濟的不平にあるもの、如く思はるゝ國內に於て已に此の如く國際間亦此の狀を異にする理なし、關稅制度をして平等に歸せしむるはとりもなせず中外經濟の安全を謀る所以にして、世界平和の基礎も亦此に繫る、本執政は來會の諸君が此の旨を體して會議に臨まれん事を衷心より希ふ、冀くは各國全權諸君は其心情を披瀝し以て各問題の討議に當り圓滿の結果に到達されんことを望むと共に、他面には華府會議の精神を實現し、世界恒久の和平と幸福を造成するは實に此の一舉にあるを信じて疑はず、茲に歡迎の挨拶を述べ、併せて諸君が誠意に立つて會議されんことを希望す。

段執政は右挨拶を終るや同二十五分退場したるが、此時外交團首席和蘭全權オーテンデイク氏は緊急動議を提出して沈外交總長を議長に推せんことを滿場に諮り、直に推薦通り可決せられ、沈總長は議長席に就き左の挨拶を述べ、最後に支那全權王正廷氏を議長に紹介せり。

支那全權沈瑞麟氏の挨拶 世界大戰後多くの國際會議は開催せられたり。巴里の平和會議に始まりたる國際會議の一大連環は最近「ロカルフ」會議に及べり、然しながら太平洋並に極東に對する最も直接の効果を齎らせるものは疑も無く

華府會議なり。余は此等の國際會議の眞價に就て論評せんとするものに非ざるも、國際會議を開催する事は國家の重責に任ずる政治家を互に接觸面識せしめ以て相互の理解と懇親なる關係を結ばしむるに預つて力ありと思ふ。過去の會議に就て彼此云ふものに非ざるもロカルフ會議に就て特に一言せん。ロカルフ會議は吾人の記憶に未だ新なるものなり。吾人の見る處ベルサイユ條約締結後新に起れる狀況に鑑み之に適應して關係列國間を調整したるは此會議なり。此點が吾人にとつて外交上興味ある點なりとす。條約の神聖は慎重に保持せざるべからざるが、他面狀態が已に變化したる場合若しくは變化しつゝある場合には條約改正の要あるも又眞實なり、之は所謂レバスキック。スタンチバスの原則に説かれたる重大なる原因なり。余は余の意見に對し列席諸君に於ても御同意の事と信ずるが、同時に支那關稅條約は八十年前當時の事情に適應すべく締結せられたるものにして、今日に於ては全く時代遅れであり、之が存在は最早許され難きものなりと信ず。故に余は諸君が此の機會に於いて好意と同情を以て支那を援助し、近く支那が關稅自主權を行使する事の出來得る様支那の關稅問題調定に尙盡力せられん事を望む。余の後、王正廷氏は諸君の前に支那關稅問題解決の爲めに提案すべきが、支那政府は其提案の至當なる事を確信す。全權諸君に於ても又正義の觀念を以て之に同意を與へ、本會議の進歩を容易ならしめらるゝ事と信ず。

次で王全權は起つて非常なる緊張裡に、先づ支那政府の意見を發表し、更に之を自ら英譯せり。曰く

王正廷氏の演說 一九一九年の巴里講和會議の際支那全權は關稅自主權問題を提出せしが同會議は權限外なりとの理由に基いて討議せられざりき。一九二一年に開催されたる華府會議の際に支那全權は再び太平洋極東問題委員會第五回會議に於て支那の現行關稅制度は支那の主權に對する侵害にして衡平、相互の原則に反すとの理由を以つて關稅自主權問題を暫行的辦法と併せて提議する處ありたり。該提案は右機會に於て委員會の討議に附せられたるが不幸にして採擇を見ざりしことは、支那共和國政府の今日に於ても尙遺憾とする處なり。茲に於て支那全權は一九二二年一月五日太平洋極東問題委員會第十七回會議の席上一九二二年二月六日調印の支那關稅に關する條約に賛同するに當り、將來あらゆる適當の機會に關稅自主問題を再び提起するの意向なる旨を宣言し、同時

に締約國は主義及び方針に關する九國條約第一條第一項に於て支那の主權獨立及領土的並行政的保全を尊重すべき旨を約せり。右宣言は支那共和國政府の大に重きを置く處にして、支那關稅問題の討議の爲召集せられたる今回の特別會議は正に一九二二年一月五日の支那全權の宣言中に陳述せられたる適當なる機會を提供するものと思考する次第なり。依つて支那政府は茲に支那の主權並保全を尊重せんとする九國條約の精神に基き且友邦諸國間の關係を改善するの目的を以て、關稅に關する現行條約の賦課するの制限を除去し、以て支那國定稅率を實施し、關稅自主權を確立する爲次の提案をなすものなり。

- 一、參加國は支那共和國政府に對し正式に支那の關稅自主權を尊重すべきことを宣言し且現行諸條約中に存する一切の關稅上の制限を撤廢することに同意す
- 二、支那共和國政府は支那國定稅率の實施と同時に厘金を廢止することに同意す右國定稅率は遅くも民國十八年(一九二九年)一月一日迄に効力を生ずるものとす
- 三、支那國定稅率の實施以前に於ては從價五分の現行關稅の外に普通品に對しては五分第一種奢侈品(酒及煙草)に對しては三割、第二種奢侈品に對しては二割の暫行的附加稅を賦課す
- 四、前記暫行的附加稅の徵收は署名の日より三ヶ月後に開始す
- 五、前記四項に關する諸決定は署名の日より効力を發生す

王全權の演說後各國全權の挨拶に移り、沈議長は着席順に従ひ米國全權を指示し、米國全權は左の如く述べたり。

米國全權マクマラー氏の演說 華府會議の繼續として又同條約の目的達成の爲に開催せられたる此會議に列する事は吾人米國全權の殊に欣幸とする處なり。此の會議の事業が華府會議に於けると同様に相互の善意援助並に信頼を以て終了せられん事は吾人の最も希望する處なり。會議の前には關稅條約に依り課せられたる任務を有す。吾人は衷心善意を以て條約に定められたる目的と主義の實行に吾人の任務を果さんとす。之が爲めには吾人は虚心坦懷寛大なる精神を以て支那の關稅自主に關する支那國民の要望を實現せんとする至當なる提案に充分の考慮を拂ふべき用意を有せし會議が相互の尊重と同情的理解により、一は列國民の正當なる利益を擁護し、他は支那國民を援助して健全なる國民生



活の維持発展を促さん事を希ふ。  
 次で白耳義、丁抹全權の挨拶あり。其後を承けて佛國全權は起つて前記列國全權と略同様の挨拶を述べたる後、更に  
 佛國全權の挨拶 關稅會議は常に支那政府の収入を増加せしむるに止まらず、此増收をして支那全國の政治の改良に資し以て財政整理の完備を期し支那の經濟的信用を恢復すべきなり。蓋し佛國は此二大目的の達成せられん事を切望するが故に、關稅制度に就いては合理的に且正當なる要求に就いては討論し更に改更する友誼を有す、殊に佛國は支那に輸出するものより輸入するもの多きを以て支那貨物に對し其關稅を免除し或は輕減しつゝあり。かゝる關係よりして頗る寛容なる意見を抱懐しつゝあるを以て、支那は此會議をして意義あらしむる様進行せられんことを祈る。

と述べ、更に英國全權に席を譲れり。英國全權の演説は左の如し。

英國全權マツクリー氏の演説 關稅會議は華府に於て結ばれたる九國條約の結果開催せられたるものにして、其範圍並に目的は明かに同條約に規定せる處なり。英國政府は此の會議に參列すべく支那政府の招待を受け其全權を任命したるが、夫は華府に於て採用せられたる支那に關する取極に參與し、支那國民を援助して支那の至當なる要求を達成せしめ又全體として支那に有利なる結果を得せしめたる希望を持つ華府條約に加盟したると同じ動機に基く。英國政府は其全權に對し寛大にして同情ある精神を以て會議に臨まん事を希望す。而して余等英國全權は此會議に於て若し夫れが不可能ならば後日の機會に於て關稅自主の問題を議すべき用意ある事を聲明するの權限を賦與せらる。吾人は此會議決定に依り支那が全く健全なる財政組織を樹立し中央並に地方の必要に應ずる収入を上げん事を切望す。此會議の主要目的の一は華府條約にある如く釐金並其他商業に課せられたる内地稅の廢止方法を審議なり。而して之は英國政府の見處此大共和國の構成分子たる中央地方の財政的の必要を考慮したる兩者の財政關係の整理に關連せざる可らず。吾人は英國の利益も支那の利益も根本に於て同一なりと信ず。又統一と獨立と秩序と繁榮を有する支那の存立を促す事は支那の利益なると共に又英國の利益なる事に疑を容れず。吾人は當然此目的達成は支那國民の掌中にある事を認むるものなるが、英國の援助が用ひ得らるべく又は入用ならば不全權は支那全權に對し又列國の同僚諸氏に對し衷心協力を惜

まざる事を斷言す。

英國全權に次いで伊國、日本、和蘭、諸國、西班牙、瑞典の各全權交々立つて挨拶を述べたるが、我日置全權の演説は其の劈頭に於て支那全權の提出したる自主權回收に對し友誼的に充分の用意あることを述べ、更に公正且合理的なる國定稅率を認むるも特殊貨物には特惠協定を定むるの希望を述べたり。其全文左の如し。

日置全權の演説 日本全權は本會議に於て必ずや支那と爾餘諸國との間に共通の目的及相互の了解に向つて何等確定的結果に到達し得べしとの眞摯なる確信を以て茲に來り會せり。吾人は右目的の爲衷心協力すべきことを誓言すると同時に、吾人は本會議の討議が總ての方面に於て國際會議の成功を收むる必須條件たる公正穩健の精神並簡明直截の手段に依り終始せんことを確信す。日本は正當なる國民的の要求を實現せむとする支那國民の努力を切實且不斷の興味を以て常に注視し來れり。日本自身曾て財政司法行政上其の行動の自由を對し片務的束縛を蒙り來れり。現在支那國民が此等の束縛を除去せむとする努力は日本の歴史に亦其形跡を以て、今日吾人の注意を惹きつゝある同様の問題の解決に付日本の辿れる道程を回顧し、茲に之を要述するも徒爾ならざるべし。日本は千八百五十八年始めて外國貿易の爲に開港し、當時締結せられたる通商條約に依り治外法權を許し且關稅事項に對し片務的協定を爲すの己々なきに至れり。千八百六十六年に至り右條約は改訂せられたるも輸入稅率は尙後三十三年間一律從價五分の協定稅率を維持せり、尙同様の制限は輸出に對しても加へられたり。日本國民は斯の如き協定に對し不満を抱きたるも同時に自己の缺點を自覺したり。日本國民は其の對外的地位の弱點は即ち其國內的弱點に基因するものなるを看得し、從て先づ其の原因を除去するに非ざんば如何に其結果を是正せむとするも徒勞なるべきを知り、右確信の下に日本國民は必要なる内政改善の完成を目標とし靜に著々併も深き決意を以て其事に當り。千八百九十四年の改訂條約は大體從價五分より一割に至る等稅率を規定し、右新稅率は此等改訂條約調印の日より五年を経たる後に實施せられ、爾後十二年間其の効力を存続することとなしたり。即ち改訂條約は近世の所要に順應すべき解決に向つて一歩を進めたるものなるも、列國間に於て何等所謂代償を約定することなく依然片務的なりき。次で日本は千八百九十九年列國の快諾

を得たる上其の國內に於ける治外法權の撤廢を圓滿に完成したるも、千九百十一年の條約の改正に至り初めて片務的協定稅率に代ふるに更に公正なる互惠主義に基く双務協定を以てするを得たり。即ち日本は五十三年の長年月の間隱忍して諸般行政の改革に對して極力努力し來れるなり。支那は今吾人が曾て踏み來れる道程を辿りつゝあり。支那が今日通過する各種の困難障礙及困難は曾て吾人の親しく嘗め來れる所なり。日本全權は同情と了解並支那の立場に對する友好的理解を以て本會議の諸問題に臨むべし。日本全權は會議の劈頭に於て支那全權の提出に係る議題中に在る關稅自主權問題に對し極めて友好的考慮を加ふるに十分の用意あることを聲明し得るを欣幸とするものなるも、唯だ茲に會同せる吾人の差當り處理すべき問題あり。

抑も今回の會議は、支那の關稅に對する千九百二十二年華盛頓條約規定に従ひ招請せられたるものなる處、該條約の目的は支那の財政整理を援助する爲同國關稅收入の増加を規定するに在り、本會議は右の規定に依り特に左記二事項を考慮すべし。

第一、同條約第二條は本會議に於て支那と列國間の現存條約に規定する附加稅を賦課する目的を以て右條約に規定する釐金の急速廢止及他の條件の履行に付準備を爲す爲め直に適當の措置を執る可きことを定め

第二、同條約第三條は釐金廢止に先だち適用せらるべき暫行規定を考慮し及從價一律二分五厘又は或種の奢侈品には二分五厘以上五分を超えざる附加稅の賦課を認むべきことを定む

關稅條約第三條に規定する附加稅は二分五厘と規定せられあるを以て、右稅率は同條約の規定を改むるに非ざれば之を變更することを得ざるは明なり。華府會議の際の算定に依れば本附加稅は約二千九百萬元の増收を生ずべく算定せらる。右増收は支那海關報告の證明するが如く貿易額の自然膨脹と共に過増することを得たる所にして、其の外海關收入を増補とする現在の債務を償還したる後毎年相當の關稅剩餘を生ずべし。我財政專家は此等の新財源を以て支那政府の必要なる行政費に充つると同時に、其一般的財政整理を促進し得べき實行方策を樹立すること難事に非ざるべしとの意見なり。日本全權は他日本會議に於て本問題に關する具體的提案を爲すの光榮を有することあるべし。然れども吾人は二分五厘以上相當率の増徴を目的とする提議あるときは之れを

考慮するに各なるものに非ず。斯の如き提議は關稅條約第二條の規定の範圍内に屬するものと見るべし。右は釐金の完全なる廢止に至る迄の中間的方法たるべきを以て、支那は先づ少くとも釐金の一部廢止を爲すと共に、支那と列國間の現存條約に規定せらるゝ或る種の條件を實行することを要すべし、關稅自主權の問題に關しては日本全權は前述の如く之に對する國民的の要求を目的とする支那政府の合理的計畫に對し同情的且援助的考慮を加ふるに躊躇せず。勿論右の目的は順序を逐ひ始めて之に到達し得べきものなること明なるを以て、吾人は列國が即時且無條件に現存條約上の權利を拋棄せむことは支那自身に於ても考慮し居る所に非ずと信ず。仍て日本全權は一定の期間を限り採用せらるべき暫行的措置として左記の方法の何れかに依らむことを茲に提議す。

一、公正且合理的の基礎に立てる國定稅率を定め之を一般に適用し別に特殊貨物に關しては當該關係國との間に特別の稅率を協定して之を依らしむるか又は二、平均一割二分五厘を超えず且關稅條約第二條の規定と矛盾せざるが如き方法に於て列國の満足すべき差等稅率を定むること

支那に於ける關稅自主權の設定は十分鞏固なる統一政府の樹立を必要とする外、支那と他國との交通及通商の自由を阻害すべき一切の制限を完全に除去すべきことを前提とするものなる所、吾人は顯著なる自主的政治能力を有する支那國民が現在全國に瀰漫せる澎湃たる國民主義的發展に促され、克く其初期の目的の遂行に成功せむことを深く希望するものにして、右改革は實に支那國民自身の爲めのみならず各國國民の共同利益の爲にも亦好ましきものなり。之に加ふるに支那が前記實際的の措置の實行に依り、確實に且自他共に何等害ふ所無く健全且科學的の基礎に基き其の財政改革の偉業を完成し以て民國隆昌の時代を創設し得ることは、日本全權の信じて疑はざる所なり、終に臨み予は茲に日本全權を代表して此の重要な會議が友邦精神を以て終始せむことを重て誓言すると同時に、本會議が眞摯なる特に善隣の協同及相互の協助と互讓と而して自他の權利利益の尊重とに依り其の議題に對し各國の満足すべき公正なる解決に到達し、以て共存共榮の精神を發揮すべきことを衷心より切望に堪へず。

各國全權の挨拶終りたる後、沈議長は事務總長に巖鶴齡氏を指名し、會議事務進行の議事日程會議は十一月二十七日より開會し、各國全權各



一名宛之れに列席すること等を申合せ、記念撮影の上散會せり。

### 三、議事日程委員會の成立

議事日程委員會は十一月二十七日午前十一時より居仁堂に於て開催せられ支那全權王正廷氏議長に推される。而して同日の會議の結果諸般の議事進行上支那側の提案通り三分科委員會を設置することとなり、第一委員會は關稅自主問題、第二委員會は自主權恢復に至る迄の過渡的暫行辦法を審議し、第三委員會は以上兩委員會にて決定せる事項に關係したる事項を討議すべく決定し、各部會の委員長は國際慣例に倣ひ主權國たる支那全權より選出することとなり、第一委員會は王正廷氏、第二委員會は顏惠慶氏、(其の後議事の關係上) 第三委員會は黃郛氏夫々委員長に任命せらるることとなり、尙右委員會の外に起草委員會を組織し委員長に顏惠慶氏を任命せるが、同委員會は以上の三委員會の議事決定後始めて召集せらるゝ事は會議の性質上當然の事にして、それ迄は暫らく後廻はしとなれり。次に極東諸議院細則起草に關しては、英國側より希望案を提出せるも、支那側は内政干渉の虞れあること並に事態の變化を口實として極力反對し、本案は一時保留せらるることとなり、同日は散會し、更に翌二十八日再議の上、各分科委員會の左記議題並に議事規則七ヶ條を可決し本會議に移ることとなり。

- 第一委員會(關稅自主問題の審議)
  - 一、支那政府より關稅一般規定を宣布す、但し實際上便利ならしむる見地より双方に一種の過渡期に於ける協定を爲し以て關稅自主實施の準備たらしむ
  - 二、釐金の撤廢
  - 第二委員會(過渡時期に於いて支那が執るべき豫備手段を大體四項に分けて審議)
    - 一、産銷附加稅(生産並に販賣に關する)
    - 二、奢侈稅の徵收
    - 三、陸境關稅率の統一

### 四、貨物の評價

第三委員會(關稅會議に關係を有する事項を下の二項に大別して討議す)
一、各項輸入貨物の産地證明問題
二、海關稅收の收入支出問題

### 四、關稅會議の經過と休止願末

斯くて會議は第一委員會より開催せられつゝありたるが、會議に難問續出せるに加へ支那時局の不安定に依り同會議は意の如く進捗せざる裡に、英國側より會議休止の議論起り、遂に幾多の波瀾を経て民國十五年七月三日支那の正統政府樹立せらるゝ迄一時同會議を休止する旨を決議し、同會議は具體的に何等の成果を挙げずして休止せられたるが、今支那の招請狀發送より會議休止迄の議事其他重要事項日程を示せば左の如し。

### 大正十四年

- 六月二十四日 支那政府より華府會議參加國に對し列國の對支現存條約修正に關する提議を爲し華府條約に規定せる關稅特別會議並に治外法權撤廢の爲め會議開催を間接に促す
- 八月五日 支那に關する九國條約並に關稅條約の批准寄託華府に於て完了す
- 八月十八日 北京政府は十月二十六日より關稅會議を開き尙關稅自主權に就ても討議決定せられんことを希望する旨通告し、次で夫々文書を以て正式に招請す
- 同 三十一日 日本政府は右招請を受納する旨並に代表氏名を通告す之と前後して米、英、西、丁諸國も參加承諾を通告す
- 八月 中 米國フエテラル無絲契約を實現する爲めに關稅會議を利用して支那を操る
- 九月 二日 支那政府臨時執政令を以て會議の委員會章程を公布す
- 同 四日 六月二十四日附支那の提議に對し列國回答す

同 十三日 支那委員就任式舉行

同 十四日 支那政府關稅定率(國定稅率)條例を發布

同 二十一日 日置關稅會議全權聲明書を發す

同 二十六日 午前十時開會式舉行、段執政並に支那代表演說、支那代表關稅自主權案を提出す米、英、日、各代表演說、日置全權、國定稅則を認め之が實施迄の暫行措置として協定稅率、差等稅率の二案を提示す

同 二十七日 第一回議事委員會を開き議長を選舉し(一)關稅自主權(二)暫行措置(三)附隨事項の三委員會を組織す

同 三十日 第一委員會第一回會議開催王正廷氏、日置全權夫々自國提案を説明し、次で白、佛、蘭、葡、諸、西、瑞各全權演說

同 三十一日 王全權厘金廢止に關する覺書を發表す

十一月三日 第一委員會第二回會議、日本全權、關稅自主承認の基礎案を提議す

米國全權一般條約案の基礎案を示す

同 六日 第二委員會第一回會議に於て蔡支那全權暫行附加稅案を提出説明す

芳澤全權附加稅案(三年間モラトリアム)を提出す

同 十日 馮玉祥クーデターを敢行し北京を掌中に收む

同 十三日 第二委員會不安裡に開會英國案提出さる

同 十四日 自主權條文作成の小委員會組織

同 十七日 右小委員會開催自主權案文決議

同 十九日 第二委員會に於て關稅自主權及び厘金廢止に關する決議案成立す

使途並に附加稅率に關する二委員會、及び使途の委員會を厘金並に其他に關する使途の二分科となす

同 二十一日 使途に關する二專門委員會

同 二十三日 附加稅に關する分科會、蔡全權第二種奢侈品目を提示す

同 二十四日 郭松齡、張作霖に叛し關稅會議危ぶまる

同 十二月十日 第二委員會第五回總會、支那全權、關稅評價準則に關する提案を爲し(一)外國人に對する内地課稅權に關する宣言(二)輸出稅及び沿岸貿易稅廢止に關する宣言を開示す

同 十六日 支那委員會外債整理額を八億圓と決定

同 二十三日 附加稅率分科委員會、支那全權B級奢侈品目表を提示す

同 十二月 中 支那動亂の爲め正式會議の開催不可能なりし爲め非公式會合を行ふ日本全權より關係國に内外債整理案を内示す支那の動亂は各國の意圖を日本案に傾かしむ

### 大正十五年

一月十三日 非公式會議開催

同 二十日 芳澤全權日支互惠條約締結の交渉開始を希望する旨支那政府に通告す

同 二十八日 佐分利事務總長歸京、モラトリアム案の貫徹不能なる爲め修正案を當局と協議す

同 二十八日 日支互惠條約交渉開始に支那政府應諾す

同 二月五日 外務、商工、大藏各省協議の結果モラトリアム案を二分五厘乃至二割七分五厘七種の差等稅率案に修正す

同 十三日 佐分利局長修正案を携へて北京に歸任す

同 十八日 第二委員會第六回會議を開催、王議長(一)暫行期間附加稅收入見積額並使途に關する決議案及び(二)二分五厘附加稅(奢侈品五分)實施に關する決議案(附加稅即行案)を提出修正案と共に日、支、英、米、佛、蘭六國の小委員に附議

同 二十日 六國小委員會、附加稅に關する支那提案を協議

同 二十四日 六國小委員第二回會議、奢侈品目に關し專門家會議を開くことに決定す

同 二十五日 右專門家會議開催

同 三月二日 六國小委員會第二回會議

同 八日 同第三回會議

同 十二日 同第四回會議



同 十八日 同第五回會議  
 二月—三月 佐分利委員歸任後附加税に關する日本修正案を提示して以後右正式會議の外に專門家會議及非公式會議を開催し二月末頃に華府條約所定の附加税二分五厘並に五分即行案を略定し、爾後暫行差等税率案に就き協議し三月末頃差等税率案は佛國を除く列國の承認を得、再び附加税案の増收使途並に條件に就て協議す  
 四月 九日 專門家會議開催  
 同 十日 北京に政變起る  
 同 十八日 段氏下野するも會議を續行する旨北京公使團にて決議す  
 支那側を交へざる列國非公式會議を開く英國支那時局の安定期を豫測し難き爲め附加税即行案のみにて會議の打切りを仄めかし日本極力反對す  
 四月中に差等税率確定す  
 五月 隨時非公式會議を開きて二分五厘即行案を協議す他の諸問題に就ては大體英、米、佛、日間に於て意見一致す、英國全權ヒール氏引上ぐ  
 六月 七日 吳佩孚氏自主權恢復の目的貫徹を聲明す  
 同 十日 支那側を交へざる列國非公式全權會議を開催す。英國華府條約所定の附加税即行案のみにて會議打切りを主張し列國之に賛す、日本一般條約と附加税即行案との不可分を主張す  
 同 二十五日 小田切顧問歸朝す、午後日本全權并に小委員會は右主張の相違を妥協せしむる爲め各國全權を歴訪す  
 七月 三日 非公式列國公權會議を開き即行案を討議せる結果、日本と列國の意見一致せず、今日迄の討議の結果は將來の會議の基礎とし支那が正式政府を樹立して要請する迄會議を休止することに決定す

### 露支兩國の新關係

#### 露支國交恢復經過の概要

##### 一、一九一九年の勞農政府の對支宣言

り從來獨立の生存を爲したると、其の意思に反し外國の一部に編入されたるとを問はず——其の內面的生存に於ては完全なる自由を享受すべきものにして、如何なる政府と雖も、強力を以て之れを其の領域内に引留むべきものに非ず。  
 勞農政府は舊露國帝政々府が日本、支那及び舊聯合諸國と締結せるすべての秘密條約——露國帝政々府が聯合國と共に露國の資本家、地主及軍人の利益の爲、暴力と賄賂とに依り東洋の民族、殊に支那國民を羈絆するの具に供せる諸條約——の無効なる事を宣言せり、勞農政府は當時既に支那政府に一九一九年の條約、一九〇一年の北京議定書及び一九〇一年より一九一六年の間に日本と締結せる協約全部の廢棄并に舊露國帝政々府が單獨に、又日本及聯合諸國と協同して、支那國民より獲得せる凡てのもの、還附に關し、商議せんことを提議せり、此の問題に關する商議は一九一八年三月迄繼續せるが、聯合國は突如として北京政府に迫り北京の官邊、支那の新聞紙等に黄金を散じ、支那政府をして勞農政府との關係を中絶するの已むなきに至らしめ、又日本及聯合諸國は東支那の軍隊を強要して、此の比類なき盜賊行爲を手傳はしめたり。  
 吾人は今日再び支那國民に告げて、其の眼を開かしめんと欲す。  
 勞農政府は舊露國帝政々府が滿洲及他の地方に於て奪取せる土地を總て拋棄せり、此等の地方に居住する人民には、何れの國家の領域内に殘留するとも亦何れの國家に永住せんとするとも、其の自由選擇に委すべし。  
 勞農政府は團匪事變賠償金の受取分を拋棄す、此の聲明を三度茲に繰返さざるを得ざる理由は、吾人の有する情報に依れば、吾人が之を拋棄したるに拘はらず、該賠償金の露國受取分は舊帝政々府の在支公使及領事等の虚榮を満足せしめんが爲今尙聯合國の手に依りて取立てられつゝある趣なるを以てなり。是等の舊帝政々府の官吏はすべて久しき以前より其の權限を喪失し居れるにも拘らず、舊地位を維持し、日本其の他の聯合國の援助を得て、今尙支那國民を欺罔しつゝあり、支那國民は此の事實を知らざるべからず、而して彼等を詐欺、欺罔を事とするものとして、國外に放逐せざるべからず。  
 勞農政府は支那領土に於ける露西亞人の一切の特權及特典を拋棄す、又露西亞人の官吏、僧侶、傳道者等は支那の内政に干渉せず、若し刑事上の犯罪を犯せば、盡く支那の裁判所に於て裁判を受くべく、支那國民の權力、法廷以外其

勞農政府は其成立の當初より支那との國交恢復に腐心し、屢々支那の朝野に對し其意志を表示せるが、特に一九一九年莫斯科政府外務委員代理カラハン氏の名を以て、支那國民と其南北政府に宛てたる宣言竝に一九二〇年支那政府の外交部に宛てたるカラハン氏署名の對支宣言は公然文書を以て發表したる最初の露國政府の對支交渉方針にして、爾來露支交渉に際し此の宣言書が屢々問題の中心となれり。殊に一九一九年の宣言は一九二〇年の宣言の基礎を成すものにして、極めて重要な性質を帯び、ユーリン、ヨツフエ、カラハン等の對支交渉に當りても常に交渉の基本として引用されたり。然るに右宣言に關し支那側發表のもの、露國側發表のものとの間に多少辭句の相違あり。就中「東支鐵道を無條件無償を以て還附す」との辭句の有無が問題となれる事一再に止まらず依つて先づ一九一九年八月二十日全露中央執行委員會の機關紙「イズヴェスチヤ」紙に一九一九年七月廿五日附露國政府の對支宣言として掲載されたるもの、全文を左に掲げん。

露國人民委員會はソヴェト軍隊が外國の武力の支持を受けたる反革命運動の專制者「ボルヂャック」の軍隊を擊破し、西比利亞に進軍せんとする日に當りて、支那全國國民に對し茲に友誼的書簡を送る。  
 勞農露國及ソヴェト赤軍が、今や二箇年の苦闘と比類なき努力に依りテラを越へて東方に進軍しつゝあるは決して不法を行ひ、他を奴隸とし、或は征服せんがために非ず、西比利亞の農夫及労働者は夙に此事を熟知し居れり。  
 吾人は東方の虐げられたる民族、就中支那國民を外國の銃劍と黄金の羈絆より解放せんとするものにして、吾人は獨り我露國の労働階級のみならず、支那國民にも吾人の救済を齎らんとするものなり、此の點に付吾人は一九一七年の十月大革命の第一日以来、吾人が聲明し來りたるにも拘らず、歐米及日本の腐敗せる新聞紙のために支那國民に隱蔽せられたる事實を想起するものなり。  
 勞農政府は一九一七年十月政權を掌握するや、直に世界各國國民に對し眞に永遠の平和を樹立すべきことを提議せり、抑も此くの如き平和は外國領土の占領、他國を強力に依りて隷屬せしむる事及び一切の賠償金を拋棄することを其の基礎とせんとするものなればなり。何れの國民も大小の別なく苟くも生存する限

他に何等の特權法廷をも認めざるべし。  
 是等の主要なる諸點の外、勞農政府は他の問題に付きて、支那國民の正當なる代表者と商議を遂げ、舊帝政々府が日本及他の聯合國と共に支那に加へたる不法、不正の行爲を一齊に除去せんとするの用意を有す。  
 勞農政府は聯合國及日本が今回も亦有らゆる手段を盡して勞農露國民の聲の支那政府に到達するを妨ぐべきことを知る、彼等は支那國民に云はん、支那より奪取したるものを還附せんがためには先づ滿洲、西比利亞に占據する匪賊を一掃すること必要なりと、故に勞農政府は賊徒「ボルヂャック」及其の同盟軍日本の羈絆より脱するが爲に戦へる西比利亞の農夫労働者を援助するために、ウラルを越へ東方に進軍しつゝある赤軍と共に此の書簡を支那國民に送る。  
 支那國民にして露西亞國民の如く自由ならん事を欲し、ベエルサイエに於て聯合國が支那を第二の朝鮮、又は印度たらしめんとして支那の爲に準備せる運命を免れんと欲せば、支那の國民的解放の戦に於ける唯一の同盟者にして同胞せるものは露國の労働者、農夫及其の赤軍たることを理解すべきなり。  
 勞農政府は支那政府を通じて支那國民に對し速かに我國と正式關係に入り、且我軍と會せしむる爲の代表者を派遣せんことを提議す云々。  
 而して此の宣言書は如何なる事情に依るか、翌一九二〇年の三月末北京に到着したるも、一般には右通牒記載の日附に依り、之を一九一九年の宣言となす、一九二〇年には右通牒に基き、露國より別に支那に通牒を發し居れるを以て、右の事實を特に一言説明せる次第なり。要するに右宣言書には舊條約の廢棄、團匪賠償金及各種利權の拋棄、治外法權の撤廢等大に支那國民の人氣に投ずるが如き題目を掲げたる爲、利權回收熱高調に達し自國の國際的地位向上に汲々たりし支那の朝野に非常なる感動を與へたるは當然のことにして、對露交渉開始論の如きは當時早くも民間に於て相當唱導せらるゝに至れるは自然の勢なるべし。然り乍ら北京政府は露國提議の實行を疑ひ、且列國に對する關係もある爲め敢へて何等の具體的措置を執る事なかりき。

##### 二、極東共和國代表「ユーリン」との交渉



前述の如く一九一九年の對支通牒は何等具體的結果を齎さざりしが、民間の輿論は依然露支交渉の開始を要望しつゝあるのみならず、他方勞農政府も亦支那との國交恢復に百方腐心し、西比利亞に組織されたるウエルフネ、ウチンスク政府を通じて飽く迄も其目的を貫徹せんと企て、ウエルフネ、ウチンスク政府も亦勞農政府の意を承けて、鋭意露支兩國の接近に努めたる結果、一九二〇年露支交渉も具體化するに至れり、極東共和國政府代表者イグナチウス、エル、ユーリンの北京到着即ちこれなり。

ユーリンは極東共和國代表として露支交渉に當るべき使命を帯び、同年六月恰克圖に到着せるが、支那政府は同氏一行の北京入りの報道に接するや、直に邊境駐在の支那官憲に命じて一行の前進を拒絶し、其理由として極東共和國委員一行は北京に來る必要なし、通商關係に付きては邊境の地方官憲と交渉せられたしと通告せり、然るに是れより先支那政府は勞農露國の真相調査の名の下に、陸軍中將張斯馨一行を莫斯科に派遣せる外、國務會議に於て通商調査、居留民保護の目的を以て莫斯科に總領事館を設置する件を可決せりと報道傳はり、兎も角兩國の關係は漸次緊密を加ふるの觀を呈するに至れるが偶々同年七月英露通商再開に關する協定草案成立するや、支那政府は新たな刺戟を受けたるものゝ如く見受られしが安直争闘後第二新内閣成立し、顏惠慶氏外交總長に就任するや、支那政府は急に從來の態度を一變し、ユーリン一行の入國を正式に許可し、同一行は八月二十六日北京に到着せり。之と前後して支那政府は九月十八日附を以て前露國公使に對し、近く露國公使及領事の資格公認を撤回すべき旨を非公式に通告し、同二十三日大總統令を以て露國公使及領事の待遇停止を公布せり。次で支那政府はユーリンの入京後、外交部員をして非公式に之と會見せしめ、ユーリン氏がウエルフネ、ウチンスク、浦潮、ブラゴウエシチエンスク等の諸政權の代表者たる事を認めたる上、爾來通商問題につき非公式に交渉を進めつゝありたるが、支那政府にては十一月三十日(一)支那に過激主義を宣傳せざる事(二)露

國革命以後在露支那人民の受けたる損害を賠償すること(三)極東各地在留の支那居留民の生命財産を保護すること(四)露支邊境に發生せる諸事件は調査の上取締を加へ再發せしめざることを四ヶ條の要求を提出し、ユーリンは全部之を承認せり、然るに其後支那政府は邊境地方に發生せる諸種の事件に關聯し承認事項の實行を求めたる所、ユーリンは之を以て支那政府が徒に難問を提起し交渉を阻害するものと爲し、其の要求を拒絶せる爲、圓滿に進行しつゝありたる露支交渉は一九二一年一月一時停頓を來せり。其の後四月中旬頃より再び支那政府はユーリンと通商條約締結の商議を進め、ユーリンは條約草案を提出せる旨傳へられたるに、ユーリンは突如として五月十八日チタに向け北京を出發せり。從つて外間には同氏の外相就任説或は交渉行詰の風説傳はりたるも、ユーリン氏が北京新聞記者團に語れる通り、通商問題に關しチタ政府と打合に行きたるものゝ如し。斯くて幾許もなく彼はチタよりの歸途に就き、其途中奉天に張作霖氏を訪問し、七月二十四日北京に歸着せり。其後彼は奉天、北京間を往復する事數次、著しく世人の注意を喚起せるが、支那側との折衝は遂に何等纏る所なかりし爲、八月日本との交渉に加はる爲大連に赴けり。尙ユーリンと支那政府との非公式商議中曩に莫斯科に派遣せられたる張將軍と勞農政府代表間に協定が成立せりと報道ありたるも、右は單に通商再開に關し何等か話合を爲したる程度に止り、張將軍は十二月中旬歸國せり。

### 三、勞農政府特使ヨツフェの來支

右の如くしてユーリン氏の對支交渉は結局失敗に歸したるを以て、勞農政府は一九二一年十二月特使アレキサンダー、バイクス氏を北京に派遣し、齊多側代表アガレフと共に露支交渉に當らしむることとせり。然るに支那側の態度は依然として決定せず、商議の開始如何は不確定の状態に在りし爲、バイクス氏は三月二十九日顏總長に覺書を送り「着京の日より既に三箇月を経過したるに、商議開催の問題は尙ほ依然として不確

定の狀態にあるのみならず、支那政府は種々なる命令を發して、露國民に對し友誼的ならざる行爲を敢てしつゝあり」とて數箇の實例を挙げ、且つ勞農政府が露國民の政府として商議の相手方たり得べき政府なることを力説し、支那側の態度に抗議すると共に商議の開始を督促せり。茲に於て外交部は外蒙古に於ける露軍不撤退の事實及び勞農政府の蒙古革命政府承認等の事態に鑑むる時は東支鐵道問題に關し露國側の眞意を疑はざるを得ず、又一八八一年露支通商章程に關しては、露國の内部が紊亂し多數政府交々樹立せられ、莫斯科政府の如きすら未だ國際間に正式の承認を得居らざる状態にして、交渉の相手方なきを以て勢必要な方法を採らざるを得ず、右章程を取消したるものなりと述べ、バイクスの抗議を一々反駁したる後、條約改正の希望に賛同するとともに、兩國の交好は誠意を旨とし、言行一致するを最重要とする旨を回答せり。

バイクス氏との交渉が前記の如く停頓に停頓を重ねつゝあるに際し、ヨツフェ氏は一九二二年八月十二日一行三十餘名の大行列を以て北京に乘込み來り、入京早々「露國代表の來支は露支兩國人民の友誼的關係を増進する爲にして、支那政府を脅迫して條約を締結せんとする野心を有せず、又露國は庫倫を占領せる事なし、唯外蒙の治安を維持するため、蒙古人民の請を容れて一部の軍隊を駐屯せしめ居れる迄にして、斯くの如きは決して領土的野心に出たるものに非ず」といふ趣旨の聲明書を發表せるが、幾許もなくヨツフェ氏は長春に於ける日露會議に出席する事と決せり。然るに同氏は九月二日北京を出發するに當り、特に外交總長顧維鈞氏に對し露國は一九一九年及び一九二〇年の對支宣言の原則に基き速かに露支交渉を正式に開催するの意ある事を通告し、會議開催の時期及場所の通知方を要求する所ありたり。一方北京政府は長春に於ける日露會議の關係もあり、民間に於ては交渉開催説愈々高く、衆議院に於ては勞農政府承認案すら提出せらるゝ有様なりしを以て、愈々ヨツフェ氏と交渉を開始する事に決し、九月二十二日外交部は外人記者との會見に於てヨツフェ氏の歸京後會議を開催する事となれる旨を發表せり。然るに

一九二二年十一月十四日極東共和國は其國民議會の議決を以て勞農政府に併合さるゝ事となれるに依り、露支交渉は名實共に勞農露國對支那との交渉となるに至れり。但し支那側は此に先ち九月二十五日露支會議開催前に外蒙問題の單獨解決を迫れる所、ヨツフェは十月十四日之を拒絶せる外、東支鐵道問題、白黨取締等の難問題相次いで起り、加ふるにヨツフェ氏が病氣に罹れる爲、會議開催の期日確定するに至らざりき。然るにヨツフェ氏は猶ほ急に東京を離るゝ模様なく、其中東京に於て川上ヨツフェの會商開始せらるゝに至れる爲、支那政府は益々神經を刺戟し王代表はヨツフェ氏に宛て「曩にヨツフェ氏は外交部に宛て正式に全然對等の地位に於て支那と新關係を設立せんことを切望する旨を照會し、速に露支會議を開かれん事を慫慂せられたるに、今や露支兩國の立場は顛倒し、支那は既に全權委員を任命し居れるに、露國に誠意なきため交渉を開始するに至らず、若しヨツフェ氏病氣或は日露交渉の關係上日本を去り難き事情あらば、此の際別にツヴェート政府は對支交渉のため全權委員を任命せられたき旨」の聲明を出すに至れり。之れに對し露國側はロスタ通信を通じて「ヨツフェ氏が東京より歸支し能はざるは醫師の勸告に因るものにして、病氣を理由とし交渉を遷延し居れる譯に非ず、王正廷氏の辭職が事實とすれば遺憾至極なるが、斯くの如きは支那側に近き將來に交渉を開始する意志なきことを示すものならん、既に權威ある政府が存在せず、總統も地位を去れる最近の状況より見れば、交渉遷延の責任は全然支那側にあり」と應酬する所ありたるが、幾許もなくヨツフ



エ氏は其健康少々からず歸國することなれるを以て、莫斯科政府は八月に入りカラハン氏を其の後任として極東に派遣することとなり。

### 四、王正廷カラハンの交渉顛末

ヨツフェ氏の後任に任命されたるカラハン氏の赴任し来るや其途上滿洲里、哈爾濱、長春等に於ける支那側の歡迎は頗る盛大なるものありき、先づ北京外交部及張作霖よりは出迎の爲代表者を出し、停車場には儀仗兵を出し接待至らざるなき状態にして、カラハン氏は意氣揚々として九月上旬北京に到着せり。爾來王正廷氏と非公式に意見交換中なりしが、王正廷氏が我國の震災に關聯し十一月來朝するに及び交渉一時中止せられたり。然し王正廷氏は本邦に出發前十一月二十一日附を以てカラハン氏に宛て余は近日公用を以て渡日するも、二週間後には必ず歸京すべき豫定なるを以て、歸來後直に交渉を開始し得る様、露國代表に於て正式交渉開始の日取を決定し置かむことを望む旨の書翰を送附せり。之れに對しカラハン氏は「余は曩に露支間に於ける正式外交關係が恢復せらるゝに於ては、直ちに交渉を開始する意向なる旨を明かにし置きたるを以て、右王氏の希望は即ち支那政府に於て王氏歸來の頃を以て露國との間に正式外交關係を設定することに決定したるものと解釋し欣幸とする次第なり」との回答を發せり。斯くて王氏が民國十四年一月北京に歸着せる當時より露支會議開催漸く世上に宣傳せらるゝに至れり。偶々英伊兩國が露國を正式に承認するや、支那一般の輿論は之に刺戟せられ、愈々露支交渉再開を望むの機運は濃厚となり、衆議院議員胡鄂公の如きは議員八十五名の連名を以て露國承認の建議案を提出し、無條件承認を主張するが如き有様を呈せり。茲に於て支那政府も愈々露支交渉を開始するに決し、當時上海に滞在中なりし王正廷氏を急遽上京せしめ之れが折衝の任に當らしむることに決定せり。斯くて王氏は上海より歸京し二月二十日以來數次カラハン氏と會見し種々意見を交換せる結果、大體の諒解成立したるを以て、三月三日右交渉に基き露支協定草案十五ヶ條を政府

に提出すると共に、正式交渉開始に先ち露西亞を承認するを得策とする旨の建議をも爲すに至れり。然るに支那政府内には承認尙早論を主張するもの尠なからざりしのみならず、外蒙古及び東支鐵道の如き重要問題に付きては草案の規定する處を不充分となす議論可成有力となり來る爲、閣議の開催數回に及べども容易に決定を見ざりき。然し乍ら其間王正廷、カラハン兩氏は引續き此等の難問題に付き意見の交換を爲し、兎も角も兩氏は三月十四日草案に署名するに至れるに拘らず、支那政府に於ては慎重論優勢なるため中々正式調印の運びに至らざりき。而して前記草案中主要なる事項は大體左の如きものなりき。

- (一) 協定調印後國交を恢復すること同協定調印後一ヶ月内に正式會議を開き、六ヶ月内に懸案解決の辦法を商議すること
  - (二) 正式會議に於て支那と舊露國帝政時代に締結せる一切の條約を廢棄すること
  - (三) 外蒙古に駐屯する露國軍隊は正式會議に於て撤兵條件を商議したる後に撤退すること
  - (四) 露國は支那が自國の資本を以て東支鐵道を買戻すことを承諾し、右買戻額及び條件等は正式會議に於て決定すること
  - (五) 露國は租界設置及び團匪賠償金を拋棄し領事裁判權の取消を承諾すること
- 前述の如く十四日王正廷、カラハン兩氏は草案に署名を爲したるに拘らず、支那政府の態度が依然決定せざる爲め、カラハン氏は十六日支那側に對し同日午後二時より三日間内に調印なきときは之を無効と認むる旨を通告したるも、遂に其正式調印なき爲め更に十九日第二回の通牒を發し、露支交渉は終結したるものと認むる旨并に期限満了後に於ては曩に兩代表間に署名済の草案を無効とし、今後は無條件に非ざれば交渉に應ぜざる旨を通告し、露支交渉は略々決裂の状態を示すに至れり。

### 五、露支國交の恢復

王正廷カラハンとの交渉は最後の一段に於て政府内意見纏らざる結果、殆んど決裂の状態に陥れるを以て當面の責任者たる王氏は憤然と

して政府に其任を釋かんとを要請したるに、素々政府内意見不一致も歸する所王氏に對する政治的立場に基く反感に出るもの多かりしを以て、政府は直に其辭職を容るゝと共に、爾後の交渉は外交總長顧維鈞に於て成さしむることとなり、爾來同氏は密に外交部參事朱鶴翔に旨を含め、曩に王正廷氏とカラハン氏との間に假調印を了したる草案中、(一) 露蒙協約廢棄確認(二) 外蒙撤兵に關する支那主權の尊重(三) 教會堂財產移管に關する支那の體面尊重及び團匪賠償金の放棄の三條項の修正案を議定し、勞農側をして右三案の修正案を承認せしめたる上之を承認成立せしむるの方針を執り、朱參事をして其折衝の任に當らしめたる所、五月三十日に至り大體右修正案に對し勞農側の承認を得たるを以て急遽調印を行ふこととなり、新協定案を即日閣議に上程し即決可決の上、直に曹大總統の裁可を経て、同夜其旨カラハン氏に通告し、翌三十一日午前十時外交部に於て露支協定大綱十五ヶ條、東支鐵道に關する暫行辦法十一ヶ條並に七箇の附屬聲明書に調印を了し、支那政府は勞農露國を承認する旨の公文書をカラハン氏に手交し、茲に露支兩國の新關係成立し國交の恢復を告げたる次第なり。

### 露支國交恢復に關する大總統令

外交總長顧維鈞の報告に依れば、同總長は本大總統の命を奉じてソヴェト社會主義共和國政府代表カラハンと露支懸案解決大綱協定、東支鐵道臨時管理協定及各種附屬書を議定し民國十三年五月三十一日雙方會合して正式に記名調印し、支露兩國國交は即ち本日より完全に恢復せりとのことなるが、支露兩國は土地相接し陸路素より敏し、今回協定成立し邦交恢復す、本大總統披閱の餘彌々欣慰を深ふす。茲に周れく布告して衆に聞知せしむ、此に令す。(民國十五年五月三十日附)

斯くて細目會議を開く順序となりたるも、實際問題としては解決すべき重要部分たる東支鐵道は北京政府の命を奉ぜざる張作霖氏の隸下にある爲め、露國側は細目會議に先ち張作霖と新協定を締結せざる限り不便尠なからずとなし、遂に同年九月二十日所謂露奉協定を締結せり。然り

乍ら其後幾許もなく奉天派と國民軍との關係乖離せし爲め、延いて露國側と奉天側との關係面白からず、加ふるに東支鐵道を中心とする難問題出し到底現状の儘にては細目會議に入ること頗る困難の状態にあり。今露支協定、露奉協定並に其附屬文書を示せば左の如し。

### 露支協定及附屬書 (民國十三年六月二十日 政府公報掲載)

- (一) 露支懸案解決大綱協定(譯文)
  - 支那共和國とソヴェト社會主義共和國は國交を恢復し兩國間の懸案を解決すべき大綱を協定せんことを希望し此が爲全權委員を任命すること左の如し
  - 支那共和國大總統は外交總長顧維鈞をソヴェト社會主義共和國政府はカラハンを全權委員に任命せり
  - 兩全權委員は互に其の所有せる全權委任狀を提示して其の妥當なる見各條款を議定すること左の如し
  - 第一條 本協定調印後兩締約國の外交關係は直に恢復すべし
  - 支那政府は適當の手續を以て前露西亞公使館領事館々舎をソヴェト社會主義共和國政府に移轉すべきことを承諾す
  - 第二條 兩締約國政府は本協定調印後一箇月以内に會議を開き後列各條の規定に依り一切の懸案に關する詳細なる手續を商議決定して之を施行することと同意す右に關する詳細の手續は迅速に完了すべく如何なる理由あるも前項の會議開始の日より起算して六箇月を逾ゆることを得ず
  - 第三條 兩締約國政府は前條に定むる所の會議に於て支那國政府と前露西亞帝國政府との間に締結せる一切の公約、條約、協定、議定書及契約等を總て廢棄し別に相互平等公平の原則及一九一九年一九二〇年兩年のソヴェト社會主義共和國政府の宣言の精神に基づき更に改めて條約、協約、協定等を締結することに同意す
  - 第四條 ソヴェト社會主義共和國政府は其の政策及一九一九年、一九二〇年兩年の宣言に依り前露西亞帝國政府と第三者との間に締結せる一切の條約協定にして支那國の主權及利益を侵害するものは總て無効たること



を聲明す

兩締約國政府は爾後兩國政府共に各他締約國の主權及利益を侵害する條約及協定を締結せざることを聲明す

第五條 ソウイェト社會主義共和聯合國政府は外蒙古の支那共和國の一部たることを承認し及該領土内に於ける支那國の主權を尊重す

ソウイェト社會主義共和聯合國政府は外蒙古駐ソウイェト社會主義共和聯合國政府軍隊撤退問題即撤兵期限及彼我境界地方の安寧に關する辦法の本協定第二條に定むる所の會議に於て商議決定後直にソウイェト社會主義共和聯合國軍隊を悉く外蒙古より撤退せしむることを聲明す

第六條 兩締約國政府は相互に各該國境内に於て他の一方の政府に謀反及反對する爲に成立せる各種の機關又は團體の存在及活動を許さざることを擔任し並相互に他の一方國の公の秩序及社會組織を紊すが如き宣傳を爲さざることを承諾す

第七條 兩締約國政府は本協定第二條に定むる所の會議に於て更に兩國境界を劃定すべきことに同意す右境界劃定以前は現在の境界を維持するものとす

第八條 兩締約國政府は兩國々境に於ける河川、湖沼及他の流域の航行問題に關し相互平等の原則に依り前條に定むる所の會議に於て之を規定することに同意す

第九條 兩締約國政府は前條に定むる所の會議に於て左の原則に據り東支鐵道問題を解決することに同意す

一、兩締約國政府は東支鐵道は純然たる商業の性質を帯ぶるものなることを聲明す並該鐵道自身の營業事務は該鐵道に於て之を直轄し其の他の支那國々家及地方主權に關する事項即司法、民政、軍務、警務、市政、稅務、地所(鐵道用地を除く)等は總て支那國官廳に於て處理することを聲明す

二、ソウイェト社會主義共和聯合國政府は支那國の資本を以て東支鐵道及該鐵道所屬の一切の財産を回收することを承諾す

三、兩締約國政府は本協定第二條に定むる所の會議に於て鐵道回收價額及條件並其の移轉手續を解決することに同意す

四、ソウイェト社會主義共和聯合國政府は一九一七年三月九日の革命以前

に於ける東支鐵道の株主、債券を所有する者及債權人に對し一切の責任を完全に負擔す

五、兩締約國政府は將來東支鐵道問題に關しては露支兩國に於て之を解決すべく第三國の干渉を許さざることを承認す

六、兩締約國政府は本條第三項に規定する所の事項解決せざる以前は特に東支鐵道臨時管理辦法を規定することに同意す

七、本協定第二條に定むる所の會議に於て東支鐵道に關する各事項の解決せざる以前は兩國政府の露曆一九一六年八月二十七日(即西曆一九一六年九月八日)締結せる露支合辦東三省鐵道契約に據る總ての權利にして本協定及東支鐵道臨時管理協定並支那國主權と相抵觸せざるものは仍有効とす

第十條 ソウイェト社會主義共和聯合國政府は前露西亞帝國政府の支那國各地に於て各種の公約、協定に據り取得せる租界其の他に關する總ての特權及特許を拋棄することに同意す

第十一條 ソウイェト社會主義共和聯合國政府は露國に屬する義和團事變賠償金を拋棄することに同意す

第十二條 ソウイェト社會主義共和聯合國政府は治外法權及領事裁判權を撤廢することを承諾す

第十三條 兩締約國政府は本協定第二條に定むる所の會議に於て通商條約を締結するときは兩締約國の關稅稅則は相互平等主義を採り同時に協定することに同意す

第十四條 兩締約國政府は前條に定むる所の會議に於て損害賠償の要求を討議することに同意す

第十五條 本協定は調印の日より直に効力を生ず

此が爲兩國全權委員は本協定英文二通に各署名調印す

中華民國十三年五月三十一日 北京に於て締結す

一九二四年五月三十一日

顧維鈞印  
カラハン印

(二) 東支鐵道臨時管理協定(譯文)

第五條 本鐵道の各役員は原則として露支兩國人を平均に任用するものとす

第六條 理事會は鐵道事務を商議し之を解決すること能はざるときは兩締約國政府に申請して之を解決するものとす但し本協定第七條に記載するところの豫算決算の事項に關しては此の限にあらす

第七條 本鐵道の豫算決算は理事會より理事會及監事會聯合會議に附議し其の認可を経るものとす

第八條 本鐵道の収益は理事會之を保管し本鐵道の根本辦法解決せざる以前は之を流用することを不得るものとす

第九條 理事會は前露西亞帝國政府が一九一六年十二月四日批准せる東支鐵道會社規則を本協定及一九二四年五月三十一日締結の露支照案解決大綱協定の主旨により迅速に改訂すべし但し如何なる理由あるに拘らず理事會成立の日より起算し六箇月を逾ゆることを得ず

第十條 將來東支鐵道の根本辦法が西曆一九二四年五月三十一日締結の露支照案解決大綱協定第二條に定むる所の會議に於て決定せられたるときは本協定は直に廢止す

第十一條 本協定は調印の日より効力を生ず

此が爲兩國全權委員は本協定英文二通に各署名調印す

(三) 聲明書(譯文)

(一) 支那共和國政府及ソウイェト社會主義共和聯合國政府は聲明すること左の如し

千九百二十四年五月三十一日露支照案解決大綱協定に調印後前露西亞帝國政府又は支那國所有の一切の不動産及動産にして各該國境内に在るものは相互直に之を還附し且其の還附すべき財産は目録を作製し各該政府に送付して處理せしむべし

此が爲兩國全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭にす

(二) 支那共和國政府及ソウイェト社會主義共和聯合國政府は聲明すること左の如し

ソウイェト社會主義共和聯合國政府實際上所有の露西亞國教會建物及土地

支那共和國及ソウイェト社會主義共和聯合國は東支鐵道は露國國家の出資に依り完全に支那國領土内に敷設せられたるものにして彼我共に該鐵道は純然たる商業の性質を帯ぶるものなることを認定し該鐵道自身の營業事務以外の支那國家及地方主權に關する事項は總て支那國官廳に於て之を處理し本鐵道の根本辦法が西曆千九百二十四年五月三十一日締結の露支照案解決大綱協定第二條に定むる所の會議に於て解決する以前は兩國は本鐵道業務を共同經營する目的を以て臨時管理辦法を協定することに同意したるに因り此に全權委員を任命すること左の如し

支那共和國大統領は外交總長顧維鈞をソウイェト社會主義共和聯合國政府はカラハンを全權委員に任命せり

兩全權委員は互に其の所有せる全權委任狀を提示して其の妥當なるを見各條款を議定すること左の如し

第一條 本鐵道に理事會を設け議決機關となし理事十人を置き露支兩國政府より各理事五人を任命して之を組織す支那國政府は支那人理事一人を任命す理事長即督辦とし、ソウイェト社會主義共和聯合國政府は露西亞人理事一人を任命して、副理事長即會辦とす

理事の決定数は七人を以て最少限度とす其の採決は總て六人以上の同意を必要とし然る後施行力を有するものとす

督辦及會辦は理事會の事務を共同管理し各項の文書を裁決するものとす督辦及會辦事務あるときは各該政府は他の理事をして其の職務を代理執行せしむ(督辦は支那人理事代理し會辦は露西亞人理事代理するものとす)

第二條 本鐵道に監事會を設け監察五人を以て之を組織す支那人監察二人は支那國政府之を任命し露西亞人監察三人はソウイェト社會主義共和聯合國政府之を任命す會長は支那人監察中より之を選挙するものとす

第三條 本鐵道に局長一人副局長二人を置き局長は露西亞國人を以て充任し副局長は露支兩國人各一人とし理事會之を任命し各該政府の認可を受くるものとす

局長副局長の職權は理事會と規定す

第四條 本鐵道の處長副處長等は理事會之を任命す若し處長支那人なるときは副處長には露西亞國人を任用し處長露西亞國人なるときは副處長には支那人を任用すべきものとす



の移轉又は其の他の適當の處置に關しては大綱協定第二條に定むる所の會議にて於て支那内地に於ける財産保有に關する現行法律及規則に依り之を商議決定すべく北京及八處に於けるソヴェエト社會主義共和聯合國政府の實際上所有する露西亞國教會建物及土地等はソヴェエト社會主義共和聯合國政府に於て之を引續ぐべき支那人又は支那國の機關を指定したる後支那國政府は支那内地に於ける財産保有に關する現行法律及規則に依り該指定支那人又は支那國の機關に之を移轉すべく支那國政府は該建物及土地を保護管理し且つ現に居住し居るものを移轉せしむべきことを雙方了解せり

右聲明は大綱協定中の聲明條項と同等の効力を有す  
此が爲兩國政府全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(三) 支那共和國政府及ソヴェエト社會主義共和聯合國政府は共同聲明すること左の如し

大綱協定第四條に關し支那國政府は露西亞國に對し露西亞帝國政府以來第三者との間に締結せる一切の條約及協定等にして支那國の主權及利益を侵害するものは現在又は將來たるに論なく之を有効と認めざることを雙方了解せり

右聲明は大綱協定中の聲明條項と同等の効力を有す  
此が爲兩國政府全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(四) 支那共和國政府及ソヴェエト社會主義共和聯合國政府は共同聲明すること左の如し

大綱協定第十條に記載するところのソヴェエト社會主義共和聯合國政府の拋棄する各種の權利及特權に關し支那國政府は其の一部又は全部を何れの第三國又は何れの外國人組織の團體にも之を讓渡せざることを雙方了解せり

右聲明は大綱協定中の聲明條項と同等の効力を有す  
此が爲兩國政府全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(五) 支那共和國政府及ソヴェエト社會主義共和聯合國政府は共同聲明すること左の如し

大綱協定第十一條に對し左の如く雙方了解せり  
一、ソヴェエト社會主義共和聯合國政府の拋棄するところの露西亞國に屬する部分の義和團事變賠償金は該賠償金を擔保とする各種の優先債務を全部償還せる後完全に之を支那國教育獎勵の爲に充つるものとす

二、特別委員會を設立して前項の資金を管理並分配す該委員會は三人を以て之を組織し内二人は支那國政府任命し一人はソヴェエト社會主義共和聯合國政府任命す該委員會の議決事項は全員一致を以て之を行ふ

三、該資金は收入の都度前項特別委員會の指定せる銀行に預入るべきものとす

右聲明は大綱協定中の聲明條項と同等の効力を有す  
此が爲兩國政府全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(六) 支那共和國政府及ソヴェエト社會主義共和聯合國政府は左の事項に同意せり

千九百二十四年五月三十一日の露支懸案解決大綱協定第二條の規定に依る本會議に於て該協定第十二條に依り治外法權及領事裁判權撤廢後のソヴェエト社會主義共和聯合國人民の地位に關する準則として適宜の條項を規定すべし但し如何なる理由あるに拘らずソヴェエト社會主義共和聯合國人民は完全に支那法律の管轄を受くべきことを併せて聲明す

此が爲兩國全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(七) 支那共和國政府及ソヴェエト社會主義共和聯合國政府は既に千九百二十四年五月三十一日露支懸案解決大綱協定を締結し同日調印せる東支鐵道臨時管理協定第五條に規定する所の本鐵道各役員は支那共和國人民ソヴェエト社會主義共和聯合國人民を平均に任用すとの原則に關し左の如く解釋することに同意せり

此の原則の適用は現在露西亞國籍に屬する人員を更迭し又は解職することとを以て該原則を實行する唯一の意義なりと解釋するを得ず更に各地位は總て兩締約國人民を平等に任用すべく何れの一方の人民に對しても其の

勞農社會主義共和聯合國政府

中華民國東三省自治政府

タズネオツフ  
鄭 榮 謙  
呂 世 銘  
鍾 世 銘

右全權委員は相互に其全權委任狀の良好妥當なるを認め左の條項を協定せり  
第一條 東支鐵道 兩締約政府は東支鐵道問題を左の如く解決することに同意す

(一) 兩締約政府は東支鐵道は純然たる商業的機關なることを聲明す  
兩締約政府は東支鐵道の直接管理下にある經營に關する諸事項を除き中華民國及び同國地方政府の權利に關する一切の事項即ち司法、民政、軍政、警察、市政、稅務及び土地財產(東支鐵道自身の必要地を除く)に關する事項は中華民國官憲に依りて管轄せらるべきことを聲明す

(二) 一八九六年八月二十七日及び九月八日東支鐵道の建設及び經營に關する條約第十二條に規定する期限は八十年より六十年に短縮すべし其の期限満了と共に中國政府は同鐵道及び其の附屬財產を無償にて回收す  
兩締約政府の同意あるときは前記期限(即ち六十年)を更に短縮するの問題を商議することを得

本協定署名の日より勞農社會主義共和聯合國政府は中國の東支鐵道を回收するの權利あることに同意す兩締約政府は右回收の時に於て東支鐵道の實價を決定すべく同鐵道は中國資本を以て公平なる價格にて回收すべし

(三) 勞農社會主義共和聯合國政府は一九二四年五月三十一日北京に於て署名を了せる勞農社會主義共和聯合國政府と中華民國との協定大綱第九條第四項に基き兩締約政府の組織せる委員會に於て東支鐵道會社債務問題を決定することに同意す

(四) 兩締約政府は相互に東支鐵道の將來に關しては勞農社會主義共和聯合國政府と中國に於て之を決定し第三國をして之に關與せしめざることに同意す  
(五) 一八九六年八月二十七日及び九月八日東支鐵道の建設及び經營に關する條約は本協定の定むる條項に從ひ兩締約政府の組織せる委員會に於て本協

待遇に差別を示すことを得ず且各地位は當事者の能力、技術及教育上の資格に依りて之を任用すべきものなることを雙方了解せり

此が爲兩國全權委員は本聲明書英文二通に各署名調印し以て信守を昭す

(四) 交換文書(譯文)

顧外交總長よりソヴェエト社會主義共和聯合國委員  
カラハン氏宛てたる書翰(民國十三年五月三十一日附)

以書翰致啓上候陳者本國と貴國との間に締結せる兩國懸案解決大綱協定は既に本日雙方の調印を了せるを以て茲に特に本國政府を代表し左の如く聲明致候  
本國政府は兩國の友好關係を維持する爲に現在本國軍隊及警察各機關に於て任用しつゝある前露西亞帝國人民の職務を停止すべし右人民が本國に在留すること及其の行動はソヴェエト社會主義共和聯合國國家の安全に危害を及ぼす恐あるに因り若し右人民の名簿を本國政府に御提示有之に於ては本國政府は各關係機關に命じ必要の手續を執らしむべし

右照會得貴意候 敬具

ソヴェエト社會主義共和聯合國代表カラハン氏より

顧外交總長に宛てたる書翰(民國十三年五月三十一日附)

以書翰致啓上候陳者本日附貴信を以て本國と貴國との間に締結せる兩國懸案解決大綱協定は既に本日雙方の調印を了せるを以て茲に特に本國政府を代表し本國政府は兩國の友好關係を維持する爲に現在本國軍隊及警察機關に於て任用しつゝある前露西亞帝國人民の職務を停止すべく右人民が本國に在留すること及其の行動はソヴェエト社會主義共和聯合國國家の安全に危害を及ぼす恐あるに因り若し右人民の名簿を本國政府に御提示有之に於ては本國政府は各關係機關に命じ必要の手續を執らしむべきことを聲明する旨御照會相成了悉致候御申越の各事項に關しては本委員同意を表し候

右照會得貴意候 敬具

露 奉 協 定

勞農社會主義共和聯合國政府と中華民國東三省自治政府は相互の友誼關係を促進し雙方の利益に關する諸問題を規定するの意圖を以て兩當事者間の協定を締結することに同意し右の目的を達する爲めに全權委員を任命せる事左の如し



定署名後四箇月以内に完全に修正することを要す右修正前は同條約に基く兩國政府の權利は中國の主權に牴觸せざるもの限り有効とす

(六)本鐵道は東支鐵道に關する一切の事項を商議決定する爲めに理事會を設けし理事十人を置く右の中勞農社會主義共和國聯邦より五名、中國より五名を任命す

中國は右中國理事會中より理事長を任命す理事長は從來の督辦の職權を行使すべし

勞農社會主義共和國聯邦は露西亞人理事會中より副理事長を任命す副理事長は從來の會辦の職權を行使すべし

理事會の法定員数は七名とし理事會の一切の決定は六名以上の同意あるに非ざれば執行するを得ず

督辦及び會辦は共に理事會の事務を處理し理事會の一切の文書に署名すべし

督辦又は會辦缺員あるときは當該政府は他の理事より督辦又は會辦を任命し其の職權を行はしむべし(但し督辦は中國理事より、會辦は露國理事より任命す)

(七)本鐵道は監事會を設置し監事五名を置く即ち右監事三名は露國人とし勞農社會主義共和國聯邦之を任命し二名は中國人とし中國之を任命す

(八)本鐵道は管理局長官一名を置き勞農社會主義共和國聯邦人民より之を任命し並に副長官二名を置き一名は勞農社會主義共和國聯邦人民より、他の一名は中華民國人民より任命す

前記役員は理事會之を任命し當該政府の承認を要す

長官及び副長官の權利及び義務は理事會に於て之を定む

(九)本鐵道各部の部長及び副部長は理事會之を任命す

部長が勞農社會主義共和國聯邦人民たる場合は副部長は中華民國人民たるべく部長が中華民國人民たる場合には副部長は勞農社會主義共和國聯邦人民たるべし

(十)本鐵道各部の職員は勞農社會主義共和國聯邦と中華民國の均等代表の原則に依り任命す

第四條 關稅及び通商協定 兩締約政府は均等相互の基礎の上に兩國の組織する委員會に於て關稅定率則を起草し並に通商條約を締結することに同意す

第五條 宣傳 兩締約政府は相互に各當該國領土内に締約國の一方に對して暴力を以て反對闘争することを目的とする如何なる機關及び團體の存在及び運動をも許さざることを誓約す

兩締約政府は更に締約國の一方の政治及び社會組織に相反する宣傳に従事せざることを誓約す

第六條 委員會 本協定の各條に定むる各委員會は本協定署名の日より一箇月以内に事務を開始すべく六箇月以内に於て可成速かに其の事務を完了すべし但し本協定各條に於て特に期限を定めたる委員會は本條の適用を受けざるものとす

第七條 本協定は調印の日より効力を發生す

其の證として各全權委員は露西亞語、支那語及び英吉利語を以てする本協定の謄本に署名調印せり

疑義を生じたる場合は英吉利語文を以て標準と爲すべし

一九二四年九月二十日即ち中華民國十三年九月二十日奉天に於て締結す

### 露蒙關係の現状

外蒙古は中華民國の藩圖たるに拘はらず、事實は今や純然たる露國勢力下の獨立國たるの觀を呈するに至れること政治篇記述の如くなるを以て、敢て茲に再言せざるも、一九二一年十一月五日露蒙兩國政府間に締結せられたる條約を示せば左の如し。

#### 一、露蒙修好關係恢復條約

舊帝制露西亞政府と其の狡猾貪慾なる政策に依り壓迫せられたる蒙古自治國政府との間に締結せられたる凡ての舊條約及び協約が兩國が新關係を開始せる事に依りて其の効力を失へるの事實に鑑み一方蒙古國民政府と一方勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府は此の隣接兩國間の自由なる修好協和の關係を結ばむ

(註)右均等代表の原則を執行するに當りては如何なる場合に於ても本鐵道平日の運用の進行を障害することなかるべく即ち兩國人民をして職員として採用するときは經驗、性格及び適否等に基づくべし

(十一)本協定第一條第十二項に於て規定せらるる見積及び豫算に關する事項を除き理事會の協定成立し得ざる一切の事項は兩締約政府の考量に附し正當に之を解決すべし

(十二)理事會は本鐵道の見積及び豫算等を理事會及び監事會の聯合會に提出し其の査察及び承認を要す

(十三)本鐵道一切の純益は理事會之を保管し且つ委員會に於て右純益を兩締約當事者に分配するの問題の最終的決定を了する迄は之を使用するを得ず

(十四)理事會は本協定に基き理事會成立の日より四箇月以内に於て可成速かに一八九六年十二月四日露國帝制政府の承認を経たる東支鐵道會社諸條例を完全に修正すべし

右修正前に於ては右諸條例は本協定並に中華民國主權に牴觸せざるものに限り引續き有效とす

(十五)東支鐵道回收に關する條件が兩締約政府間に於て決定を見たるとき若くは本協定第一條第十一項に規定せられたる期限の満了に依り本鐵道が中國に還附せらるるときは本協定の東支鐵道に關する條項は一切其の効力を失ふべし

第二條 航行 兩締約政府は均等、相互及び各主權尊重の基礎の上に兩國々境にある河川、湖沼及び其の他の水域の上に於ける兩國一切の船舶の航行に關する問題を解決することに同意す本問題の細目は本協定署名の日より二箇月以内に兩締約政府の組織する委員會に於て規定すべし

勞農社會主義共和國聯邦は哈爾濱を含む松花江上流に於て船客及び貨物に對して大なる利害關係を有し並に中國は黑龍江下流海洋に至る水域に於て船客及び貨物に對して大なる利害關係を有するに鑑み兩締約政府は均等相互の基礎の上に前記委員に於て此等の利益を保障するの問題を考慮することに同意す

第三條 國境 兩締約政府は其の組織する委員會に於て兩國の國境を再測定することに同意し且つ右再測定前は現國境を維持すべきことに同意す

が爲めの正當なる努力に依り此の目的を達成せむが爲めに交渉を開始し且つ兩國は之が爲めに全權委員を任命せること左の如し

勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府

セルゲー、イワノウイツチ、ドホフスキ  
パリヌ、フイリツホウイツチ、ゲツツ  
ダ、ン、ザ、ン  
ズ、ハ、バ、ト、ール  
ナ、レン、ド、ル、シ、ユ  
エル、デ、ニ、イ、ツ、シ、ヨ、ン  
ワン、シル、ニン、ダム、デ、イン

蒙古國民政府

右全權委員は正規の定式と指命とを具備するものと認めたる全權委任狀の交換を了し左の協定を爲せり

第一條 勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府は蒙古國民政府を唯一正當なる蒙古國民政府と認む

第二條 蒙古國民政府は勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府を唯一正當なる露西亞國政府と認む

第三條 兩締約國は相互に左の義務を負ふ

一、其領土内に於て締盟國の一方に對して戰爭を爲し若くは其政府又は其同盟國政府の覆滅を企圖する政府、團體、結社又は個人の組織若くは存在を許さざること並に其領土内に於て締盟國の一方に對する敵軍の爲めに其國民又は他の國民の動員を爲し若くは自由意思に基き募集を爲さしめざる事

二、其の直接たると間接たるに拘らず締盟國の一方に戰爭を爲し若くは其の戰爭の爲めに利用せられ得べき如何なる組織に屬し又は向けらるることを問はず其の領土内の地點又は其の同盟國の領土内に於て武器を輸入し若くは通過せしむることを禁止する爲めに凡ての禁止手段を講ずること

第四條 勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府は其の全權代表者を蒙古國首府並に其の領事をコプト、ウリヤンター及びアルタンブライクの各都市に派遣し其の他は蒙古國民政府との協定に依るべし

第五條 蒙古國民政府は其の全權代表者を勞農露西亞社會主義聯邦共和國首府に且つ勞農露西亞社會主義聯邦共和國政府との協定に依り露西亞國の國境地



方に領事を派遣す

第六條 露西亞國と蒙古國との國境は勞農露西亞社會主義聯邦共和國と蒙古國政府との間に可成速かに締結せらるべき特別協定に基き設置せらるべき特別委員會に於て之を決定すべし

第七條 締盟國の一方の領土内に居住する締盟國の一方の人民は右領土内に居住する最惠待遇國民人民と同一の權利を享有し且つ同一の義務を負担すべし

第八條 各締盟國の司法權は民事及び刑事事件に付き其の領土内に居住する締盟國の一方の人民に對して及ぶべく且つ各締盟國は文明と人道の高尙なる原則に従ひ其の審問機關又は其の他の機關に依りて肉體的苦痛を與へ若くは人類の威嚴を毀傷するが如き何等の刑事的處置又は審問的處置を爲すことを忌避すべし

第九條 兩締盟國の人民の一方の領土に於て交易の爲めに供せらるる商品を出及び輸入するに當りて當該國の法規に依りて定められたる課徴金を支拂ふべし且つ右は同一商品を輸出及び輸入するに當りて最惠待遇國民の人民に與へらるる課徴金よりも不當に高率なることを得ず

第十條 勞農露西亞國政府は蒙古國勞働階級の文化發展に必要な郵便及び電信の組織に關する蒙古國國民政府の賢明なる措置に順應せむが爲めに蒙古國國民に對し露西亞共和國の所有に屬し且つ蒙古國內に存する電信局の建物並に其中に存する電信機械の全部を無償を以て交付すべし

第十一條 兩締盟國を連結する文化的並に經濟的關係を確保するの目的を以て露西亞國と蒙古國との郵便及び電信關係並に蒙古國を經由する電信送達の問題を規定するの極めて重要な考慮し兩締盟國は右の問題に關し可成速かに特別協定を締結すべきことに同意す

第十二條 蒙古國民政府は蒙古國內に於て土地又は建物を所有する露西亞人民に對し土地所有權土地賃借權及び耕作權を與ふ且つ租稅賃借料及び其の他の支拂の徵收法を適用するに當りては最惠待遇國民に對して現に認められ又は適用されたる若くは將來認められ又は適用せらるべきものと同一なるべし

### 對支新借款團の組織

#### 對支新借款團組織經過

大正七年六月米國政府の提議に基き日米英佛四國銀行團を以て新に對支借款團を組織し、支那政府を相手とし、若くは其保證する借款にして公募せらるるものは政治借款と實業借款とを區別することなく之を新借款團共同の事業と爲さむとするの議起り、其の後右提議は關係各國政府の贊同を得、次で大正八年五月巴里に於て右四國銀行團代表者會合協議の上、大體米國政府の提議を基礎とする新借款團組織に關する綱要を決議し、夫々各本國政府及銀行團本部の承認を求めたるを以て、日本に於ても新に銀行團を組織して之に参加することに決し、他三國に於ても亦前記巴里に於ける決議を確認し、爰に新借款團組織の根本義は確定するに至れり。元來新借款團の組織に依りて支那の借款に對する列國間無用の競争を阻止し、以て支那の福祉を増進し關係國間の友好協調を鞏固緊密ならしむることは素より我朝野の切望する所にして、現に往年米國銀行團の現存四國銀行團復歸方を勸説したるが如きも一に對支投資に關し關係列強と協調の實を擧げむことを庶幾したるに外ならず、從て前記の如く更に關係列強協調の範圍を擴大し且之をして益々緊密ならしめむとする米國の新提案に對しては進みて之れに贊同の意を表し、次で巴里會議の決議をも確認するに至れる次第なりとす。然れ共新借款團問題は他の關係國に取りては主として單純なる業務上の利害問題たるに止まるも、日本に取りては往々國家の緊切なる利害問題を包含し、其の我領土に接続せる關係上國防並國民の經濟的生存に重要緊密なる關係を有せり。然り而して如上日本の特殊地位に關しては從來關係國政府に於ても之を諒認するに躊躇せざりし所なりと雖、帝國政府は前記巴里會議の決議を確認するに當り日本の立場に付關係國との間に更に明確なる了解を

第十三條 本條約は露西亞語及び蒙古語を以て二通を作成す其の署名と同時に効用を發生す

西曆一九二一年十月五日  
蒙古曆一一年第十月六日  
莫斯科に於て作成す (署名)

ガエー、エス、ドホフスキー  
ビ、イ、ゲ、ツ、ツ  
ダ、ン、ザ、ン  
ズ、ハ、バ、ト、ール  
チ、レ、ン、ド、ル、シ、エ  
ダ、ム、ア、イ、ン

### 二、露唐密約の内容

外蒙の一角たる唐奴烏梁海は、帝政時代より露支間に其歸屬問題に就き各種の異論ありたるが、勞農露國は民國十四年以來唐奴烏梁海の代表を莫斯科に招致し之を懷柔し、民國十五年初頃より露國との關係益々緊密となり來れる觀ありしを以て、新疆督辦楊增新は屢々烏梁海の勞農露國への併合の事實を北京政府に報じ警告しつゝありたりき。然るに同年夏、在莫斯科支那代理鄭公使より唐奴烏梁海が勞農露國の教唆を受け、六月三日勞農露國に加入する事を宣言せし旨を正式に報告し來れるのみならず、最近の支那新聞も亦唐奴烏梁海が唐奴共和國と改稱し、勞農露國と左記四項より成る密約を締結せる旨を報じ、以て其事實なるを裏書しつゝあり。

- 一、唐奴共和國の各聯族内には露國が適宜駐兵する事を得、但し其數は唐奴國兵の數を超過するを得ず
- 二、王侯の尊稱は永遠に保存し世襲する事故の如し
- 三、露國人を招聘し政治顧問となし唐奴の内政を整頓す
- 四、總て外交事項は露國人擔任し唐奴の自由は他と條約締結するを得ず

遂けむことを圖り、爾來屢次意見の交換を遂げたる結果、英米佛三國側には於ては接壤關係に基く國防並國民の經濟的生存の安全を保障せむとする日本提議の主眼とする所に於ては充分之を了解し、右三國政府は日本の緊切なる利益に背反する何等の措置に出づるの意圖を有するものにあらざるのみならず、進みて日本の利益を擁護するに足るべき一般的保障を與ふるに躊躇せざる旨を聲明し來り、帝國政府に於ても其の提議の本旨は充分關係國の了解を得たるものと認め、上記關係銀行團代表者の協定を承認することに決定したる結果、竟に大正九年五月十一日差當り日米兩國銀行團代表者の間に了解の確立を見るに至れるが、其後更に日英佛三國銀行團の間にも同様了解を遂げたる結果、同年十月十五日紐育に於て開催せられたる日英米佛銀行團代表者會議に於て新借款團規約に調印を了し、爰に借款團の完成を告げたり。依て右四國政府は同年十一月二十日附同文聲明を左の如く發表せり。

#### 日英米佛四國政府同文聲明

對支援助を目的とする新借款團の組織に關し大正八年五月巴里に於て日英米佛四箇國資本國代表者の採擇せる假協定が今や四國銀行團の調印を経て確認せられたるの報に接したるは帝國政府の満足とする所なり以上の如く「借款團」の名の下に成立せる國際的聯合は上掲四國政府の完全なる承認を経たる者にして且右は四國銀行業者の協力に依り支那政府が改善せる交通及運輸機關の建設の爲特に要する資金を調達することを得、(資金の調達に支那政府若くは同政府又は地方政廳の保證を有する代表者に對する借款公募に關する契約に據る)以て支那國民の利益を最も善く増進するに至るべしとの信念の下に組織せられたるものなり斯の如くして一方に於ては支那國民が其の統一と安定とを一層鞏固にせむとする努力に對して援助を與へ又他方に於ては各國國民の個人的企業に對して均等の機會と支那の經濟的開發に關する一層廣汎なる活動範圍とを提せむことと希望に堪へざる次第にして更に又斯る協同動作に依り關係五國民間に極東問題に關する了解と協調とを一層増進せしむるに至るべきを信じて疑はざる所なり。

次に對支新借款團の規約を示せば左の如し。



對支借款團規約

本規約は千九百二十年十月十五日倫敦市クレイステヤーチ街第九番に其の營業所を有する香港上海銀行(以下香港銀行と稱す)を第一當事者として巴里ラフキツト街十五番の二に其の營業所を有する印度支那銀行(以下佛國銀行と稱す)を第二當事者として日本横濱に於ける横濱正金銀行(以下日本國銀行と稱す)を第三當事者として英國に於ては倫敦市オールド、プロード街二十二番モルガン、アレンフェル商會又佛國に於ては巴里モルガン、ヘーヂェス商會に代り代理せらるる「ジエー、ビー、モルガン商會クイン、レーブ商會ナショナル、シテイ、バンク、オヴ、ニューヨーク、在紐育チエリス、ナショナル銀行、在紐育ギアラソテ、トラスト會社、在ボストン、リー、ヒギンソン商會並在市俄古コンチネンタル、エンド、コムマーシヤル、トラスト、エンド、セーヴィングス銀行(以下米國團理事と稱す)を第四當事者として締結せられたるものにして香港銀行佛國銀行日本國銀行及米國團理事は本規約の目的の爲には英國佛國日本及米國各團體の各代表者として行動するものなり

英國佛國日本及米國各團體は對支借款の業務を商議實行するの目的を以て組織せられたり

各團體所屬國政府は本規約當事者たる各自國團體に對し下記規約に遵由する一切の活動に付其の完全なる支援を與ふべく又特定の借款契約取得上競争起りたるときは在北京四國政府外交代表者に於て本規約當事者に對し當該契約取得の爲合同の援助を與ふべきことを保障せり

各國團體の意見に依れば支那政府の爲經濟的改造及交通改善の企畫に要する資金を各自國の投資利益を代表する諸銀行團の協力に依り調達すること現下の事態に最も善く支那國民の利益に貢獻する所以なり

如上の見地に基き公益施設に付支那を援助する爲計畫せらるる一切の企業に對し各團體は均等の條件を以て参加せむとするものにして又此等の目的達成の爲支那資本の協力を歡迎するものなり

仍て茲に各當事者間に契約すること左の如し

第一 各團體は各自其の團員の數を増減する權利を留保す但し團體より脱退する者と雖依然本規約の制限の規定に依り拘束を受くべく又新に加入する團員は本規約の制限を遵守すべく且各團體は(他團體の同意を経ることなくして)

同一の國籍を有せず且其の市場に營業所を有せざるものを新に其の團體に加入せしむるを得ざるものとす新團體加入の許可は本規約各當事者に於て各本國政府の承認を條件として之を決定すべし

第二 本規約は支那政府支那中央政府各部支那地方政府又は支那政府若は支那地方政府に於て所有し又は管理し若は其の爲所有し又は管理せらるる會社若は法人並支那政府若くは支那地方政府の保證ある取引の當事者に對する現在又は將來の借款契約にして公募の方法に依るものに適用せらるべし但し支那國內に於て募集せらるべき借款に付ては此の限に在らず

既に具體的進捗を爲せるものと認むべき企業に關する既存借款契約は本規約の範圍より之を除外することを得

第三 本規約の適用を受くべき現在及將來の借款契約並此の種借款契約より生ずる事業は夫々本團體に依り本規約の規定に従ひ處理せらるべきものとす

第四 本規約は各當事者間一切の關係に於て完全なる均等主義に基き作成せられたり從て各當事者は凡ての事業に均等の持分を有し一切の契約に署名し又事業に關する一切の費用を均等に負擔すべきものとす(各當事者が各自其の市場に於て其の持分の發行に付又は之に關聯して要する印紙稅並其の費用は此の限に在らず)且各當事者は各自の關係に於て均等の權利義務を以て一切の契約を締結すべく又各當事者は其の性質及種類の何たるを問はず同一の權利特權特典利益責任及義務を享有すべきものとす從て本規約の適用を受くべき事業の爲又は之に關聯して行はるべき前貸金は各當事者に於て之を負擔すべく又各當事者は既存諸契約に對し自己と均等なる參加權を他の當事者に提供すべし若し一若は數當事者が既約諸契約又は其の一部若は前掲將來の借款に對する參加を拒否したる場合には參加を承諾せる一若は數當事者に於て之を引受くることを妨げざるは右の場合には之を引受けたる當事者の市場に於て之のみを發行すべきものとす

第五 一切の契約は成るべく各當事者に共同責任を負擔せしめざる様作成せらるべく各當事者は各自負へる定約又は義務を各別に履行すべきものとす

各當事者は其の業務の實行に關し出來得る限り了解を遂ぐべし尤も其の如何なる方式に據るを問はず右實行は當事者各自の利益の爲各自の参加分に付行はるべく且各當事者は其の参加分を各自の市場に於てのみ實行することを得べ

し但し各市場に於ける債券の發行は實質上平價たるべきものとす

第六 本規約に基き業務参加を受諾したる一若は數當事者は自己の發行すべき参加分を引受け發行すべきことを提議する他の當事者に對し豫め書面を以てする通告に依り當該通告を發したる當事者の参加分の全部又は一半を其の勘定にて發行せむことを要求することを得而して右の要求を受けたる一若は數當事者は前記通告書に明記せる金額を左記條件に依り發行(以下代理發行と稱す)すべきものとす

一、當該通告は全借款額又は(借款額の一部發行の場合に於ては)各當事者が其の都度發行に同意したる借款額の債券發行に關する最終契約完結以前に代理發行當事者に到達することを要す

二、當該通告を受けたる數當事者は該當事者間に於て當該通告書を發したる當事者に諮ることなく代理發行を決定することを得但し該決定をなすに至らざる時は受託當事者間均等に發行すべきものとす

三、代理發行を爲す場合には代理發行と代理發行を自身の持分發行額との間に何等の區別を設くべからず右代理發行は總ての點に於て發行を遂行するの目的を以て組織せらるることあるべき各「シンジケート」の定むる條件に従ふべきものとす

四、代理發行を爲す各當事者は其の發行總額に關し必要なる總ての費用に付當該通告を發したる當事者に諮ることなくして任意決定することを得

五、代理發行を爲す各當事者は當該通告を發したる當事者に對し代理發行額面額の百分の一半を超えざる手数料並各發行當事者が自己の全發行に關し單獨の裁量を以て支出したる費用全額中發行額面額と代理發行額との比例を以て割當てらるべき其の分擔額を請求することを得

六、代理發行を爲す各當事者は本規約の爲に何等代理發行に應募し又は之に應募せしむべき責任を負擔することなし

七、代理發行を爲す各當事者は自己の受けたる全應募額を代理發行額と自己の持分の發行額とに按分に割當つべし

八、代理發行を爲す各當事者は自己の發行せる全額に對し自己の市場に於て相場の建つ最善の努力を爲すべし

九、代理發行を依頼したる當事者は當事者全部の承諾あるに非ざれば代理發行

行に屬するもの全部又は一部たりとも自ら發行することを得ず

第七 各當事者は自己の市場外に於て他に参加を爲さしむることを得ず自己の市場内に於て他に参加せしむる場合には全然該當事者の計算に行はるべく若し發行額中に代理發行額を含むときは發行銀行と前記の如き通告書を發したる當事者ととの按分計算に於て行はるべし且斯る參加を許す當事者は其の際該参加分が毫も該當事者の市場外に在るものに譲渡せられざる様最善の努力を爲すべし其の他の参加發行は本規約當事者全部の承認を得たる場合のみ爲さるべきことを得べく且各當事者均等に持分を負擔すべきものとす

第八 本規約は上記日附より向ふ五箇年間効力を有するものとす但し當事者の過半が十二箇月前に書面を以て其の旨豫告するときは何時にても本規約を廢止することを得

右證據として各當事者より正當の委任を受けたる各代表者は本規約前文所掲年月日を以て夫々署名を了せり

對支新借款團と日本の立場

對支新借款團の成立せんとするや、駐支日英米佛四國公使は夫々本國政府と打合せの上其隔意なき所見を交換したる末、借款團の精神を徹底せしむると共に、將來に於ける之が運用を圓滑ならしめんが爲め、借款團組織に關する關係文書を支那政府に通告提示することとなり、大正十年一月十八日附連名を以て支那外交總長に宛て左の如く通告せり。

駐支日英米佛四國公使より支那外交總長宛書東

米英佛及日本各代表者は建設的事業に要する資本の供給に依り支那に對する援助を目的とする新借款團の組織に關し千九百十九年五月巴里に於て前記各國投資者の代表者に依り假に採擇せられたる趣旨に基き團體規約が今回右四國銀行團より正當に授權せられたる代表者の署名を経て其の承認を経斯くして借款團なる名に於て完成を告ぐるに至れる國際團體は關係四國政府の完全なる承認を得たることを茲に貴總長に通報するの光榮を有す



最近開催せられたる紐育會議に於て千九百二十年十月十五日署名を経たる借款團規約は團體銀行代表者より財政交通部に通告せらるべし

嗣で同年四月一日關係各國政府は新借款團關係公文書一切を公表し、其組織の本旨と成立の経緯を明にしたるが、其重なるもの並に其目錄を示せば左の如し。

新借款團關係諸文書

駐支佛日米英四國公使より支那外交部宛通告文

佛日米英四國政府は過般來右四國政府間に協議せられつゝありたる、所謂新借款團の範圍及目的に關し支那政府に對し共同通告を爲すべき時機に達したりと認め爰に佛日米英四國各代表者は左の通り陳述するの光榮を有す

千九百十八年中米國政府は支那に對し財政援助を與ふるの目的を以て米國に一の米國銀行團を組織すべき旨を上記他三國政府に通告せり右米國銀行團の基礎たる根本義は該團體所屬各員の保有する一切の對支借款優先權及選擇權は總て一體として米國團體の共有に移すべく又政府の保證ある將來に於ける一切の對支借款は其の行政上のものたるを將た實業上のものたるを問はず總て團體の業務として協同に處理せらるべしと謂ふに在り

以上梗概を敘述せる米國政府提案に對し英佛日各國政府は慎重且友好的考慮を加へ結局千九百十九年五月十一日及十二日巴里に於て四國團の主なる代表者會合の上本件提案の財政上の細目並其の業務の範圍限界等に關し討議する所あり

就中米國提案の原則を實現する四國團體規約案を起草するに至れり本問題の大綱より更に一步を進め財政上の細目に互りて敘述するは本通告の目的とする所に非ず如斯は來る十月紐育に於て開催せらるべき各國銀行團會議に於て確認を經べきものなるも唯動もすれば或は誤解を招き易き一要點即ち各國政府の各自國銀行團乃至借款團全體に對して與ふべき援助の程度如何に關しては茲に其事態を明確ならしめ置くことを得難なり思惟す

即ち加盟各國銀行團の所屬國政府は其借款團に屬する各自國團體に對し巴里に於て銀行團の間に訂立せられたる團體規約に依り行はるゝ業務に對し完全なる援助を與ふべし然り而して右規約は支那政府の保證あり且公募せらるべき現在及將來の借款契約に關するものにして已に具體的進捗を爲せる經濟的企業に對する既約の契約は本規約の範圍より除外せらるべきこと是れなり別添關係各國政府間往復各文書並米國團及日本團各代表者の間に交換せられたる書翰數通に依り支那政府は本件交渉の経緯を知り本問題に關する事態を明にするを得べし爰に右通告を爲すに當り新借款團をして關係四國政府の希望たる支那開發援助の實現を容易ならしむる爲先づ以て支那が速に統一政府を確立するに至らむ事は各本國政府の懸望する所なるを再言せむとす(千九百二十年九月二十八日附)

新借款團成立關係交換公文書目錄

- イ、米國國務卿より米國銀行團宛書東(千九百十八年七月九日附)
ロ、米國國務卿より駐米日本大使宛書東(千九百十八年十月八日附)
ハ、米國國務卿代理より駐米日本大使宛書東(千九百十九年五月三十一日附)
ニ、日本銀行團代表者より米國銀行團代表者宛書東(千九百十九年六月十八日)
ホ、米國銀行團代表者より日本銀行團代表者宛書東(千九百十九年六月二十三日附)
ヘ、米國國務卿より在米日本大使館宛書東(千九百十九年七月三日附)
ト、英國外務省より在英日本大使館宛書東(千九百十九年八月十一日附)
チ、在英日本大使より英國外務省宛書東(千九百十九年九月一日附)
リ、英國外務省より在英日本大使館宛書東(千九百十九年十一月二十日附)

メ、在英日本大使館より英國外務省宛書東(千九百二十年三月十六日附)
ル、米國國務卿より在米日本大使館宛書東(千九百二十年三月十六日附)
ナ、英國外務省より在英日本大使館宛書東(千九百二十年三月十九日附)
リ、在英日本大使館より英國外務省宛書東(千九百二十年四月十四日附)
カ、英國外務省より在英日本大使館宛書東(千九百二十年四月二十八日附)
コ、在英日本大使館より英國外務省宛書東(千九百二十年五月十日附)
ク、英國外務省より在英日本大使館宛書東(千九百二十年五月十七日附)
ケ、佛國外務省より在佛日本大使館宛書東(千九百二十年五月二十五日附)
コ、日本銀行團代表者より米國銀行團代表者宛書東(千九百二十年五月十一日附)
ツ、米國銀行團代表者より日本銀行團代表者宛書東(千九百二十年五月十一日附)

尙對支新借款團の成立に際し我帝國の滿蒙特殊利權除外問題に就いて列國間に議論ありしが、右に關しては我外務省より左の如く其間の事情を聲明する所ありたり。
借款團組織の由來は右公表各文書に依り明にして本問題に關する帝國政府の立場に關しては是れ亦客年五月内外に向て聲明せる所に依り其の要を盡くせりと雖此の機に於て更に一言を以て之を補ふも敢て徒爾ならざるべし
元來借款團の本旨は一に支那の福利を増進せむが爲關係列強間の協力を確實ならしめむとするに外ならず殊に本借款團は當初より經濟的的使命を帯びて誕生せるものなるを以て毫も政治的色彩を有せざるの一事は特記せざるべからざる所なり、尙此の種對支財策を目的とする國際團體の組織は必しも新奇なる試みならず即ち對支借款に關しては千九百十二年日英米佛露獨より成る六國團成立したるが翌十三年米國資本團は同國政府の政綱に適應せしむが爲脱退し次で獨逸は大戦の結果自然除外せらるゝに至れるも而も爾餘の四國財團は益々結束を鞏固にして以て今日に迫り而して上記の如く日本が進みて六國財團に参加したるは畢竟一に列國協調の方針を恪守したる所以に外ならずして爾來前驅の如く財團員の離合を來せりと雖も日本は依然財團の一員として列強の協調を尊重すること終始渝らざるのみならず其の間我方に於ては屢次米國財團の復歸を切望動奨して熄まざりし際一昨々年七月米國政府より日英米佛四國財團組織の提唱に

接したるは即ち我多年の素懐に一致する所以にして乃ち我方に於ては欣然右の提議を快諾して之が組織の促進を期せり換言せば新借款團は我既定方針の實現に外ならずして新舊兩借款團の期する所は其の根本義に於て寸毫も異る所なく寧ろ米國團の復歸参加せる借款團の成立に依りて借款團の精神を充實し更に之が結束を鞏くせるものと云ふも過言に非ざるなり
若し夫れ日本の所謂滿蒙留保問題に關しては既に大正九年五月之を詳述して我立場を明にしたりと雖爾來尙我提言の動機に關し何等か誤解に胎胎するが如き言説を敢てする者無きに非ざるは頗る遺憾とする所なり右は今回復表せる關係文書(今回發表せる關係文書の多くは日英兩國政府間に於ける往復に過ぎずと雖米國政府との間に於ても亦同一趣旨の照覆を重ねたり)を熟閱するに及びて既に一般の了解を期し得べしと雖元來帝國政府の庶幾したる所は畢竟滿蒙地方に關する我特殊且正當なる要望に對し關係列強の確然たる了解を更新せんことを期せんとしたるに過ぎずして滿蒙地方に對し他列強の活動を全然排除せむとするが如き冀望に基くものに非ず即ち之を換言せば日本の要望する所は畢竟國防並國民の經濟的生存の明晰なる確保に外ならず素より國家の自衛上緊切なる利害を有する具體的事實に至りては複雑多岐なりと雖斯の如きは今後現實の事態に應じ一に關係列強の互信友好の精神に信賴し得べきを信ず然るに外間或は我所謂滿蒙留保の固執を以て所謂侵略主義に胎胎する主張に基くものと爲し仍て以て借款團の組織を滯滞せしむるに至れるを云爲する者無きに非ずと雖斯の如きは全然誤妄の臆說にして國防と國民の經濟的生存とを根本義とし國家自衛權の確保を要求するには國民の眞摯なる聲にして斷じて之を一部人士の政略的主義として見るべきに非ざるなり
如上既往の経緯は姑く措きて問はず唯關係列強が克く日本の眞意を了解し日本の切實なる要望を確認したるを欣幸とし借款團の完成に基く友好的協力に對し深甚なる期待を以て其の將來に囑目するも同時に延て關係列強間に益々協調友好の新時代を啓成するに至るべきを確信するものなり(大正十年四月一日外務省公表)

對支借款團の活動

次で大正十二年五月二十八日巴里に於て對支借款團カウンスル會議を